

於て同様の見解を執つたことは、同國捕獲審檢所の英船 *Narvian* 及び伊船 *Silla* の各載貨の檢定の上に見えた (Faulkner, *Jurisp. Franc.*, pp. 273, 330)。

二四六六 然しながらウキルヘルミナ事件は、米國の當業者が第一次大戰の開始後に於て糧食の獨逸への賣込を企てたる最初の試みであり、且英國が之に對し拿捕權を如何に行使するかを驗せんとする一のテストケースであり、且英國の行動に前後する英米當局者の見解には後の參考となる點も少なからずあつたから、その始末の概要を左に録して置きたい。

ウキルヘルミナは千七百噸といふ比較的小型の米國の貨物船である。當時穀類の需要に急を感ずる獨逸政府は、在米の獨逸人をして豫て獨逸方面に取引關係を有する米國の一會社 *W. I. Green Commission Co.* にその獨逸への積出方を交渉せしめた。同會社には、一はこの際穀類その他肉類、乾菓等の食料品約二千噸(價格約二十萬弗)を漢堡へ送らば純益約十萬弗の儲けとなるといふ計算からと、一は獨逸國內の非戦闘者を救つてやりたいといふ人道主義からの主従兩理由で、その積出を試むることにした。けれども途上英國軍艦の拿捕を受くる懸念もあるので、社長は國務省の内意を問合せたるに、國務長官ブライアンは一九一五年一月十二日付を以て『糧食は條件附禁制品に屬し、隨つて事實之を敵國の政府又は軍隊へ仕向くるに非ず又之に供給するの意圖あるに非ざる限り、適法に交戰國の領土に輸送するを得るものとす。』と回答したとある。丁度その頃、英國外相グレーも同月七日付の對米覺書中に於て『糧食は敵國の軍隊又は政府への仕向のものゝ推定せられざる限り、之を留置せず且捕獲審檢に附せざるものと英國政府は承認するの用意を有す。』と言明したので、英米兩當局者の見解は右の點に於て一致した譯である。

そこで同會社は前記數量の穀類その他の食料品を漢堡の同社支店宛に、且専ら獨逸の常人のみに配供せしむるものと言明し、ウキルヘルミナに積入れて同年一月二十二日紐育を解纜せしめた。然るに獨逸政府は、ウキルヘルミナの紐育解纜後三日を経たる一月二十五日、獨逸國內に於ける一切の穀類穀粉等は、一月卅一日以降悉く政府にて差押え、之を政府の管理に移し、その分配方は政府之を定むとの旨を布告した。尤も同日以後の外國より輸入の分には之を適用せざるも、これは市町村團體又は『輸入者の特に指定する組合』に對してのみ之を賣渡すを得べきものと爲した。獨逸政府のこの穀類官營令は、自然本船の載貨の性質上に影響するなきを得ない。在倫敦米國大使は一日二十七日國務省へ『英國政府は當初はウキルヘルミナの載貨に干渉せざる意圖なりしも、獨逸の穀類官營令は事實一切の糧食を軍隊に屬せしむるものなるに鑑み、本船は之を拿捕し、その載貨は英國政府之を買収することになるべし。』と電報した。次で英國政府は翌二月四日、即ち獨逸政府が『戰域』令を宣布せる日、左の陳述書を發表して本件題に對する見解を明かにした。

『獨逸の新令に依れば、總ての穀物及び穀粉類は政府管理の下にあり、隨つてその輸入は獨逸の政府又はその監督の下にある官廳に仕向けられたものと見るべきである。これ新事態を構成するもので、若しウキルヘルミナの載貨及び目的の地にして豫期の如くであるならば、本船が中途に阻止せられたる場合に、その貨物を捕獲審檢に附し、獨逸新令の性質を考査し、慎重審議の上何分の決定を爲すことにならう。本船の船體に對し何等の措置を執らざるべきは疑を容れない。而して本船の船主は、その遅延に由りて生じたる損害を補償せらるべく、又荷主も英國政府の行爲に由りて蒙りたる損害を補償せらるべきである。』

『英國政府は今後同様の載貨をその船と共に拿捕し且中立國人に對し何等補償を爲さざることにしたりと新聞紙の報道は全然虚報で、政府は從來の條規及び慣例を撤廢するが如き決定を約したことなし。獨逸政府が商船を港に抑



留し又はその乗員に對し便宜を供與せず、一般常人の生命をも顧慮することなくして商船を撃沈せんとし、甚しきに至りては病院船の襲撃をも敢てするが如き同政府の明白なる方針に鑑み、英國政府に於ては獨逸の通商に對し報復的に一層強硬なる方法を執らんとの問題を生じた。假に斯の如き決定に到達したる場合には、その決定以前又はその公表以前に解纜したる中立船に對しては、何等損害を蒙らざらしめんがため適當に注意を與ふる積りである。』

この間にありてウキルヘルミナは途中暴風に遭ひ、船體に破損を受けたので、修理のため二月九日英國のファルムット港に入つた。故に英國が本船を航海中に拿捕する問題は起らなかつたが、本船の入港を機として税關吏は之に臨檢して載貨を調査し、且航海可能となり次第シアープネス港に回航して載貨を陸揚すべき旨を命じた。船長は自分は載貨を漢堡に輸送すべき命を奉ずるもので、その以外の地に陸揚するを肯ずる能はずと稱して之を拒んだが、結局は陸揚を餘儀なくせられた。

米國政府は荷主の申請に基き英國政府に對し、該載貨は獨逸國內の常人へ供給するためのものなること、獨逸の新令は一月三十一日以後の輸入に係る食料品には適用せられざるものなること、該布告に觸るる本船の載貨は全載貨の一分五分に過ぎざる小麥及び麩粉のみで、餘の八割五分は之に關係なき肉類、野菜、及び乾果なること、該布告にては食料品は市町村を経て之を常人に供給するの計畫であり、市町村を以て政府の代理人視するは當らざること、該布告の目的は、獨逸政府の説明に依れば、常人に供給せらるべき糧食の價格が投機者に依り暴騰せらるべきを防止するに外ならざること等を擧げ、英國捕獲審檢所にて本載貨に對し沒收の檢定を下すが如き場合には更に抗議する所あるべしと告げ、且米國より輸入の糧食の分配は之を米國領事官の監督の下に置くべしとの獨逸政府の證言、及び穀類の政府管理は單に國內産出のものに限り、輸入

食料品はこの限に在らずとの在伯林米國大使よりの報告等に就て英國政府の注意を喚起し、併せて本船を速に解放せんことを要求した。

英國政府は之に對し、二月十九日付に係る大要左の覺書を在倫敦米國大使に交付して自國政府の立場を釋明した。

『獨逸政府の一月二十五日發令の本件布告第四十五條に依れば、一月三十一日以後獨逸に輸入せらるる總ての穀物及び穀粉類は政府直轄の團體又は地方廳にのみ輸送すべき旨規定してある。ウキルヘルミナの目的港は獨逸帝國の自由市にして行政權の市廳に賦與せられてある所の漢堡である。これ英國政府が本船の載貨を捕獲審檢に附せんとする理由の一である。』

『獨逸政府は二月六日を以て前記第四十五條の規定を廢止したりとの趣なるも、これはウキルヘルミナの審檢を困難ならしむるの目的に出でたること明瞭で、且この廢止は本船拿捕の際、いや今日に至るまで、英國政府の承知せざる所である。』

『獨逸政府の制定せる穀物及び穀粉類の專賣の範圍より輸入糧食を除外するとせば、同品の禁制品たる性質に如何なる影響を及ぼすべきやを考究するは、捕獲審檢の檢定に依るのが最も適當である。』

『本載貨を捕獲審檢に附するを正當とする理由の當にこれのみに止らざることとは茲に一言するの要がある。獨逸政府は英國東海岸の總ての町及び港を要塞又は根據地と看做して取扱ふと聲明し、この論據に依りヤームット、スカイゴロー、ホキットバイ、その他の不防守地を砲撃し、又同一理由に因り獨逸巡洋艦は獨逸に於ける條件附禁制品目中の貨物を積んで英國東海岸の港に向け航行中の多數の中立船を拿捕し、又和蘭船マリアはダブリン及びベルファスト行の貨物を積んで米國加州を出でたるに、昨年九月獨逸の撃沈する所となつた。この行爲たる、その貨物が英國の政府又は軍隊に仕向けられたるが如き立證せられ、且その假定がダブリン及びベルファストの要塞又は軍事根據地なりと



認めらるるに依り實證せらるるに及んで、茲に始めて適法と認むるを得べきである。獨逸が英國の不防守地及び海水浴場に於ける無辜の常人の生命財産を攻撃し、將た要塞又は根據地に仕向けられたりとの理由の下に來航の船及び物件附禁制品たる載貨を拿捕又は撃沈するを正當とするに於ては、英國政府も亦エルベ河口の要塞にて半ば防禦せらるる漢堡をば、要塞にして且倫敦宣言第三十四條に掲ぐる目的の軍事行動及び兵站根據地として取扱ふの自由を有すること當然である。ウキルヘルミナの載貨の荷主にして英國政府の命じたる行動に關し國際法上の當否を争はんと欲するならば、審檢所に訴訟を提起するに充分の機會がある。尙ほ英國政府は、外交交渉開始前に捕獲審檢の結果を俟たるやう勸告したる一月十日付在英米國大使宛英國外相の公文「禁制品に關する米國政府の提議に對する回答」に就て米國政府の注意を喚起したい。又ウキルヘルミナの載貨が禁制品なりと決定せられたる日に於て、船主及び荷主は衡平なる補償を受くべしとの當初の保障は之を記憶されたい。

『英國政府は今日まで糧食を絶對的禁制品と宣言したること無く、又糧食が敵軍又は敵國政府に仕向けられたるに非ざれば、之を積めるの故を以て何等中立船に干渉したることも無い。右の措置を執るに方りては、政府は文明諸國が從來尊重し且遵守し來れる通則、即ち一般人民は交戦者の取扱を加へらるることなしとの原則に基けるのである。然るにこの取扱の區別は、獨逸政府の聲明且實行しつある新主義に依り全然没却せられた。獨逸が英國の水雷を敷設する以前に公海に水雷を散布し、以て嘗に英國商船のみならず多數の中立船をその乗員と共に撃沈したる暴舉に對しては、英國政府の報復手段を執るは自由で、たとひその手段にして敵國の常人に對し壓迫を加ふるが如きものにては妨げないのであるが、政府は今日まで未だこの手段に出でなかつた。然るに今や獨軍は一層極端なる手段に訴へんことを宣し、且既に之に着手した。即ち一たび英國船を發見せば何等警告を爲さず、又乗員に避難の機會を與へずして水雷を發射し、甚しきは英國病院船に對し白晝水雷攻撃を行ひ、向後は嘗に英國船のみならず、英國近海にて發見せらるる中立船に對しても同様の措置に出でんと威嚇する。故に英國政府としては、報復手段として糧食を絶對的禁制品と宣言し又は獨逸の海外貿易を妨害するの已むなきに至るも、中立國に於て獨逸政府をして近世史に於ける法律上及び人道許容せられざる戰鬪行爲の抛棄を強制する能はざる限り、交戦の法規慣例に訴へて英國の行動を非難せられざらんことを期待する。他なし、國際法上の原則は獨逸が今や之を蹂躪せんとするので、隨つて交戦の法規慣例も全然その效力を失墜するに至つたからである。』

斯くてウキルヘルミナは、既に同二月十一日英國捕獲審檢所の假調査に附せられたが、程なく英國政府は同年三月十一日を以て發布せる獨逸全封鎖に關する勅令を實施すると共に、本審檢は對獨糧食供給に關し何等價值なきアカデミックの問題に過ぎざるに至れりとの理由に於て、同國外相は四月八日在倫敦米國大使に對し、本件は之を本審檢に附せず、改めて之を仲裁者の裁定に附すべく、仲裁者は本載貨の全部を荷主の要求する條件の下に鑑定に附し、鑑定人の算定する價格を以て之を買上ぐることを、尤も船そのものに就ては、英國政府は載貨陸揚の上は直ちに出海苦しからざる旨を傳へたるも、依然貨物を積んだ儘引續き停船し居るのであるから、その停船に由る損害に對しては賠償の責に任ぜざること等を通じた。米國政府は荷主及び船主側の意見を徴したる末、時局に鑑みこの措置にて満足するの外なしと見、右の提議を承諾したので、本件は之にて解決の曙光を迎へた。而して右の仲裁者としては、英國外相及び在倫敦米國大使は合議の末、英國破産裁判所長マーサー(一九一二年に *The Titanic* 沈没事件調査委員長、一九一五年に *The Lusitania* 及び *The Falaba* の同委員長たりし *Viscount Morsey*) を之に推した。マーサーは翌一九一六年七月十三日、英國政府より米國側關係人に對し七萬八千四百磅(三十九萬弗)を支拂ふべしと裁定した(外に利子の支拂もある)。この額は米國側の原要求額を殆ど丸呑みしたもので、以て英國側に如何に妥協の希望が濃厚であつ



たかを見るべきである。

是より先きウキルヘルミナは、前年四月二十一日ファルムット港を去りたるが、翌一九一六年七月五日、即ち右の賠償額裁定に先だつこと一週間前、伯刺西爾の一港にて同國海軍の一運送船と衝突して沈没し、問題の對象物は全く影を失ふに至つた。

**二四六七** 右のウキルヘルミナに關する英國政府の見解は、瑞典船ハカンの載貨の檢定に於ても強調せられた。ハカンは瑞典の一商船で、諾威の一港より鹽漬の鯀を積んで獨逸のリューベックに向ふ途次英艦に拿捕せられ(一九一六年四月四日)、捕獲審檢所にては、鯀は糧食として禁制品であり、又本船は該禁制品を輸送するものとの理由に於て、共に沒收の檢定を下した。船主は服せずして抗告したるに、樞密院司法委員會にては、本貨にして禁制品ならざるに於ては本船は當然解放となるべき理なりと爲し、本貨の果して禁制品に非ざるかを先決的に審檢し、その結果原檢定を肯定して抗告を棄却した。その裁定の要に曰く、

『本仕向港たるリューベックは瑞典及び諾威よりの貨物が専ら獨逸へ輸入せらるる門戸である。勿論同港が全然若くは主として陸海軍の裝備の基地として利用せらるる觀は無い。けれども同港の本貨荷受人は、獨逸政府の指揮の下に戰時の必要に基く糧食の管理に關係すべく同政府に依りて指定せられたる伯林の The Central Purchasing Co. に追て本品を引渡すべき義務の下に立つことは明瞭である。隨つて本貨は、作戰の目的のために事實獨逸政府に依りて徵發せらるべきものである。本貨にして假に拿捕を免れたとしたならば、それは市民の口に入つたかも知れない。けれども獨逸に於ける糧食の一般的缺乏は、市民の給養をも一の軍事的問題と化せしめた。又たとひ獨逸の陸海軍隊が鹽漬鯀の供給を受けざりしとするも、市民がその供給を受くることに由りて陸海軍隊のパン及び肉類の供給を受けるの分量は増加せらるべきである。これ等の事情に鑑み、本品は軍事的目的を有するものと結論するも決して不當の

生綿を絶對的に禁制品に編入

見解のなす。(Fauchille, *Jurisp. Brit.*, II, p. 368)

**二四六八** 膏に糧食のみならず、英國政府は一九一五年八月二十日の勅令を以て、倫敦宣言第二十八條に於て禁制品と宣言することを得ずと規定してある生綿をも絶對的禁制品の中に編入した。曾て日露戰役中、露國が生綿を火藥の原料といふ理由にて絶對的禁制品と爲す旨宣言するや、英國は米國と歩調を揃へて之に對し強く抗議したものである。然るに英國は、今や露國の當年の理由をその儘借用し、己れ自身之を絶對的禁制品に編入した。英國政府とても、開戰の初期に於ては生綿を禁制品とするの意思は無かつたやうで、即ち既に對獨封鎖に依りて生綿は獨逸に入らぬやうにしてあるから、事實禁制品たると同様で、改めて之に禁制品の名を附するは損あるも益なし、といふ見解であつた。然るに生綿は中立國を經由して陸續と獨逸兩國に輸入せらるるの實狀に鑑み、茲に改めて生綿、綿撤絲、屑絲、綿織絲の類を舉げて絶對的禁制品に組入れたのである。當時の英國政府の説明に依れば、綿は敵國に於て盛に爆發物の製造に利用せられ、火藥の製造上既に著しく硝石の位地に代りつつあるの狀況に鑑み、敵手に落すべき綿は膏に之が通過を妨遮するに止まらず、之を沒收するを當然と認め、即ち之を禁制品と宣言するのであるとあつた。

英國のこの宣言に對しては、獨逸も米國も共に抗議した。殊に米國の南部地方の綿業者は、痛く不平を唱へた。『全世界の大多數の人々は綿製品を着用する。故に過去に於ては、何れの交戰國も之を非禁制品として取扱ひ來つたものである。曾ては日露戰役に於て露國が綿を火藥の原料となるとの故を以て絶對的禁制品と爲すや、英國は米國と共に強硬に之に抗議したではないか。』と。米國政府は英國政府に向つてこの苦情を取次いだ。(尤も大統領ウキルソンは抗議に氣乗りしなかつたやうである——*Borchard & Lago, Neutrality*



for U. S., p. 206) の苦情に對し英國側からは、南部諸州産の綿を一封度十仙の割にて多量に買取らんと  
の意向を申込みたるに、それを聞込みたる在華府獨逸大使は、英國以上の多量を市價にて買上ぐべしと申出  
で、ウキルソンは同大使の右の申出をば徒らに南方諸州に媚びんとする見えすいた賄賂なりと見て鬱感した  
とある(Linn)。當時米國政府の英國に對し抱ける不満は、禁制品目の擴大そのものよりも寧ろその法令を取  
扱ふ手段に關するものであつた。米國政府は是より先き一九一四年十二月二十八日付の對英照會に於て、

『如何なる貨物を禁制品と定め、特に各品目を如何に區別するかは交戦國の權内に屬することは否定しない。然しな  
がら交戦國の措置は、現行諸條約及び一般公認の國際法規に遵由せざる可らざるは論なく、隨つてその權利を擅斷的  
に行使するは許さるべきでない。…：絕對的禁制品として擧げらるる諸品にして中立國に仕向けられたるものが拿捕  
せられ、而して該中立國がそれ等諸品の輸出を禁ぜざるの故を以て、それを押收し居るはその意を得ず。且英國が、  
仕向地が敵地なりとの確たる證據なきに、糧食その他の條件附禁制品を拿捕し、之を押收したるは解し難し。』

と抗議した。即ち抗議の要點は禁制品目の擴大よりも、確實なる證據なきに漫然船貨を拿捕且留置すること  
の不當にあつたのである。英國は翌一五年一月七日の回答に於て、糧食の押收は畢竟それが敵國の軍隊又は  
政府に仕向けられたものとの推定の下に行はれたのである、今や敵國は文明及び人道の一般の法則を無視す  
る状あるのみならず、將來尙ほ如何なる程度まで敵國は之を無視するか豫知し難きに於て、英國としては禁  
制品に關する法則に無制限且無條件的に固着するを得ざるも、能ふ限りはその法則に遵由するの意思は之を  
有する。』と答ふる所あつた。この照覆は主として糧食に係るものであつたが、生綿に關しても英國政府は同  
様の地歩を持し、米國當業者の苦情を排し引續き之を禁制品としてその拿捕を厲行した。

その當否

然しながら生綿は一面に於ては平和的原料なるにもせよ、他の一面に於て火藥原料たる軍需品として作戦  
上に重要な役割を有する以上は、而して同様の兩面具有の他種原料品が均しく禁制品を以て遇せらるる以  
上は、生綿とても之を禁制品と視る能はずといふ理由は成立し難いであらう。第一次大戦中、綿類及び綿織  
絲を禁制品としたのは獨り英國許りではなく、佛伊諸國に於ても同様であつた。伊太利の捕獲審檢所の希臘  
船 *Kyzikos* 事件の檢定に

『倫敦宣言第二十四條第三號に謂ふ「軍用に適する被服…」の適するの可能性は、當に白木綿の形に於ける綿布の  
重量に關してのみならず、婦人服の製造に一見振當てられたる模様入りの一切の綿布にも明かに之を認むべきであ  
る。…この類の綿布とても、兵の被服の裏地に役立つと同様に火藥の製造用にも役立つからである。』(Fauchille,  
*Jurisp. Intl.*, p. 65)

とあるはその一例である。禁制品に絶對的と條件附の類別を存せしむる限りその孰れに屬せしむべきは別論  
とし、どの道現代の戦時に於ては、生綿は各交戦國共に必然之を禁制品に組入るるに相違なかるべく、又そ  
れが蓋し當然であらう。

**二四六九** この外英國政府は、倫敦宣言第二十八條に於て戦時禁制品と宣言するを得ざるものとして列記  
してある十七品目中、その過半は逐次之を禁制品、殊に絶對的禁制品に編入したが、尙ほ條件附禁制品たる  
べき金銀地金、貨幣、及び紙幣の類を、將た商業手形類をも、一九一六年四月十三日以降之を絶對的禁制品  
に編入した。その理由として英國政府の説明したる所は、『開戦以來債權の讓渡を装ふことに由る未曾有の重  
要性』といふにあつた。

貨幣及び  
手形類及び  
絶對的  
禁制品



二四七〇 佛國政府も一九一四年八月十一日を以て戰時禁制品の品目を布告し、その條件附禁制品中に倫敦宣言に於て禁制品と爲すことを得ずと規定したるもの、及び同宣言の禁制品目に掲記なきものを多數列記し、同年十一月六日の布令に於て更に絶對的及び條件附の兩種禁制品を著しく増加し、踰えて一九一五年の一月二日の布令に於て、その品目を事實的に英國政府のそれと同一にした。

二四七一 獨逸政府は、英佛兩國政府が斯く倫敦宣言の規定を甚しく無視せることに對し、中立國政府を通じて累次抗議した。しかも獨逸は開戦の初めから、中立船にして英國の防備なき港津及び英國軍の策源地に非ざるそれに仕向けられたる條件附禁制品を積めるものをば遠慮なく撃沈したのであるから、その抗議は實は耳を掩ふて鈴を盗むの類とも評せられた。のみならず獨逸(及び奧匈國)は、開戦の當初に於て倫敦宣言をその儘に遵守する旨を聲明したるに拘らず、間もなく禁制品その他に關する同宣言の諸規定より次第に乖離し、一九一四年十一月二十三日及び十二月十四日の兩勅令を以て禁制品目に種々の追加を爲し、更に翌一五年四月十八日、英國の倫敦宣言無視に對する報復として、大體英國の現實に行へる所の禁制品目と同様の品目を掲記する戰時禁制品令を出し、殊にその中に於て英國と同じく、凡そ荷受主の指圖式なるもの、船舶書類に荷受主氏名の記載なきもの、又は敵國若くは敵占領地在住の荷受主に宛てたるものは敵地仕向の禁制品として處斷する旨を制定した。

二四七二 専ら傷病者の看護用に供する物件及び材料の以て禁制品と看做すことを得ずと爲す所の倫敦宣言第二十九條(及び帝國海戰法規第五十七條)のことは前に説いたが、之に關し第一次大戰の初め、當時尙ほ中立國たりし米國の在西班牙大使は、本國政府に宛て左の如く電稟する所あつた(一九一四年九月二十二日發)。

日發)。

『陛下「西班牙皇帝」には昨朝本使に賜謁の折、傷病兵の状態のことを内密に本使に語り、殊に佛國の病院にては給養不充分で、繻帶及び脱脂綿は取別け不足し、悲惨の状況にある由にて、之を救ふためには米國の協力が大に望ましく、旁々歐洲交戦諸國駐劄の米西兩國大使に於て共同して之が補給に關する協定を爲さんことを要求し、且公海輸送中のそれ等補給品は交戦國之を禁制品とすることなきやうに爲さしめたい、と宣はれた。陛下の右の希望を現實ならしむるに必要なる訓令を國務省は關係諸國駐劄の我が外交代表者に發せらるるに意あるや電訓ありたし。』(U.S. For. Rel., Suppl., 1914, p. 831)

米國國務省は之を納れ、直ちに獨佛英諸國駐劄の各大使に訓令し、各任國政府に就て之を交渉せしめた。之に對し獨逸政府は「一九〇九年九月三十日の獨逸捕獲令の第一條には、傷病者専用の諸品は禁制品として取扱はざることが既に規定してある。尤も或場合には之を徵發するを得と爲せるも、それは緊急の軍事的必要の場合に限ること、且その仕向地が敵國領土、敵國軍占領地、又は敵國軍隊なるときに限られ、且その場合には賠償を支拂ふことになつてある。』(U.S. For. Rel., Suppl., 1914, p. 831)と答へて今さら改めて協定を爲すにも及ばずとの意を示し、佛國政府は「本政府は米國政府の人道的態度は之を多とするも、今日は斯かる協定を爲すに時機適せずと認む。現交戦國中には、その約定したる國際條約を自ら蔑視するものもありて、この事實は、彼等はたとひ新に協定を取結ぶも之を遵守するに意なく、自國に不利と見ば之を實行せざるべしと人をして疑はしむるに理由を供するものである。倫敦宣言第二十九條に依る免除品には各種の藥劑をも含むこと載せて起草委員の報告にある。交戦國の義務として平時取定めたる所以上に戰時之を細別且擴張するは事機微に屬すると



思はるるが、然し本政府は米國政府の懲罰を尙ほ研究し、以て「専ら傷病者の看護用に供すべき物件」にまさしく該當すべき諸藥劑の品目表を作成することは敢て之を拒まざるべし。(Ibid., p. 836)と述べた。英國政府の本問題に對する態度は、米國赤十字社中央委員長たる前大統領タフトが一九一六年五月八日付を以て國務長官ランシングに送りし書翰の左の一節に之を徴し得べきである。

『米國赤十字社は現戰役の初め以來、各交戰國の傷病兵救助のため金錢及び物品の寄附を世に求め、その病院用諸品は之を各交戰國の赤十字社に送りたるが、之を聯合與國側に送ることには何等困難は無かりしも、中歐諸國の赤十字社へ船出しするに就ては英國の許可を求めねばならなかつた。この許可は一九一五年九月までは格別の遲滞なく之を得られたが、その後は却々得られず、現物の寄贈品にして中歐諸國の使用に指定せられたるものは紐育の倉庫内に山積するの狀となつた。當時以降船出しに英國の許可したのは僅に本年一月の一回のみである。今回貴省を経て接手したる英國政府よりの通牒に依れば、向後は中歐諸國領土内に於ける米國自身の病院部隊に向け送附するものに非ざる限り、一切許可を與へざる意向なりといふ。我國は昨年十月以降、資金不如意のため交戰諸國の何れにも病院部隊を置く能はざるに至つたので、右の例外規定は事實に於て一切許可を與へずといふに同じである。米國政府は米國及び交戰諸國の總て調印國であるゼネヴァ條約に依り、凡そ病院需要品の形に於て専ら傷病者の用に供せらるべき物品にして米國赤十字社より中歐諸國のそれに送附されるものは禁制品と宣言せらるることなく、その仕向地への安導が許さるべき筈のものと我が赤十字當局者は信ずるのである。』(Ibid., p. 838)

その後の成行は承知せざるが、要するに専ら傷病者の看護用に供すべき物件及び材料(諸藥劑を含む)たることが明白であるならば、たとひ對戰國に仕向けられたものなるにもせよ、中立國の之を輸送せんとするに對し一々許可を要せしむるが如きは、赤十字條約及び倫敦宣言の少なくとも精神と相容れざるものと思はるるが如何。

平時輸  
入超過  
中立國  
向品

**二四七三** 凡そ禁制品は、敵地を仕向地とするに於て茲に禁制品となるもので、最終の仕向地が中立港であり且中途敵港に立寄りざるものにおいて禁制品を構成せざること論なきが、第一次大戰中、北歐の中立諸國の輸入貨物が該中立國より續々獨逸方面に轉送せらるるものと見たる英佛諸國は、戰前の北歐諸國の輸入額の平均數高に著しく超過するものは無害品に非ずと認定するの方針を執つた。この見解の下に英國捕獲審檢所にては、例へば米船 *Ura* 積載の丁抹行の乾果は戰前の同國輸入の平均年額の六倍を示すものとし、又丁抹船 *Baron Sjenblad* 積載の瑞典行のココア種子はその十倍を越ゆるものとし、右の統計數高を基礎に本品をば事實獨逸に轉送せらるべき禁制品を構成するものと檢定し、佛國捕獲審檢所に於ても、丁抹船 *Tiler* 積載の丁抹行の酒類を平時の輸送額の八倍以上に出づるものと爲して、これ亦同じく沒收と檢定した (Fauchille, *Jurisp. Brit.*, II, p. 384; *Jurisp. Franç.*, II, p. 386)。

**二四七四** 英國政府の禁制品目擴大に關する上叙の累次の布令には、絶對的と條件附の名は存してあつたが、そは眞に名のみで、事實はその大部分が絶對的禁制品に組替へられ、事實に於てその區別は無きに等しきものとなつた。しかも英國政府は、同一一九一六年四月十九日の勅令を以て更に一步進み、兩者を一括して數百種の品目をアルファベット順に掲記したる單一の戰時禁制品表を布告し、之に依り絶對的と條件附との區別を公然廢止して了つた。即ち苟も敵國領土(及び敵國占領地)に向ふ貨物は、その仕向地が軍港たる商港たるを問はず、總て敵の陸海軍の供給基地に向ふものと爲し、將た荷受主が何人たるを論ぜず、總て敵國政府の管理に移り、隨つて敵の軍用に供せらるるものといふ見解の下に、條件附禁制品として拿捕する

禁制品  
絶對的  
條件附  
區別非  
認



を適法とする必要條件は最早之を認むるの餘地なきものと爲し、又隨つて禁制品の絶對的と條件附の分類方を全然非認するに至つた。乃ち英國外務省は一九一六年四月十三日の告示を以て

『現交戦の事態の極めて特殊なるに鑑み、陛下の政府は戦時禁制品の兩種の區別は實際上に於てその價值を失へるものと思惟する。敵國の住民の大多數は直接間接に交戦に參與せざるはなく、隨つて軍隊と常人との間の實際的區別は今や之を認むるに由なし。同様に、敵國政府は累次の命令布告に依り、條件附禁制品の品目記載の貨物の殆ど全部を管理し、今や之を専ら政府用と爲すに至つた。斯かる例外的事態の繼續する限り、戦時禁制品の二種に關する我が交戦者權は同一で、隨つてこれ等の取扱振は亦同一に出づるを要す。』(“.....The circumstances of the present war are so peculiar that His Majesty's Government consider that for practical purposes the distinction between the two classes of contraband has ceased to have any value. So large a proportion of the inhabitants of the enemy country are taking part, directly or indirectly, in the war that no real distinction can now be drawn between the armed forces and the civilian population. Similarly, the enemy Government has taken control, by a series of decrees and orders, of practically all the articles in the list of conditional contraband, so that they are now available for Government use. So long as these exceptional conditions continue our belligerent rights with respect to the two kinds of contraband are the same, and our treatment of them must be identical.”—The Times, April 14, 1916)

と聲明した。尤も英國政府の爾後の公文書中には、便宜兩文字を用ひたのもあり、又同國樞密院司法委員會の爾後の捕獲檢定中には、政府の右の聲明ありしにも拘らず尙ほ兩者の遺別けをしたのもある。例へば一九一八年の米國船ルイジアナに關する同委員長バーカーの下せる裁定中に『糧秣「同船積載の家畜用の」は絶

之に關する英國外務省の聲明

對的禁制品でなくして條件附禁制品であるから、敵國の政府又は陸海軍に仕向けらるるに非ざる限り、適法の捕獲物として沒收せらるべきでない。(Faulkille, *Junia, Brit.*, II, p. 432)とあるが如く、禁制品の絶對的と條件附の區別をその裁定の上に依然認めたものである。(英國の捕獲審檢所にては國際法の法規慣例を國內法令よりも重しとし、兩者抵觸すれば後者を捨てて前者に據ること追て述ぶる如くである)。けれども英國の政府としては、既に禁制品に絶對的と條件附の區別を認めざることとなつた。伊太利も之に倣ひしものか、一九一七年制定の同國海戦法規には兩者の區別を認めてない。

**二四七五** 是より先き英國政府が禁制品の取扱に關して上述の新方針を執るや、米國政府は率先之に抗議し、兩國政府の間に累次且時にはかなり激調の折衝が行はれた。今その經過を略敘すれば。

米國國務長官代理ランシングは一九一四年九月二十六日を以て長文の一書翰を在倫敦米國大使ベーチに送り、中に於て英國の最近の勅令は意義漠であり且條件附禁制品に關する倫敦宣言の條項を無視するものなること、中立港仕向の糧食に繼續航海主義を適用して之を拿捕するが如きは殊に不當なること、英國の方針は中立人の中立港間の通商を一に交戦國の好むが儘に左右するものなること等を力説し、これ等諸點に就て英國政府への抗議方を要望した。

然るに米國政府部内にありては、大統領ウヰルソンの智囊たりしハウス大佐の如きは、斯かる抗議は米英間の國交を危うするの虞ありとして之に賛せず、ベーチも亦同感で、大統領に向つて強く反省を求めたので(Hendrick, *Page*, I, p. 366; II, pp. 184—190)。右は遂に正式の抗議として提出せらるるに至らず、英國政府との間に非公式的交渉に移りたるが(U. S. *For. Rel.*, 1914, *Suppl.*, p. 239)その間英國政府よりは新案の

禁制品に關する米英の折衝



提出があり、その中には倫敦宣言第二十八條の自由品中の特定品を絶對的又は條件附禁制品目に移すこと、中立港に向ふ船の載貨にして條件附禁制品たるものの荷受主の氏名が船舶書類の上に示されていない場合には該船を拿捕するを得ること、敵が自國軍隊用の物資を中立國を通じて得つつあるものと英國政府に於て認むるときは、該中立國の港に向ふ船は之を敵國領土に向ふものに擬して拿捕するを得ること等を提議せるものであつた。直接間接を問はず苟も敵地に軍需品を入れしめずと決心せる英國政府に向つてその非を争ふは無用なり、強て争へば米英兩國遂に旗鼓の間に相見ゆるに至るの虞ありと信じたるベーチは、國務省の訓令は徒らに法律的の理窟に囚へられて大局を解せざるものと見て、却つて大統領に向つて反省方を稟議せる始末であつた。しかも米國政府はベーチに訓令し、英國政府に對し倫敦宣言の無條件的の遵由を要望せしめたるに、英國政府は率直に之を拒絶したので、米國政府は右の要望を撤回し、改めて米國の受くる權利侵害に關しては抗議するの權利を留保する旨を英國政府に申入るるに止めた (*ibid.*, pp. 241-9, 253-4, 257-9)。これは米國の對英外交の大失敗なりと見る論者もある。例へば

『米國政府はその拙劣なる外交に由り一大失敗を招いた。ベーチもハウスもランシングも、英國は友好的精神にて爭議を妥結するの用意を有するものと誤想し、自身の法律的好武器を抛つこととなるのに氣が附かんだ。彼等は自國の權利を固持する代りに自國民の輿論を柔らげ、且英國の主張に迎合するに腐心した。殊に彼等が英國との開戦を怖れたのは奇である。英國が好んで第二の敵を作るとは思はず、別して軍需品の供給を仰ぐの要ある米國と戦端を開くべしとは、米國の識者中に一人として思惟する者は無かつた。米國政府は倫敦宣言に關する討議の酣なる際に於て、大統領は米國民の禁制品取引に干渉する何等權能を有せずと聲明したるに由り(十月十五日)、その最も有力なる武器を自ら投棄した。ウエルソンは一は同民族の思惑と、一は一八〇七年乃至一八二二年の事件を繰返へすことの恐

怖から、英國に無理押しするを好まず、且議會の選舉を眼の前に控え、米國の輸出業者の不振状態を増大せしむるの政治的不得策を感じた。この國內政情の去つた後に於ても、彼は英國をして強て讓歩せしめんとするの氣色なく、上院議員ヒッチコックが米國の軍需品輸出禁止の意見を提唱したる際にも、政府は倉惶英國に對し右は政府の公的に贊同する所に非らずと聲明したる程であつた。米國の外交が練達堪能であつたならば、中立國の權利は何程か全うせられたであらう。然るにそれが反對であつたから、事毎に讓歩となつた。』(A. M. Morrissey, *The Amer. Defense of Neutral Rights*, pp. 33-5)

の如きはその一である。米國の當年の對英折衝には確にその嫌が無いではなかつた。蓋しランシングの法律一天張りとハウス及びベーチの米英協調第一主義との扞格の結果であらう。その後米英兩國政府間には、糧食の外に銅、綿等に關し品別的の交渉があり、又禁制品の外に謂ゆる『封鎖』及び米國港への引致及び抑留に關する累次の折衝始末もあり、殊に英國側に於ける違法行爲と稱するものを數多く指摘し同政府に抗議すべきことをベーチに命じたる國務省の一九一五年十月二十六日の訓令(ベーチがハウス宛の私信中に於て『三十五箇の頭と三本の尻尾を有する一怪物』と云くるもの——*Hendrick, Page, II, pp. 73-78*)の如き、かなり強硬の主張もその間に行はれたが、これ等交渉の結果は既に隨所に概述したので今重ねて叙記せず、要するに米國の當年の對英折衝は概言するに龍頭蛇尾に始終し、後には『米國は參戰と同時に我が國務省の當初英國に向つて力説したる所の一切の主義は之を抛棄し、英國が過去二年以上行ひ來れる所のそれよりも一層煩苛なる、甚しきは明かに違法たる封鎖政策を設立せり』(*ibid.*, III, p. 686, n.)との評もある如く、英國を學んで却つて出藍の譽——實は不譽——を誇れるものとなつたのである。



第二目 第二次大戦

捨名取賞  
る編義に由

二四七六 第一次大戦に於ける英國その他の交戦諸國の禁制品類別の取扱方は上叙の如くであつたが、一九三九年の第二次大戦となるや、英佛兩國は戦時禁制品の絶對的と條件附の區別を復活し、且その各禁制品目をも比較的僅少の大綱的類別に止めた。けれども英國は同時に、禁制品の絶對的たるを條件附たるを問はず、苟も敵地仕向の證據あるものは之を拿捕すべしと聲明したるやに報ぜられた。して見れば、敵國の軍隊又は行政廳仕向の場合に限り拿捕せらるべき従前の條件附禁制品の性質は之を没却したるもので、事實に於て兩者の區別を認めないのと擇ぶなく、この點は第二次大戦中に於ける英國の捕獲審檢の實例に徴するの外なきが、兎に角布告の上に於ては兩者の區別は立つてある。然しながら禁制品目の大部分は之を絶對的禁制品の方に組入れ、且苟も軍事に直接間接の縁ある殆ど凡ゆる物件及び材料は之をその中に網羅するが如き包括的のものであるので、その範圍は相應に廣く、乃ち大體に於ては前回の大戦の例を踏襲するに就て言はば名を捨て實を取つた觀がある。

二四七七 英國の禁制品に關する九月五日(一九三九年)の布告に依れば、絶對的禁制品は

(イ) 一切の武器、彈藥、爆發物、化學戰用化學藥品又は同器具類、その製造又は修理用の機械、同部分品、その使用に必要又は便利なる物品、右の製造用の原料又は組成品、該原料又は組成品の生産若くは使用に必要又は便利なる物品。(All kinds of arms, ammunition, explosives, chemicals or appliances suitable for use in chemical warfare, and machines for their manufacture or repair; com-

英國の禁  
制品目

ponent parts thereof; articles necessary or convenient for their use; materials or ingredients used in their manufacture; articles necessary or convenient for the production or use of such materials or ingredients.)

(ロ) 一切の燃料、陸海空に於ける一切の輸送機關又は輸送手段、その製造又は修理用の機械、同部分品、右の使用に必要又は便宜なる器具、物品、又は獸類、該製造用の材料又は組成品、該材料又は組成品の生産若くは使用に必要又は便宜なる物品。(Fuel of all kinds; all contrivances for, or means of, transportation on land, in the water or air; and machines used in their manufacture or repair; component parts thereof; instruments, articles, or animals necessary or convenient for their use; materials or ingredients used in their manufacture; articles necessary or convenient for the production or use of such materials or ingredients.)

(ハ) 軍事行動の遂行に必要又は便利なる一切の通信手段、工具、用具、器具、設備品、地圖、繪畫その他の物品、機械又は文書、右諸品の製造又は使用に必要又は便利なる物品。(All means of communication, tools, implements, instruments, equipment, maps, pictures and other articles, machines, or documents necessary or convenient for carrying on hostile operations; articles necessary or convenient for their manufacture or use.)

(ニ) 貨幣、金銀地金、通貨、債務證書、右の製造に必要又は便利なる金屬、原料、型板、延金、機械、又はその他の物品。(Coin, bullion, currency, evidences of debt; also metal, materials, dies, plates,

第三款 戦時禁制品輸送船及びその載貨



machinery or other articles necessary or convenient for their manufacture.)  
とし、次に條件附禁制品は

(ホ) 一切の糧食、食料品、飼料、糧秣、及び被服、並に右の生産に用ひらるる物品及び材料。(All kinds of food, foodstuffs, feed, forage, and clothing and articles and materials used in their production.)

とある。見るべし絶対的禁制品として掲げらるるものは條件附禁制品に比すれば遙に廣汎であるのみならず、前者にありては凡そ武器、彈藥、爆發物、化學戦用品の如きは勿論とし、一切の燃料、輸送材料、通信用品等もその中にあり、且その製造又は使用に必要又は便利と認定せらる一切の物品も之に含まるのであるから、大概の物件及び材料は禁制品の網より逃れない。禁制品の大綱的類例としては前掲の如く僅に五ヶ項に過ぎぬけれども、品々を細分すれば第一次大戦當時の三百幾種に勝るも劣らざるべく、その範圍の極めて廣汎なること以て推知すべきである。

二四七八 佛國の禁制品目にも亦その感なきを得ない。佛國の同三九年九月六日の布令に依れば、絶対的禁制品は別つて四種とし、第一種は(一)武器、彈藥、爆發物、及び化學製品、(二)科學戰に利用するを得べき機械、並にその製造及び修繕機械、(三)上記の物品の使用に必要又は適當なる物品、(四)その製造に使用せらるる原料、要素、及び原料要素の製造又は利用に必要なる物品、第二種は(一)燃料、(二)陸海空に於ける輸送手段及びその製造修繕機械、(三)上記部分品、(四)その使用に必要又は適當なる器具又は家畜、(五)その製造に利用せらるる原料及び要素、(六)上記原料要素の製造又は使用に必要又は適當なる物品、第

佛國

獨國

三種は(一)通信手段及びその材料、(二)裝具、地圖、その他敵軍の軍事行動遂行に必要又は適當なる物品、(三)機械、文書、並にその製造及使用に必要又は適當なる物品、第四種は(一)貨幣、(二)金銀塊、(三)通貨、債券、證書、及びその製造に必要又は適當なる金屬原料及び機械とし、又條件附禁制品は(一)食料品、(二)家畜飼料、(三)被服及びその製造に使用せらるる物品及び原料としてある。この類別も、解釋次第では大概の物件及び材料を包含せしむるを得べき廣汎のものたるを失はない。

二四七九 第二次大戦に於て獨逸の制定したる戦時禁制品に關しては、一九三九年九月十二日の布告に依れば、左記の物件及び材料にして敵國領土又は敵國軍に仕向けられたるものは之を絶対的禁制品とすと爲し、(一)一切の武器、その部分品及び附屬品、(二)一切の彈丸及びその組成品、爆彈、魚雷、機雷及び地雷、その他の投射物、以上を發射する器具及び考案、火藥、爆發物、信管及び雷管、(三)一切の軍艦、その部分品及び附屬品、(四)一切の軍用航空機、その部分品及び附屬品、航空機關、(五)裝甲車、戰車、裝甲列車及び甲鐵板、(六)作戰用の化學製品及びその使用の考案、(七)軍用被服及び裝具、(八)情報傳達品及び通信具、信號具及び附屬品、(九)運送具及び附屬品、輓獸、駄獸、及び乗用動物、(一〇)一切の燃料、加熱料、及び滑劑、(一一)金銀、通貨、及び約束手形支拂財物、(一二)前掲第一號乃至第十一號記載の物件及び材料の製造及び使用に必要な器械を作るための裝置、道具、及び考案、以上の十二種目が擧げてある。又條件附禁制品としては、同月十四日の布告に於て、食料品(生動物を含む)、嗜好品、飼養料、及び被服、並にそれ等の製造に使用せらるる貨物及び原料品が指定されてある。

二四八〇 英國政府が第二次大戦に於て前掲の戦時禁制品目を制定し、之を中立諸國に通告するや、蘇露

英國禁制



品目に對する日蘭露の抗議

國政府は該品目を以て國際法の原則に違反し且一般常人の生活に頗る有害の影響を與ふるものと爲し、十月二十五日(一九三九年)付を以て在モスコウ英國大使に抗議書を送つた由で、その要旨は左の通りとある(十月二十六日モスコウ發「同盟」)。

「英國政府が九月六日付公文に於て戰時禁制品として一方的に制定して布告せる該品目の通告は、一九〇九年二月廿六日の倫敦宣言の上に一般的に表示せられたる國際法の原則に違反し、中立國の利益を甚しく侵害し、且國際通商を破壊するものである。即ち該禁制品目には燃料、紙、棉、家畜飼料、靴、被服及びその製造原料等を始めとし、麵包、肉類、牛酪、砂糖等の如き一切の食料品までも包含せしめてある。これ事實に於て英國政府は大眾の消費する基礎的物品を擧げて禁制品と爲したもので、斯の如きは平和的の一般常人の生活必需品の供給道を攪亂せしめ、その健康を脅威し、無量の災禍を彼等の上に齎さずんば已まない。抑も平和的の人民、老幼婦女に對し上空よりの爆撃を許さざるは國際法の周認の原則である。同じ理に於て大眾の生活必需品を戰時禁制品と宣言することに依り彼等より食料、燃料、及び被服を奪ひ、老幼婦女及び病弱者を饑飢に瀕せしむるが如きは容認すべからざるものと本政府は信じて疑はない。隨つて本政府は英國政府の九月六日の通牒に同意する能はざることを茲に聲明し、且該通牒の效力を承認することを拒絶する。本政府は又英國政府の特に指定する港に於ける中立國商船を支配することに關し一方的に制定したる方式、即ち中立國商船を指定港に強制的に立寄らしむること、而して脅威の下に之を厲行することを通牒せられたる同國政府の九月十一日付公文にも不同意を表し、何等の效力を之に認めざることを併せて聲明する。英國政府の執らんとする措置は通商の自由といふ初步の原則に違反し、且一九一三年二月二十六日の佛國汽船カルタージュに關する國際的宣言とも一致せざるものである。尙ほ本政府は、蘇露國の商船は總て國有財産に屬すること、隨つてこの理由のみに於ても、私有の商船に適用せんとする何等強制手段の下に立たざるものなることを附言する。故を以て本政府は、英國政府の上叙の措置及び英國官憲の行動に由り蘇露國の機關、施設、又は人民の蒙ることあるべき損害に對しては、英國政府に向つて賠償を要求するの權利を留保するものである。」

英國の禁制品目に對しては和蘭もその範圍を過大なりとし、殊に絶對的と條件附の兩種禁制品の區別を一層嚴に尊重するを要すとの見地から抗議し(一九三九年九月二十六日)、我が日本も該禁制品の或ものは之を條件附禁制品に移し、或ものは之を自由品とすべしとの要望の下に、その品目を列記して同じく抗議した(同十二月一日)。

二四八一 これ等の抗議に對し英國政府が如何なる態度に出でしかは詳でない。然しながら蘇露國政府が倫敦宣言を援引して中立國の權益侵害を云爲したのは、同宣言の法的效力を有せざるものたるに於て論據極めて薄弱でありしのみならず、蘇露國の船が總て國有たりとの一國特有の制は以て商船に關する國際法の一般法則(不法拿捕に對する損害賠償の當否を含める)を動かすにも力足るまい。日蘭兩國の抗議とても、禁制品の取捨は交戰國の自由裁量に屬する現代の國際慣例に鑑み(この慣例の善し悪しは別論とし)、殊に第一次大戰に於て英國を始め佛國及び參戰後の米國も禁制品目を驚くべき大範圍に隨時擴張し、他の與國及び中立諸國の概ね之を默認したる先例もあるので(米國は中立國たりし當時は英國の禁制品目に對し抗議したるも、參戰後に於ては遅れを革國に取らざる方針に出でた)、事實何程の効果をその抗議に期待し得べかりしかは初めより疑問であつた。倫敦宣言にして假に效力を發したとしたならば、その規定に抵觸する禁制品目の制定は國際法則違反として當然抗議に力あるものとなるべかりしが、前述の如く禁制品の取捨を一に交戰國の自由裁量に屬せしむる現行國際慣例の下にありては、如何に交戰國が中立國に取りて迷惑甚しき禁制品目の制定を行ふも、法的には之に對し抗議するの理由は薄弱なるを免れぬのである。

これ等抗議と英國の態度



### 第四項 禁制品の輸送の制裁

#### 第一目 輸送船の拿捕

倫敦宣言の規定

二四八二 凡そ絶對的禁制品の輸送に従事する船は勿論のこと、條件附禁制品輸送のそれにも、交戦國軍艦は公海又は交戦國領水内に於て、別言すれば中立國領水以外に於ては、之を拿捕するに妨げない。之に關しては倫敦宣言に

第三十七條 絶對的又は條件附禁制品として拿捕せらるべき物品を輸送する船舶は、公海又は交戦國領海内に於ては、其の航海中何時にても之を拿捕することを得。該船舶にして其の敵たる仕向地に達する以前に中間港に寄港せんとするの意思を有するとき亦同じ。

と明規し、帝國海戦法規第六十四條も亦同様に規定する。即ち苟も禁制品の輸送に従事しつつある船は、その出發港を解纜したる時より、中立國の領水以外即ち敵對行爲を適法に爲し得る水面である限り、何れの水面にありても拿捕せらるべく、たとひ該船が中途に中間港に寄港せんとするの意志を有しても、そは以て拿捕を免るるを得ないのである。且拿捕を受くべき船は、中立國の船でも自國又は同盟國のそれにも、可なりで、敢て國籍の如何を問はざること言を俟たぬのであるが、帝國海戦法規には特に之に關し左の一ヶ條が設けてある。

第六十六條 戰時禁制品ヲ輸送スル船舶ハ第六十七條及第七十條ノ場合ヲ除ク外、其ノ國籍ノ如何ヲ問

ハズ總テ之ヲ拿捕スベシ。

右の除外例に屬する第六十七條及び第七十條とは倫敦宣言第四十三條及び第四十四條に該當するもので、これは追て解説する。

二四八三 倫敦宣言の前掲第三十七條の『物品を輸送する船舶』は、佛原文に『Le navire transportant des articles...』即ち『輸送しつつある』と讀むべきが如く、之を拿捕するを得るのは輸送の現行中に限らるのである。随つてその現行中に非ざるものに對しては、制裁を加へざるものとしてある。輸送の現行中に非ざるものには二つの場合がある。一は輸送の目的を遂げ了つて既に復航中にある場合、二は輸送の目的を未だ達せざる中にその意思を棄て企圖を中止した場合である。此には先づ右の一に就て述べる。

二四八四 元來禁制品の輸送は犯罪行爲でなく、ただ之に従事する者の冒險的取引たるに止まり、交戦國はその敵手に渡るのを妨遮するを得るといふに過ぎぬものであるから、交戦國にして之を妨遮し得なかつた場合はそれ迄のことである。随つて既に冒險の成功し輸送の目的を達したる船に對し溯つて拿捕の權を行ふのは條理の許さざる所である。往昔にありては、その輸送を既に終へたる船の復航するのを途中に要し、拿捕して之を沒收するの風が行はれし時代もあつた。けれども斯かる風は十八世紀の末葉に及んで漸次その跡を絶ち、拿捕は輸送の現行中に限ることが周認の通則となつた。

二四八五 然るに英米の慣例には、古來この通則に一の除外例がありて、即ち虚偽の船舶證書の下に禁制品の輸送を遂げたることの證據ある場合には、復航の際にも該船を拿捕するのである。尤も英國の古い判決例にも、禁制品の輸送船の拿捕はその現行中に限るべしと爲せるものもある。一八九八年、英國の和蘭との交

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨

拿捕は現行犯に限らる

輸送既遂の復航中の場合

英米の特殊慣例



The *Imvina*,  
1800

戦中、その拿捕したる瑞典船 *Imvina* に關する檢定はそれであつた。本船は船用材木を積んでダンチックを發しアムステルダムに航する途次、ア港の封鎖のことを聞くに及んで、航路を轉じてエムデンに向へる際、英艦に拿捕せられた。而して之に對するストウエルの判決には「戰時禁制品の以て沒收せらるるには、それが敵港に向けて現に航行中たるを要する。敵の仕向先に向つて解纜したるその瞬間よりして犯行は完成し、必しも貨物が現に敵港に入るを俟つを須むない。けれども該貨物にして現に之を輸送するに非ず、將た現にその輸送を終了したるに於ては、制裁は一般に之に伴はぬのである。今本件の場合に於ては、航海は中立の一港に向つて爲されつゝあつたものであるから、本船は解放すべきものとす。』とありて (Colbott, Ballot's *Leading Cases*, II, p. 753)、即ち禁制品は敵に向ふ現行中に於てのみ拿捕せらるべきものと云へるものであつた。然るに同じストウエルの判決中には、まさに是と反對に、復航中の拿捕を適法と檢定したのもある。一八〇四年の英佛交戦中、英艦が米國船 *Marguerite* を拿捕且沒收したのはその一例である。本船は火薬その他雜貨類を積んで希望岬に向けボルチモアを發し、目的地に到りてその一部を陸揚げ、更にマウリシユス島に往いて殘餘の積荷を卸し、それより空荷にてバタヴィアに航し、同港その他中間の二三港にて砂糖、珈琲、胡椒等を積入れてボルチモアへ向け復航の途に就きしに、その途中に於て英艦に拿捕せられたるもので、英國捕獲審檢所にては、本船積載の禁制品は陸揚後なるも、往復共に虚偽の書類を以て航海したものであるから、復航の貨物は往航の禁制品の賣揚代金を以て買入れたるものなると否とを問はず、本船及び載貨共に沒收すべきものと檢定した (Colbott, *Leading Cases & Opinions*, pp. 327-8)。之に類似の意見は米國大審院の *Carrington v. Merchants' Insurance Co.*, 1834 の審理中及び判決中にも見える (*Prize Cases* U. S.

The *Marguerite*,  
1810

日露戦役  
中の事例

*Sup. Court*, II, p. 1337 以下)。

**二四八六** 禁制品輸送の現に終了したる後に於て、その復航中の船を拿捕して之に沒收の檢定を下し、ために物議を起したことは、日露戦役中の露國捕獲審檢所の一檢定にもあつた。即ち英國の石炭船アラントンに關するそれで、在浦鹽捕獲審檢所にては本船が往航に石炭を日本に輸送せりとの理由を以て沒收の檢定を下したるが、英國政府の抗議となり、在露都高等捕獲審檢所にては前檢定を覆へし本船を解放したので、事は解決した(註)。即ち原檢定に抗議したる英國政府の當年の態度は、前に述べた自國の判決例に屬するマルガレット事件の檢定を排し、イミナ事件のそれに據つたものである。

註 英船アラントンは本國の船主より無煙炭を香港へ輸送すべき命の下に、一九〇四年二月二十一日カルデッパを發しチブラルタルに到りたる時、蘇士に由らず希望岬を迂回して東航すべしとの船主よりの電命に接したので、その航路を取り、五月香港に着した。すると更に輸送の石炭は之を佐世保に轉送すべしとの電命があつたので、佐世保に直航して之を荷揚し、次で室蘭に行き、同地にて日本の一會社の備船となり、新に石炭を新嘉坡の英人の一商會に輸送することとなつた。斯くて本船は六月十三日室蘭を發し西航の途に就きたるに、同月十三日沖ノ島附近にて露艦に拿捕され、浦鹽港へ送致せられた。

在浦鹽露國捕獲審檢所の調書に依れば、本船には貨物として日本炭六千五百噸の積載あり、英人の船長以下各國人より成る船員三十名、別に日本の一青年便乗し、渡米の目的にて室蘭より乗船せりと云ふも旅券の携帶なく、その他身分を立證すべき何等の書類を有せず、航泊日誌は五月十五日(露曆二日)までの記入に止まり、甚だ不完全なるが、その記入する所及び他の書類よりして本船が往航に多量のカルデッパ炭を佐世保に輸送したること明瞭なりとある。又本船は佐世保にて之を陸揚したる後室蘭に航し、同地にて新嘉坡行の石炭を積んだとあるが、その行先に就て艦長

The *Atlanta*



は疑を抱き、之を浦鹽港に引致したものとある。

浦鹽の露國捕獲審檢所にては(一)本船の航泊日誌の不完全なること、(二)本船が船主の承知の下に禁制品たる石炭全貨を最近佐世保に於て引渡したることの明白なること、(三)本船は日本の一商會社の備船たるもので、その全載貨たる石炭は、眞の行先地が新嘉坡に非ずして敵地又は敵艦隊なりとすれば、又爾く推定すべき理由もありて、明かに禁制品たること、(四)室蘭の往復は、太平洋を經るの容易なるに拘らず故さら戰場を航したるに顧み、行先は敵艦又は敵艦隊と疑はしむるに充分なること、(五)渡米中と稱する日本人の素性の怪むべく、問題の石炭は依然日本商會社の財産とし、彼は同會社の代理人と推定すべきこと等の理由の下に、本船及び載貨共に沒收と檢定した。英國政府は、往航に於ける石炭積載に關しては、本船の英國出帆は露國政府の未だ石炭を禁制品と宣布するに至らざりし以前なること、たとひ禁制品なりしとしても、既に之を日本港に引渡したる事後に於て溯つて本船を沒收と爲すは違法なること、將た眞の行先を敵港又は敵艦隊と認定したるは事實に反し、且露國側にも何等立證なきこと等を以て抗議した。而して露國の高等捕獲審檢所にては、既に引渡を終へたる佐世保の禁制品輸送を溯つて沒收の理由と爲すは當を得ざること、航路を太平洋に取らずして日本海に取りしは必しも理由なきに非ざること、日本青年の會社代理人たるの證據は不充分なること等の見地から、原檢定を覆へして本船及び載貨共に解放すべきものと判決し、但し拿捕艦長の相當嫌疑の下に之を拿捕したるには理由ありと爲し、損害賠償の要求は之を詮議すべき限りに在らずとの決定を與へた。(本件に關しては Lawrence, War & Neutrality, pp. 222-247; Smith & Sibley, Int. Law Russo-Jap. War, pp. 437-440, Appendix に綿密の記事がある)。

我が日本の日露戰役に於て復航非拿捕主義を執つたことは、當時浦鹽港へカルジツフ炭を輸送し終り、その後室蘭にて夕張炭を積み新嘉坡に向はんとて津輕海峽に差掛かりし折、帝國軍艦の拿捕する所となれる英

The  
Eastery

國商船イーストリーに關し、佐世保捕獲審檢所に於て解放の檢定を下したることに徴すべきである。その檢定に曰ふ。

「案ずるに帝國軍艦松島「拿捕艦」艦長は、同船が前航海に於て船舶書類を偽造して戰時禁制品を浦鹽斯德に輸送したる事實あるのみならず、今回の航路に於ても中央の航路を避け、殊更に陸岸に近き航路を執り、津輕海峽を通過せんとするは、新嘉坡に航行すと稱し、其實前回の如く偽造の船舶書類を以て浦鹽斯德港に航行するの企圖を有するものと推斷して之を拿捕したるものなり。然れども當審檢所に於て同船に現在せる船舶書類及各利害關係人を詳密に取調べたる結果、同船は曩に浦鹽斯德港に航行したる際と今回の航海とは全く船舶者を異にし、加ふるに其搭載したる石炭は北海道炭礦鐵道會社より在新嘉坡ベターソン、シモンズ商會に仕向けられ、且同船の到達地も同じく新嘉坡なること疑なき事實を發見せり。從て同船の今回の航海は之を戰時禁制品を輸送するものと認むるを得ず。」(日露戰役捕獲審檢誌「第一〇九頁」)

即ち本檢定に於て本船の禁制品を敵港に輸送するに方りて船舶書類の偽造の事實は之を非認せざるにも拘らず、尙ほ且拿捕を受けた際の航海を以て前航海と別種の航海たるの理由に於て前航の禁制品輸送の科を問はざりしことは、帝國捕獲審檢所が虚偽の書類帶有を以て復航無害の例外と爲せる所の英國の往昔のマルガレッタその他二三の判決例を排し、航海を異にすれば後の航海は絶対に無害といふ主義を執りたる注意すべき一判決例である。

二四八七 拿捕を復航にも及ぼすことの當否に關しては、國際法學者の多數は之を非とするに傾くも、稀には肯定論者も無いではない。ハレッタの如きはその代表的のものであらう。その説の要に曰く。

「復航が殊別的且獨立のものである場合には、禁制品の賣上代金も將た船も復航の際に處罰の伴はざるものとしてあ

拿捕を復  
航に及ぼ  
す當否の  
學說



るが、往復兩航が不可分的に原計畫の上に繋がり、併せて一の繼續航海を作す場合には、その航海の全終了の時まで常に處罰が伴ふものと一般に認められてある。これ英國の捕獲檢定の上に一定したる主義で、米國の大審院も亦爾く認むるやうである。ホキートンはその妥當性を疑へるが、彼が斯くせば處罰は無限に擴張せらるべしと稱するその異議は、處罰は單に全航海の終了の時まで附纏ふべしと明確に謳へる所の諸判決それ自身之が妄を辯じて餘りある。オルトランは、沒收は禁制品のみに限るべく、如何なる場合にも何等處罰を船に及ぼすべからずとの論據から、強く且論理的に復航拿捕主義に反對するが、その説は理論に於ては如何に正しとするも、世界の大海軍國の慣例は之を支持しない。處罰を復航に及ぼさしめずとの法則は原則としては無論肯定せらるべきも、前述の除外例は多數の學者之を贊し、且慣例上に於ても一般に認めらるる所である。』(Hallock, II, p. 230)

けれども大海軍國の慣例は復航無害を支持せずと云ふものの、英米は暫く別にし、帝政時代の獨逸の如きはその支持者であつた。即ち一八七九年、祕露の智利と交戦中、獨逸の一商船 *Luzon* がウルグアイ國のモンテヴィデオ港にて積める武器彈藥を智利のヴァルパライソ港にて引渡し、それより祕露のカヤオ港に入る折、祕露官憲は之を禁制品輸送の廉を以て拿捕し、同國捕獲審檢所にては沒收の檢定を下したるが、獨逸は載貨輸送済の船は拿捕せらるべき理由なしとして強く抗議し、遂に祕露政府をして之を釋放せしめた例もある。(Oppenheim, II, § 404, p. 577)。

尙ほハレックの右に援用せるホキートンの所説は左の如くである。

『然るに同じ法官「ストウエル」は、戰時禁制品の他の事件に於ては別種の法則を適用した。それは歐洲より東印度に向ふ中立船にして虚偽の書類及び虚偽の仕向地の下に、眞意を隠匿して目的地に到り、賣上代金にて買入れたる貨物を積んで復航に就ける途次拿捕せられたる事件で、彼は之に對して孰れも沒收の檢定を下した (The *Rosalie and*

*Betty*, 1880; *The Nancy*, 1890; *The Margaret*, 1810)。沒收の制裁を支持するには原則として拿捕の際に於ける現行犯たるを要するから、右の檢定の妥當如何は疑問である。既に犯行が去りたる後に於ける財産沒收の處分は、常に復航の際に止まらず、その船の爾後の一切の載貨に對し無限に之を擴張することになり、禁制品より受けたる感染から永遠に純化せらるるの機會なきに至るべきである。』(Wheaton, *Philipson's*, pp. 750-1)

ホールも復航拿捕主義に贊せざる一人である。乃ち曰く。

『禁制品を押收するは該品の有害なる性質に由るので、敢て之を輸送する者の行爲の故ではないといふ主義の結果として、禁制品にして既にその輸送が遂げりたる以上は、之に伴ふ責任も解除せられた譯である。随つてその賣上代金は復航に於て押收せられず、又その船も、往航には禁制品を積載することに伴ふ責任ありしにもせよ、復航には拿捕せられずと説かれる (The *Imina* 参照)。然るに英國法廷の或事件に對する判決中には、之より一步踏出したものもある。例へば虚偽の書類に依り、且仕向地をトランケバルと稱してその實禁制品をバタヴィアに輸送せる船の復航貨物が「遠隔の航海に於ては往復は之を二航海と見るべからずで、一つの原計畫に基き、同一人に依り且同一の指圖の下に爲されたる終始一貫せる一完的取引なり。」との理由に於て沒收の判決となつた。斯かる主義はホキートンの贊せず、又外國の法曹界にても同意せざる所で、疑もなく苛酷 (undoubtedly severe) の見解たるを免れず。』(Hall, § 247, p. 803)

ウエストレークも復航拿捕を強く非認するゲッスナーの所論 (Gesner, *Le Droit des Neutres sur Mer*, 2<sup>e</sup> ed., p. 141) を紹介し、之に理あるを認むと裏書し (Westlake, II, p. 392)。オッペンハイムも復航拿捕の如きは英米以外の諸國にては認めざる慣例なりと説く (Oppenheim, II, § 404, p. 577)。

想ふに禁制品の輸送が犯罪行爲を以て目すべからざるものたる以上は、刑法に謂ふ所の連續犯の如き性質



を以て之に擬するべからざるは論なく、随つて輸送行為の終了後なるも尙ほ且之に制裁を加ふるの當を得ざるは言を俟たない。たとひ虚偽の船舶書類を利用してその目的を達したるにもせよ、そは往航の際に於ける臨檢艦の不覺に過ぎずで、之がため犯罪行為が新に構成せらるべき謂れないから、その理由に於て復航に際し溯つて之に制裁を加ふるの妥當ならざるは勿論であらう。前掲の日露戦役に於ける帝國捕獲審檢所の英船イーストリー事件に關する檢定は、この意味に於て確に當を得たるものであつた。

倫敦宣言は復航主義を排し、一旦禁制品の輸送に成功したる上は返路に於て之を拿捕することなきの原則を以て明かにした。

第三十八條 曩に履行し又は現に終了したる戦時禁制品輸送の理由を以て拿捕を行ふことを得ず。

帝國海戦法規も亦この主義を採擇し(寧ろ日露戦役中に執りたる主義を確認し)、第六十五條に於て同一の規定を設けた。倫敦宣言は廢文となつたにもせよ、この原則は將來とても各國の遵由する所なるべしと信ずる。

第一次大戦中英國の慣行に逆轉した。

二四八九 然るに第一次大戦に於ては、英國は以前の慣行に逆轉した。即ち英國政府は開戦後間もなき一九一四年八月二十日の勅令を以て『(一)船舶書類の上には中立港を仕向地とする中立船にして敵港に向へるものは、その次回の航海の終了前に於て遭遇したる場合には、禁制品輸送の理由を以て拿捕することを得。』と規定し、更に同年十月二十九日の勅令を以て『到達地を中立港と爲す所の船舶書類を有するに拘らず敵港に進航したる中立船は、その次航の終了前に英國軍艦之に遭遇したる場合には之を拿捕し且沒收するを得。』と爲した。これ則ち倫敦宣言第三十八條規定の原則を覆へし、往昔の舊慣例に還元したものである。次で佛

輸送の企圖地棄の場合

國は一九一四年八月二十五日、露國は同年九月十四日(露曆)の各布令を以て之に倣ひ、獨逸も亦報復手段として同様の規定を設け、しかも皆に斯かる船を復航の際に拿捕するに止まらず、交戦の繼續期間何時にても拿捕すべしと爲した(一九一五年四月十八日公布の獨逸捕獲令第四十條)。

二四九〇 以上は禁制品の敵國への輸送の目的を遂げ了りて復航に就ける場合に係るものであるが、次に未だ輸送の目的を達せざる中にその企圖を抛棄したる場合は如何といふに、制裁は禁制品を敵國に輸送するの意思を以て現に之を輸送しつつあるが故に之を加ふるのであるから、その既に右の意思を翻へし、當初の企圖を抛棄して他の到達港へ向へるものにおいて、最早や制裁を加ふべき理由は無い譯である。之に關する我國の判決例には、日露戦役中に於ける英船シーシアンがある(註)。

日露戦役中のThe Siam

註。シーシアンは一英人の所有船で、船籍を香港に有する貨物運送船である。本船は牛羊その他多量の食料品を積み、營口を仕向地として明治三十七年九月二十五日香港を發し、旅順口沖を航過して十月二日營口に入り、直ちに該載貨の賣却を試み、且牛羊を陸揚したるも、價格折合はざるため取引能きず、そこで牛羊を積戻し、芝罘行の出港免狀を入手せんとしたが、これ亦成功せず、その中に同港碇泊の帝國軍艦の怪む所となり、その臨檢を受け、而して同軍艦に於ては、本船は香港出發の際より企圖したる旅順口密輸入の目的を抛棄せず、之を遂行せんがため更に芝罘に行くと言稱して出港せんとするものなりと認定し、十月七日同港内にて之を拿捕した。然るに佐世保捕獲審檢所にては『本船は香港より牛莊への航海中、旅順口の封鎖を衝破して密輸入を爲さんと企圖したることありとするも、之を實行せずして船舶書類に記載したる航海を爲し、牛莊に於て其の搭載物を賣却せんとし、其の目的を達すること



と能はざりしため芝罘に航行せんとしたるものなるを以て、牛莊到着の際には既に當初の企圖を抛棄したるものと認むるを穩當とし、従つて之を封鎖衝破又は戰時禁制品輸送の繼續航海と認むることを得ず。又其の芝罘を仕向地とし牛莊を出港せんとするに當り更に旅順口へ密輸入を爲さんと企圖したりとするも、未だ之が實行に着手せざりしものなるが故に、之を以て封鎖衝破又は戰時禁制品の輸送に従事したるものと謂ふことを得ず。加之船舶書類の不完全なること、船長に實權なきが如き事由に付ても相當の辯明ありたるものと認むるを以て、本件船舶並其の搭載貨物は拿捕の適法なるに拘らず總て之を解放するものとす。』として解放の檢定を下した(『日露戰役捕獲審檢誌』第一一〇七頁)。

## 第二目 禁制品の處分

**二四九一** 禁制品は之を沒收すること今日一般に認めらるる原則である。古は禁制品の種類に依り制裁を異にしたる例があり、學說もある。又往昔佛國にありては、禁制品は平和克復の時まで單に之を抑留するに止むるの制を取つたこともあるが、斯くては禁制品輸送の冒險的、しかも互利の伴ふ營業に従事する者續出し、之に對する制裁の效力甚だ薄弱なりしを感じ、十七世紀の後半以來總て之を沒收することに改めた。他の諸國も亦之に則り、遂に普遍的の慣例と化し、即ち今日にありては、苟も禁制品である以上は、その絶對的たると條件附たるに依りて制裁に區別を立てず、一樣に之を沒收することにしてある。一九〇八年の倫敦海戦法規會議に於ては、沒收は交戰國の利益保護の必要の程度を越ゆるものなるが故に非なりとの意見が奥匈國代表から出たが、他の各國全權は悉く沒收案に賛し、その結果倫敦宣言に於て

禁制品は  
沒收する

第三十九條 戰時禁制品たる物品たるは之を沒收す。

との規定となり、帝國海戦法規も第七十一條に於て同一の規定を設けた。

**二四九二** 開戦とならば當然禁制品たるべき物件を平時他國に賣込まんがため、之を船積して輸送の途に就ける後、その賣込豫約先の國と別國との間に開戦となり、而してその別國が海上にて之を拿捕したる場合には、拿捕國は相當代價にて之を買上ぐるを得るも、沒收は爲し能はざるものとしてある、この見解に援用せらるべきものには、少し古い南米の亞爾然丁の高等裁判所の一判決例(註)がある。

開戦前に  
積出の禁  
制品

註。一八五六年の四月、亞爾然丁はパラグアイと交戦するに至りたるが、是に先だつ同年二月の或時、英國人某はパラグアイに賣込むる目的にて亞都ブエノス アイレスに居る代理人に宛て銃器若干をリヴァプールより積出し、その亞都に着荷あるや、之をパラグアイに仕向くるため四月八日亞國の一港コリエンテスに輸送した。然るに四月十四日には亞・パ兩國間に開戦となり、亞國官憲は該銃器を積載する一船を途中に要し、銃器を押收して之を亞國政府の使用に充てた。それより約一年半の後、荷主は亞國政府を相手取り、銃器の代價(パラグアイに於ける賣込代金)及び押收のために蒙れる十八ヶ月間の損害(銃器の代價の約四分の一)の賠償方を亞都の地方裁判所に提訴した。同裁判所にては、該銃器は沒收するを得ざるもので、隨つて現品又はその代價を荷主に返還すべきものとの判決を下した。檢察官は高等裁判所に控訴した。高等裁判所にては、該銃器は開戦前に荷主が積出したものであるから沒收せらるべきものに非ざること、亞國政府の押收は國際法上の先買に非ずして、公益のため收用したるものと認むべく、隨つて收用の代金を支拂ふべきであるが、その代金は押收の地に於ける時の相場に依るべきこと、政府の之を收用したのは適法の權利に由るものであるから、損害賠償の問題は起らず、ただ收用の日より起算し銃器の代價に對する普通の利息を支拂ふを以て足れりとすと判決した(Moore, Digest, VII, § 1263, pp. 747-8)。



**二四九三** 禁制品を積載する船にして開戦の事實を知らず、又はそれが禁制品と宣言せられたることを知らずして航海中、交戦國軍艦之に遭遇したる場合には、一應は拿捕するも事情判明の上は之を解放すべきである。なぜならば、禁制品の以て禁制品たるのは、交戦國と第三國との間に中立關係の發生したることであり、而して中立關係の發生は開戦の事實を知るに非ずんば有り得ぬからである。又禁制品と宣言せられたることを知らざる場合に關しても、事實之を知らざるに禁制品輸送者として之に制裁を加ふるが如きは理由ないからである。或は禁制品の輸送は犯罪行為ではなく、一の冒險的通航たるものであるから、意思の如何を問ふを要せず、随つて開戦の事實を知ると知らざるとを問はず、又それが禁制品であることを知ると否とを論ぜず、當然制裁を加ふべきなりと云はんか、之に對しては斯う答ふれば足るであらう、即ち禁制品輸送の犯罪行為でなくして一の冒險的通航たることは肯定するにしても、その冒險的通航たるは既に開戦の事實なり禁制品の宣言なりを知つたが故のことで、之を知らざる限りは冒險的通航ではなくして尋常の平和的通航である、又制裁を加ふるのに意思の如何を問はずとは無意識の行為にしても社會の害たるものなるが故のことで、この場合には當嵌らざる論であると。將た或は假に最後の出發港を解纜した時には開戦の事實を知らざりにしても、交戦國軍艦より臨檢搜索を受くるあらば、その之を受けたることの一事則ち開戦の事實を知つた譯で、随つて一旦臨檢搜索ありたる後に於て行はるる拿捕に對しては、最早や開戦の事實を知らずと稱して之に抗辯する能はざるものであると云はんか。これも甚だ妥當を缺く見解と評したい。實際開戦の事實を知らざる船長としては、臨檢搜索を受くるに方り何のための臨檢搜索なるか、之を行ふものは何の資格の軍艦なるべきか等に惑ふべく、假に臨檢艦長より既に開戦のあつたが故と告げられたればとて、その瞬間

に於て無害の貨物が溯つて禁制品となり、尋常の平和的運送がこれ亦溯つて冒險的通航と化する理はあるまい。船長の開戦の事實を知らざりしことが確められたるも、現に禁制品たるべき貨物の積載あるを發見したならば、臨檢艦長に於て一應之を拿捕するのは勿論適法なるも、その送致を受けたる捕獲審檢所に於ては解放の檢定を下すのが妥當の措置で、これは禁制品問題に於て一權威者に推されしクリーンも肯定した所である (Klein, *Venturité*, I, pp. 436—7)。

**二四九四** 開戦の事實を知らずして禁制品を積み敵港に向へる中立船を解放したる例は、我國にても日露開戦當時の諾威船ヘルムスに關する檢定にある。本船は明治三十七年二月四日及び五日の兩日間に門司にて石炭二千一百噸を積入れ、翌六日、日露の交戦状態に入れる事實を知らずして門司を發し、旅順に向ひ直航中、同月九日旅順の沖合にて遭遇したる帝國軍艦より長崎に回航を命ぜられ、同港にて拿捕の手續が行はれたものである。之に對し佐世保捕獲審檢所にては

『本件汽船ヘルムス號に搭載せる石炭は、其分量及び仕向地等に徴し之を觀るに、決して該船の需用に充つるものにあらず、旅順に着港せし上敵たる露國海軍の用に供せらるべきものにして、戦時禁制品と認定すべきものなり。然るに近世國際法の認むる所に依れば、中立國に屬する船舶が戦争開始の事實を知らざるに於ては、假令其搭載貨物は戦時禁制品たりと雖も、其船舶は勿論、之に搭載せる貨物も亦交戦國の爲め沒收せらるべきものに非ず。是れ畢竟中立義務は戦争開始の事實を知りたる時に於て始めて發生すとの原則の適用たるに外ならず。本件汽船ヘルムス號は明治三十七年二月六日門司を出港するに際しては勿論、其後と雖も帝國と露國との間交戦の状態に移りたる事實又は戦争開始の事實を知りたるものと認むべき形跡あるを見ず、會々旅順港の沖合にて帝國軍艦より長崎港に直航せよとの命令を受け、茲に始めて戦争開始の事實を知りたるに過ぎざるものなるを以て、本件船舶及び搭載貨物は之を沒收すべき



ものに非ず。』(『日露戦役捕獲審檢誌』第一〇〇一・二頁)

と爲し、本船及びその積載石炭共に解放とした。

**二四九五** 倫敦宣言も斯かる場合には解放すべきものと規定せること左の如くである。

第四十三條 船舶が戦争の事實又は其の戦貨に對し適用すべき戦時禁制品の宣言を知らずして航海中、海上に於て軍艦に遭遇したる場合には戦時禁制品たる物品は賠償を支拂ふに非ざれば之を没收するを得ず。該船舶及戦貨の残部は没收及第四十一條に規定せる費用の支辨を免除せらるるものとす。船長が戦争の開始又は戦時禁制品に關する宣言を知りたるも未だ戦時禁制品たる物品を陸揚するを得ざりしとき亦同じ。

中立港所屬國に對し適當の時期に於て戦争開始又は戦時禁制品の宣言の告知ありたる後船舶が該港を出港したるときは、右船舶は戦争状態又は戦時禁制品の宣言を知りたるものと看做す。尙船舶にして戦争開始後敵港を出發したるときは、該船舶は戦争状態を知りたるものと看做す。

本條に關する倫敦宣言起草委員會の報告に曰ふ。

『本條の目的は、中立船にして事實禁制品を積載するならんも、之を處置する能はざるが如き場合に、以て該船を保護するに存する。斯の如き場合は二つある。一は該中立船が開戦の事實を知らざる場合、二は假に之を知りたるにもせよ、交戦國が第二十三條及び第二十五條に依り告示したる禁制品を承知せざる場合は是れである。斯かる船を拿捕し禁制品を没收するは妥當に非ざるも、同時に巡洋艦としては、現に作戦に役立ち敵の緊急に需要する該禁制品のその儘敵手に渡るを看過すべき義務は無い。この兩箇の相反する利害は、賠償支拂に於てのみ之を没收するを得と爲すことに依り之を調和せしむるを得べきである。尙ほ同様精神は第二回海牙平和會議議定の開戦の際に於ける敵商船取

扱條約の上にも見られる。』(Int. Nav. Conf., Proceedings of, p. 361)

本條に謂ふ『船舶』とは敵船以外の船即ち主として中立船を意味すること倫敦宣言の公的報告書の記する所である。又『戦時禁制品の宣言』とは、元々倫敦宣言第二十二條及び第二十四條記載の品目は別段の宣言を俟たずして當然絶對的又は條件附の禁制品たるものであるから、その以外の別段の規定を要し、特に宣言を爲すを要する所の禁制品に係るものと解すべきである。

蓋し開戦の告知なり特に禁制品として取扱ふべき品目の宣言の告知なりが交戦國より遲滞なく中立國に向つて爲された場合には、その中立國の港を發したる船は、當然開戦の事實又は禁制品目の宣言を承知したるものと推定すべく、又開戦後敵港を發したる船も、これ亦交戦状態の成立を承知したものと推定すべしであるが、斯かる事情の下に於けるのでなく、實際之を知らず又知れりと推定するを得ざる船にありては、その戦貨たる禁制品を没收するの公正を缺くは論を俟たない。これ前掲第四十三條の規定ある所以で、現に帝國海戦法規(第六十七條)を始め他の主要海軍國の捕獲法規中にも、概ねこの規定が設けられてある。第一次大戦中にありても、本條は交戦諸國共大體之に遵由したやうで、即ち英國の The Katwijk (註)、獨逸の瑞典船 Elsu, Björn, 諾威船 Os-av, 佛國の和蘭船 Insulande, Coronato, Karimata 等に係る諸檢定、孰れもその判例の重なるものである。

註。カットwijkは和蘭船で、西班牙の一港にてロッテルダム仕向の、而して終局は獨逸のクルップ製鐵所に仕向けるべき、鐵鑛を積んで一九一四年九月十四日西班牙を解纜した。程なく同九月二十一日、英國政府は鐵鑛を禁制品と宣言したが、是に先だち本船は英國軍艦に拿捕せられた。而して捕獲審檢所にては、本貨は本船の西班牙港を出

第二款 戦時禁制品輸送船及びその戦貨



帆したる時には未だ禁制品でなかつたので、本船は全然無害の航海に上つたものであり、随つてその航海に上れる後に於て禁制品と宣言せられたる貨物を積載するの故を以て本船を没収すべき理由は成立たずと檢定した (Fauchille, Jurisp. Brit., I, p. 250)。

積載の禁制品の敵手に渡る妨手  
禁制品は賠償支拂の條件に没収

二四九六 さりながら禁制品積載の船が開戦の事實又は禁制品の宣言を知らざる場合には、之に對し沒收の制裁を加ふるを得ざるにもせよ、その禁制品たるべきものが敵手に渡り我方の作戦上に不利を醸すのを交戦國は拱手傍觀せざる可らざる義務は無いから、之を妨遮するに就て適當の手段を執るを得るのは勿論である。その手段は該物品を代金支拂にて沒收することである。これは前掲の第四十三條に『賠償ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ沒收スルコトヲ得ズ』の反對解釋からして明かに認められてある所であり、要するに第二回海牙平和會議議定の開戦の際に於ける敵商船取扱條約第三條の規定とその精神を同うするものである。帝國海戦法規も之に關し

第六十八條 前條ノ場合ニ於テ艦長ハ必要ニ應ジ戰時禁制品ヲ押收スルコトヲ得。此ノ場合ニ於テハ將來賠償ヲ爲スヲ要スベキヲ以テ、艦長ハ押收スル戰時禁制品ノ種類、價格、保險料、及運賃ニ關シ書式第四ニ依リ調査ニ通ヲ作成シ、内一通ヲ艦長ニ交付スベシ。

と規定する。尤も倫敦宣言第四十三條には『沒收』(“Confiscation”)とあるに、帝國海戦法規の本條には『押收』の字を用ひてあるけれども、この場合には結果に於て兩者の間に實質上の差は無い。孰れにしても形式は押收であるから、普通の賣買の如くに値段が折合ふてから引取るを須らず、先づ押收して然る上相當と認定する賠償價格を後日給付すれば可いのである。勿論その認定を爲すに就ては、計算の基礎となるべき資料が要るから、押收の際に特定の調査を作つて後日の用に供し置くことは必要である。これ第六十八條の後段の規定ある所以である。而して該禁制品を積載する船は、之を一時抑留するに理由が立つ。故を以て倫敦宣言第四十三條に該當する帝國海戦法規第六十七條には、特に『…該船舶ハ之ヲ抑留スルコトヲ得』と明記してある。之を抑留せざる場合に關しては、帝國海戦法規は次に

第六十九條 艦長第六十七條ノ船舶ヲ抑留セザルトキハ、臨檢士官ヲシテ其ノ船舶書類ニ書式第五ニ依リ警告ヲ記入セシムベシ。必要ト認ムルトキハ、他方ニ航路ヲ變更セシムル等相當ノ措置ヲ爲スコトヲ得。

と規定する。この『警告ヲ記入』とは、帝國は何國との間に交戦を開始したといふ事實の告知、又は禁制品目指定の宣言の記入を意味するのである。

因みに記す。前掲帝國海戦法規第六十八條及び第六十九條の規定する當該書式は左の如くである。  
書式第四(第六十八條)

戰時禁制品ノ押收ニ關スル調査

船名 何國汽(帆)船何々  
船長氏名 何某

一。何年何月何日、經度何々、緯度何々、何處ニ於テ官氏名(臨檢士官)は帝國軍艦何々艦長官氏名ノ命ニ依リ前記船舶ヲ臨檢シタリ。

二。本官ハ其ノ船舶書類ヲ檢査シ尙載貨ヲ檢査シタル結果、前記船舶ハ何年何月何日何地ヲ出港シ、何地ヲ到達地トシテ何地ニ向フモノニシテ、何々ヲ到達地トスル戰時禁制品ヲ輸送スルモノナルコトヲ認メタリ。

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨

船は一時抑留

帝國海戦法規に依る書式



三。本官ハ前記船舶ガ未ダ開戦ノ事實ヲ知ラザルコト(帝國政府ノ發シタル戰時禁制品ニ關スル宣言ヲ知ラザルコト又ハ戰爭開始ノ事實若ハ戰時禁制品ニ關スル宣言ヲ知リタルモ未ダ戰時禁制品ヲ陸揚スルノ暇ナカリシコト)ヲ認メタリ。

四。前記船舶ニ搭載スル貨物ハ沒收セラルベキモノニ非ザルモ之ヲ押收スルヲ得ベキモノナルヲ以テ、本官ハ艦長ノ命ニ依リ左記目錄記載ノ通該戰時禁制品ヲ押收シ、之ヲ軍艦何々ニ轉載シタリ。

品目	箇數	價格	保險料	運賃
一	.....	.....	.....	.....
二	.....	.....	.....	.....
三	.....	.....	.....	.....
四	.....	.....	.....	.....
五	.....	.....	.....	.....
六	.....	.....	.....	.....
七	.....	.....	.....	.....

五。本官ハ尙前記船舶ノ船舶書類ニ右押收シタル戰時禁制品ノ品目ヲ記入シタリ。

六。(船長異議ヲ申立テタルトキハ其ノ異議ノ概要ヲ記入スベシ)

七。本調書ハ二通ヲ作成シ、一通ハ署名(船長署名ヲ諾シタルトキハ連署)シテ之ヲ船長ニ交付シタリ。

年月日

帝國軍艦何々乗組 臨檢士官 官氏名印

書式第五(第六十九條)

戰爭開始(戰時禁制品ノ宣言)ノ警告

何年何月何日、經度何々、緯度何々、何處ニ於テ官氏名(臨檢士官)ハ帝國軍艦何々艦長官氏名ノ命ヲ受ケ何國汽(帆)船何々ヲ臨檢シ、帝國ト何國ト戰爭ヲ開始セル旨ヲ警告セリ(帝國ハ何國ト交戦中別紙謄本ノ通戰時禁制品ニ

關スル宣言ヲ發シタル旨ヲ警告セリ)

年月日

帝國軍艦何々乗組 臨檢士官 官氏名印

注意。戰時禁制品ノ宣言ニ關スル警告ヲ爲ストキハ戰時禁制品ノ品目ニ關スル規定ノ謄本ヲ船長ニ交付ス

二四九七

賠償支拂の條件の下に沒收するを得るものは、必しも嚴格なる意義に於ける禁制品のみに限らず、禁制品に准すべきもの又は禁制品以外にありても苟も敵手に渡ることを不利益と認むるものは、交戦國に於て相當價格を以て之を買収するに妨げない。之を先買權(Right of pre-emption)と稱する。

先買權のことは平時の條約に於て之を規定したのも十七八世紀の頃かなり多く(例へば一七九九年の米普修好通商條約第十三條)、十九世紀に入りて後も、殊に米國は中米南米諸國との間に之に關する澤山の條約を取結んだとあるが(Int. Law Situation, 1911, pp. 99-104)、この權利を古來殊に多く行使したのは英國である。英國にては古來糧食被服等の海軍必需品を絶對的禁制品と爲し、それが敵港に向ふ中立船内に發見せられたるときは當然沒收せらるべきものと爲したるが、之に對し大陸諸國側では、これ等海軍必需品は、それが敵國政府の用となる場合に限り禁制品となるべきで、常人の需要に屬するものは以て禁制品と認むべからずと論じたものである。折柄英國はナポレオン戰役の際、瑞典人がその國産の今日で云へば條件附禁制品たる糧食被服等を佛國政府に輸送するのを差押えたが、これは禁制品たるに相違なきも、瑞典に對する當年の政策上その制裁を寛大にするの得策なるを認め、之を買上ぐることにした。それが爾來例となり、拿捕せる貨物の禁制品たるの性質に疑惑ある場合には、之を沒收せずして相當價格にて先買するの慣行となつた。その價



格とは、ホールに『嚴格に論ずれば必然的に禁制品たるもの、又は交戦の特殊の事情よりして禁制品となるものは總て沒收するを得るが、禁制品目を相異にする國にありては、右の後者は之を沒收せずして先買するを常とする。先買とは、英國の慣例に依れば、市價に相當利潤を加算したる額にて當該貨物を買上げること、その利潤は普通に市價の一刻とする。交戦者の沒收権を極端に厲行せざるこの緩和的方法は、明かに禁制品の色合を帯ぶる輸出國の國産品たるものにも亦適用せらる。』とあるが如く(Hall, *supra*, p. 173)、その市價に概して一刻の利潤を加算したものとす。斯くして英國の一八六四年の海軍捕獲法第三十八條、及び一八八八年の海軍捕獲法提要第八十四條には、孰れも『條件附禁制品、及び未製作の状態にあり且その輸出國の原産品たる絶對的禁制品の輸送に對しては、英國政府之を先買するを例とし、この場合には政府は該貨物の運賃をその船に支拂ふ。』との規定を見るあるに至つた。これが先買權の由來の概略である。

**二四九八** 先買權の當否に關しては、よしんば先買は特定の代價を支拂ふものなるにしても、元々荷主の同意を俟たずして行ふ所の強制的のものであるから、それは中立國人の權利の侵害であり、且それが禁制品であれば、凡そ禁制品は沒收さるべきものとなつてある以上、その絶對的たるを條件附たるを問はず禁制品は通じて沒收すべく、制裁を二三にするが如きは公平でない、との論もある。けれども之に對しては、先買は總ての貨物に對して行ふのではなく、禁制品としては沒收するを得べき貨物を恩惠的に買收するのであるから、權利侵害を以て目するは當らず、又必しも不公平でないとの辯護説もある。萬國國際法學會の一八九六年のヴェニス大會にては、『敵港を仕向地として輸送中の平戰兩用の貨物は交戦國に於て相當賠償の下に之を押收し又は先買することを得。』と決議し、以て先買制を主義上是認した。

その當否

或は先買は一々之を行ふに於ては費用は嵩まり、且その煩にも堪へざるべきが故に、拿捕者は先買を行ふよりも手取り早く當該船貨を撃沈すべく、隨つて何程も實效を期し難かるべしとの説もあらう。然しながら先買に要する金額は勿論相應の巨額に上るべきが、中立船及び載貨の抑留又は破壊の悶着よりして該中立國との間に遂に戰端を開くに至るが如き懸念なしとも限らざることを商量すれば、之に要する費用は軍費の僅に數日分にも當らず、即ち遂に安價の犠牲にて事足るべしとの見地から、先買權の利を肯定するに理由が立たぬではなす(G. Warren, "Contraband and Neutral Trade", 16 *Proceedings of the Academy of Political Science*, 1903, pp. 61-5)。けれども先買權は強大の海軍國に於てこそ之を行つて功を奏すべく、その否らざる國にありては、當該中立船及び載貨を自國港に引致し來るの餘力は乏しいから、その敵手に落つるを妨げんがため勢ひ之を撃沈するの捷徑を擇ぶことにならぬとも限らない。

**二四九九** 倫敦宣言の第四十三條第一項の前段の規定は、戰時禁制品たる物品は賠償を支拂へば之を沒收するを得ること、即ち先買を爲すを得ることを肯定したるものなること前に述べた。倫敦宣言のこの規定は開戦に關する敵商船取扱條約の趣旨に副はしめたるもので、隨つて前掲のヴェニス決議の如き條件附禁制品は場合の如何を問はず之を先買することを得と爲せるものとは賠償の條件を相異にする。されば倫敦宣言の意味する先買は、從來英國の慣例と爲せる先買のこととは別であること知るべきである。然しながら先買は倫敦宣言の右の規定の場合以外には全然行ふを得ずと限られてあるのではなく、之と離れて條件附禁制品を先買せんとすれば隨時爲し得るものである。オッペンハイムも『條件附禁制品の先買の問題は倫敦宣言には規定せず。然れども海上諸國にして沒收權の緩和的方法として先買を行はんとすれば何等之を妨ぐるもの無

倫敦宣言  
の先買權  
行使の條



』』と説く (Oppenheim, II, § 406, p. 583)

二五〇〇 我國は日露戦役に於ては先買権を認めなかつた。即ち當時浦鹽港へ向け進航中の英國の一汽船を帝國軍艦は拿捕し(明治三十八年一月十二日)、その積載の石炭六千有餘噸を禁制品として佐世保捕獲審檢所にて船と共に没收と檢定するや、船主側代理人は高等捕獲審檢所に對し

我國は日露戦役には先買主を非認す

『第三、中立國船内に在る條件附戦時禁制品の處分に付ては英國主義と大陸主義と稍趣を異にすると雖も、大體の精神に於ては敢て異る所なきが如し。先づ英國の慣例に徴するに、敵國の軍艦又は軍隊に到達するを以て戦時禁制品と看做さるる貨物は補償を拂ひて之を沒收し、又大陸主義に依れば、既に萬國國際法學會に於て決議せられたる如く、平時戦時兩用の貨物にして敵國港に赴く途中に在るときは、一方の交戦國は此の貨物に對し補償を爲すことを條件として差押又は先買するの權を有す。此の如く條件附禁制品の取扱に關する近世の主義慣例は益寬大の方向に赴きつつあるに拘らず、獨り日本國に於てのみ前記の主義慣例に反し、平時戦時兩用の貨物たる石炭を商港軍港を兼ねる港灣に仕向くる場合に何等の條件をも附せず、直に之を沒收するは苛酷も亦甚しと謂ふべし。殊に日本捕獲規程は英國主義に基くものなることを省み、中立國の條件附禁制品に關する處分を爲すに當りては相當の注意を加へられむことを希望す。』『日露戦役捕獲審檢誌』第三五三・四頁

といふを一理由として抗議したが、高等捕獲審檢所にては

『第三、戦時禁制品は總て之を沒收することを得るは國際法上の通義にして、抗議人の希望する先買、有償の沒收、補償を爲すことを條件としての差押の如きは、或は特別の條約に依りて行はれ、或は特殊の慣例又は一種の學說に過ぎずして、未だ國際法の法規として認められざるものなるが故に。原檢定が之に遵據せざるを以て不當なりと謂ふを得ず。』同上、第三五六頁

帝國海戦法規は改められて之を肯認す

と爲して抗議棄却を宣告した。斯の如く我國は先買権を當時は國際法規として認めざる主義であつたが、然

るにその後九年を経て制定の帝國海戦法規は當年の主義を拋棄し、前述の如く第六十八條に於て倫敦宣言第四十三條に倣ひ、或場合に於ける有償押收のことを肯認するに至つた。

實戰に於ける軍需品の先買

二五〇一 先買権は専ら戦時に於て、適法に沒收するに根據乏しき禁制品に對して行ふものであるが、法的戦に非ざる謂ゆる實戰にありては、武器彈藥その他の軍需品の敵手に渡るのを防ぐには先買の方法に依るの外に道は先づ無い。實戰に於ては、第三國との間に中立法規は發動せず、隨つて戦時禁制品なるものは成立せず、隨つて交戦國は之を拿捕するの權を有しないから、それが對手國に渡るのを妨遮すべき唯一の方法は先買あるのみである。昔は明治十年の西南の亂に、薩軍は銃器彈藥を外國より仕入れんとし、巴里の一銃器商は之を引受けた。代金の支拂さへあらば何人が何人に供給するも自由で如何とも爲し能はざる所から、在巴里帝國公使館では薩軍の支拂ふその以上の代金にて先んじて之を買取り、以て敵手に渡るのを遮止した由である(竹越三又『陶庵公』第九二頁)。尤も輓近世界の各方面にて演ぜられたる實戰にありては、先買の行はれし例は殆ど聞かない。これは先買を行ふとならば第三國の軍需品製造者は交戦國双方の間に價格を糶上げ、ために交戦國としては先買が引合はぬことになるが故でもあらう。現下の支那事變に於ても、我國は第三國人の支那に頻々賣込む各種軍需品に對し先買せば如何にやと思はるる機會は幾たびかあつたやうであるが、右様の事情に鑑みたものか、遂に之を實行することなかつたやうに承知する。

二五〇二 假に開戦の事實を知らず將た特定禁制品の宣言を知らざる船に積載の禁制品にして敵國人に屬するものであつた場合には、それが中立國人に屬すると同様に上叙の取扱を爲すべきか。倫敦宣言第四十三條(及び帝國海戦法規第六十七條)の上では、この點に關し判明を缺く。獨逸の捕獲令第四十四條には、敵

敵人所有の禁制品の沒收は無賠償



船にして開戦の事實又は禁制品の宣言を知らずして拿捕せられたる場合に、敵人所有の禁制品たる物品は賠償を支拂ふことなしに之を没收すとある。英國の捕獲審檢所において獨逸の右の主義に則り、第一次大戦中斯かる場合の賠償を認めなかつた。その判決例には蘭船ライン(註)及び別に記する諾威船ソルファレレンに關するものがある。倫敦宣言は廢文となつたから暫く論外に置き、帝國海戦法規には之に關する明文なしと雖も、實際問題に當るならば、やはりこの方針に則りて然るべしと信ずる。

註。南米エクアドル所在の中立の或商店は開戦の直前、獨逸の一商船に椰子油槽を積入れて歐洲に仕向けたるに、程なく開戦となつたので、該船は墨西哥のラス・バルマス港に避難し、同港にて之を蘭船ラインに積替えた。ラインはその轉載を受けて和蘭に向へる途次英艦に拿捕せられた。之に關する英國捕獲審檢所の檢定に曰く、『荷受主は中立人と稱するも、單に該貨物を敵國に到達せしむるための媒介者に過ぎざる以上は、之を以て善意の中立荷受主と認むるを得ず。且倫敦宣言第四十三條は中立船及び中立貨物のみ適用せらるるもので、本件の如き禁制品たる所の敵貨にして敵の供給基地に到達すべきものには適用すべき限りでない。』(Fauchille, *Jurisp. Brit.*, II, p. 333)。

**二五〇三** 禁制品積載の船が該禁制品を敵地に送届くるに先だち任意又は已むなくその目的を抛棄したる場合には、後に拿捕を受くるも該禁制品は之を没收せざるものとしてある。これは日露戦役中、我が佐世保捕獲審檢所の取扱ひたる前掲の英船のシイシアン、外に同じく英船リンクリューデンに關する檢定に於て示された所であるが(詳細は『日露戦役捕獲審檢誌』第一一〇四頁乃至第一一四頁参照)、同様の檢定は第一次大戦中の英國捕獲審檢所の下せる和蘭船アルウキナのそれにも見えた。アルウキナは石炭を貨物として積み、和蘭を發して亞爾然丁に向ふの途次、西班牙領カナリー島のテネリッフェ島に立寄つた。その石炭の荷受主は表面亞爾然丁の一人商人なるも、事實は南大西洋に出動中の獨逸艦隊への供給のためであつた。然るに

The  
Albatross,  
1918

禁制品輸  
送を目的  
達成前に  
抛棄

The  
Zita,  
1915

沒收され  
たる禁制  
品の運賃  
の無効  
の場合の  
損害賠償

ファルクランドの海戦にて獨逸艦隊は潰走したがため、その引渡が不可能となつたので、本船は再びテネリッフェ島に往き、碇泊數日の間に當初の目的を抛棄し、載貨を同島の英人の一商會に賣渡して復航に就き、デブラタル及びフェルヴァに寄港してロツテルダム行の鑽石を積込み、更に修理のためファルムットに寄港した所を英國官憲に拿捕せられた。その當初往航の際の船舶書類を檢するに、行先地その他に關し虚偽の記載がある。然るに捕獲審檢所にては、中立船にして虚偽の船舶書類を携帯し禁制品を輸送するにしても、拿捕前にその投機的意圖を抛棄し、該禁制品を中立港に陸揚げして他の買手に讓渡したる以上は、最早や測つて之に制裁を加ふべきに非ずと爲して解放の檢定を下し(Fauchille, *Jurisp. Brit.*, II, p. 131 以下)、樞密院司法委員會にても右の檢定を肯認した(*ibid.*, p. 137 以下)。尤も既に虚偽の船舶書類を携帯したることが認められたのであるから、本船にして假に獨逸艦隊へ石炭賣込みの當初の目的を達成した上の復航であつたならば、英國の古來の慣例に従ひ當然沒收の制裁を受けたであらうが、目的達成前の意圖抛棄であるから、その故を以て虚偽の書類携帯の點は不問に附せられたのである。

**二五〇四** 禁制品を沒收した場合に、その輸送貨は如何にするか。之に關しては倫敦宣言には(帝國海戦法規にも)何等觸れてない。けれども禁制品を沒收したる交戦國が運賃を賠償してやるといふ意思あるものとは考へられず、又その理由もあるまい。殊に禁制品の輸送に方りては、多くは船主側にて運賃を先取りして居るであらうから、尙ほさらそんな必要なしと云へるであらう。

**二五〇五** 倫敦宣言には拿捕無効の場合の損害賠償に關し

第六十四條 捕獲審檢所が船舶又は貨物の拿捕を無効なりと檢定したる場合、又は審檢に附せずして拿

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨



捕物件を解放したる場合には、利害關係人は損害賠償を受くるの権利を有す。但該船舶又は貨物を拿捕するに充分なる理由ありしときは此の限に在らず。

と規定する。帝國海戦法規には之に該當する規定が無い。無いけれども、右様の場合に利害關係人の損害賠償を受くるの権利を非認すべき理由は考へられぬから、やはりこの権利を肯認すべきものと思はれる。

然しながら、たとひ本條の場合に於ても、例へば船長が船舶書類を故意に破毀し、又は海中に投棄し、若くは眞偽兩様の船舶書類を具有するが如き場合には、利害關係人に損害賠償を受くるの權を認むべき限に在らずといふことが倫敦宣言の報告書の本條の説明にある。且同宣言第四十一條は、船及びその載貨の保存に關し捕獲者の支出したる費用を該船の負擔とするのは禁制品輸送の船に就てのみの規定となつてあるけれども、右様の場合に於ては、關係費用はこれ亦均しく該船が負擔すべきものと解すべきである。

### 第三目 禁制品以外の載貨の處分

同一船内の非禁制品の感染

二五〇六 禁制品に非ざる貨物も、禁制品輸送の船に同載せらるるものにおいて、或場合には禁制品の捲添にて同様に沒收せらるることもある。之を感染主義(Infection theory)と謂ふ。巴里宣言は第二條及び第三條に於て、中立船積載の敵貨及び敵船積載の中立貨は禁制品以外には捕獲せられざるべきことを保障する。この規定を卒讀すると、禁制品以外の貨物は總て捕獲免除となるべきやうに見える。けれども右の保障は、畢竟禁制品以外の貨物である限り、敵貨にしても中立船積載のもの、又敵船積載にしても中立貨である

ものは捕獲せずといふ迄で、即ち敵貨と中立船の關係及び敵船と中立船の關係を明かにしたに止まり、非禁制品は禁制品と同宿するも全然捕獲免除たるべしといふが如き禁制品と非禁制品の關係を定めたものではない。故に巴里宣言ありと雖も、禁制品と同宿の非禁制品を或場合に禁制品と同一に取扱ふことは必しも妨げない譯である。

その感染する場合

二五〇七 然らば禁制品と同一の船に積載せられたる非禁制品は、如何なる場合に於て禁制品に感染し、それと同一の取扱を受くべきかといふに。

その第一は、非禁制品が虚偽の手段に依り禁制品を輸送する船主の所有たる場合である。斯かる船主の船が禁制品と共に沒收せらるべきことは追て述ぶべきが、同じ理由に於て非禁制品も共に沒收し得ること論なく、これは英國の多年慣例とする所で、我國の日露戰役當時制定の海上捕獲規程にも明規してある(第四十四條)。

第二は非禁制品と同一船内に在る禁制品の數量價格等が極めて多い場合に於ける沒收説である。佛國の今より百六十有餘年なる一七七八年制定の海戦法規には、禁制品の價格が全載貨の四分の三以上に達するとき船と共に全載貨を沒收することの規定があつた。けれども之を不合理と爲すの論も強く、他の歐洲大陸國中には、その國內法規に於て反對の規定を設くるものもありて、隨つて國際法上之を沒收し得るものとの定解は立つてない。倫敦宣言には、積載禁制品の價格、重量、容積、又は運賃が全載貨の半數以上たる場合には之を積載する船を沒收するを得るの規定はあるも(第四十條)、沒收を非禁制品たるものにまで及ぼすの權は認められてない。

(一)禁制品虚偽輸送の船主所有貨

(二)禁制品の極めて多數量



第三は非禁制品が禁制品と同一の荷主に屬する場合である。(荷主とは荷送人であるか將た荷受人であるかは一概には云へず、その時の取引契約に依り判定すべきである) 即ち禁制品に非ず又敵性を有する貨物に非ざる無害の貨物も、荷主が別であり又は荷主は同一なるも積込める船が別であれば兎に角、それが禁制品の所有者に屬し且同一船内に在る場合には、禁制品の性質が之に感染したものと認めて之を沒收するのである。これは英國にては夙に行はれ來りたる慣例であり、第一次大戦中同國捕獲審檢所の瑞典船 *Kronprinsessan Margareta* に關する檢定に

『過去少なくとも百五十年間を通じて捕獲法上既定の法則となつたものに二つある。船の國旗を敵人より中立人に移轉し、而して現實の引渡が未了である場合には、その移轉を無効とすること、他の一は性質上沒收すべからざる貨物なるも、それが沒收すべき貨物の所有者に屬し又は屬すと推定せらるべき貨物と同一船内にあるときは、該無害品は之を禁制品と同様に視て沒收することである。歐大陸にては感染主義を非議する學者もあり、又之を認めざる判決例もあるが、米國にては夙に之を採り、輒近日本も之に則つた〔次節參照〕。この主義の由來は詳ならざるが、既に十七世紀時代の累次の戦に於てその例を見、一七二三年のユトレクト條約の上にもこの語があり、且グーチ、バインカーヌフック、ヘイネクシユス等も理論の上に之を肯定した如くである。』

『感染主義の基礎は必しも若干の文獻に見ゆるが如き荷主その人の犯罪とか共犯とかにあるのではない。若しその基礎が此にあるものとするれば、荷主にして情を知らずと稱さば以て之を適用するを得ざることにならう。ただ然しながら有害無害の兩種貨物にして同一船内に積込まれるれば、その積込の時又は出帆の時に於て無害貨物は有害性の感染を受くること恰も人體の病毒感染に類すとの思想に胚胎すと見るべく、隨つて「一たび感染せば常に感染す。」(“Once infected, always infected.”) といふのが一法則として認められ、買主はたとひその拿捕を受くる前に所有者となるにもせよ、有害性に感染せる貨物を受取ることになるべく、又爾く認定せらるるのである。之を拿捕するのは刑罰と

してではなく、當該船の海上に出でた時より發生する所の交戦者の捕獲權に由るのである。故に感染は同一船内積載の一切の貨物に附隨すべく、陸揚後の取引及び所有者移轉に依りて之を清めしめんとするのは交戦國の權利を打破らんとするものである。』(Garner, Prize Law, § 410, p. 602)

と云へるは、讀んで多少不徹底の感はあれど、以てその信條の一端を示すものと見られる。

二五〇八 右の(三)に依る感染主義は、我が日本に於ても明治三十七年の帝國海上捕獲規程に「戰時禁制品及其ノ所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ沒收ス」(第四十三條第一項)とあるが如く、日露戰役に於て之を適用した。例へば明治三十七年七月、帝國軍艦の山東省沖にて拿捕したる英國の開平礦務有限公司(本店は天津)の所有船西平號(*The Hsi-ping*) 載積の若干無害品(インキ、香水、砥石、及び蠟燭の各梱包)が會と同船積載の或禁制品と同一所有者に屬すとの故を以て、佐世保捕獲審檢所にては之を沒收と檢定し、その抗議を審理せる高等捕獲審檢所に於ても「戰時禁制品を敵地に輸入せむとして拿捕せられたる者が同船に搭載したる貨物にして其の所有に屬するものは、戰時禁制品に非ざるものと雖も禁制品と共に沒收せらるべきことは國際公法の認むる所」と爲して原檢定を肯認し、抗議を棄却した(『日露戰役捕獲審檢誌』第八二二頁)。反對に、同じ西平號積載の貨物にして禁制品に非ず且禁制品の所有者に屬するに非ざるものは總て解放と檢定した(同上、第七九三頁)。感染主義は前述の如く英國にては多年の慣例とする所なるも、歐大陸諸國にては必しも然らずで、隨つて當時帝國捕獲審檢官憲に於て之を國際法の定則であるかの如くに論じたのは聊か獨斷的の嫌なきを得ないが、兎に角我國にては英國の慣例に則り、當時感染主義を捕獲法上の既定の法則と認めたるものである。



二五〇九 感染主義は、歐大陸諸國にては之を理由なきものとして排斥する論が従来かなり強く、故を以て一九〇八年の倫敦海戦法規會議の開會に先だち豫め各國代表より提出したる意見書中には、この點に關し沒收肯定説の日英獨の三國に對し佛露西の三國は明確に否定説を主張し、餘の諸國代表も多くは後者に傾いた。されば英國政府はそれ等各國の諸意見を參酌し、討議の基礎案として『禁制品輸送の船又はその船内に在る禁制品以外の貨物は、その航海に於て禁制品が多少の重要性を有するとき若くは共犯の關係を有するときは之を沒收す。共犯を沒收の原因と認むるに方り虚偽の事情あるときは共犯と看做す。』(第九條)といふのを作成した。之に對し蘭國代表は『その船内に在る禁制品以外の貨物』の一句は巴里宣言に抵觸する虞ありとて削除説を提し、佛國代表は『非禁制品の沒收が巴里宣言に抵觸するや否やの討究は本會議の範圍外である、なぜならば、それは同宣言の加盟國間限りの問題で、且本會議の參加國中の或者が未だ加入するに至らざる同宣言の解釋に關するものであるが故である。吾々は同宣言の關係を離れ、新に共通的の一規則を議定すれば可なり。』と論じ、英國代表は更に洗煉を加へたる新案を提出し、多少の文字の修正ありたる末可決せられたのが倫敦宣言第四十二條の『戰時禁制品の所有者に屬し且同一船舶内に在る貨物は之を沒收す。』の條文である。帝國海戦法規も第七十四條に於て同文の規定を設けた。

本條に謂ふ所有者 (propriétaire, owner) とは、所有權の未だ荷受人に移轉されざるものにおいて荷受人、その既に移轉されたるものにおいて荷受人たるを普通とし、移轉の既了未了は審檢所が賣買輸送の契約その他の事情を按じて之を判定する。

二五一〇 斯の如く感染主義——少なくとも禁制品とその所有者を一にする同一船舶内所在の禁制品の場合

の——は倫敦宣言に於て各國の一致を得たが、暫くこの法規を離れ、凡そ感染主義の當否といふことになる、學者必しもその所見を一にせず、殊に大陸諸國には古來之を非とする論者が多い(例へば Ortolan, II, p. 198; Hautefeuille, *Droit et Devoirs des Nations Neutres*, III, p. 233; Gessner, *Le Droit des Neutres*, p. 127; Bluntschli, § 806, p. 423)。元來感染主義は、禁制品の荷主が同時に船主であつたといふ往古の簡單なる通商時代に於て、之に對する懲罰の意味から發したものであるが、今日では禁制品の荷主必しも輸送船の船主に非ざるのみならず、禁制品の輸送に對し懲罰を以て之に臨むといふが如きは、禁制品そのものの性質に鑑みて肯定し難き觀念である。或貨物を禁制品として捕獲するの權を交戰國に認むる所以のものは、それが敵手に渡り敵軍の攻防力を増大するに於て該交戰國の不利となるからで、その以外に無害の性質たる貨物を禁制品に擬して捕獲するを正しとする理由は考へられない。特に敵軍を利用するものに非ざる無害品をば、會々所有者が同一船積載の禁制品のそれと同一人なるの故を以て沒收する——船を別にして輸送すれば無害品として大手を振つて通れるに、會々船を同うしたとの故を以て、均しくこれ無害品なるにも拘らず之を沒收する——どうも首肯するに足るべき理由ありとは思へない。且一八五六年の巴里宣言は、中立船積載の敵貨及び敵船積載の中立貨を捕獲より免除し、ただ禁制品のみを例外とする。禁制品が唯一の例外で、その以外には何等條件は無い。禁制品以外の貨物にしても同一船舶内にありて禁制品の所有者に屬するものはこの限に在らず、といふが如き例外は全然無い。その無い例外を解釋上に設けて之を沒收するのは、巴里宣言の意味する捕獲免除の精神を沒却するものであるまいか。この點に關し前掲の瑞典船クロインプリンセツセ  
ン マルガレッタに關する英國樞密院司法委員會の裁定には



『或は云はん、巴里宣言第二條は事實に於て感染主義を非認せるものなりと。然れども同宣言は中立國旗の下にある敵貨を一切の場合に於て不可侵なりとする免許狀ではなく、又假に中立貨であれば當然沒收せらるべき貨物をば、その單に敵貨たるが故に保護するといふものでもない。同宣言は貨物の敵性たる中立性たるを決すべき標準に關しては何等規定せず、感染主義に關しても何等言及せず、將た禁制品の取引を抑止すべき交戦者の權利を保護する方法に關しても何等規定する所は無い。……本件貨物は禁制品と同一の船内に積込まれたるもので、たとひ中立船積載の敵貨なりとしても、巴里宣言の明示的にも默示的にも之を保護すべきを何等規定せざる所のものである。』(Garner, *Ibid.*, § 247, p. 320)

とあるが、感染主義と巴里宣言の關係に關するこの解説は、讀んで聊か澁晦の感なきに非ずで、何となく強て説を立てんがために立てたるの嫌がある。巴里宣言が感染主義に關し何等言及する所なければこそ、禁制品に非ざる無害品は、敵貨にせよ中立貨にせよ、悉く同宣言の保護する所と解釋するのが却つて法文の正しき解釋法であるまいか。凡そ例外は最嚴正に解するを要する。感染主義を巴里宣言の例外と解するには、特に之を例外と明規する所の條句あるに非ずんば無理であらう。英國樞密院司法委員會が本件の檢定に於て感染主義を支持したのは、之を支持するに合理的の論據があるといふよりも、寧ろ善かれ悪かれ同國古來の慣例であるから之を墨守するといふ英國特有の信條にあつたと見るべく、そは本件裁定の左の一節に徴し得べきである。

『商慣習の變化は以て捕獲法上の諸定則を凌駕するを得ない。戦時と戦時の間に於ける多年の平時に於て、捕獲法則が休止する間に通商が榮へ、商慣習に變化及び發達を示するに至りたるは事實である。然しながら商買は捕獲法則を更正するの權能を有せず、將た捕獲審檢廷は、その法則の適用が不便なり又は近代の通商の圓滑且常規の運用と兩立

せずとの故を以て、既定の且拘束力ある法則を廢棄するの裁量も權能も之を有しな。』(*Ibid.*, § 124, p. 183)

これでは法律は時代に順應する活物でなくして、時代に遅れたる死物たるの譏を免れない。斯かるは徒らに舊慣に膠着する英國ならでは通用せぬ論である。

二五一一 然しながら倫敦宣言以前にありては兎に角、既に倫敦宣言に於て世界の海上諸國の合意の下に第四十二條の條文が設けられ、帝國海戦法規も之を採擇したる以上は、感染主義を非とする右の見解は今は一の机上論たるに過ぎまい。同宣言は第一次大戦に於て既に死文と化したるにもせよ、同戦役中英國の捕獲審檢所に於ては勿論のこと、従前之を非とせる佛獨墮伊諸國のそれに於ても亦倫敦宣言の該規定を追ひ、感染主義を適用したる例もありて(例へば佛國の諾威船 *Catw II*、獨逸の和蘭船 *Rathvieser IT*、墮太利の希臘船 *Kephalonia*、伊太利の希臘船 *Kyriacos* に關する各檢定例の如き)、即ち従前にありては兎に角、少なくとも倫敦宣言以來、殊に第一次大戦以後の今日では、感染主義はその理論の是非は別とし、事實捕獲法上の一定則として各國の肯認する所となつたものと見るの外あるまい。尤も萬國國際法協會の一九三二年の海上中立財産條約案では、第四十三條に『禁制品の所有者に屬する非禁制品にして禁制品と同一の船内に在るものは、その故を以て沒收せらるることなし。』と規定し、感染主義を非認するの主義を執つたが、該條約案が同協會の同年の紐育大會に於て不採擇となつたことは別に記する如くである。

二五一二 最後に、萬國國際法協會にては第一次大戦直後の一九二〇年に海戦法規案を起草し、同年の大會に報告したることは別に述べたが(第一七三二節參照)、中に附屬第二として戦時禁制品に關する若干の條項がある。多少の參考にもなるので之を左に譯載する。



附屬第二 戰時禁制品 「本規則案の條項の數字は倫敦宣言のそれを踏襲してある」

第二十二條 戰時禁制品は絶對的又は條件附とす。絶對的禁制品とは専ら作戰用たるべき一切の物件及び材料を謂ふ。即ち左の如し。「以下倫敦宣言第二十二條の第一號乃至第十一號に同じ」

第二十三條 「倫敦宣言に同じ」

第二十四條 條件附禁制品とは平時用と共に作戰用ともなるべき物件及び材料を謂ふ。即ち左の如し。「以下倫敦宣言第二十四條の第一號乃至第十四號に同じ」

第二十五條乃至第二十七條 「倫敦宣言に同じ」

第二十八條 「倫敦宣言の本條を削る」

第二十九條 左に掲ぐる物品は之を戰時禁制品として取扱ふことを得ず。「以下倫敦宣言の本條第一號及び第二號に同じ」

第三十條及び第三十一條 「倫敦宣言に同じ」

第三十二條 「倫敦宣言の本條中の『完全なる』(conclusive)を『推定的』(presumptive)とし、第二項として『絶對的禁制品は沒收せらるべきものとす。』を加ふ」

第三十三條 條件附禁制品は敵國の軍隊又は行政廳、若くは敵國又は敵國民衆 (enemy country or population) の使用に仕向けられたるときは、その價格を所有者に支拂ふことの條件の下に交戰國に於て之を差押え且徵發することを得。

條件附禁制品は之を沒收することを得ず。

右の先買權は條件附禁制品輸送の故を以て従前には沒收と檢定せらるべかりし商船にも之を及ぼすを得べし。

第三十四條 敵國軍官憲又は行政廳に輸送せられ、若くは敵國又は敵國民衆の使用として荷受人に輸送せらるると

きは、前條に規定する仕向地を有するものと推定す。

第三十五條 條件附禁制品を輸送する船にありては、その船舶書類は船の航路に關する推定的證憑たるべきものとす。但し船舶書類の記載に依りて航行すべき航路を離れ而して之に就て適當の理由を辯明すること能はざる場合はこの限に在らず。

第三十六條 前條の規定に拘らず、敵國領土が海に面する國境を有せざる場合に於て條件附禁制品にして前條規定の仕向地を有することが立證せられたるときは、交戰國は之を差押え且徵發するを得るものとす。

第三十七條 「倫敦宣言の本條中の『又は條件附』を除く」

第三十八條 「倫敦宣言の本條中の『戰時禁制品』を『絶對的禁制品』と改む」

第三十九條 「倫敦宣言の本條を削り絶對的禁制品沒收のことを第三十二條の第二項として掲ぐ」

第四十條 「倫敦宣言の本條中の『戰時禁制品』を『絶對的禁制品』と改む」

第四十一條 「倫敦宣言に同じ」

第四十二條乃至第四十四條 「倫敦宣言の該條中の『戰時禁制品』を孰れも『絶對的禁制品』と改め、同宣言第四十四條『引渡を爲すに意あるとき』の次に『且現に引渡を爲したるとき』を加ふ」

## 第四目 船の處分

往昔は船をも沒收するを例とした

二五三 禁制品輸送に對する制裁として禁制品そのものが沒收を免れざることは上來説述する如くであるが、然らば禁制品を輸送する船は之を如何にするか。

往昔にありては、沒收は常に禁制品そのもののみならず、併せて之を輸送する船をも沒收するのが常であ



つた。理由は、禁制品は之を輸送する船あるに於て始めて敵に役立つものと云ふにあつたのである。爾來禁制品を輸送する船は之を沒收するのが寧ろ原則となり、之を沒收しないのが事實例外の姿となつた。オッペンハイムは

『船そのもの及び禁制品以外の載貨をも沒收すべきに關しては、各國の慣例必しも一樣でない。英米にては、船主が禁制品の荷主と同一人なるときは該船を沒收し、又無害貨物も、荷主が禁制品のそれと同一人たる場合には、その部分だけを沒收する (The Kronprinzessen Margareta, 1917; The Annie Johnson, 1917; The Postivo, 1917; The Purana, 1919; The Antwerpen, 1919)。又船主が禁制品の荷主に非ざるも、禁制品輸送のため虚偽の船舶書類を帶有する場合には該船をも沒收する (Holland, Prize Law, §§ 82-87)。將た船の所屬國政府が敵に禁制品を輸送せざるべき條約上の義務を負ふに拘らず、船主が情を知りて禁制品を己れの船にて輸送せしめたる場合も同様である (The Neutralitet, 1801; The Ringende Jacob, 1798; The Sarah Christina, 1799; The Franklin, 1801)。然るに英國にては更に第三の例が加はつた。即ち第一次大戦中、英國捕獲審檢所の The Hakon の檢定がそれである。同事件に關し樞密院司法委員會にては、之を先例に徴したる末、船主が載貨の性質を承知し居りたることは該船の沒收を適法たらしむるに充分で、殊に問題の貨物が全載貨の主たる部分を構成するものたるに於て然りとす。』と決定した (Oppenheim, II, § 405, pp. 579-580)。

と説けるが、英米以外にありても、輒近までの慣例は大體同様であつた。

**二五二四** 船をも沒收するのは、前述の如く禁制品は之を輸送する船あるに於て始めて敵に役立つといふ理由に發したものであるが、この理由は第一次大戦中の英國捕獲審檢所長官エヴァンズの瑞典船 *Hakon* に關する檢定中に於ても左の如く敷行せられた。(本件檢定中の本船の載貨即ち鹽漬鯪が禁制品に屬するや否

船沒收の  
論據

やの論點に關しては、既に第二四六七節に於て紹介した)。

『既に交戦國にして捕獲手段に依り禁制品の敵に到達するのを妨遮するため之を拿捕し且次では沒收するの權を有する以上は、交戦國は該禁制品を輸送する船に對しても同様の權を有するものと爲すこと不當でも不公平でもあるまいと信ずる。抑も貨物は船の幫助なしには敵に到達するを得ない。輸送は荷主と船主の共同行爲たるのが常道で、即ち一方は貨物を賣つて己れを利せんとし、他方は船を提供して輸送に依る利益を得んとする。故を以て拿捕を受けたる場合に、甲はその財産を喪失すべきに乙は之を保持するといふ理由は解し得られない。』 (Fauchille, Jurisp. Brit., II, p. 186)

この論法を以てすれば、如何に禁制品が船内の全載貨中の少量であつてもその船を沒收すべきことになり、後に述ぶる如く彼が本事件に於て特に倫敦宣言第四十條を辯護せる論據と明かに矛盾すべく、到底妥當の見とは思ふくない。

**二五二五** 敢て往昔とは云はず第一次大戦に於てすら、英國にては斯かる論據を一觀點として(之を別にシハカン事件の船沒收の理由中には、船主が荷主の禁制品賣込の情を知れりとの事實をも擧げてあり、これは肯定すべき理由であること追て再述する) 船そのものの沒收を適法と檢定したのであるが、却つて今より一百有餘年前の英國の判決例には、船の沒收は船主に於て積載の禁制品の性質を知つて居つたといふ證據ある場合に限ると爲せるものがある。ストウエルが *The Neutralitet* の檢定中に於て表白せる意見がそれである。この事件は、十九世紀の初葉、英國の和蘭との交戦中、中立國たる丁抹の國旗を掲ぐる一商船ニユートラリテットが禁制品を積んで和蘭の一港に向ふの途次英艦之を拿捕したるが、當時英國と丁抹との間には、

英國に  
は往昔  
船に不  
往昔船  
沒收の  
判例あり

The  
Neutralitet,  
1801



兩國臣民の互に戰時禁制品の輸送を許さずとのことを特に規定する條約があつたので、ストウエルは條約違反の理由に於て木船をも沒收すべきものと檢定したるも、同時に彼は船は原則として不沒收たることを左の如くに論斷した。

『現代國際法の法則としては、船は禁制品を積むの故を以て沒收とはならざるものと明確である。往昔の慣例は別であつた。蓋し禁制品を敵に供給することが荷主として有害の行爲である以上は、その不正の目的を達成せしむるの具たる運搬器も亦無害たるを得ずとの見地に即したもので、正義の何れの點より見るも辯護し得べきものであつた。然るに近代の政策はこの見解を固執せしめず、今日一般の法則としては、船は禁制品を積むの故を以て當然沒收すべきものとは認めない。蓋し有害の若くは容疑的の貨物の輸送は船主の親しく承知することなしに行はるることありとの推定に由るのである。けれども、船不沒收のこの法則には例外がある。即ち船が荷主の所有である場合、若くは船が虚偽の仕向地を申告し又は虚偽の文書を帶有して禁制品の輸送に従事する場合である。これ等重大の事情は近代の右の法則に對する除外例を構成し、往昔の慣行に従つて處分するを肯定せしむるものである。今本件を見るに、之を外にし尙ほ一の除外例を之に適用すべき理由がある。他なし、船主は丁抹の臣民として、英國の敵國に向つてこの性質の貨物を輸送すべからざる條約上の義務の下に立つことである。該貨物は丁抹の生産及び製造に係るものではないが、假にそうであつても條約上その義務の下に立つのである。船主は密に該貨物輸送の情を知る者たるのみならず、明かに條約上の義務違反者である。然れども本件の場合に於ける船の沒收は、尋常の場合に於ては禁制品の輸送はその載貨の沒收に止まりて船そのものに及ばず、との一般原則を動かすものでない。』

即ち(一)船主が荷主と同一人なるとき、(二)虚偽の船舶書類にて禁制品を輸送するとき、(三)條約上特別の規定あるとき、この三つの場合の外は船は沒收すべきに非ずとの主義を高調したものである。

米國の慣例亦同じ

二五二六 米國の慣例も大體英國のそれと同じで、それは米國大審院長ストーリーの二一八三四年の *Edward Carrington & others v. The Merchants' Insurance Co.* 事件(その始末は *Prize Cases U. S. Sup. Court, II, p. 1339* 参照)に關する判決中の左の一節に徴し得べきである。

『近代の國際法に依れば、敵へ現に輸送中の禁制品は、拿捕せらるれば沒收の制裁を受くべきも、船及び餘の載貨には、船主及び該載貨の荷主が禁制品の荷主と同一人にてあるに非ざる限り、沒收の制裁は之に及ぼさずといふにありて、昔日の苛重は事實何程か緩まるるに至つた。制裁の之に及ぶのは、或は虚偽の船舶書類にて航海し、或は行先を偽稱するが如き、禁制品の輸送に關し或現實の共助があつたといふ場合である。』(ibid., p. 1337)

二五二七 現代にありては、禁制品は沒收の制裁を受くべきこと論なしとし、之を輸送する船は單にその故を以て沒收せられざるべきを原則とする。尤も積載の禁制品の處分を捕獲審檢に附するの必要上、該船を一應拿捕するを得るは當然で、その當然且適法の拿捕に對しては損害賠償を要求することを得ず、隨つて拿捕に伴ふ金錢上その他の損失は之を甘受せねばならず、又沒收となれる禁制品の未拂運賃も丸損といふことになるが、船主の損害はそれ丈で、船そのものは沒收せられないのが原則となつてゐる。

二五二八 然しながらこの原則には例外ありて、特定の場合には船も諸共に沒收せらるべき法則があり、又は沒收するに理ありと論ぜらるることがある。それは如何なる場合であるかと云へば。

その第一は虚偽の手段にて禁制品を輸送したる場合で、例へば船又は載貨の仕向地、載貨の性質等に關し船舶書類の記事に虚偽あり、又は二様の相異なる書類を作成し、その他凡そ虚偽の手段と認めらるべき種々の方法を用ひ、以て禁制品の捕獲を免れんと企圖するが如きがそれである。斯かる場合に於て船を載貨と共に

例外的に船を沒收する場合

(一)虚偽の手段にて禁制品を輸送

今日原則として沒收せず



日露戦役  
中の事例

に沒收することの適法なるは古來學說の上に認めらるる所で(殊に英國の多數の學者は之を肯定する)、又國內制定の捕獲法規の上に規定せられたものもある。我國の日露戦役當時制定の海上捕獲規程にも、『虚偽ノ方法ヲ用キ戰時禁制品ヲ搭載スル船舶及其ノ所有者ニ屬スル載貨ハ之ヲ沒收ス』(第四十四條)とありて、當時之を適用して船(及び載貨)を沒收と檢定したる重なるものに英船 *Alypsodie* (註一)、同 *W. J. J. J. J.* (註二)、米船 *Tuoma* (註三)等の事件がある。

註一。英船アフロダイトは本國のカルヂフにて浦鹽行の石炭五千有餘噸を積み、荷受主は指圖人、到達地は西貢と稱して出港證書を受け、新嘉坡にては更に行先地を上海と稱して同證書を受け、その實浦鹽港に向つた。斯くて本船は明治三十八年三月宗谷海峡を経て擇捉水道を進航中、帝國軍艦に拿捕せられ、横須賀捕獲審檢所にては本船及び載貨たる石炭を共に沒收と檢定したるに、利害關係人は高等捕獲審檢所に抗議した。抗議の要旨及び理由は、(一)本件貨物は商港たる浦鹽に輸送せられ平和的用途に消費せらるるもの故、之を禁制品と認むるは不當なること。假に禁制品なりとするも、本船はその載貨と所有者を異にし、且虚偽の方法に依り之を積載したるものと認むべき證據なきこと。(二)禁制品輸送の制裁は該禁制品が船主の所有に屬せざる以上は載貨の沒收に止まり、船舶は單に日時、運賃及び費用の損失を蒙るのみにて沒收の制裁を受くべきものに非ず。而して虚偽の方法に依り禁制品を積載したる場合には、船主が明かにその虚偽の行爲に共謀したる事實の判明せざる限りは船舶を併せて沒收するを得ざるは近世國際法の原則とする所で、現に英國の採用する所なるのみならず、日本捕獲規程も亦この主義に則れり、而して本船に付ては、船主が虚偽の方法に共謀せりと認むべき事實斷じて無きこと。(三)船舶に對し沒收の制裁を課すべき虚偽の方法なるものは單に出港證書又は健康證書に最終の仕向地を記載せざるに止まらずして、交戦國軍艦の拿捕を免れんとする悪意を以て作成し且之を欺き得るに足るものならざる可らざるが、本船の船舶書類は船荷證券に浦鹽港を仕向地と記載し、又航泊日誌中本年二月二十一日より三月二日までの記事に新嘉坡より浦鹽に向ふ旨明記せるに徴するも、

その拿捕を免るる意思を以て之を作成したるに非ざることを知るに足るべく、而して出港證書又は健康證書に浦鹽を仕向地と記載せざりしは、手續上の煩雜を避くるため自國の官憲に對して不實を申告したるに過ぎざること。(四)敵の軍用に供すること明かなる場合に限り石炭を禁制品とするは日本捕獲規程の主義にして、浦鹽は露國の軍港たると同時に商港たるを以て、絶對的禁制品に非ざる石炭を同港に輸送するも直ちに之を軍隊用と認むるは不當なり、故に一七九八年英國の和蘭との交戦中に係るネブチナス事件の判決例に従ひ、商港たる浦鹽に輸送せらるるものと看做し、平和的用途に供せらるるものと認定するを當然とすること。(五)中立船内に在る條件附禁制品の處分に就ては、英國の慣例に依れば補償を拂ひて之を沒收し、大陸主義に依れば萬國國際法學會に於て決議せられたる如く、交戦國はこの種の貨物に對して補償を爲すことを條件として差押又は先買するの權を認むるに過ぎず、然るに日本に於ては前記の主義慣例に反して何等の條件を附せず之を沒收するは苛酷なること、といふにあつた。

然るに高等捕獲審檢所にては右の論點に對し(一)浦鹽は露國樞要の軍港にして、開戦以來露國は同港を以て艦隊の根據地と爲し、之を兵站基地と爲し、盛に兵器糧食石炭その他の軍需品を蒐集したること、及び同港に於ける普通の貿易は殆ど杜絶の状態にあることは顯著なる事實なるが故に、原審檢所が同港に仕向けられたる石炭を以て露國の軍用に供するものと認め、之を以て禁制品と認定したるは決して不當に非ず。況や本船積載の石炭は精選のカルヂフ炭にして、東洋に於てはその價極めて貴きが故に、戦時海軍の之を使用する外他に需要なく、その必然露國の軍用に供せらるべきものなること益々明かなるに於てをや。抗議人はネブチナス事件の判例を援引するも、同事件と本件とは全然貨物の性質を異にし、仕向地の状況を異にするを以て、採りて本件の先例と爲すを得ざること。(二)禁制品は總て之を沒收するを得ること國際法上の通義にして、抗議人の希望する先買、有價の沒收、補償を爲すことを條件としての差押の如きは、或は特別の條約に依りて行はれ、或は特殊の慣例又は一種の學說に過ぎずして、未だ國際法の法規として認められざるものなるが故に、原檢定が之に遵據せざるを以て不當なりと謂ふを得ざること。(三)本船

The  
Alypsodie



の如く航行の目的が禁制品の輸送にあるものは之を沒收し得べきことは國際法の認むる所、況や本船載貨は全部禁制品にして、且本船所有者が本船出發の際船長に對し浦鹽港に航行すべきことを命令したる事實あるのみならず、船内日誌及び出港證書等に於て仕向地を偽り、虚偽の方法を以て禁制品を輸送したるものなるに於てをや。前掲第一、第二、及び第三に於て説明したる所に依り、本件船舶及び載貨を沒收したる原檢定は正當なるを以て、箇々の抗議理由に對しては別に説明を與ふるの要を見ず、と爲して本件抗議を棄却した。『日露戰役捕獲審檢誌』第四三三頁以下。この檢定は、載貨の全部が禁制品であり、且その到達地を詐稱したるの故を以て、沒收の制裁を船にも及ぼしたものである。

註二。英船ワイフィールドは英領コルムビア州の西方汽船會社の所有船で、グイクトリアに船籍を有し、英國旗を掲ぐるもので、一九〇四年十二月十七日、同汽船會社は桑港にて同地の一商會と取結びたる備船契約に依り浦鹽港に輸送する目的にて、同地にて馬糧(大麥六萬袋、燕麥九萬袋、枯草一萬把等)を積み、船荷證券には荷受人を指圖式と表示し、同月三十一日桑港を發したが、宗谷海峽を通過せんと試みたるも流氷に妨げられ、南下して津輕海峽に由り浦鹽港へ向け進航中、明治三十八年一月三十日、汐見岬附近にて帝國軍艦に拿捕せられた。而して船荷證券及び備船契約書には浦鹽港行と記載しあるも、桑港にて入手したる出港證書、健康證書、及び航泊日誌には孰れも門司行とありて、全載貨の到達地たる浦鹽港の記載なく、又載貨目録にも門司行とありて、ただ一ヶ所載貨の陸揚地を浦鹽としてあるも、これは船長が門司行とありしものを航海中擅に改稱したものであつた。横須賀捕獲審檢所にては、これ等の事實は帝國軍艦の拿捕を免れんがための偽計に外ならずと斷じ、本船及び載貨を沒收と檢定し、高等捕獲審檢所にも原檢定を肯認した(同上、第五〇二頁以下)。

註三。米船タコマは桑港の一商會が荷送人となり、シアトルにて在上海露國陸軍少將某が一九〇四年十一月中、上海在留の露國の一商人と契約して浦鹽に輸送するため米國にて購入せしめたる鹽牛肉約九千樽、及び本船荷物係の露

The  
Hyo-  
fieldThe  
Tomota

國人某の所有に係る鋼鐵棒若干、機械附屬品一箱を積載し、鹽牛肉の浦鹽に於ける荷受人を同地の露清銀行とし、且船長はシアトル出港前、船主より浦鹽へ向ふべく命ぜられたるも、到達地を上海と稱して出港證書を受け、又税關に差出したる載貨目録には到達地を上海と詐り、尙ほ他の一通の載貨目録には到達地を諸港經由上海と爲し、荷受證書は到達地の箇所を破毀し、斯くして一九〇五年一月初めシアトルを發し、航泊日誌には上海行と録しながら西航して同月下旬オコック海に入りしが、流氷に鎖されて進退の自由を失ひ、數十日間諸方を漂蕩し、三月中旬漸く目的地に向つて航進せんとする際、帝國軍艦に拿捕せられたるもので、横須賀捕獲審檢所にては本船及び載貨共に沒收と檢定した。

然るに船主代理人は、船主が自己の汽船を以て貨物の輸送に従事したるは中立通商の自由商行為にして、之を行ふに際し何等虚偽の手段を計りたることなきのみならず、敵國幫助の行為を犯したる事蹟毫も見らざるべきものなきに拘らず、原審檢所が本船に虚偽及び敵國幫助の行為ありたるものと認め、その載貨と共に沒收の宣言を爲したるは不當なりとして抗議した。之に對し高等捕獲審檢所は、『本件船主は最初より禁制品輸送の目的を以て載貨の輸送を爲し、敵軍に便益を與へんとしたるものと認めざるを得ず。加之本船主が右搭載貨物の到達地を隠秘し、虚偽の方法を以て敵の根據地たる浦鹽斯德に陸揚の目的を達せむと力めたる事實は、前掲の如く浦鹽斯德を以て到達地と爲したる書面を船長に交付したるに拘らず、シアトル出港の際には上海行と稱して出港證書、健康證書等を受領し、荷受人の署名すべき荷受證書の如き、特に到達地記載の部分破毀して之を不明ならしめ、船内日誌、同控、甲板日誌、機關日誌には上海行なる旨記載せるのみならず、本船航行の時季より觀れば津輕海峽に由り目的地に達するの便宜あるを顧みず、却て冬期には風雪結氷等の爲航海最も危険なりとする航路を取り、宗谷海峽に由り浦鹽斯德に到達せむとしたるに徴し、之を認むるに十分なり。故に孰れの點より觀察するも、原檢定が本船に對し沒收を宣言したるは誠に相當にして、本抗議は理由なし。』と爲し、之を棄却した(同上、第三九二頁以下)。即ち荷受人たる露清銀行は敵國政府と緊



密の關係あるものとして載貨を沒收し、船も船主に於て情を知れること且到達地を詐稱せるの故を以て、同一の制裁を之に及ぼしたものである。

二五一九 然るに一九〇八・九年の倫敦海戦法規會議に於ては、日英兩國は虚偽の手段に依る禁制品輸送の船の沒收の事を規定する意見を提出したるも、歐大陸諸國の若干代表の反對強く、遂に成立を見なかつた。随つて倫敦宣言には、右の場合に於ける船の沒收の規定は無い。倫敦宣言に無いのは暫く措き、英國と共に之を主張したる我國が後年海戦法規を編纂するに方り、倫敦宣言を逐一模範に取りたるがためか、同じくこの規定を逸し、明治三十七年の海上捕獲規定に於て折角規定したるものを大正三年の海戦法規の上に缺くに至つたのは解し難い。

二五二〇 第二は禁制品の荷主と之を輸送する船の船主が同一人たる場合である。(海上捕獲の法規慣例の上に於て普通に船主といふは、その船の所有者とは限らず、傭船者、船賃借者等の如き自己の計算に於て海運の業に従事する者をも汎稱する)。船主と荷主と同一人なるときは船をも沒收すとの主義は、往昔ストウエルの *The Ringende Jacob* (1798) に關する檢定中に『禁制品積載の船は運賃諸掛の損失を伴ふに止まるも、その船が禁制品の所有者に屬する場合、及び禁制品輸送の不都合に兼ねるに他の惡意且加重的事情を以てしたる場合は別である。』(Ganner, *Prize Law*, § 217, p. 279) と論じて一の判決例となり、降つてはホルランドの一八八八年編纂の海上捕獲提要の第八十三條に於ても、その原則は承認された。(尤も同條の文句は『禁制品輸送の船は該品の荷主に屬する場合の外之を沒收せず……』といふ消極的のものなるも、その反對解釋からして積極的の文句にも讀み得られるのである)。我國にても明治三十七年制定の海上捕獲規程は、第

(二) 荷主  
と船主が  
同一人

倫敦宣言  
にはこの  
規定を缺  
く

The  
Kingde  
Jacob,  
1798

四十三條第二項に於て『戰時禁制品ヲ搭載スル船舶ノ所有者戰時禁制品ノ所有者ト同一ナルトキハ其ノ船舶ヲ沒收ス』と規定した。而して日露戰役に於ては、佐世保捕獲審檢所は之を一理由として英船 *Sylvana* を沒收と檢定した(註)。然しながら何故に船主と荷主が同一人なるときは船を載貨と共に沒收すべきものなるかの理由に至りては、國際法學者の明晰に之を解説したものあるを聞かない。ホールは『船と載貨とが同一の所有者に屬するとき、又は船主が禁制品積載の情を知れるときは、船は載貨と運命を共にすべきものとす。』と云ひ、その脚註に於て『オルトランは船と載貨とが同一人に屬するや否やは問題にならずと論ずるが、この論穩健に似たるも、一般の慣例が今日果して崩さるべきや疑なき能はず。』と記して船の沒收を支持し(Hull, § 247, p. 700)、ウエストレークも亦兩所有者同一人なるときの沒收をホルランドの海上捕獲提案の第八十三條を援引して默認的に肯定する(Westlake, II, p. 301)。けれども何故に右様の場合に船は載貨と運命を共にすべきものなるかには説及してない。想ふに強てその理由を求むれば、船主と荷主と同一人なる場合は船主は當然禁制品積載の情を知るが故なりといふにあらう。して見れば、問題は禁制品積載の情を知ると否とに歸着する。果して然らば、既に船主と荷主とが別人たる場合にありても同じことで、苟も船主がその情を知る限りは船を沒收すべきものと論ずべく、その同一人であるや別人であるやは、オルトランの云へる如く問題にならぬことにならう。

註 英船シルヴィアナは明治三十七年十二月英國バリーにて浦鹽港行の石炭六千五百餘噸を積み、所屬の會社自ら荷受人となり、荷受人を指圖式とする船荷證券を以て同月十四日バリーを發し、翌三十八年二月四日香港に着し、同地より浦鹽港に直航せんとするに拘らず上海に行くと稱して出港證書を得、同月十一日香港を發し、航泊日誌

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨

The  
Sylvana,  
1865



にも上海行と偽記し、上海沖に到るや針路を變じ浦鹽に向つて航行中、同月十九日帝國軍艦に拿捕せられた。而して佐世保捕獲審檢所にては『戰時禁制品を輸送する船舶は其戰時禁制品と同一所有に屬するとき又は虚偽の方法を用ひて之を輸送したるときは沒收せらるべきものなること國際法上法規慣例の共に認むる所なり。』と云ひ、即ち本船は禁制品を虚偽の方法を用ひて輸送したる點の外船主と荷主の同一人たることの理由に於て之を沒收すべきものと檢定し、高等捕獲審檢所も之に理あるを認めて訴願人の抗議を棄却した。『日露戰役捕獲審檢誌』第五六一頁以下。

二五二一 ところで第三は、船主が禁制品積載の情を知れる場合に於ける船の沒收問題である。これは日露戰役中、帝國捕獲審檢所にて沒收を肯定したる所で、その一例に英船 *Scotsman* (註)に關する檢定がある。

(二)船主が禁制品積載の情を承知  
The Scotsman, 1906

註。英船スコツマンは明治三十八年一月、上海にて船主の代理人たる甲商會と、同じく上海の乙商會との間に取結ばれたる備船契約に基き、浦鹽に輸送するの目的を以て西貢に於て同地産米二萬袋を積み、乙商會の代理人たる西貢の丙なる者を荷送人とし、船荷證券には荷受人を指圖式とし、同年一月末浦鹽を仕向地として西貢を發し、香港以東は故さら迂回の航路を取り、津輕海峡を経て浦鹽に向ふの途次、翌二月十四日同海峡附近にて帝國水雷艇に依り拿捕せられ、横須賀捕獲審檢所にては船及び載貨共に沒收の檢定を下した。理由は『本件汽船の載貨たる米は露國政府に屬する軍需品なることを認むべきを以て之を戰時禁制品と認定するを當然とす。…訴願人「船主」は本件汽船の載貨が露國政府に屬する軍需品たることを知了したるのみならず、故意の計畫を以て其運送に従事したるものなることを認むるを得べし。換言すれば、訴願人其船舶を以て敵を幫助する所爲を爲したるものなり。斯の如き行爲ありたる船舶は戰時禁制品たる載貨と共に沒收せらるべきこと國際法上學說慣例の共に承認する所なり。』といふにあつた(同上、第五九二・四頁)。即ち本船載貨の米は禁制品なること、且本船は敵幫助の行爲を爲したるものなること、の二點がその理由であつた。既に敵幫助の行爲であるとしたならば、載貨が禁制品であるか否とは問ふを須めぬであるが、兎に角理由は右の二つに跨つてあつた。

この檢定に對し訴願人は(一)本船がその載貨の輸送に従事したるは中立通商の自由に屬する正當の商行爲なるに拘らず、原審檢定所が之を以て敵國幫助の行爲なりとして載貨と共に沒收したるは不當なること、(二)禁制品の運搬を引受けたる商船は商取引を引受けたるものなれば、貨物と船舶と持主を同する場合の外は沒收せらるべきに非ず、之に反し中立違反の運搬に従事したる海運業者は、罰として船舶を沒收せらるるを以て國際法の通則とす。然るに原審檢所が訴願人はその船舶を以て敵を幫助する行爲を爲したるものなり、斯の如き行爲ありたる船舶は禁制品たる載貨と共に沒收せらるべきものなりとの理由にて本船に對し捕獲の檢定を與へたるは、右の通則を無視したる不法の判決なること、(三)本船が載貨を西貢より浦鹽に輸送するに方り虚偽の方法を用ゐたるの事蹟なきは船内書類に徴して明かで、該書類は孰れも本船の到達地を浦鹽と爲し、一として不實の到達地を記載したるものなく、仕向地の隱蔽を計りたることなきは事實上自ら明白にして疑を容るるの餘地なきに、原審檢所はその檢定書に列記する事實を綜合して、本船はその載貨が露國政府に屬する軍需品なることを知了してその運送に従事したるものなれば、敵を幫助するの行爲を爲したるものにして、普通の商行爲を爲したるに非ずと斷定したるは、事實の觀察を誤れる不法の判斷なること、(四)米は露國軍隊の糧食に使用せらるべしと雖も、その常食に非ざるは争ふべからざる事實なり、而して露國軍隊は北韓若くは滿洲地方に於ては多くの韓人又は清國人を使用し居るは言を要せずと雖も、浦鹽若くはその附近に於てこれ等の人夫を使役し居らざることは事實に徴し明白なれば、本船載貨を以てこれ等人夫の糧食に充つるものと認められたるは不當なること、以上を論旨として抗議した。けれども高等捕獲審檢所にては、右をば一も理由なきものとして棄却した。

二五二二 然るに船長知情の場合に於ける船の沒收問題に關しては、倫敦宣言には何等規定する所が無い(帝國海戦法規にも無い)。されど英國にては、第一次大戦中之に關し肯定的の判決例が出来た。即ち前にも云へる瑞典船ハカンに關する檢定はその一である。ハカン事件の檢定の他の論點は既に記したが(第二四六

倫敦宣言  
には規定  
なし



七節) 船主が情を知れりとの點に關しては、審檢所長官エヴァンズは

『我が英國の近代の學說には、船主にして禁制品積載の情を知れる場合には、禁制品が船主のものたるを否とを問はず該船をも沒收すべきものとしてある(Westlake, Pl. II, 391 及び Hall, Pl. IV, 666 看よ)。今本件にありては、船主は本船が北歐諸港を獨逸諸港との禁制品輸送に従事することの情を知れるに相違なしと種々の事實よりして推定し得べく、隨つて倫敦宣言第四十條の禁制品半數の法則を採擇せる勅令を別にするも、尙ほ且本船は當然沒收すべきものに屬す。』(Fauchille, Jurisp. Brit., II, p. 194)

と云ひ、又右の論點を二理由として本件の抗告を棄却せる樞密院司法委員長、パーカーは

『昔はストウエル卿は丁抹船ニュートラリテットの檢定に於て、禁制品積載の船を沒收せざる近代の法則に二つの除外例ありと云へるが、卿の所説よりして更に第三の除外例を伴ふあるを認めねばならぬ。卿は往古の慣例の更正を見るに至れる理由として、有害の若くは容疑的の貨物の輸送は船主の親しく承知することなしに行はるることありとの妥當なる推論を擧げたるが、果して然らば、船主の之を親しく承知したる場合には、これ亦近代の船不沒收の法則より離れしむべき正當の除外例を構成せしむるものと云はざるを得ない。…今本件の場合を見るに、ハカンの船主はギョーテンブルグに於て營業する瑞典の一商會である。同商會は一九一六年一月八日、魚類を取引する獨逸の一商會に向ふ六週間の期限にて本船を貸與し、北歐諸國とバルチックの獨逸諸港との間の航海に従事せしめ、尙ほ備用期限は借主に於て同年五月十六日まで延期するを得ることとしてあつた。故に本船が魚類を獨逸に輸入するの具として使用せらるべきことは船主に於て萬々承知の筈である。又船主は糧食が條件附禁制品なること、又獨逸にては糧食缺乏し、政府が鯀を徵發するに急であつたことも承知しなかつたとは思へない。若し之を承知せざりしとせば、利害關係人に於て本廷に向つて之を立證するの機會を有したるも、彼等は曾て之を爲さなかつた。故に船主がその情を知つて居つたことは疑ふの餘地なき所で、隨つて本船も亦當然適法に沒收せらるべきである。』(Ibid., p. 368以下)

と論斷した。同趣旨の檢定は諾威船 *Ramsvig* に關してもあつた。即ち英國はこれ等の檢定に於て、船主が積載貨物の禁制品たることを承知し居りたることの事實を以て該船の沒收を適法ならしむとの原則を確立した譯で、これは將來同様の場合に援用せらるべき先例たるものであらう。

(四)全載貨の重要部分を構成

二五三三 第四は積載の禁制品が載貨の全部又は全載貨の重要部分を構成する場合である。これは従前専ら歐大陸諸國の間に唱へられたる主義で、例へば曾ては獨逸及び丁抹にありては、載貨の全部が禁制品なるときは船を沒收し、その他の諸國にありては、全部が禁制品でなくとも或は全載貨の四分の三以上、又は二分の一乃至二分の一以上なるとき、甚しきは伊太利の如き、全載貨の僅に一小部分を構成する場合に於てすらも、孰れも船を共に沒收すと爲せる制があつた。蓋し右様の場合に船を沒收すべしと爲す理由は、該船が普通の商事的航海の性質を離れ、主として敵國を幫助するものとなつたが故といふにある。けれども禁制品の輸送は元々犯罪行爲ではなく、當業者の冒險的取引たる以外には普通の商事的航海たるに相違ないから、たとひ禁制品が載貨の全部であつたにせよ、船そのものを沒收するのは理由聊か薄弱の感なきを得ない。英米にては船主又は船長が禁制品輸送の事實を承知せる場合、又は特に重大なる理由ある場合の外、禁制品の全載貨中の分量如何に由りて船を沒收するの主義は古來採らない。我國にても、日露戰役中の英船アンタイオベ事件(その始末は第二四三〇節参照)に關する横須賀捕獲審檢所の檢定に

「國際法上學說慣例に於て載貨の全部が戰時禁制品たる唯一の理由に因り船舶をも沒收すべしとするものなきに非ずと雖も、是れ現に數多の反對ある所にして、我邦海上捕獲規程に於ても此主義を採用せざるのみならず、當審檢所に於ては之を正理に適せざるものとし、未だ嘗て是認せざる所なり。故に後段論旨「本船載貨の全部は禁制品なるが故



に船をも没すべきものと論ぜらるるも亦之を採用するを得ず。而して又他に何等没收すべき理由となるべきものなきを以て、本件船舶は之を解放すべきものとす。『日露戦役捕獲審檢誌』第一〇七九頁)

と云へる一節がある。(尤も檢察官の抗議となるに及び、高等捕獲審檢所にては右の論點を覆へし、本船をも捕獲すべきものと爲した。同上、第一〇八六頁)。

二五二四 一九〇八・九年の倫敦海戦法規會議に於ては、前記の大陸主義と英米主義との調和を計りたる末、重きを大陸主義に置いて之を妥結せしめた。同會議に於ては、この問題に關し各國代表より種々の方案も提出せられたが、要は禁制品の全載貨に對する割合を算定する所の標準の取捨の相違であつた。即ち之を専ら重量又は容積に取らば、船主は禁制品の制限超過を爲さしめざるに必要な過分の重要又は容積の非禁制品を積込んで船の没收を免れしめんとすべく、價格や運賃を主として標準に取るにしても、亦同じやうな奸計の行はるる餘地がある。これ等の點に關し數次の討議を経たる末、結局は積載禁制品の價格、重量、容積、又は運賃の孰れを標準に取るも可なりとし、ただ禁制品が全載貨の重要部分を構成するものと認めたるときは該船をも没收するを得るといふことにした。即ち第四十條の『戰時禁制品を輸送する船舶は、該戰時禁制品にして其の價格上、重量上、容積上、又は運賃上、全載貨の半數以上に上る場合には之を没收することを得べし』の規定はそれである。本條に關する倫敦宣言起草委員會の報告に曰ふ。

『或場合には没收は禁制品のみを以て足れりとせず、船そのものにも之を及ぼさしむることは一般に承認せらるる所なるが、その場合を如何に決定するかに關しては所説相同じからず。禁制品の全載貨中に於ける割合を一定すべしといふには意見一致したるも、その割合は然らば如何に定むべきかに就ては、四分の一説より四分の三説までありて、結局その中庸を取ることに決した。次には、その割合を容積、重量、價格、又は運賃の孰れを標準にして算出すべき

之に關する  
倫敦宣言  
第四十條

かの問題である。單一の標準には理論上の異議あり、且載貨の重要性に拘らず船の没收を免れしむるの餘地を與ふるなしとせず。假に容積又は重量を標準に取らば、船主は禁制品のそれをより少なくせんがために、故さら當張り又は重味の無害貨物を積込むことあるべく、價格又は運賃を標準に取るにしても、同様の奸策を講ぜしむるの道がある。故に没收を適法ならしむるためには、禁制品が上叙の諸點の孰れかに依り載貨の一半以上たる場合と爲すを以て足れりとすべきである。これ一見苛酷の觀あるも、他の方法に依らば詐偽を容易ならしむる處あり。又右の孰れの標準に依るも禁制品が全載貨の重要部分を構成するものとして、船の没收を適法と認めしむるに理ありと謂ふべきである。』

(Int. Nav. Conf., Proceedings of, p. 380)

立法の精神は之にて窺知し得られる。尤も本條規定の沒收標準は詐偽を幾分にも困難ならしむるには有効的であるに相違なく、又交戦國と中立國の双方の權利を調和せしむる上に於ても蓋し中庸を得たる規定ならんが、しかもその效果に於ては、中立國の大船に利にして小船に不利たるの嫌なきを得まい。なぜならば、例へば貨物の總積量一千噸に過ぎざる船に五百噸を越ゆる禁制品があらば沒收となるも、總載貨の二萬噸を有する船にありては禁制品が一萬噸に達するに非ざれば沒收せられずといふ譯であるが、禁制品の輸送は概して隱密的に行ふものであるから、一船内の禁制品積載量は概して精々數百噸を出でざるを普通とし、七八千噸乃至は一萬噸といふ隱匿し難き巨大なる數量の禁制品を大船に積載して之を輸送するが如き例は寧ろ稀であらうから、隨つて本條の規定に依り沒收の制裁を受くべきものは、概して小船にして大船に非ずといふことにならう。これは必しも講者のみの一私見でなく、同様の見方は英國の論者中にもありて、例へば

『或船は總載貨二百噸以下の所へその中武器彈藥を百噸積んだが故に沒收せらるるも、或船は一千噸といふ多量の武器彈藥を積みしに拘らず、總載貨が二千噸を超えたが故に沒收せられない。つまり船が大なれば大なるほど無難に禁



制品を輸送し得る勘定で、之を譬ふれば、恰も五尺の盜賊は二尺五寸以上の刀を携へたるが故に處罰せらるるも、六尺の兇漢は三尺以上の刀を携ふるに非ずんば法に問はれずといふのと擇ばない。』(Bowles, *Sea Law*, p. 178)

と云へるが如きはその一である(この著書は、倫敦宣言の諸條項は英國の從來の海上權を甚しく毀損するものとして痛く該宣言を攻撃したるもので、説の異同は別とし兎に角一讀に値する)。つまり本規定の下にありては、網にかかるのは細鱗のみで、舂舟の巨口は僅に全身の半分に達せざるだけの大なる禁制品を背負ふて悠々海上を横行濶歩するを得ることになる。船の大小を問はず均一的に全載貨の半數以上云々と規定したる本條には、蓋しこの缺陷があるやうに思ふ。

謂ふ所の價格を標準に取る場合には、その價格は拿捕の現場に於ける市場價格と解すべきが、拿捕の現場は概して公海の如き市場價格を確知し難い所であるから、要するに引致地點の市場價格と解するのが妥當であらう。

帝國海戦法規も第七十二條に於てこの半數以上主義を採擇した。尤も倫敦宣言第四十條では『沒收することを得べし』(“La confiscation...est permise”; “may be condemned”)といふ許可的になつてあるが、帝國海戦法規第七十二條では『沒收セラルベキモノトス』とあるが如く、それが必須的となつてある。けれども結局は沒收するのが常であるから、實際に於て差異は無い譯である。

倫敦宣言の前記第四十條の規定は、常に帝國海戦法規に於てのみならず、第一次大戰に於て他の交戦諸國も概ね之に遵由し、從來この法則を認めざりし英國捕獲審檢所に於ても、前掲のハカン事件(本船の載貨は殆ど全部が條件附禁制品たる鹽漬鯪であつた)に關し檢察官は

『積載の禁制品の全載貨に對する比例に關しては從來歐洲諸國の法則とする所區々であつたが、倫敦宣言第四十條に於て重なる海上國の意見の一致が示された。本條は一般周認の法則に悖る所なき限り、往昔の苛酷なる法則を緩和したるもので、隨つて本條を採擇したる英國の勅令は有效であり、本審檢廷を拘束するものである。』  
と論告し、審檢所長官エヴァンズもその檢定中に於て

『從來各國間には船の沒收と否とを決するに就て、禁制品の全載貨に對する比例如何に關して法則一ならざりしも、この點は既に倫敦宣言第四十條に於て重なる海軍國間に意見の一致を見るに至り、英國及びその同盟與國たる佛、露、伊、日の諸國孰れも之を採用し、獨逸兩國の捕獲法にも亦編入せられてある。同條は斯く一般公認の法則となつたものであり、且昔日の禁制品積載船の絶對沒收主義を緩和するものであるから、同條は我が英國にても勅令を以て之が有效を認むる所のものである。』(Fauchille, *Jurisp. Brit.*, II, p. 192)

と記し、以て本條を肯認するの方針に出でた。同じ趣旨にて禁制品積載の船を沒收したる英國捕獲審檢所の檢定には、他に *The Lorenzo* 事件(註)がある。佛國も第一次大戰中、敵地へ石炭輸送中に拿捕したる希臘船 *Zoodochos-Pighi* の檢定に於て同様の理由を敷衍した (Fauchille, *Jurisp. Franç.*, II, p. 314) けれども同じ佛國にありても、一九二二年に審檢の *The Frederik VIII* に於ては、『倫敦宣言の既に廢棄となれる今日にありては、古來周認の法則殊に一八五六年の巴里宣言に依り、中立船積載の非禁制品は、たとひ禁制品の所有者に屬し且同じ船にて輸送せらるるものにして之を沒收すべきに非ず。』と檢定した (Columbos, *Law of Prize*, p. 199)。

註。ロレンゾは獨逸の漢堡亞米利加汽船會社が亞爾然丁の首都ブエノス・アイレスに於ける氏名無記載の一荷主に向け(その實は大西洋巡航中の獨逸艦隊に)石炭及び糧食を輸送するために傭入れたる米國の一商船で、その具有する

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨



船舶書類も備船契約書も極めて不完全で、貨物上乗人としては同汽船會社の任命に係る獨逸の豫備海軍中尉一名之に乗組んで居つた。本船は紐育を解纜し、程なく某地點に至り水先案内が下船するや、彼は直ちに針路を獨逸巡洋艦カールリュエの潛泊する西印度の一島に向けしめた。而してその未だ目指す地點に達せざる中に、同様の目的にて航行する他の一船と共に英艦に拿捕せられ、捕獲審檢に附せられた。船主則では、本船が禁制品その他獨逸軍艦仕向け貨物の輸送若くは他の何等非中立的役務のために使用せらるべきことは船主の知らず且豫想せざりし所、といふ理由で抗辯した。けれども捕獲審檢所にては、『本件は英國政府が若干の修正の下に調印したる所の倫敦宣言第四十條の支配の下に立つものである。之を倫敦海戰法規會議の議事録に徴するに、禁制品輸送船の沒收如何は、第一には全載貨に對する禁制品の比例に依り、第二には船主又は備船主の現實的又は推定的の承知に依り、若くは第三に右の第一第二の共存に依り、之を決定すべきものであるが、共謀の觀念は之を決定する安全の標準と爲し難く、隨つて唯一の標準を全載貨に對する禁制品の比例に取るの外なし。本船は倫敦宣言第四十條の自動的の發動の結果として當然適法の捕獲物となるものとす。』として沒收の檢定を下した(Fauchille, Jurisp. Brit., 1, pp. 35-6)。

**二五二五** 別に記述する萬國國際法協會の一九三二年の海上中立財産に關する條約案には、第四十四條に『禁制品を輸送する船は、該禁制品にしてその價格上、重量上、容積上、又は運賃上全載貨の半數以上たる場合には、その情を知らざりしことが立證せらるるに非ざる限り(unless proof of innocence is established)之を沒收することを得べし。』と規定した。この圈點の字句の條件は、同協會の前年の紐育の大會に於て、中立國人の權利を能ふ限り擴張せしめんとの趣旨から、種々討議の末挿入となつたものである。紐育大會提出の原案(第十八條)には、それが“consists, to the knowledge of her owner, of contraband goods”となつてあつた。然るにこの文言では、船主が情を知れるものと立證するの責任が拿捕者にあることに解せらるる

萬國國際  
法協會の  
條件案

が、それは面白からずとてこの一句の削除説が出で、削除に決せられたるも、一方船主に己れは情を知らざりしと辯護するの道を鎖すは妥當に非ずとの論が起り、乃ち“*That the defence of innocence on the part of the owner may be established*”の一句を追加すべしとの案も出た。さりながら載貨の内容の知識に關する船主と船長との關係論となり、結局本人の情を知ると知らざるの如何は捕獲審檢所の裁定に任ずることにして“*on the part of the owner*”を削除すべしと云ふことにて妥協成り、それに文字の洗煉の加はつたのが則ち前掲の第四十四條である(*Int. Law Assoc., Sixth Report, 1930, pp. 144-151* 参照)。この案文に依れば、船長なり船主なりに於て禁制品が全載貨の半數以上に上つてあることを實際知らざりし場合には(重量上又は容積上ならば直ぐ判ることならんも、價格上殊に金銀地金などのそれに係るものであると、時には之を知悉し得ざることもあらう)、船沒收の制裁は免るる譯である。本條約案は一九三二年のオックスフォード大會に於て他の理由の下に不採擇となつたが、本規定の當否は尙ほ研究の餘地ある問題であらう。

(五)特別  
の條約あ  
るとき

**二五二六** 第五は、往昔時としてその例ありし如く、禁制品を輸送したる際にはその船をも沒收することを特に相約せる國別條約が存する場合である。けれども近代にありては、禁制品輸送に對する制裁は國際法の一般原則又は國際法規(例へば倫敦宣言にして假に各國の批准を得たりしならば同宣言の如き)に依る以外に、特に國別條約にて之と離れたる規定を設くるが如き例は殆ど無い。

不沒收船  
の航進繼  
續の當否

**二五二七** 禁制品を積んで居るもその船を沒收するに及ばずと拿捕者に於て認めたる船は、積載の禁制品を拿捕者に引渡したる上その儘航進を繼續し得るか。

元來交戰國軍艦は禁制品輸送の船を拿捕したる場合には、之を捕獲審檢港に送致するのが本則である。そ



の拿捕の當否及び禁制品として沒收すべきや否やを決定するは捕獲審檢所の任で、拿捕艦は勝手に處分するを得ない。往昔にありては、拿捕に會へる船は時間空費の損害を軽減するため、載貨中の禁制品を拿捕艦に引渡せばその儘航進を許さるることを規定したる條約は澤山あつた(Hall, § 247, p. 795, n. 1)。斯かる條約なき場合には、その取扱は區々であつた。然るに倫敦宣言は

倫敦宣言  
第四十四  
條は之を  
肯定す

第四十四條 戰時禁制品輸送の理由を以て停船を命ぜられたるも其の分量の關係上沒收せられざる船舶は、船長が交戰國軍艦に禁制品の引渡を爲すに於ては、事情に従ひ其の航海を繼續することを許可せらるることあるべし。

戰時禁制品の引渡あるときは、捕獲者は之を停船を命じたる船舶の書類に記入すべく、且右船舶の船長は必要なる一切の船舶書類の認證謄本を捕獲者に交付するを要す。捕獲者は其の引渡を受けたる戰時禁制品を破壊するの權利を有す。

と規定し、特定條件の下に航海繼續を認むることにした。(帝國海戦法規も第七十條に於て之をその儘に採擇した)。尤も本條に依る航海繼續の許可は、船長が交戰國軍艦に禁制品を引渡すに意あるとき(原文 "à la capitaine est prêt à livrer la contrebande au bâtiment belligérant;" "if the master is willing to hand over...")である。故に我が官譯文の「禁制品の引渡を爲すに於ては」は正しき譯句でない。尤も航海の繼續を許すのは、單に禁制品の引渡に意あるのみにては足らず、併せて現に之を引渡したことの事實あるを要するは論を俟たない。(この點に於て帝國海戦法規第七十條に「戰時禁制品ノ引渡ヲ爲スコトヲ申出デタルトキハ艦長ハ……」とあるのも不充分である)。既に紹介したる一九二〇年の萬國國際法協會報告の海戦法

規案第一(一七三二節參照) 附屬の戰時禁制品に關する法規案第四十四條に「引渡を爲するに意あるとき且現に引渡を爲したるとき」("is willing to, and does in fact, hand over")とあるは、至當の修正案と謂ふべきである。

前掲の第四十四條の成立經過に關しては、英國代表の本國政府への報告中の左の一節は参考に値する。

「第十八 訓令第三十三條所載の中立船積載の禁制品の拿捕者への即時の引渡を爲さしむることに就て何等妥當の方案が得られざるべきやの問題に關しては、適當の協定を案出することに審議は盡され、各國代表より種々の提案ありたるが、中にありて最も卓越せるものは塊例案にして、要は禁制品積載の中立船には、船長が該禁制品を現場にて拿捕者に引渡すに意あらば無難に進航するの權利を認むること、但し拿捕者の行爲が後日捕獲審檢所にて違法と決定せられたる場合には、審檢所は右の引渡を無効とし又は損害賠償を申渡すを得ること、といふにあり。この提案は一般の賛成を得ず。即ち斯の如き條件にて中立船に絶対の權利を認むることは適法の交戰者權を不當に侵害することになるのみならず、實際に於て不可能に屬すとの反對論あり。是に於てか拿捕者は船長と合意の下に禁制品を現場にて引渡さしめ、然る上進航を許すことを得と爲す所の第四十四條の案文を得たり。現代の海上通商の實情に照さば、公海に於て貨物の轉載又は破壊を爲すが如きは概して至大の困難あるべきが故に、本規定は常に之を適用し得べしとは豫想せられず。ただその可能なる場合には、本規定は好都合の一方法たるを失はざるべし。」(Int. Nav. Conf., Part. Papers, Mi. sc., No. 4, 1909, Cd. 4554, p. 97)

二五二八 想ふに今日の商船の大きは昔日の比でなく、たとひ禁制品が全載貨の半數以下なりとしても、かなりの數量に達することも時にはあらうから、公海に於て該禁制品を商船より拿捕艦に轉載するが如きは容易の業であるまじく、殊に該商船の無線の利用にて何時敵艦殊に潜水艦が突如間近より出動し來らぬとも

その規定  
適用の場  
合は稀な  
るべし



限らぬから、拿捕艦としてはその受渡に時間を許す餘裕もあるまい。故に右報告の末段にもある如く、實際本規定の公海に於て適用せらるる場合は減多に無かるべしと思はれる。

然しながら本條の規定は、畢竟便宜主義に由る一の權道に屬し、理に於ては必しも正道とは云へまい。殊に本條第三項の如き、捕獲審檢を俟つに非ざれば權利の確定せざるものを審檢に先だち任意に破壊するの權能を拿捕者に認むることは、拿捕者をして恰も捕獲審檢所の權能を行使せしむるものであり、且利害關係者をして適法の抗告を爲すの道なきに至らしむるものたるに於て、純理としては肯定し難きものである。ただ然しながら中立船の例から云へば、捕獲審檢港に引致せられて日子の空費及び之に伴ふ算盤上の損失を招くの不利益に比し便利であるには相違なく、且禁制品の引渡も被拿捕船の船長と拿捕艦の艦長との合意ありて始めて行はるる規定で、随つて利害關係人より故障の出づべき懸念ある場合には船長に於て引渡を申出でざる迄のことで、又拿捕者に於ても引渡を強要し得ざるものであるから、この點に於て理論と實際の調和は取れる譯である。

要するに本條に依る禁制品の引渡は、交戰國軍艦と船長の合意に由るものである。而して交戰國軍艦にして之を引受くることを欲せず、將た船長に於て之が引渡を肯ぜざるに於ては、倫敦宣言第四十八條の『捕獲者は其の拿捕したる中立船を破壊することを得ず。右拿捕したる船舶は、捕獲の效力に關し適法に檢定するを得べき港に引致するを要す。』の規定に依り、該船は一應拿捕して之を捕獲審檢港に引致するの外ない。本條(第四十四條)の立案討議に際し、禁制品が第四十條の規定量に達せざる場合には之を積める船は沒收せられざるも、一應は第四十八條に依り捕獲審檢港に引致せられざる可らずとありては、その禁制品が例へば短

銃十數挺といふが如き極めて少量の場合には、該船の審檢港への引致に依りて受くる損失は餘りに莫大で、拿捕者の權利は餘りに強大たるの嫌あるから、その少量の禁制品を拿捕者に引渡したる上は該船はその儘航海の繼續を許さるることにしては如何、又拿捕者としても例へば海上險惡にてその積替困難であるとか、積載の禁制品の數量に疑惑あるとか、その禁制品を拿捕艦内に收容するを許さざる事情あるとか、その他特別の事由ある場合の外は、その引渡を受くるを拒絶し得ざることと爲しては如何、等の意見も出た。之に對しては、拿捕者に斯かる義務を負はすのは不可能なるべしとの論もありて、結局右の義務事項は採らず、禁制品の引渡は合意といふことに定まつた。乃ち合意のことであるから、船長に於て之を是非共引取つて呉れとか、拿捕者に於て是非共引渡すべしと強要すべき筋合ではない。而して實際問題としては、拿捕者に於ても船長が任意之を引渡す以上は、拿捕手續を行ふの煩を省き得るから、理論を離れ實際的の見地よりせば、双方に取りて便宜なることは認むべきである。

引渡を受けたる貨物の禁制品たるの性質を決定するには、之を捕獲審檢所の審檢に俟たねばならぬ。殊に拿捕者は該物件を禁制品と認定するも、船長に於ては然らずと主張し、しかも論争に時を費すよりも早く航海を繼續するの利なるを思ひ、拿捕者の認定するが儘に之を引渡すこともあらう。又引渡されたる物件の荷主も後日之を拿捕國の審檢所に争ふこともあらうから、結局は審檢所の審理に移るべきを想定し、その場合に拿捕者は自己の行動の正當なりしことを辯明するため、右の引渡を受くる際船長として必要なる船舶書類の認證謄本を己れに交付せしめる。尤も引渡を受けたる物件にして拿捕艦内に收容するを妨ぐるものによりては、その引渡を受けたる際又は爾後に於て拿捕者之を破壊するに妨げない。これ第二項及び第三項の規定



ある所以である。

**二五二九** 船を没収すべからざる場合とても、之を捕獲審檢港に引致するときは軍艦の安全を害し又は現に従事する作戦動作の妨害となる虞あるときは、交戦國軍艦は該船積載の没収すべき貨物の引渡を要求し、又は該貨物を破壊するに妨げなく、而してその引渡を受け又は破壊を行つた上は、船長に航進繼續を許可すべきである。之に關する倫敦宣言の規定は左の如くである。

第五十四條 没収せらるべき船舶を第四十九條に依りて正當に破壊するを得る場合と同一の情況あるときは、捕獲者は船舶を没収すべからざる場合と雖も該船舶内に在る没収すべき貨物の引渡を要求し又は之を破壊するの手段を執るの權能を有す。捕獲者は引渡を受け又は破壊したる物件を停船を命じたる船舶の書類に記入し、且船長より必要なる一切の書類の認證謄本を受領すべし。引渡を受け又は破壊を行ひたる場合に於て右手續を終りたるときは、船長は其の航海を繼續することを許可せらるべきものとす。

中立船舶を破壊したる捕獲者の責任に關する第五十一條及第五十二條の規定は前項の場合に之を適用す。

何故に斯かる規定を設けたかに就ては、倫敦宣言の起草委員會の報告中の左の一節之を敘して詳である。

『第四十條に規定する割合以下の禁制品を積載する中立國の商船に巡洋艦が遭遇するあらば、艦長は捕獲士官を移乗せしめて之を捕獲審檢港に引致すべく、將た第四十四條の規定に従ひ船長の提出する禁制品の引渡を受くるを得べきが、この兩者共に當嵌まらざる場合は如何にすべき。即ち停船を命ぜられたる船は積載の禁制品を引渡さず、又拿捕艦は之を自國港に引致する能はずといふ場合は如何。艦長は該中立船を禁制品を積載するが儘に進航せしめざる可ら

ざるか。これ聊か度を過ぎたる嫌なきを得ない。斯かる場合には、拿捕艦は宜しくその没収するを得べき貨物の引渡を求むるか又は之を破壊するの手段に出づべきである。船の破壊を可ならしむる所以の理由は移して禁制品の破壊にも論ずべく、況して船の破壊には人道的考慮もあるべきが、禁制品のそれにあるてはその虞なきに於て尙ほさらである。拿捕艦の引渡要求の濫用の如きに對しては、船の破壊の權を認むるに就てのそれと同様の保障がある。拿捕者は先決條件として事態が規定せらるるが如き眞に例外的の場合に屬する所以を立證するを要すべく、之を立證する能はざる場合には、その果して禁制品たりしや否やを調査するを須るす。引渡又は破壊の貨物の代價に相當する賠償を爲すべきものなり。』(Int. Nav. Conf., Proceedings of, p. 367)

**二五三〇** 帝國海戦法規は倫敦宣言の前掲の第四十八條を第二百二十五條、第四十四條を第七十條、第五十條を第三百十條として大體採擇した。帝國海戦法規第二百二十五條及び第三百十條は、別に拿捕の中立船及び載貨の破壊を説く所に於て掲ぐることにし、第七十條としては左の如き規定がある。

第七十條 戰時禁制品輸送ノ理由ヲ以テ停船ヲ命ジタルモ戰時禁制品ノ分量ノ關係上沒收セラルベキモノニ非ザル船舶ニシテ船長ニ於テ帝國軍艦ニ對シ戰時禁制品ノ引渡ヲ爲スコトヲ申出デタルトキハ、船長ハ情況ニ應ジ其ノ航海ノ續航ヲ許可スルコトヲ得。

艦長は戰時禁制品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ該船舶ノ船舶書類ニ記入シ、且該船長ヲシテ一切ノ必要ナル船舶書類ノ認證謄本ヲ提出セシムベシ。

艦長ハ引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ノ種類ニ關シ書式第六ニ依リ調査二通ヲ作成シ、内一通ヲ船長ニ交付スベシ。

艦長ハ引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ヲ破壊スルコトヲ得。

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨



即ち倫敦宣言第四十四條と異なる所は、同條に規定の無い調書ニ通作成云々の件が我方の第七十條に第三項として挿入してあるの差に過ぎない。

要するに本條(倫敦宣言第四十四條、帝國海戦法規第七十條)の適用を受くるものは、多くは中立國の客用船で、乗客が僅かばかりの禁制品を携帯するといふが如き場合である。理論から云へば、又往古の慣例に依れば、臨檢搜索の末たとひ僅少と雖も荷も禁制品が発見せらるれば、その船を拿捕して捕獲審檢所に送致するのであるが、斯くては乗客に取りて迷惑大である。故に本條に於ては、この場合に於ける便宜の取計方を規定したのである。尤も斯かる場合には、船長に於て該禁制品を臨檢軍艦に引渡し、船の續航を許して貰ひたいと申出づることもあらう。この場合に於ては、臨檢軍艦に於てその申出を容れ、之を引渡さしめて船の續航を許すこと双方に取りて便宜なるべく、依てその裁量方を艦長に認めたものである。又たとひ客用船でなく、貨物船でも將た如何なる船でも、禁制品の分量が總荷の半分以下である場合には、右様の取計を爲すことが双方に取りて好都合のこともあらう。而して當該禁制品の引渡を受けたる艦長は、己れの裁量にて之を破壊するに妨げない。又船長側に於ても、既にそれが禁制品であり厄介物であることを認めたことであるから、之が破壊に對しても異議なき筈である。若し船長に於て該禁制品の性質に異議を挟むならば、交戦國軍艦はその船を拿捕して捕獲審檢所に送致する迄である。それでは船長として藪蛇となるから、特別の場合の外は船長側より異議の起る筈もあるまい。

因みに記す。前掲帝國海戦法規第七十條第三項に依る書式は左の如くである。

書式第六(第七十條)

禁制品引渡に關する書式

戰時禁制品ノ引渡ニ關スル調書

船名 何國汽(帆)船何々  
船長氏名 何 某

- 一。何年何月何日、經度何々、緯度何々、何處ニ於テ、官氏名(臨檢士官)ハ帝國軍艦何々艦長官氏名ノ命ニ依リ前記船ヲ臨檢シタリ。
- 二。本官ハ其ノ船舶書類ヲ檢査シ、尙載貨ヲ檢査シタル結果、前記船舶ハ何年何月何日何地ヲ出港シ、何地ヲ到達地トシテ何地ニ向フモノニシテ、何々ヲ到達地トスル戰時禁制品ヲ輸送スルモノナルコトヲ認メタリ。
- 三。船長ハ右戰時禁制品ノ引渡ヲ申出デタルヲ以テ、本官ハ艦長ノ命ニ依リ、左記目錄記載ノ通該戰時禁制品ノ引渡ヲ受ケ、之ヲ軍艦何々ニ轉載シタリ。

品目	個數
一.....	.....
一.....	.....

- 四。本官ハ尙前記船舶ノ船舶書類ニ引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ノ品目ヲ記入シタリ。
- 五。船長ハ本調書ニ添附スル船舶書類ノ認證本ヲ提出シタリ。
- 六。本調書ハ二通ヲ作成シ、一通ハ署名(船長署名ヲ諾シタルトキハ連署)シテ之ヲ船長ニ交付シタリ。

注意。引渡ヲ受ケタル戰時禁制品ヲ破壊シタルトキハ其ノ旨附記スルヲ要ス。  
帝國軍艦何々乗組 臨檢士官 官氏名印

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨



二五三一 禁制品が全載貨の半數に達しない場合には禁制品だけの沒收に止まるのに、それが半數を超えた場合には、その故を以て船も沒收せらるるといふのは、聊か制裁上に輕重の權衡を失する嫌あるから、禁制品が全載貨の半數に達しないで船が沒收せられない場合には、その船にも權衡上相當の罰金を課して然るべきでないか、といふ論は倫敦海戰法規會議に於て一二の代表に依り提唱せられた。けれども罰金論は成立せず、その代りに該審檢のため捕獲審檢所に送致した場合に、該船をして當該官憲の支拂ひたる諸般の費用を賠償せしむべしといふことになつた。これが倫敦宣言第四十一條(帝國海戰法規では第七十三條)、即ち「戰時禁制品を輸送する船舶にして解放せられたるときは、各國捕獲審檢所に於ける審檢手續に關し並に審檢中該船舶及其の載貨の保存に關し捕獲者の支出したる費用は該船舶の負擔とす。」の規定である。

謂ふ所の捕獲者の支出したる費用といふ中には、乗組員の給養費も含まれる。斯かる負擔は船主に取りてかなりの苦痛であるから、自然禁制品は半數以下でも之を積込んで損であるといふ風に感ぜしむるにも相當の效はあらう。尤も船の解放が開戰の事實又は當該禁制品の宣言を知らざりしことの理由に因るときは、その費用は之を免除すべきか。之に關しては倫敦宣言には明規する所なきも、帝國海戰法規にはこの場合の費用を免除することが第七十五條第二項に規定してある。

### 第五項 禁制品に關する繼續航海主義

#### 第一目 繼續航海主義の禁制品適用に關する従前の慣例

二五三二 繼續航海主義は元と敵が平時自國船のみに獨占せしむる沿岸貿易又は植民地貿易に戰時中立船が従事するのを對戰國は妨遮するといふ謂ゆる一七五六年の戰則に發し、爾後その適用を免るるために途次中立の一港に立寄りて載貨の一部を陸揚げ、又は貨物を積入れ、然る上當初より目指せる敵港に赴くといふ方法の行はるるに及び、斯かる着色の工作を行はしめざらんがため、たとひ中立の一港をその間に挟むも航海は依然繼續と看做すといふ主義に轉化したものである。然るにこの意味に於ける繼續航海主義には後に尙ほ變遷が加はり、中立港から交戰國へ仕向けの禁制品——第一次大戰以前にありては専ら絶對的禁制品——に適用せらるるに至つた。元來絶對的禁制品は、それが苟も敵國又は敵軍に仕向けらるるときは、何れの地點に於ても之を拿捕するに妨げなきもので、即ち之を拿捕し得ると否とを決するの標準は、之を積む船でなくして載貨そのものの仕向先如何にある。たとひ該載貨が中立港に於て荷揚げせらるるものにして、その中立港から更に敵國の領土又は軍隊に轉送せらるべきものと拿捕者に於て認めたる時は禁制品として之を沒收すべく、その輸送は全徑路を通じて一航海と見るので、これが繼續航海主義の禁制品適用である。

二五三三 繼續航海主義の禁制品適用は既に十八世紀末にもその例があり、十九世紀に入りて後は、一八四五年乃至四八年の米墨戰役にも二三の例はあつたが、特に強く之が適用を見るに至つたのはクリミア戰役及び南北戰役以後である。クリミア戰役に於ては、獨逸の一商船 *Fran Anna Hovina* がリスボンにて硝石を積んで漢堡に向ふの途次佛艦に拿捕せられ、實際の仕向地は敵たる露國の一港で、漢堡を中間に挟むも航海は繼續的なりとの認定の下に、佛國捕獲審檢所にては該硝石を沒收したる件がある。次では南北戰役に於て、米國は同じ主義の下に多數の中立船を捕獲した。その中には英國船 *Tolphin, Pearl* 等數隻あつたが、特



南北戦役  
中のThe  
Permuda

に著名のものとして傳はるものは英國船 *Permuda* 事件(註)である。

註。パーミューダの船籍及び船主關係は極めて錯雜したものであるが(詳細は *Prize Cases U. S. Sup. Court*, III, p. 1536 以下参照)、要は船主は表面英人某で、南軍側との間に相當の連絡あり、斯くて本船は一八六二年四月、武器彈藥その他の軍需品、及び南軍の軍務に服すべき者若干名を搭載してリヴァールを發し、追て南軍の一港に到達する意圖の下に先づ英領西印度方面に向ひ、同月末西印度のナッサウ附近に到りたる所を米艦に拿捕せられ、ベンシルヴァニア裁判所にては本船及び載貨共に沒收と判決した。船主側では、その拿捕は英國の領水内に於て行はれたること、船主も荷主も中立人であり、行先も中立港であること等の理由を以て拿捕を違法として上告したが、大審院にては、この拿捕は公海にて行はれたるものなること、本船は表面英人を船主とするも事實は敵人で、即ち敵船であり、荷主も事實敵人なること、載貨の大部分は禁制品なること、船の行先は事實敵地で、西印度行は單に之を晦まさんがために外ならざること、本件の場合に船及び載貨が假に中立人のものであるにしても適法に捕獲せらるべく、況してその然らざるに於ては尙ほさらであること等の理由に於て、右上告を棄却し、原判決を肯認した (*Ibid.*, pp. 1575-1587)。即ち中立船は中立港に向ふ途次にありても、その載貨が同船にて又は他船に積替えられて敵港に向ふべきものなるに於ては當然沒收せらるるといふ判決である。

二五三四 繼續航海主義を禁制品に適用し若くは適用せんとして悶着の起りたる比較的近代の例として

は、先づ以て一八九六年、伊太利がアビシニアと交戦中、和蘭船 *Doelwijk* を繼續航海主義の下に拿捕した事件がある。本船積載の武器彈藥は、直接には附近の佛領の一港 (*Djibouti*) に仕向けられたものなるも、そこから更にアビシニアに入り敵軍の用に供せらるるものとの推定の下に、伊國捕獲審檢所にては本船及び載貨共に沒收と檢定した。尤もその執行前に講和成立となつたので、伊國は講和後の沒收は違法なりとして之を取消した。該拿捕物件を恩惠的に解放するのは別論なるも、交戦中に爲したる檢定を講和成立後に執行す

伊對アビ  
シニア役  
中のThe  
Doel-  
wijk

るからとて、之を違法と見るは當るまい。平和克復の後には最早や拿捕を行ふを得ざるは勿論なるも、その前に行ひたる拿捕に關し審理檢定は之を爲すに妨げない。既に審理檢定は妨げないとすれば、その結果を執行するも亦妨げなき理である。若し然らずとすれば何のために審理檢定を行ふか、全然無意味とならう。コロムボスが之を評し『伊國捕獲審檢所の一八九五年のアヂス アババの講和條約後に於けるドエルワイク事件の取扱振り、即ち凡そ捕獲審檢所は拿捕の適法如何を審理するの權あるに止まり、その沒收を宣告するの權限なしとの決定は、曩の歐洲大戰中何れの交戦國も則らざりし所で、伊國自身とても之に違はなかつた。』と云くが (*Columbus, Law of Prize*, p. 171)、事實それに相違あるまい。

南阿の役  
中のThe  
Bunder-  
rath

二五三五 しかも繼續航海主義の禁制品適用に係る中立船拿捕に關し、極めて重大なる外交問題を惹起したの

たのは南阿の役に英國軍艦が獨逸郵船 *Bunderath* 外二隻を拿捕した事件である。當時南阿共和國は沿岸を有せざる關係上、物資の供給は之を中立諸港、殊に主として東南阿弗利加のデラゴア灣の *Lourango Marques* 港に仰ぐの外なかつた。然るに同港は葡萄牙領であるから、英國に於て之を封鎖する譯に行かない。そこで英國は同港に出入せんとする船殊に獨逸商船に對して繼續航海主義を適用し、獨逸三隻を拿捕した。その中のブンスラートは一八九九年十二月、アデンより同港に向け航行中、デラゴア灣にて英艦之に臨檢し、載貨中に疑はしき禁制品ある外、ボア軍に將校として服務するの目的にて渡阿する者と認めらるる二十有餘名の蘭、獨、墺の諸國人ありとて、本船を在ダルバン港捕獲審檢所に送致した。同審檢所にては三週間に亙る審理の末、禁制品なしとして本船及び載貨共に解放の決定を下した。然るに獨逸政府は、本船の拿捕を以て違法なりとし、殊に中立港間の通商に禁制品なるものは存在せずと



の理由に於て英國政府に對し強く抗議した。曰く。

『本船に禁制品の積載なきことは荷主の證言する所であり、その抑留は實に莫大の損失を與ふるのみならず、本船の郵便搭載船なるに顧み、公共に與ふる損害も少なからず、殊に本船に如何なる貨物の積載あるにもせよ、中立の港と港との間に禁制品のあるべき理なく、このことは現に英國が一八六三年に米國法廷の英船スプリングボックの沒收の檢定に對し抗議した所であり、英國海軍省の一八六六年の「海軍捕獲法提要」(Manual of Naval Prize Law)に於ても「船の到達地は、その港及び中間の寄港地にして中立なるときは之を中立地と看做す」、又「載貨の到達地は船の到達地に依りて之を決す」とあるにも徴すべきで、隨つて本船は捕獲審檢所の審檢を須あらずして當然解放せらるべきものである。別して本船は定期の郵船で、中立の到達港以外の港に於て荷揚を爲し得ざるものであるから尙ほさらである。』

と論じて即時の解放方を要求した。之に對し英國政府は、謂ふ所のスプリングボック事件と本件とは似て非なることを辯じ、更に

『一八六六年の海軍捕獲法提要「一八八八年にホルランド教授の監修の第二版が出た」は英國海軍將校の參考用の形に於て單に一般的の原則を掲げたものに止まり、英國海軍の見解を徹底的且權威的に記載したものと認むべからず。……同書に於て指示しあるものは、既往英國の從事したる交戦には適用し得たりしも、今次の南阿戰の如き、海との唯一の交通は數哩の鐵道を経て中立の一港に由り僅に行はるる奥地の一國を敵とする交戦には全然適用し能はざるものである。英國政府の所見にては、同書にある「載貨の到達地は船の到達地に依りて之を決す」の一句の如きは、本件の場合に適用せらるべきものでなく、又中立船積載の禁制品にして拿捕の際に中立港に於ける敵の代理人に仕向けられ又は交付せられるべき意圖の下に輸送せられ、即ち事實に於て敵國に到達すべきものなるに於ては、右の一句は之を適用し能はざるものである。蓋し本件の場合には、ブルンチュリの「船又は貨物にして中立港を到達地とするも

英國の讓  
歩にて落  
着

結局それが敵を援助する目的のために單に一中立港を仕向地と假裝するものたるに於ては、當然禁制品を以て之を論じ、之を沒收するに妨げなし。」(Bluntschli, § 813)の說を當れりとする。……本船は捕獲審檢所に於て、果して南阿共和國に屬し又は到達すべき禁制品を搭載するなきや否やを審檢することなしには之を解放するを得ず、尤も郵便物は能ふ限り速に轉送せしむることに既に取計つてある。』

との意を以て答へた。

この間に於て在ダーバン英國捕獲審檢官憲は他の二隻の獨船及び *General Niwog* を解放し、又ブندスラートも、船内搜索の結果禁制品の積載なしと認め、前述の如く一應審理の末に本船及び載貨共に之を解放し(乗客及び郵便物はその前にデラゴア灣の獨逸船に移し)、同時に英國政府は獨逸に向つて損害賠償方を主義上承諾し、且自今單なる嫌疑のみにて抑留を行はざるべきことを聲明して事は落着した。その翌日即ち一九〇〇年一月十九日、獨逸宰相ビューローは議會に於て、獨逸は中立諸國より中立の一港に仕向けられたる船には禁制品の觀念は全然存在せずとの主義を固持するものなりと高調し、本件の始末に就て概要左の如くに聲明した。

『第一。本政府の要求通りゲネラル及びヘルツォグは早速解放せられ、ブندスラートも亦昨日解放となつた。

『第二。本政府は我國の船の不法抑留に對し及び獨逸臣民の關係者の蒙りたる損害に對し賠償の支拂方を要求したるに、英國政府は主義に於て之を承諾し、且凡ゆる正當の満足を與ふるの用意ある旨を回答した。

『第三。本政府は英國に對し、戰場附近地以外に於て、及びアデン以北の地に於て、獨逸船に一切邪魔することなきやう英國海軍指揮官に訓令を發するの要に就てその注意を喚起したるに、英國政府は之に應じ、自今アデン及び戰場を距ること同様若くはその以上の距離内の何れの地點に於て、船の臨檢搜索を行はざるべきの訓令を發した。



『第四。本政府は英國政府に於て獨逸の郵便旗を掲ぐる船を拿捕することなきやうその指揮官に訓令することの最も望まじきことを述べたるに、英國政府は之に應じて命令を發し、自今獨逸の郵船〔郵船 (mail steamer) とは凡そ郵便物を搭載する船には限らず、獨逸の郵便旗を掲ぐる船を意味すとの了解であつた〕は單なる嫌疑にては停船及び臨檢を行はしめざることにした。この命令は追て獨英兩國間に一協定を見るに至るまで有效たるものである。』

『第五。英國政府は本政府の提議に應じ、賠償に關しては必要の場合には之を仲裁裁判に附議するに異議なき旨を答へた。』

『最後に、英國政府は本件に關し遺憾の意を表白した。本政府は本件の如き面白からざる事件の再發せざるべきを確信し、英國海軍官憲が今後充分の理由あるに非ずして獨逸船に對し非友誼的且輕率なる措置に出づることなるべしと思惟する。』

斯の如くにして本件は、大體に於て英國の讓歩に依り解決を告げた。蓋し南阿の役に就ては世界の評判何となく英國に不利で、殊に獨逸は公然南阿に同情を寄せる始末であり、旁々英國は第三國殊に獨逸との間に事を構ふるを欲せざる所から、争ふべきを争はずして大に忍び、遂に右の讓歩に出でたといふ政治的事情も加味せられたる結果であつた。けれども英國は、敢て繼續航海主義を禁制品に適用することを自今拋棄するといふ意味ではなかつたのみならず、一八六六年の海軍捕獲法提要中の『載貨の到達地は船の到達地に依りて之を決す。』の一句は本件の如きには適用し難きものと聲言したるに於て、即ち反對に繼續航海主義の禁制品適用の要を高調したるものとも見られた。

日露戦役  
と繼續航海  
主義の適用

二五三六 日露戦役に於ては、我國は開戦直後制定の帝國海上捕獲規程の第十五條に於て『船舶ノ到達地ヲ以テ載貨ノ到達地トスルヲ例トス』と規定せるも、更に第十七條に於て『敵地ニ非ザル地ヲ到達地トスル

船舶一旦該地ニ到達シ、其ノ載貨ヲ陸揚スルト否トニ拘ラズ該貨物ヲ敵地ニ輸送スルモノト認ムベキトキノ其ノ航海ハ連續セルモノトシ、該船舶ノ到達地ハ初ヨリ敵地トス』と規定した。即ち之に依り、第十五條の原則的規則の例外として繼續航海主義を認めたものである。露國は一八九五年(明治二十八年)の捕獲規程の補則として一九〇〇年(明治三十三年)九月二日制定の『特別訓令』に於て『本規程にいふ「敵へ」とは敵の艦隊へ、敵の港へ、若くは中立港にしても單に敵への中間港たるに過ぎざることの明瞭且争ふべからざる證據ある場合には、その中立港へ向ふものと看做す。』と規定し、以て繼續航海主義を禁制品に適用するの意を明かにした。斯の如く日露兩國は孰れも該主義を禁制品に適用するの方針を執つたけれども、實際に之を適用したる事件としては殆ど無かつたやうである。

繼續航海  
主義の禁  
制品適用  
の當否

二五三七 繼續航海主義を禁制品に適用することの是非に關しては、由來國際法學者の間に少なからず議論がある。オッペンハイムは歐大陸の重なる學說及び慣例を簡單に紹介して曰く。

『大陸諸學者の多數は繼續輸送主義を排斥するも、同時に大陸の著名なる學者にして之を支持するものもある。例へばゲッスナーは輸送船の仕向地は貨物のそれに比すれば何等重要性なきものと力説し(第一一九頁)、ブルンチュリーは中立の一港より他の一港に航する船の行ふ封鎖侵蝕に關する米國の慣行を排斥するも(第八三五節)、敵地を仕向地とする貨物を積んで中立國の二港間を航する船の禁制品積載に關する米國の慣行には明かに贊する(第八一三頁)。クリーンは船の行先が中立地なることは載貨をも中立視せしむと爲す所の法則を非とし、中立國の二港間を航する船に積載の貨物の仕向地が敵地なるときは之を拿捕し得るものと論じ、且斯かる貨物は之を積む船が荷積港を發するその瞬間よりして禁制品なりと説く(第一卷、第九五節、第三八八頁)。フィオレは英米の法廷にて適用する繼續航海主義を擯斥するも、中立の一港に向ふ船の積む或貨物の仕向地が敵地なるときは該船をば禁制品を積載するものと爲し、



之を拿捕するに妨げなしと論ず。ボンフィスはブルンチュリーと同一の見地を執り、繼續航海主義の禁制品への適用を可とするも(第一五六九節)、封鎖侵破への適用は之を非とする(第一五七〇節)。萬國國際法學會にては「敵地仕向は積載船がその一港に向ふとき、又は敵港へ向ふことの一階梯に過ぎずと明かに立證せらるべき中立の一港に向ふときは、同一の通商行爲を終局の目的と爲すものと推定す」との法則を採擇した。即ち世界各國の有数の學憲の一團體たる同學會は繼續航海主義を禁制品に適用する米國の慣行を採擇し、隨つて禁制品の迂回的と共に間接的の輸送の可能性を認めたるものである。

『のみならず大陸諸國の示せる多くの態度も亦米國の慣行を可とするものである。現に普魯西の一八六四年の捕獲規則第四節及び第六節に依れば、船にして禁制品を積み隨つてその拿捕を適法とするは載貨の仕向地が敵地なるか又は該船の行先が敵港たるの場合とすとあり、瑞典の法規も同様である(クリーン、第一卷第三八九頁、註二參照)。又伊太利の一八九六年のアビシニアとの役に際し、ア軍行の武器彈藥類を積んで一旦中立の佛領 Djibouti 港に向ひ、同港より之をアビシニアに輸送せんとせる和蘭船 Doelwitje を紅海にて拿捕したる件に關し、伊國捕獲審檢所にては之を適法の捕獲物と檢定した。』(Openheim, II, § 403, pp. 571-3)

二五三八 萬國國際法學會の決議のことは右のオッペンハイムにも一寸説及してあるが、同學會にては既に一八八〇年の頃、特に委員を設けてこの問題を研究せしめ(その委員中にはホール、マルテンス、ルノー、トウキス等斯學の大家もあつた)、その結果は一八八二年のウキスパーテンの大會に於て報告せられた。要は非認論である。之に對し同じ委員のクリーンは、肯定的の反對意見を提出した。その反對意見は同學會の一八九四年の巴里大會に於て賛成を以て迎へられたが、爾後累次の大會に於ても尙ほ賛否一決せず、結局一八九六年のヴェニスの大會に於て『凡そ貨物の輸送にして敵の一港に仕向けられたる場合、若くは中立の一港に仕向けらるるも結局敵地に輸送せらるべき一階段たるに過ぎざることが争ふべからざる事實に依り明

欠



# 欠

The  
Bonna,  
1918

論著『Fauchille, Jurisp. Brit., II, p. 303.』

けれども原料品にして輸入中立國に於て加工且消費せらるること明白なるものならば、之を沒收する限りでないことは、同じ英國捕獲審檢所に於ける一九一八年二月の *The Bonna* 事件の檢定に於て闡明せられた所である。ボンナは瑞典の一商船で、一九一六年八月、椰子油四百有餘噸を積んで、これ亦ギョーテンブルクに向ふ途次英艦に拿捕せられた。然るに審檢の結果は、この椰子油は瑞典にてバタ代用のマルガリンに製造せられ、同國內にて消費せらるる目的のものといふ立證が能きたので、解放の檢定となつた (*ibid.*, II, p. 443)。元來椰子油は、英國の一九一四年十月十四日の勅令では條件附禁制品となつてある。殊に瑞典にては之をマルガリンに製造してバタに代へ、その剩れるバタは之を獨逸に輸出するを得るから、間接に獨逸軍を幫助するに役立つものである、といふ見解から沒收論も唱へられたが、審檢所長官は「類似の種類にして且類似の目的に適する他品が中立國より敵國に輸出せらるべしとの結果を豫想し、該中立國內にて製造且消費せらるべき原料品を沒收するは妥當でない。勿論本品仕入者にして敵國行のバタの賣手と結托して行動するに於ては別であるが、その證據なき限りは沒收すべきものに非ず。」とて右の如く解放とした。

## 第五項 禁制品に關する將來の研究問題

二五五七 禁制品のことは戰時國際法の上に於ける今尙ほ最難題の一であるだけ、その將來の取扱方に關し研究すべき問題は今日多々ある。之に關し講者の抱く卑見、及び斯學者の間に輓近唱へらるる所の二三の方案を敢て順位を擇はず、左に自ら披露し又他のものを紹介して見たい。

禁制品賣  
込の禁止  
の當否



その一は、中立國人の禁制品を交戦國へ賣込むものを違法として禁ずることの當否である。禁制品の賣込は、曩に述べた如く今日國際法上敢て違法とする所でなく、中立國も之を禁ぜざる可らざる義務なきが、卑見にては將來は中立國に於て自發的に國內法規を以てその賣込に自國人の従事するを禁じ、又は國際條約に依り之を禁ずるの義務を中立國に負はすことにしたいと思ふ。

抑も禁制品の賣込は、如何に現實國際法上今日違法となつて居らざるにもせよ、戰時に中立國人が交戦國の當該禁制品の需要を急切とする弱味に附込み暴利を期して禁制品の賣込を敢てするが如きは、よしんば中立國人の通商は自由なり海の自由は神聖なりと云ふにしても、海の自由の美名を藉りて通商の自由を潰すものである。斯かる火事泥の通商は戦局を徒らに擴大せしめ、平和の克復を徒らに遷延せしめ、世民の塗炭を徒らに加重せしむるの結果を齎らすものたるに於て、まさしく不道義且非人道的の通商であると斷じたい。米國の中立法の意味する禁制品の輸出禁止は、之に依りて米國自身の戦渦に捲込まれるのを豫防せんとの趣旨に發したもので、即ち一に自國の利益本位から打算されたものであるが、それとは今離れ、禁制品の輸出許容は交戦國間の抗争を助長せしめ、嚙合を長引かしむる有害惡徳の制として、人道的見地から各中立國政府に於て、それが交戦國に向ふものと推定する限り、各自の國內法規に於て一般に之を禁すべきものと爲すことが望ましい。牧野英一博士の一雜誌に寄せられたる一記事に

『甲某が乙某から拳銃を預つてゐたといふのである。或日、乙某がそれを返してくれといつて來た。その折の模様で甲某は、乙某がその拳銃で強盜行爲をするのだといふことを見抜いてゐた。しかし、求められるがままにその拳銃を返してやつた。果せるかな、乙某は、それで強盜行爲をやつた、といふのである。そこで、問題は、甲某のその行爲

が乙某の強盜行爲を幫助したことになるかといふことになつた。いふまでもなく、若しそれが幫助といふことになるのであるならば、殺人の従犯といふことになつて重く處罰されねばならぬのである。

『甲某は、預つた物を返しただけのことであるといふので上告した。民法上義務となつてゐるところを果たすことが何故犯罪となるか、と争つたのであつた。しかし、大審院は、次のやうに論じた。曰く、所有者から拳銃の返還を求められたときでも、その拳銃が強盜の用に供せられるのであるといふことを承知の上で、それを渡したのである。おいては、たとひ、その強盜行爲の謀議に參與しなかつたにしろ、強盜の幫助罪になるのである。何となれば、何人も犯罪の成立を防止すべき義務があるからである。しかのみならず民事と刑事とはその觀念を異にするのであるから、刑事上犯罪の構成要件を具備する行爲は、半面において、民事上義務履行の結果であるといふの一事に依り、その罪責を免がれるといふわけにゆくものでない、と。これは昭和十二年八月三十日の判決である。』

(『文藝春秋』昭和十四年二月號『新らしい判例と法律と國家』第一二二頁)

といふのがある。而して博士は、大審院の右の判決の説明は別とし、結論は之を肯定して居られる。即ち民事上の義務履行としての拳銃の返却も強盜罪の幫助を以て論ぜらるるのである。國際法と國內法は同一の法理を以て論じ得られぬ點あるけれども、當該禁制品が交戦國の手に渡らば明かに作戦上に利用せらるべきを知りつつ之を交戦國に供給するのは、義務履行に由る拳銃の返却に比すれば罪は一層深いものであるまいか。オッペンハイムは

『中立國は現行法則の下にありては、その國民が武器彈藥類を交戦國へ供給するを防止すべき義務なきが、しかも斯かる供給は、それなくばより速に終止すべかりし戦局を長引かせ易からしむること疑を容れない。ただ假に中立國が自國民に依り斯かる供給を能ふ限り防止し、違反者を處罰するものと爲すに至ることありとせば、それは遠き將來のことであらう。……畢竟は公徳の標準の問題である。その標準にして高まり、中立國人に依る武器彈藥類の供給は戦局



を長引かせ易からしむるものとの信念を全世界が抱くやうにならば、中立國は之を防止せざる可らずとの新法則が立つに至るであらう。』(Oppenheim, II, § 350, pp. 483-4)

と云へるが、講者はその國際道徳を爾く向上せしむるやう世の哲人の一段の努力を切望せざるを得ない。

更に禁制品賣込の認許は、中立國政府として徒らに自國人のボロ商賣を奨励し、健全實着の營業を迂遠視せしむるの弊を誘致するものたるに於て、國家の商業道徳の上からも賛すべき所以を知らない。實際禁制品賣込は、中立國の當業者として極めてボロい儲け仕事である。第一次大戰當時、例へば和蘭の汽船會社の如き、某々十二社の配當は開戦の前年には平均一割強であつたが、一九一五年には平均二割七分五厘に上り、その中の一社は一九一五年及び一六年の兩年共に實に十割の配當を爲し、汽船會社株の如きは、開戦の前年の一三二といへる數が一九一七年には三三二に暴騰したとあり、又米國の或軍需品製造會社の純益は資本額に對し八十割の巨利を算したとある(Jessup, *Neutrality*, IV, p. 33)。勿論その間には、交戦國に依り拿捕又は破壊を受けた船は相當にあらう。けれども損益比較して見れば、儲けは概して損失を償ふて餘りある。第一次大戰中にありて中立船にして機雷に觸れて沈没したるもの三百十五隻、約三十九萬四千噸、潛水艦の撃沈に遭へるもの一千四百八十三隻、約八十萬噸、その船價は兩種合算し米貨にて大約五億七千七百萬弗となる由なるが、それは孰れも保險會社の負擔に歸し、船會社自身の損失にはならなかつた(Turkington, *Neutrality*, III, p. 63, Appendix VII)。外に交戦諸國の捕獲審檢所にて沒收の檢定となつたものもあれど、それは總てを合計して二百隻を出でない(主として英獨兩國であるが、英國の捕獲審檢所の沒收船は禁制品積載を理由とせるもの十四隻、その他の理由に因るもの十五隻、獨逸にては沒收の檢定を下したるもの五百十二

隻の多きに及び、その中の四百三十一隻は審檢前既に撃沈したもので、現存の船に沒收の檢定を下したのは八十一隻に過ぎなかつた(Tid., p. 35)。船會社は保險會社に高率の戦時保險料を支拂ひたりとは云へ、運賃及び備船料の暴騰は優に之を償つたであらう。故に中立船の損失に對する中立國當業者の苦情は、極言すれば實際の損失に就てと云はんよりは、寧ろより多き利益を儲け損くなつたことの不滿にあつたのであらう。貨物に係る損害とても、大體に於て同様に見られる。

斯の如く禁制品の輸送及び賣込は危險を勿論伴ふけれども、損失は之を保險會社に轉嫁せしめ、保險會社は高騰の保險料にて之を補償するといふ譯で、それだけ當業者は、危險ありと雖も平時見るを得ざるボロ儲けを成遂げ得るのであるから、中立國の當業者は相競ふて之に従事せずんば已まない。而して交戦國は之を妨遮するに假藉せざる所から、通商自由の主張と交戦者權の行使とは兎角に衝突し、中立國と交戦國の兩政府間には悶着絶えず、時には之がために開戦の危機をだに招徠することもある。故に事態の面倒を豫防するには、中立國として寧ろその國民に禁制品の交戦國への賣込を禁ずることと爲すに若かず、と見るのも一理なくはあるまい。

以上は主として道徳的見地よりの論であるが、別に現行法規慣例の上から見るも、禁制品の賣込の認許には矛盾の觀なきを得ない。抑も中立國は如何なる名義を以てするを問はず、交戦國に對し直接にも間接にも軍艦、彈藥、その他一切の軍用材料を供給することを得ず(海戦中立權利義務條約第六條)、又巡邏用に供し又は敵對行爲に加はるものと思はるる一切の船が自國の管轄内にて艤裝又は武装せらるること、及びその管轄外に出發すること、を嚴に取締らざる可らざる義務を有する(同第八條)。斯く中立國は政府としては之を



爲すを得ざるにも拘らず個人としては爲すを得るに妨げなしとしてあるのは、兩者の性質の上に多少の相違あるにもせよ、均しく中立國として交戦國双方に對し何等軍事的援助となるべき行爲を爲す可らずとの精神に照さば、そこに矛盾の嫌あるを否み得ない。別に記する英國海上法規委員會の委員長マクドネル (John Macdonell) は、一九二〇年の萬國國際法協會のポーツマス大會に於て同委員會起草の中立法規案を提出せる際の説明中に

『今日では中立國政府は、その國民が如何に多數量の武器彈藥を交戦國に賣込むを許すも、海牙海戰中立權利義務條約第七條の下にありては、中立國としての義務違反に非ずとなつてある。その賣込は、輸送中單に拿捕の危険に曝さるるといふ以外に、毫も違法としてない。交戦國に對し巡邏の用に供し又は敵對行爲に加はるべきものと信すべき相當理由ある砲艦、水雷艇等を中立國に於て艦装せしめ、之を國外に出發せしむるは、同條約第八條に依り該中立國として許されない。又中立國は自國港に於ける交戦國の軍需品の補充は平時に於ける通常積載量以上のそれを許すを得ない(第十九條)。然るに自國人に依る交戦國への輸出は、萬一の拿捕覺悟の上ならば如何に多數量のそれとても之を行はしむるを得るのである。現代の交戦は、斯かる軍需品の國外よりの供給なしには殆ど不可能である。軍需品の賣込は大部分開戦後の商賣であり、その數量は概して開戦前のそれに倍従する。故に現代の交戦に於ては、昔日中立國が兵馬を交戦國に供給し得たる當時に比し、遙に有效的に交戦國を援助しつつあるのである。政府と國民との斯かる遣別けは事の實際に即せざるもので、詭辯といふの外ない。今日の中立法は中立國の交戦國への援助を許すものである。十七八世紀時代にありては、中立國政府は自國內に於て交戦國が兵を徵募し、又自國人の應募するのは彼等勝手なこと、政府の與かり知らざる所と論ぜられたものである。この非理は爾後各國孰れも之を認むるに至つた。同じ理由に於て予は個人の交戦國に軍需品を供給することに依りて作戦を幫助することも當然禁すべきものと論じたい。』二人街道にて相闘ふ、而して沿道の商賣は彼等に銃彈を窓口より供給する、それでは争闘の収まりやうが無いで

禁制品目  
の條約に  
依る律定  
の要

はないか。中立國政府が自國人に依る軍需品の交戦國への輸出を許すが如き、將たその取締を怠るが如き、これ明かに一の非中立的行爲である。交戦國が之を拿捕且沒收するのは勿論、その供給者を捕へて處罰を之に加ふるも予は正當のことなりと信ずる。『*Int. Law. Assoc., Report of the 29th Conf., pp. 209-211*』

と論じたが、これ則ち右の矛盾を指摘したる好着眼と評すべきである。

**二五五八** 然しながら中立國をして禁制品の輸出を絶対禁止と爲さしむるに就ては、前提的に一の條件を要すべく、それは禁制品目は之を必ず國際條約にて律定することである(不批准の倫敦宣言の如くに)。今日の如く禁制品目は交戦國各自任意に之を定め、任意に之を取捨伸縮するを得る擅行制の下にありては、而してその結果として第一次大戰に於て、交戦國殊に英國政府が幾百種といふ驚くべき廣汎の品目に之を及ぼし、貨物といふ貨物の殆ど總て——誰やらの評に依れば駝鳥の羽以外の總ての品々——を擧げて禁制品目に繰入ることが許さるる限りは、之に順應して中立國がその輸出を禁ぜざる可らずとあらば、自國の通商上の迷惑測り知れず、斯の如きは事理決して正しきものとは云へまい。故に中立國自體の禁制品輸出禁止を一般法則と爲さしむるに就ては、同時に禁制品目の制定權を交戦國の手より奪ひ、之を國際法の確定法則と爲すを要すべく、これ蓋し須要の條件たるべきであらう。

**二五五九** 中立國をして自國人(及び自國在留外人)に依る禁制品の賣込を禁ぜしむることの意見に對しては、茲に少なくとも三つの反對論があるべしと想像する。一は中立國として之が輸出禁止を取締ることの困難で、蓋し到底行はれ難かるべしとの説、二は各國は平時よりして自國內にて武器その他の軍需品を製造且貯藏せざるを得ざるに至る結果として軍事工廠の擴大、延いては軍備擴張の趨勢を促すの懸念ありとの説、

禁制品賣  
込禁止の  
反對論



三は禁制品の交戦國の双方への輸出禁止は、その結果に於て優勢國よりも劣勢國に對しより大なる苦痛を與ふるから、中立態度として公平を缺くとの説、四は禁制品の輸出禁止は侵略國たる交戦國の一方にのみ之を適用すれば足るべく、その双方に向つて均しく適用するは曲者を保護する所以に非ずとの説である。

**二五六〇** 想ふに禁制品の輸出禁止の厲行は、中立國として實際上困難であるに相違あるまい。假に自國港から禁制品を積出すのは警察及び税關の監視を嚴にして或程度に之を取締り得るとしても、他の中立國の港津から積出すものに對しては奈何とも取締りやうが無かるべく、隨つて中立國政府に自國民の禁制品輸出を禁ずるの義務を負はすが如きは、事實その到底完全に履行し得ざる苛重の義務を負擔せしむるもので、謂ゆる難きを之に求むるものであると云へば云へぬでもない。けれども要は程度の論であらう。他の中立國の港津より積出すのに對しては實際取締の道はあるまいが、自國港よりの取締が相當の程度にできれば、それだけにては澤山である。又それが相當に能きるとの見込あればこそ、米國の中立法は制定されたのであらう。米國はその中立法の制定以來、之を完全に發動せしめたる機會及びその成績は未だ詳でないが、該中立法にして他日廢棄となるが如きことあるに非ざる限り、米國は禁制品の輸出禁止に關し十二分の取締を爲すに相違なかるべく、故に取締の效なかるべしとの懸念からの反對は、聊か取越苦勞の嫌があるまいか。

**二五六一** 二の戰時に外國から武器彈藥類を輸入するを得ざることと爲さば、各國は平時自國內に於てこれ等禁制品の製作且貯藏を銳意計畫せざるを得ざるに至るべく、その結果は各國を軍備擴張に促し、世界の平和のために面白からざる事態を生ぜしむる虞ありとの見方である。第一次大戰中、米國の尙ほ中立國たりし當時、埃匈國が米國の禁制品輸出は英佛側を利するのみと爲してその抑止方を米國政府に申込むや、時

その實行を困難と見る説

軍備の擴張を促すとの説

の國務長官ランシングは之に對する回答(一九一五年八月十二日付)の末段に於て『國際法の原則、各國間の慣例、米國その他平時陸海軍の大施設を有せざる諸國の國家の安全、陸海軍の膨大の防止、國際爭議を調理する平和的手段の採擇、而して最後に中立それ自身、凡そこれ等は中立國人に依る交戦國への武器彈藥その他の軍需品の輸出を禁ずることに反對せしめる。』と云くが (Lansing, *War Memoirs*, p. 61) 其の一理由とせる『平時陸海軍の大施設を有せざる諸國の國家の安全』とは、右の趣旨を要約したる言と見られる。

然しながら國防の安全を顧念する國々は、武器彈藥その他の軍需品の戰時に於ける外國からの供給を當てにして居る筈あるまじく、萬一外國からの輸入が杜絶したる場合のことを當然考慮に入れて平時諸般の計畫を立てること勿論であらう。苟も國防を外國依存主義の上に立つるが如き誤算に満足する國に非ざる限り、又その依存主義に乗じて奇利を博さんと心懸くる商賣國に非ざる限り、國家の安全を云爲して禁制品の輸入の自由を辯護するは事理その當を得まいと信ずる。第一次大戰後の一九二八年一月、米國下院にては『凡そ交戦國に向つて武器彈藥その他の軍需品の輸出を禁ずべきを米國の方針とすべし』といふ Burton 案なるものが現はれた。(ブルトンはその前年にも侵略戦を行ふ國に對するその輸出を禁ずべしとの案を提出したが、それは中立違反を構成すべしといふ反對論が強かりため彼は撤回し、改めて交戦國双方への輸出禁止とする右の決議案を提出したものである)。然るに同案の弱味は、國內の國際聯盟共鳴者の反對論據は今措き、軍部側の反對が主として國內の兵器工廠その他軍需品製造業者の利益を害すといふにあつた (Bowland & Lages, *Neutrality of the U. S.*, p. 281)。禁制品輸出の反對論の眞底を叩けば、理由は要するに國內當業者の利益保護に出發するやうである。



中立態度  
として公  
平を缺く  
との説

二五六二 三は禁制品の交戦國双方への供給禁止に依りて苦痛を感じるものは優勢國よりも劣勢國であるから、その結果に於ては後者を抑えて前者を助くることになり、随つて公平を主眼とする中立の態度として妥當を缺くとの説である。然しながらこの苦痛の苛重は、禁制品の輸出を自由にして置いたからとて同じ結果である。軍費が潤澤であり且制海權を掌握する方の交戦國は、その否らざる對戰國よりも禁制品の仕入に於て當然有利の地位に立つから、苦痛の輕重の故を以て双方に對する均等の供給禁止を故さら非議するは當らない。苦痛は優勢國と劣勢國とに於てこそ差あらんも、劣勢國の受くる苦痛は孰れの場合に於ても同じであらう。

侵略國に  
のみ禁制  
とせば足  
るとの説

二五六三 四は別に説く如く第一次大戦後の國際政治の新標語となりし『安全保障』、『聯合制裁』の問題

の核心たる『侵略國』の膺懲論に發せる意見で、要は侵略戰を開始せる國に對しては禁制品の供給を絶つべく、反對に被侵略國に向つては大に之を供給して救援を與ふべしとの論である。けれども何を以て侵略戰とし、交戦國の孰れを侵略國と判定するかは困難は、これ亦既に詳説した如くである。侵略國の判定は凡ゆる關係秘史の世に出でたる五十年乃至は百年の後に至りて始めて爲すを得べく、彼我宣傳文書の目前に横行する事端發生當時にありては、それは到底爲し得るものでない。故に侵略國と被侵略國とにて禁制品供給の許否を決するが如きは、事理を誤るの甚しきものである。されば一たび交戦状態に入りたる以上は、禁制品を供給し得る現行法則の支持せらるる限りは、開戦の原因如何を離れて双方に對し一律に之が供給すべく、反對に之を非とせば、双方に均しく之を供給せざること爲すに非ずんば理義徹底しない。米國の議會には過ぐる十數年前、侵略國に對する武器彈藥類の輸出禁止に關する決議案が一再となく現はれたが、いつも不

成立に了つた。主たる理由はやはり右の見地にあつたやうである。

然しながら禁制品輸出の絶對禁止案に關しては、その可能性を妨ぐる幾多の難關あることは之を否み得ない。これは別に中立法規の武器彈藥類の輸出と中立政府の責任關係を説く所に於て再述する。

二五六四 次には禁制品の觀念を現實の事態に即せしむべきの要求である。

禁制品の  
觀念を實  
際に即せ  
しむべし

想ふに第一次大戦以前に於ける禁制品の觀念は、軍事的、經濟的、若くは科學的の諸般の實際的關係に副はざる嫌が少なからずあつた。故に禁制品に關する倫敦宣言の規定(及び大部分之をその儘に踏襲したる帝國海戦法規の規定)は、第一次大戦に於て各國共に之に遵由せず、又遵由する能はざることを實際に立證した。蓋し往昔にありては、交戦國が中立國より軍需品の供給を受くることは、よしんば不可能ならずとも、かなり困難であつたので、禁制品の輸送の取締は主として直接に交戦國に入る軍需品に對して行ふを以て足れりとし、随つて禁制品の基礎的觀念は主として直接輸送といふことの上に築かれたのである。然るに海陸運輸機關の著大なる發達を遂げ來りたる現代にありては、交戦國は甲なる中立國より乙なる近接の中立國に非禁制品として入れるものをば、その乙國より自由自在に之を轉入せしむるは容易である。随つて對戰國としては、貨物が單に中立國に仕向けらるるの故を以て拱手傍觀する譯には行かなくなつた。且交戦國政府に認むるに禁制品目を隨時任意に増加し、將た條件附の部類より絶對的のそれに自由に組入替を爲すの權を以てする以上は、豫め各種の禁制品目を法規の上に律定したからとて、殆ど何等の實益も無い譯である。又現代の科學の進歩及び作戦の方法の下にありては、如何なる貨物にても直接間接に作戦の用に供し得られぬものとは殆ど一も無しと云へば云へるのである。更にオッペンハイムの



『世界戦以前にありては、戦時禁制品の絶對的と條件附の區別は、理論に於ては確に正しかりしが、又實際に於ても實値ありしが、その基礎は大戦に於て動搖した。この區別は、往昔軍隊は小にして、交戦國民の僅に一小部分が之を構成したる時代に發したるものなるが、世界戦にありては、軍隊の構成員と常人との古來の區別は著しく減縮し、各交戦國內の壯丁といふ壯丁は、國を擧げてその總資源と共に漸次動員せらるるに及び、孰れも任意に又は強制的に軍隊の構成員となり、交通機關も國有化し、古來未曾有の程度にその能力を發揮するに至り、是と共に多數の國々は、禁制品の絶對的と條件附の區別の如きは、交戦國政府は凡そ軍用に供するを得べき國內の一切の物資を何時にてもその手に握るを得るに於て、最早や時代遅れなりと聲明するに至つた。』(Oppenheim, II, § 392, p. 549)

と云へるが如き實際の事情をも商量に加ふべきである。  
のみならず倫敦宣言(及び帝國海戦法規)に於て條件附禁制品の輸送先が敵國官憲、敵の防備地、敵國軍の基地、著名の御用商人なる場合には之を拿捕し、普通の通商港なる場合には拿捕すべからざるものとしたのは、前者にありては敵の軍隊の手に入るべきも、後者にありては常人の需要たるに過ぎずとの推定に基けるものである。然るに第一次大戦に於ては、この區別が實際に於て不可能であり、不合理でもあることが立證せられた。即ち通商港に仕向けられたものも、そこから敵の軍港なり御用商人なりに轉送せられ、又は政府の之を徵發すること自由自在であるからである。又國に依りては、殊に獨逸の如きは、糧食を一切政府にて管理し、隨つて常人は糧食を得ることに於て軍隊同様の一に政府に頼らざるを得なくなつたので、愈々以て糧食を敵の政府又は常人に仕向くのと常人に仕向くとの間に區別は立て難くなつたのである。

されば禁制品に關する將來の法則は、從來の如き現實の事態に副はず、隨つて交戦國に依りて實際の必要上當然覆へざるべきが如きものを根柢より一變し、之を能く現實の事態に即するものに改定し、交戦國をし

て戦時を通じ如何なる場合にも之と乖離することなく、又乖離するの要を感ぜしめざるが如きものたらしむることが必要であらう。第一次大戦勃發より二年後に出來た米國の海戦法規(一九一六年六月三十日制定)には、禁制品に絶對的と條件附の文字が用ひてない。一九二三年の海牙空戦法規案には、その第六十條の中立國私航空機が禁制品輸送の理由に因り捕獲せられたる場合に關する規定中に於て、依然禁制品の絶對的と條件附の區別が前提的に認められてあるが、世界の有數なる斯道専門家が尙ほ空戦法規案に於てその區別を認めたる所のは果して現在及び將來の戦時に於て能く遵守せらるべきか、それは頗る疑はしい。勿論將來とても、小國間限りの交戦、或は大國にしても植民地の征討戰、國家の運命を賭するといふほどのものに非ざる小戦役に於ては、將た第二次大戦の初期に於けるが如く、開戦はしたものの双共に速戦速決の熱意に乏しく、表面の鬪言は兎に角とし内心何となく平和の回復を希ふといふやうな期間にありては、禁制品の絶對的と條件附の區別は或は復活すべく、又復活せしむるに便利もあらんが、再び第一次大戦の如き大戦を繰返す場合とならば、その區別の認めらるべきを豫想し得られない。

二五六五 想ふに禁制品を將來如何に取扱ふべきかの實際問題としては(一)禁制品なるものは之を全廢してその出入を自由にせしむるか、(二)中立國をして自國人の禁制品輸出を絶對に禁ぜしむるか、(三)禁制品の絶對的と條件附の區別を撤廢して總てを適法の捕獲物とするか、將た(四)苟も敵國を利用するが如き中立國の通商を一切妨遮するの權を明確に交戦國に認むるか、蓋し四者その一に出づるの外あるまい。されど(一)の禁制品の全廢論は、既に第二回海牙平和會議に於ても英國代表に依り提議せられた所なるが、遂に物にならず、今後とても之が實現は先づ覺支ない。第一次大戦後、海上捕獲に關する幾多の新説は世に出でたが、

禁制品全廢に關するマルチニ案



ミュンヘン大學のマルチニ教授(Dr. Pierre Albert Martini)が一九三三年に柏林にて刊行の『國際法問題』の第三十九卷に於て『海戦法則に關する改革案』("Reformvorläge zum Seekriegsrecht," *Völkerrechts-Journal*, xxxix)と題して公表したる一私案は、相應に學界の注目を惹いたやうである。彼は『戦時禁制品を絶對的と條件附とに別つのは餘りに繁雜で、實際に適用し難きものである。近代の戦に於ては、世に一として軍用に供せられざるものとは無い。禁制品に關する現在の法則は擧げて一の滑稽である。之を解決するの道は他なし、宜しく之を全廢するにある。』と云ひ、之に代るべき左の新法則を提唱する。

『凡そ戦時に於ける中立國の通商を適法のものとして別つべく、適法の通商とは中立國間又は中立國と交戦國間の通商にして、商品の種類別にし、その數量が平時のそれに超過せざるものを謂ふ。中立國間の通商にして輸入國が、その輸入高の増加は専ら自然の消費力の増加に由るもの又は他の中立國との取引の増加に由るものたることを立證したるときは、これ亦適法の通商と看做す。之に反し中立國の交戦國との通商にして平時の取引の數量を超過するもの、及び中立國のそれが同様の超過を示し而して輸入國に於てその超過理由を立證する能はざるものは違法の通商とする。又中立國として同じ交戦國の一港より他港に輸送するの事實(例へば植民地との專占貿易に従事するが如き)も亦違法の通商とする。中立國の貨物と交戦國に屬するそれとは最早や區別せず、自由船則ち自由貨とする。斯くせば國旗移轉の煩雜なる問題は消解する。』

『右の法則は人の輸送にも適用すべきである。中立船は孰れの交戦國の國民をも平均して平時輸送する數だけは輸送するを得るものとする。斯くせば個々の分散的輸送は毫も問はず、動員せる大兵の輸送は以て防止せらるべきである。これ恰も陸上國境の兵の通過に關するものに類する。』

『乃ち右の法則の下に、凡そ中立船にして適法の通商に従事するものは眞箇の中立船として取扱はるるの權利を有す

る。而して違法のそれに従事するものには、たとひ中立國旗を掲ぐる中立船なるにもせよ、その援助を與ふる國の對手方において之を敵船として取扱ふべきである。この法則は違法の通商に對する昔日のそれに比すれば苛酷の度合薄く、而して適法の通商に従事する中立船に取りては、實際的に海の自由を享有するものであるから利益頗る大である。』(Ibid., p. 21 以下)

マルチニの右の所説を最も詳に世に紹介したる佛國海軍省參事官ガリエ博士は之を評し、その長所は簡單なるにあり、短所は國際海上通商の實際に不適應なるにありと云へるが(G. Gariel, *Une Nouvelle Théorie Atlantique du Droit de la Guerre Maritime*, pp. 67-8)、今少し之に洗煉を加へて見たならば、或は相應の可能性を見出し得るやうになるかも知れない。

二五六 (一)の中立國政府をして自國人の禁制品輸出を絶對に禁ぜしむるの望ましきことは既に論じた如くであるが、之には反對説もあり、且その取締上に技術的故障もありて、容易にその實現を許すまい。故に結局は右の(三)か(四)の外に出でまい。(三)の區別撤廢論は、前述の如く第一次大戰に於て現實に行はれた所のもので、その可能性は決して乏しとは云へまい。前にも一寸述べた如く萬國國際法協會の一九三二年の海上中立財産條約案では、禁制品を『敵地を仕向地とし且敵の軍事行動を助くるの目的を有する物品』と定義し(第四十一條)、之に絶對的と條件附の區別を認めない規定となつてある。(四)も既に交戦國に認むるに敵の作戦上に利益ある物資の直接間接を問はず敵地に到達するを妨遮するの權を以てする以上は、交戦國は中立國に輸送せらるる何等貨物——大概の貨物は直接間接軍需品たり得べきものであるが——が果して該中立國自身に於て消費せらるべきものなるや否やを過去の統計數字その他周圍の事情に徴して調査し、その

比較的  
可能な  
方案は  
あるか



果して然らざる場合には、たとひ中立國に仕向けらるるものとても交戦國は之を拿捕するの權あるものといふが如き、既に前大戦中に試みられたる措置が國際法上の新原則となるかも知れない。右のマルチニ案は、やはり其處に歸着するやうである。孰れにしても禁制品の取扱方に關しては、何等か適當の新方法を案出するに非ざる限り、將來とても戦時に苦情は交戦國と中立國との間に絶ゆるなかるべきを恐れる。

**二五六七** 前掲のマルチニ案も、要するに交戦國の禁制品拿捕權と中立國の通商權との調和を期するの目的に向つて出發したものであるが、この外にも同様の目的を以てする新方式にして輒近世に現はれたものは若干ある。中にありて別に記するハーバード大學案の中立證明書制の如き、亦以て参考に値するものの一であらう。この中立證明書制を検討するには、是に先だち第一次大戦中に於て英國政府の實施したる謂ゆる“Navicert” system に就て一應の回顧を爲すの要がある。

第一次大戦に於て英國軍艦が禁制品積載の嫌疑ある中立船の船内搜索を多くは臨檢の現場に於て行はず、之を英國港に回航せしめ、ために該中立船が少なからず迷惑を感じたる始末は別に述ぶる如くである。當時米國政府は、米國税關に於て又は米國の荷積地駐在の英國領事館に於て禁制品を積載せずとの證明書の交付を受けたる米國船に對しては、英國軍艦に於て搜索を行はざることに致したし、といふ交渉を英國政府に向つて試みた。然るに英國側にありては、右様の證明書を得て出港したる船とても海上にて更に荷積をすることをなきを保せず、隨つて該證明書は以て搜索を免除せしむべき決定的證憑と爲すに足らずと爲し、右の交渉に應ぜず。當時ブレームンに向へる米國の一商船 *“Tanna”* は、在紐育英國領事の禁制品積込なしとの證明書を有したるに拘らず、英國軍艦に拿捕せられたる例があつた。(尤も同船には棉が積んであつた)。

第一次大戦に於けるナヴィ Cert 案

その基をキンナー提案

**二五六八** 當時在倫敦米國總領事スキナー (R. P. Skinner) は、北歐中立諸港に向ふ米國船積載貨物がその回航地たる英國港に於て受くる檢査の煩苛と且之に伴ふ多大の損害の救済方に關し、英國の關係官憲との間に種々意見を交換し、結局米國の當業者にして貨物を北歐中立港に積出さんと欲するものは之を在華府英國大使館に申請し、同大使館を通じ英本國官憲よりの無難通過證を貰受くるの辦法を立つることの案を提してその考慮を求めた。それが關係官衙間の商議の末に議漸く熟し、一九一六年二月二十八日、在華府英國大使館は二三の新聞紙を通じて大要左の陳述書を公表した。

『北歐諸國へ貨物を積出さんとする米國の輸出業者にして、その貨物は英國の軍事法令の下に敢て不都合のもの認められざるものなるや、將た何等事情の下に取調を要すべきものなるや、を積出前に米國に於ける或官憲を通じて確むるを得ることにせば、彼等に取り便利多かるべしとの意見が英國政府に提出せられたる結果、今回左の取極を得たり。即ち當業者は當該貨物の積出に先だち、少なくとも二週間前に詳細の事項を具し、本人直接に又は該貨を輸送する汽船會社を通じ、之を在華府英國大使館内に臨時設置の商務係に宛て申請すべく、大使館に於て差支なきものと認めたる場合には英國海軍の巡邏線を無難に通過するを得べき證明書を發給すべし。』

在華府英國大使館にては、右に依る申請に接したるときは、先づ當該貨物の性質を審査する。英本國戰時商務院にては豫て北歐諸國に向ふ貨物を(甲)英國にて輸出に許可を要せざるもの、(乙)輸出の禁ぜられ又は特許ある場合に限り輸出するを得るものとの二種に區別してあるが、在華府英國大使館にては之に則り、右の甲種貨物に對しては直ちに證明書を下附するも、乙種に屬するものにおいて先づ之を倫敦外務省に電報する(その電報料は申請者の負擔とある)。すると外務省は之を戰時商務院及び禁制品委員會に移牒する。同院及び同委員會にては荷受主は誠實のものなるや、敵地へ再輸出せらるるものに非ざるや、輸入割當の數量



に超過せざるや等を審査したる上、右の輸出を承認すべきや否やを能ふ限り迅速に査定し、その結果を外務省は在華府英國大使館に返電する。この返電は概して受電後四十八時以内に發送すべきも、仕向國側に關し取調を爲すの必要あるときは多少の遅延は免れない。大使館にては右の返電に基いて證明書の下附を許否する。而してその下附を受けたる證明書(その効力は發行の日付より積出まで二ヶ月間限りとしてある)の文句は『只今の處にては本送荷に關し英國政府側に異議なきもの如し。』と多少曖昧の語になつてある如く、之を帶有する船及びその載貨に絶対的の免疫性を附與せるものではない。随つて當該船長は右の證明書を携帶して本國を發航するに方り、英國領事館員は之に立會ひ積荷を検分すべく、不申告の貨物が梱包中に藏されずやと疑ふときはX光線にて撮寫することもある。且證明書帶有の船は必ず指定の英國港に立寄るを要し、而して寄港地に於て英國官憲は必要に應じ再審問を行ひ、場合に依りては取調の済むまで一時捕獲審檢所の保管に附し、又は仕向地に到着後合意の上にて一時倉庫に留置せしむることを得るとしてある。けれども斯かる手續の必要なしと認定したるものは、能ふ限り留置を避けしむるといふのがその趣旨であつた。

この建前の下に、在華府英國大使館にて發給する證明書が則ち前に云へる『Navicert』である。ナヴィサートは商業用の電信符號にある『Passport』の略語で、それを藉り來りて本件證明書の稱呼に充てたものである。

**二五六九** この證明書の申請は強制的のものではなく、當業者に於てその申請を爲すも爲さざるも任意であつたが、事實證明書を帶有するの便多きに若かざること論なく、殊にたとひ一時抑留を受くるにしても、從來の如く取調に多分の日子を費されたり随つて之に伴ふ延滞費用の損害の巨額に上れるに比すれば、その

ナヴィサー  
ルト制の  
自然廢止

便否の同日の論でなかりしは言を俟たない。されば米國の當業者にしても之を利用するもの逐次加はり、現にその始めて實施の一九一六年三月十一日より翌十一年四月の米國の參戰の時までの間に、在華府英國大使館への申請數約四萬、中にありて證明書の下附ありし數約三萬とあり、參戰後の同一七年八月三十一日まで申請數五萬を超えたとあるが如き(Ritchie, *The Navicert System*, p. 15)、以てその一斑が解かる。

然るに米國の參戰後となりては、米國政府は自國の輸出品目に大制限を加ふるに至れると共に、在華府英國大使館への前記證明書の申請には米國政府の輸出許可證を添附するを要することになつた。而して之に伴ふ煩に加へ禁制品目は逐次増加したので、この事態の下に證明書制は事實行はれ難くなり、遂に自然廢止の姿に立到つた。

**二五七〇** ハーヴァード大學案に於ける中立證明書制は、蓋しその着想を右のナヴィサート案に取つたものであらう。同大學案の證明書制の要旨は、中立國間の通商は自由たるべきを原則とし、之を保護するに中立國の發給し該中立國と交戰國とがその誠實を保證する所の中立證明書を以てし、尙ほその上の保護として加ふるに軍艦に依る護送を以てするといふにある(第四十條以下)。更に詳説すれば、

A. 中立國は左記の貨物又は旅客は、證明書帶有の船にて輸送せらるる限り、最大限度の保護の下に之を他の中立國へ輸送することを得。

(a) 到達中立國に於て終局的に使用せらるべき善意の一切の貨物、但し輸入割當の制限を受くることあり。

(b) 右に該當する一切の郵便物及び小包郵便物。

(c) 本案第六十二條に掲ぐるが如き交戰國の職務に服するに非ざる一切の旅客。

B. 中立國は左記の貨物又は旅客は、交戰國に依り左記の處分を受くることあるべきを承知の上にて、その性質の如

同制に着  
想を取れ  
るハー  
ード案



何を問はず又終局の到達地の如何に拘らず、之を他の中立國に輸送することを得。

(a) 交戰國に沒收せらるべきもの(イ)敵地を終局の仕向地とする武器、彈藥、又は軍用器材、(ロ)船積する中立國自身輸出を禁じたる物品、(ハ)沒收すべき貨物の存在のため感染したる物品、(ニ)所有者の敵國人であり且敵船にて又は非中立的役務に従事せる船にて輸送さるる物品、(ホ)非中立的役務に従事する船の船主、船長、又は船長の財産、(ヘ)封鎖港又は封鎖地に海路仕向けられたる物品、(ト)割當超過の貨物。

(b) 前項に依り沒收せられざる場合に拿捕者の領域に於ける市價に割を加算して先買せらるべきもの。

(c) 交戰國の武裝船、又は敵對行爲に直接參加し若くは専ら交戰國軍隊の輸送に従事する船にて輸送せらるる場合に破壊せらるべき貨物又は旅客。

(d) 第六十二條に掲ぐる交戰國の役務に在りて逮捕せらるべき旅客。

(e) 沒收せられず而して任意に交戰國の領域内に存在し賠償の下に徵發せらるべきもの。

C. 中立國は何等の貨物又は旅客にしても、双方の交戰國がその積出に同意する以上は、證明書帯有の船にて輸送せらるる限り、最大限度の保護の下に之を交戰國に輸出することを得。

D. 中立國は左記の貨物又は旅客は、交戰國に依り左記の處分を受くことあるべきを承知の上にて、之を交戰國に輸出することを得。

(a) 貨物にして(イ)封鎖港又は封鎖地に海路仕向けらるるもの、(ロ)武器、彈藥、又は軍用器材、(ハ)積出中立國の法規に違反して積出さるるもの、(ニ)他の貨物の感染を受くるもの、(ホ)交戰國人の所有に屬し且交戰國の船又は非中立的役務に従事する船にて輸送せらるるもの、(ヘ)非中立的役務に従事する船の船主、船長、又は船長の所有品、以上は沒收せらるべし。

(b) 前項に依り沒收せられざるものは先買せらるべし。

(c) 交戰國の武裝船、又は敵對行爲に直接參加し若くは専ら交戰國軍隊の輸送に従事する船にて輸送せらるる貨物又は旅客は破壊せらるべし。

(d) 第六十二條に掲ぐる交戰國の役務にある旅客は逮捕せらるべし。

(e) 沒收せられず而して任意に交戰國の領域内に存在する貨物は賠償の下に徵發せらるべし。

(即ち別語にて云へば、絶對的禁制品の原則プラス繼續航海主義は之を保持し、條件附禁制品の原則は之を廢して代ゆるに先買權を以てし、又繼續航海主義は封鎖港又は封鎖地への航海の終着が海路に依るものたる場合に限り封鎖の適用を認むとする意味である)。

F. 中立國は何等の貨物又は旅客にしても、双方の交戰國がその積出に同意する以上は、證明書帯有の船にて輸送せらるる限り、最大限度の保護の下に之を交戰國より輸入することを得。

G. 中立國は左記の貨物又は旅客は、交戰國に依り左記の處分を受くことあるべきを承知の上にて、之を交戰國より輸入することを得。

(a) 貨物にして(イ)交戰國人の所有に屬し且交戰國船又は非中立的役務に従事する船にて輸送せらるるもの、(ロ)非中立的役務に従事する船の船主、船長、又は船長の所有品、(ハ)封鎖港又は封鎖地に海路仕向けらるるもの、以上は沒收せらるべし。

(b) 交戰國の武裝船、又は敵對行爲に直接參加し若くは専ら交戰國軍隊の輸送に従事する船にて輸送せらるる貨物又は旅客は破壊せらるべし。

(c) 第六十二條に掲ぐる交戰國の役務にある旅客は逮捕せらるべし。

(d) 任意に交戰國の領域内に存在する貨物は賠償の下に徵發せらるべし。

以上の各場合に於て證明書帯有の船は、封鎖地帯に入るに非ざる限り拿捕を受くことなし。證明書不帯有の船は



左の處分を受くることあるべし。

(a) 破壊は現行法則の下に於てのみ行はる。

(b) (イ) 封鎖突破の意圖を有するとき、(ロ) 載貨は海路封鎖を突破するの意圖の下に輸送されることを船長又は船主に於て承知するとき、(ニ) 載貨の數量の過半が沒收せらるべきものなるとき、(三) 敵船又は非中立的役務及び國旗移轉に關する規定の下に敵船に準せらるべきものたるべきとき、以上の場合には沒收せらるべし。

(c) 任意に交戦國の領域内に存在するときは賠償の下に徴發せらるべし。

といふのがその要旨である。右は海路の通商に係るものなるが、空路のそれに關しては、證明書帯有の航空機は必ず護送の下にあるべきを要し、又證明書不帯有の航空機は臨檢搜索の便宜上必ず航路變更の指令に服せざる可らざるものとし、且航空機に依る封鎖に關しては規定を缺く點に於て、海路輸送と其の方案を異にしてある。少しく詳に言へば、中立國は證明書を帶有し且護送の下にある航空機に依り他の中立國に向け一切の郵便物、交戦國の役務に在らざる一切の旅客、善意に中立地を終局の仕向地とする一切の貨物及び小包郵便物(但し割當の制限を受くべし)を輸送するを得べく、その他双方の交戦國が同意せば如何なる物品にても旅客にても輸送するを得ること。該航空機は海戦又は空戦の作戦地の上空、及び封鎖地帯の上空、の飛行を強制的に差止めらるる以外に、交戦者より阻礙を受くることなきこと。中立國は證明書不帯有の航空機に依りても貨物又は旅客を他の中立國又は交戦國に輸送するを得るも、この場合には交戦者より阻礙を受くることあるべきを覺悟するを要すべく、即ち交戦者は臨檢搜索のために之に航路變更又は着水着陸を命ずることあるべく、隨つて燃料の餘裕は之を準備し置かざる可らざること。沒收又は先買に關する規則は海路通商の場合に於けると大體同様なるも、(一) 封鎖に關する規則は之を適用せず、(二) 中立國航空機は交戦國領

域内に於て徴發を受けず、及び(三) 證明書不帯有の航空機にして交戦國領域に仕向けられたものは總て沒收せらるべきものとす、との三點に於て相違がある。

二五七一 ハーヴァード大學案の一特色、或はその核心とも稱すべきものは、右に述べたる中立證明書の制である。中立證明書は載貨が現實に中立地を仕向地とするものなることを證明するもので、當該中立國政府に於て自國船の載貨積込に當り之を檢分し、不都合なしと認めたる場合に之を發給するもので(但し任意的で、發給せざる可らざる義務的のものに非ざるは論を俟たない)、交戦國の代表者もその檢分に立會ふに妨げなく、且何等詐偽の廉ありと認めたるときは之が發給を阻礙するの手續を發給國の法廷に向つて執るに妨げない。中立證明書は之を受けたる船舶書類の一として航海中常に之を携帶する。別に記する輸入割當制の國に向ふものありては、載貨がその割當數量を越ゆるものに非ざることと之を證明書に記載する。船長に於て證明書の發給を受けたる上は、船口は封緘し、船の最終仕向港に到着するまでは之に手を觸るを得ずとする。交戦國側に於て證明書の發給に疑惑を抱くあらば、到着港にて荷揚の際之に立會ふを得るのである。而して交戦國軍艦の臨檢したる中立船がその帶有する證明書を提出するときは、搜索を行はずして直ちに進航せしむる。以上がその要旨である。

この證明書制の着想は必しもハーヴァードの創見ではなく、既に十七八世紀時代の國際條約に類似の制を規定したのものもあるが、發給者の誠實に交戦國軍艦が如何程までの信用を置くかが兎角問題となり、それが圓滑なる繼續的實行を妨げ、自然に龍頭蛇尾に終るのが既往その常例とする所であつた。時には中立國が發給するのでなくして交戦國が中立國の船に對して發給する安導券式の證明書も古來稀ではない。けれども交



戰國の發給する證明書は、發給者の裁量にて隨時取捨するを得る恩惠的のもので、常規の外に立つ所から、これもその時限りの一時的の性質に屬し、之に持久性を認むるを得ない。尤も一時的性質のものとても、運用その宜しきを得るに於ては相應の効果を擧げ得ぬではなく、これは現に第一次大戦中に英國政府の行へる前述のナヴィサート制の證した所である。

**二五七二** 一九三五年・六年の伊太利のエチオピアの役に際し國際聯盟規約所定の制裁を聯盟加入國の或ものが國內法規として伊國に對し實行したることは別に述べたが、その法規中には、當業者をして輸出品の仕向先を必ず申告せしめ、第一の仕向地が他國なるも終局のそれが伊國なること勿らしめ、中には割當數量に似たものを定めたものもある。又西班牙内亂戦に際し英佛中心の謂ゆる不干涉委員會にては、參加の國々の國旗を掲ぐるの權ある諸船にして西班牙又はその屬領地の港に向ふものには監視官を乗せしめ、監視官は航海中船舶書類を檢閲し、乗員及乗客を審問し、西班牙港に於ける貨物の陸揚又は乗客の下船に立會ひ、その貨物にして干渉協定に違反し軍需品を包藏すと疑ふに理由あるものは、その内容を陸揚の際に檢査する等を爲すを得るものとした。以上は共に證明書制ではなかりしも、武器彈藥類の交戦者に到達するを妨遮するに就て臨檢搜索以外の方法にて目的を達せんとしたるその精神に於ては一であつた。

**二五七三** 第一次大戦中英國政府の行へる右の證明書案は、米國際法學會の一九一七年のハバナ大會に於て、又萬國國際法協會の一九二〇のボツマス大會に於て、孰れも主義上採擇せられたが(前者は第三十三條、後者は第三十二條C) ハーヴァード大學案は更に之に洗煉を加へ、その施行方法を詳に第四十一條以下に規定する。確に好考案たるに相違なしと思はるるが、しかも同案の運用の實を擧ぐるには、先づ以て交

エチオピア  
及西班牙内  
亂の例

ハーヴァ  
ード案の  
洗煉

戰國と中立國との間に於て禁制品の性質及び範圍を明確に協定し、次に證明書を發給する中立國に於て當業者の荷出を最嚴密に監査し、寸毫の奸計を行ふの餘地なからしめ、以て交戦國をして該證明書に十二分の信用を置かしむるの用意あるべきを要件とすべく、後者は中立國の決心次第で相應の程度に之が可能性を認め得べきも、前者は双方の相反撥する利害が果して能く妥結を許すべきか。是に至りて問題はやはり循環論理に陥り、從來の難關を踏み越ゆるを得ざる懸念ありはしまいか。

**二五七四** ハーヴァード大學案の中立證明書と相關的に今一つの特色たるものは、第四十七條以下に規定する輸入割當制である。これは第一次大戦に於ても相當の程度に行はれた所であり、格別斬新の制ではないが、同大學案の規定には第一次大戦の經驗に鑑みたる一段の進境が示されてある。輸入割當制の下に立つべき貨物は、第一には交戦國に於て作戦上に用立つもの即ち禁制品と宣言せられしものたるを要する。第二には、それが對戰國に於て直接間接に輸入するものたるを要する。第三には、それを中立國が直接間接に他國に再輸出するの目的にて輸入し、且その輸入する數量が平時の國內消費のそれに超過するの嫌あるものたるを要する。これ等の條件を具備する貨物にして中立國の輸入するものに對しては、交戦國はその輸入の數量に關し割當高を査定する。これがその要旨である。第一次大戦中英國が北歐諸國の輸入割當高を査定するに方りては、先づ一九一三年に至る過去三ヶ年の平均輸入高を算出し、その中から英國の敵とする國以外の中立諸國への輸出高を扣除し、更に人口の増加に伴ふ消費量の自然増加として之に一割を加算したるものを割當高としたものである。

**二五七五** 當年設立の和蘭海外トラスト (Nederlandsche Overzee Trust Maatschappij; The Netherlands

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨

該案の同  
じく一特  
色たる輸  
入割當制

第一次大



Oversea Trust——普通に N. O. T. と書く) は一は右の精神の下に出来た蘭國當業者の一組合であつた。大戦の始まつてから間もなき一九一四年九月、和蘭政府は如何にせば國內の輸出入業者が中立違反とならずに營業を爲し得るかを研究して當業者に指針を示すべしとの目的にて、一の委員會を政府部内に設けたが、この委員會にては方案を攻究の末、茲に一の株式會社を作り、之をして輸入貨物が中歐諸國に再輸出せられざるべきことの保證を英佛諸國に爲すことに於て當該貨物の荷受主たらしむることの案を具して答申した。之に基いて出来たのが右のトラストで、その資本額(邦貨にて約五十萬圓)の一半は國內の銀行及び船會社の十六社、餘の一半は特定の商店商社、の孰れも引受に依り一九一四年十一月二十三日に成立した。特定の商店商社とは本トラストを利用する當業者を指す。要するに本トラストは、全然和蘭國內に於て消費されるものとして交戰國が禁制品と既に宣言し又は今後宣言すべき貨物の無難の輸入を現交戰中取扱ふ所の一組合である。但し輸入を取扱ふといふも、本トラストが輸入貨物の買主となるのではなく、單に荷受人となりて之を受取り、然る上之を當業者に渡すといふ一の仲介機關に過ぎず、つまり輸入貨物の行先を監視するのがその業務であつた。本トラストは元々英國政府の了解及び共助の下に成れるもので、随つてその創立に次ぎ、英國政府との間に業務上の協定を取極めた。その重なる事項は左の如くであつた。

(一) 禁制品を和蘭の諸港に輸送する船は、その貨物が本トラストを荷受主とする限り、原則として抑留せられざること。

(二) 禁制品たる貨物が和蘭港に到達するも、和蘭國內の消費として仕向けられたるに非ずとの理由の下に捕獲審檢に附するを正當とすべき情報を英國官憲に於て入手する場合には、本トラストは英國官憲の請求に依り、その貨物を審檢のため英國に送還すべきこと。

(三) 審檢のため英國に送還するものを除き、和蘭港に到達したる禁制品たる一切の貨物は和蘭國內又は和蘭植民地内にて消費せらるべきことを本トラストに於て保障すること。但し特定の貨物(主として穀類、粉類、肉類、魚類、及び糧秣)を除き、本トラスト宛にて和蘭に到達したる禁制品たる貨物は、之を他の中立國に再輸出するを得ること。この場合に於ては本トラストは該貨物の該中立國內にて消費せらるるものなることを保障すること。

(四) 本トラスト宛にて和蘭に到達したる禁制品たる貨物の眞の仕向地又は處分に關し疑ある場合には、本トラストは英國官憲の要求に應じ之に關する充分の申告及び證據提出を爲すべきこと。

斯の如く本トラストの取扱ふ貨物は當初専ら禁制品のみであつたが、翌一九一五年三月、英國が大規模の事實的封鎖を北海に施行せるに伴ひ、トラスト側よりはその取扱貨物を敵地産及び敵地仕向の非禁制品にも及ぼすことにしたしとの希望出で、英國(及び佛國)政府の同意を得て之を實施するに至つた。

本トラストの任務は前述の如く主として輸入貨物の國內消費を監督するにあつたが、必しも逐一所期の監督に手が行届かぬこともあつたやうで、現に英國捕獲審檢所の The Yordam 事件(第二四八二節参照)の檢定には『和蘭海外トラストの如き組合が單に監督上最善を盡すの故を以て敵地仕向貨物の存在することなしと云ふを得ず』とある。けれども相應程度にその目的を達し得ることは疑なかりしに相違ない。

二五七六 ハーヴァード大學案の割當制のことは、同條約の第四十七條に詳に規定してあるが、之を要約すれば、中立國は交戰國の要求に由り交戰國が作戦上の使用品として公表したるもの、敵國が直接間接に輸入するもの、中立國の輸入數量にして平時に於けるそれに超過するもの等に關する資料を公表すべく、而して交戰國の要求ありたるときは、これ等の輸入に對し割當の制限を設けることを要する。その割當制の事務に當らしむるため、該中立國は割當委員會(Quota Board)なるものを設置する。尤も中立國に於て交戰國の



右の要求を正常ならしむる事實的狀態が成立せずと認定する場合もならう。斯かる場合には該中立國はその旨を交戦國に通告し、同時に双方の代表者及びその指定する第三國人にて構成する仲裁委員會 (Arbitral Board) に右の事實的狀態の存否如何を附議し、双方の申分を判定せしめる。以上が割當制の大綱であるが、同條約案には別に第三附屬書として、割當委員會の構成その他の事務的事項に關し左の規則案が添附してある。

第三附屬書 割當制

- 一。交戦者が第四十七條第二項所定の通告を爲したるときは、同時に該割當委員會の一員として事に當るべき自國人一名を指定すべし。輸入割當制の要求を受けたる中立國は、同じく該委員會の事に當るべき自國人一名を指定すべし。斯く指定せられたる一名は協議の上、他の中立國人にして必要なる技術的資格を有する者一名を指定すべし。この第三中立國人の指定方に就て協議が十日以内に行はざるときは、双方孰れかの國の請求に基き常設國際司法裁判所長之を指名すべし。但し同裁判所長にして當事國の一方の國人たる場合には、裁判所次長之を指名すべく、同次長にして尙ほその資格に缺く場合には、之を缺かざる最長年の判事之を指名すべし。第三中立國人たる被指名者は割當委員會の會長たるべし。
- 二。中立國は必要なる一切の資料を割當委員會に供與すべし。
- 三。割當委員會に於て全會一致にて別種の手續を執ることに同意せざる限り、委員會は交戦國が原形又は加工されたる狀態にて對戦國に輸送せられつつありと主張する貨物に就て割當を決定すべし。右割當は開戦前六ヶ月に先だつその以前の五ヶ年間に於ける該中立國への平均輸入年額を基礎とすべし。
- 四。特定貨物の一切の輸入が政府機關の管理の下に置かれ、該貨物が原形又は加工せられたる狀態にて直接間接に孰れの交戦國にも輸出せられざるべきことに付同機關より適當の保證を提供することに關し、該中立國に於て滿足的

證言を爲すに於ては、委員會は多數決に依り、規則第三の規定に拘らず該貨物に對し一層大なる割當數量を決定することを得。

- 五。交戦國双方が割當制の設定を要求したる場合には、別箇の二委員會は構成せられ、別箇にその事に當るべし。各委員會の會長は兩箇の委員會の意見相違を調和することに依り何等紛議を起さしめざるの權能を有す。
- 六。委員會が地理的その他の考慮に基き多數意見にて之を適當と認むるときは、特に指定する當該中立國の港、領域、植民地、又は屬地への輸入に對してのみ割當制限を設くることを得。
- 七。輸出國の間に割當の持分を配當する場合には、その配當數量は輸入の割當制限の設けられたる中立國に於て之を決定す。但し交戦國への配當數量は、割當の基礎たる期間該交戦國より輸入せらるる常時の數量に超過するを得ざるものとす。

二五七七

更にハーヴァード大學案は、交戦國が拿捕することを得る中立貨は原則として之を武器彈藥及び軍用器材(その他當該中立國政府が輸出を特に禁したるもの)に限らしめる(第六十三條のc)。同大學案には禁制品の語に觸るるものなきも、武器彈藥及び軍用器材の拿捕を認むるに於て則ち絶對的禁制品の拿捕は之を適法と肯定するものである。その謂ゆる武器彈藥及び軍用器材の品目は、同大學案——海戰及び空戰に於ける中立國の權利義務に關する條約案——の第一附屬書に於て米國大統領の一九三七年五月一日の布令に依るそれを踏襲するも、時代の變化に應じて之を取捨するの要あるべきに鑑み、國際的の専門委員會を設け、隨時その審議に當らしむるといふ考案を立てた。この第一附屬書の規定案は左の如くである。

第一條 締約國は専門家の一委員會を設くべし。該委員會は在牙公使館附海軍又は陸軍武官、及び蘭國政府の代表者を以て構成し、蘭國代表者その委員長たるべし。

第二條 専門委員會は武器彈藥及び軍用器材の品目を改正するの權能を有すべし。

第二款 戰時禁制品輸送船及びその載貨



第三條 委員長は委員二名の文書に依る請求あるときは委員會を召集すべし。

第四條 委員會は委員の過半数の出席を以て成立す。

第五條 表中の品目は左の三場合に於ける各投票に依り之を削除、更正、又は増加することを得。

- (一) 締約國の孰れも交戦國に非ざる場合には締約國代表者の過半数が同意するとき。
- (二) 締約國中の一國が交戦國たる場合には該交戦國代表者と中立の締約國代表者の過半数とが同意するとき。
- (三) 締約國中の二國又は數國が交戦國たる場合には該交戦國の全部又は一國の代表者と中立の締約國代表者の過半数とが同意するとき。

第六條 品目に何等變更ありたるときは、委員長は締約國の總てに對し電信又はラヂオにてその旨を通告すべし。

第八條 更正品目は委員長の右通告の發送後二十四時間を経て效力を發すべし。

斯く委員會を海牙所在の公使館附海軍武官及び蘭國政府代表者としたのは、海牙は傳統的中立地であり且常設仲裁裁判所及び國際司法裁判所の所在地たるが故で、他に諸般の國際機關所在地たるジュネーヴを有する瑞西の如きも適當の地たるべきが、同國には各國共概して海軍武官を駐在せしめざるが故に、寧ろ海牙を推すに理由あるべしと説明されてある (*Amer. Jour. of Int. Law, Vol. 33, July 1939, p. 803*)。その他第五條の各場合に於ける更正投票の取方も、相當考慮の末に成れる規定のやうである (*Ibid., pp. 803-5*)。

二五七八 今本項を結ぶに方り、繼續航海主義の禁制品適用に關し重ねて一言して置きたい。といふは、この問題に關しては、我が外務省のペイチ博士は之に贊せざるもの如く、曾てグロチユス協會にて發表したる捕獲問題の意見中に於て之に觸れたものがある (*Crocius Soc. Trans., II, 1926, pp. 21-6*)。この意見書を同協會にて代讀せるペロット博士は更に語を繼ぎ、

繼續航海主義の禁制品適用問題

『予は繼續航海主義の問題に關してはペイチ博士と所見を異にする。博士は近代の事態を閉却せるやうである。貨物の陸上輸送はストウエル卿の時代には不可能であつた。けれども今日では、鐵道の發達に伴ひそれが可能である。例へばロツテルダムは事實的には獨逸の一港であり、該主義を以てするに非ずんば軍需品の獨逸に達するのを遮ることは不可能であらう。南阿の役に於てブندストラート外數隻の差押に關する獨逸との紛争に英國が屈服せりとの博士の言は、必しも正鵠を得たものでない。英國政府が當時スプリングボック事件の公然抗議の問題となりしとすることを非認したるその對獨回答を博士は援用せるが、當年の英國捕獲法提議は過去の戦時には役立ちしも、海岸との交通線が中立港への鐵道の數哩以外に一も無き奥地の一國を對手とする交戦には全然適用すべからざるものであつた。ストウエル卿も一七五六年の法則の下に於ける禁制通商の場合、及び敵との通商の場合には、共に繼續航海主義を適用した。大戦中エヴァンズもキム事件の檢定に於て、國際法の一般原則には勿論遵由すべきも、國際法を正且當たらしめんがためには、之を時の事態、特に交戦の特異性又は交戦國の特殊の状況より生ずる事態に順應せしめざる可らざることを自明の理である、と云へるは至言である。繼續航海主義は佛伊兩國の捕獲審檢に於ても亦その採用する所であつた。』 (*Ibid., 26-7*)

と評した。蓋し中立人の側から云へば、繼續航海主義の適用は不利益なるに相違ないが、海面を封鎖しても陸續きの中立國から禁制品が大手を振つて敵國に入るのでは、交戦國としては勢ひ該主義に遵依せざるを得ざるものと見るに一理あるべく、之を非認するは現實に副はざる迂儒の見たるの嫌があらう。然しながら少なくとも條件附禁制品には繼續航海主義を適用すべからずとの論は相當に強く、前掲のハーヴァード大學案にもこの意見が採擇されてある。その當否は曾て倫敦海戦法規會議に於て略論議し盡されたものであるから、今復た之を此に關はすにも及ぶまい。



### 第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨

#### 第一項 非中立的役務の類別及び要件

**二五七九** 此にいふ非中立的役務 (unnatural service) とは、海上に於て主として中立船 (又は便乗の中立人) が交戦國に供與することに依り該交戦國として直接間接に軍事上の利益を受くることになる所の特定行為である。英國の古い捕獲檢定には、この行為を言表はすに多くは "unnatural conduct" の語が用ひられたるも、十九世紀の末葉以降 "service" の語が代つて一般に用ひらるる風である。この新語を創用したのは蓋しロウレンスの『國際法原論』の初版 (一八九五年版) であらう。彼は

『ホールは禁制品の輸送と交戦國のためにする役務とを區別するが、しかも後者を「禁制品の類似」("Analogues of contraband") と視る、尤も彼は、この類似は「常に縁遠きもの」とは云ふけれども。オッペンハイムはホールの用語に賛し、ただ unnatural service の語が公文に用ひられたるの故を以てこの語を用ゆるのみと云ひ、ホルランドは Enemy service の語を使用する。倫敦宣言の佛文正文の第三章の表題は Assistance hostile である。その英譯は Unneutral service である。この英譯語蓋し最も申分ないやうである。オッペンハイムは之を misleading の語と云ふも、何故に然るか彼は述べてなく。』(Lawrence, *Princ. of Int. Law*, § 260, pp. 738-9)

と論ずる。(オッペンハイムには『Unneutral service の語をその稍々誤解され易きの故を以て採らざる所の學者中には analogous of contraband の語を擇ぶものもあり』とある——Oppenheim, II, § 407, p. 566)。

ハーショーは『Hostile aid の語が蓋し unneutral service よりも勝るべし』と見るが (Hershey, *Essentials*, p. 721, n. 2)、『この語は中立船の特定行為が敵に利益を與ふることを言表はす點に於ては適切なるも、それが中立船をして中立性を失はしむることの事實を示すの點に於ては物足らぬ感がある。且嚴密に云へば、非中立的役務の結果が則ち軍事的幫助となるので、視角に原因結果の差、若くは主觀と客觀の差があるやうに思ふ。佛語にては、まさしく hostile aid に該當する "Assistance hostile" の文字を用ゆるを常とし、現に倫敦宣言の第三章の表題も "De l'Assistance Hostile" となつてある。我が官譯文では佛文正文に據りて『軍事的幫助』の表題を用ゆる。けれども譯者は寧ろ英文に則りて非中立的役務と稱したい。學者或は非中立的と軍事的の稱呼を一は禁制品の輸送に準する性質の行為と一は敵船に擬するそれとに依り、即ち制裁の寬嚴に従ひ、相區別して説くものもある (Cobbe, *Landing Cases*, II, pp. 508-500)。孰れにしても凡そ交戦國は、中立船の禁制品の輸送及び封鎖侵破の場合以外に、非中立的役務に従事する場合にも之を拿捕するの權利を有することは、交戦の法規慣例の夙に認むる所となつてゐる。

米國の一九一七年制定の『海軍訓令』には『非中立的役務とは中立者が交戦者に對し國際法に違反して供與する所の役務を謂ふ……』(第三十五條)とある。この定義の當否は今措き、國內法規の上に於て非中立的役務の定義の下されてゐるものは、よしんばこれが唯一でないにしても、類は蓋し少ない方であらう。

**二五八〇** 非中立的役務と禁制品の輸送とは相類似と云へば云へぬでもないが、一條の區別は明かに存する。その區別に就てホールは

『禁制品の輸送と軍事通信の傳達及び交戦國の任務を行ふ人とは類似のものとして説かるるが、その類似は常に縁遠

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨

非中立的役務の禁制品の輸送との相違



きものであるから、兩者は別箇の表題の下に取扱ふのが正しく且便利でもある。後者は或場合には單に禁制品の輸送から歸納し能はざる所の緊密の關係を交戦國との間に含著するもので、勿論私利のみより發することあるにもせよ、單なる商賣關係とは自ら撰を異にする。禁制品の輸送にありては、特殊の華客に賣込むことが如何なる冒險を伴ふべきやを問はず、儲けの最も多き市場に賣込むものであるが、交戦國のために人を輸送し又は情報を傳達することは交戦の目的を助くることに於て特別の利得より割出すもので、即ち交戦國の任務に當り、己れ自身事實に於て對戦國の敵となるものである。兩者相類似すとせば、そは行爲の性質に在らずして之に對する處罰の性質の上に存する。『Tall, § 248, pp. 817-8』

と説き、ロウレンスは一層明晰に

『非中立的役務の以て禁制品の法則を適用する能はざる理由に三つある。第一は行爲それ自身の性質の相違である。禁制品の輸送は純乎たる商取引で、その目的は利得にあり、その目的物は商品である。然るに非中立的役務にありては、行爲は尋常の商取引ではない。その特徴は商事よりも軍事にある。勿論非中立的役務も報酬目當に行ふを普通とするにもせよ、一時は交戦國の役務に服するもので、中立人の爲すべからざる所の軍事的援助となるべき或行爲を行ふものである。…第二は立證の要素の相違である。禁制品にありては、それが適法の沒收となるには敵の仕向地への輸送中なるを要するが、非中立的役務にありては仕向地の如何は關係が無い。現に例へば敵に信號を爲し、敵艦隊のために航路に浮標を設くるなどの場合には、仕向地なるものは全然存しない。重點は任務の性質にある。…第三は制裁の相違である。禁制品の場合にありては、沒收は有害載貨を主とし、重大の場合に於ては船にも及ぶのであるが、非中立的役務にありては、その帶有する何等違法の物件と共に船を沒收し、特別に重大の場合の外は載貨を沒收しなす。』(Lawrence, *Princ. of Int. Law*, § 380, pp. 737-8)

と論ずる。この論蓋し兩者の區別を説いて簡にして要を得たるものであらう。要するに禁制品の輸送は、専

ら尋常の利得本位の通商的行爲で、ただ該貨物の性質上、交戦國の拿捕を受くる危険の下に立つ冒險的商取引たるに止まる。然るに敵國軍編入者又は敵を利用する情報書類の輸送の如き非中立的役務は、元々單なる通商的行爲ではない。勿論之を輸送するに就て利得の伴ふこともあらんが、元來が利得を主たる目的とする商取引關係のものでなく、要は敵國のために作戦上の便宜を供與するのが主眼で、そこに兩者の相違がある。禁制品にありては仕向地の如何が重大なる關係を有するも、非中立的役務にありては、役務そのものが問題となるのである。簡單に云へば、非中立的役務はその性質上既に敵性を帯ぶるもので、言はば交戦に参加するやうなものである。禁制品にありては仕向地が重要な點なれど、非中立的役務にありては意思あらば則ち之を構成する。非中立的役務は禁制品の輸送に比し斯く情況の重きものであるから、隨つてその制裁としても、第四十五條に該當する非中立役務に従事する中立船は禁制品輸送の中立船が受くと同一の處分を受くるのであるから、恰も禁制品輸送の中立船の拿捕が現に之に従事する航海中に限られ、一たびその航海を成し遂げたる上は最早や拿捕せらるべきものでないと同様に、該中立的役務を成遂げた上は溯つて制裁がその上に及ぶ譯ではない。尤も第四十六條に該當する非中立的役務にありては、その船は敵船として取扱はるるのであるから、事去つた後でも船(及び載貨)が對戦國の權内に陥らば、沒收は當然免れぬのである。

二五八一 非中立的役務は、往昔にありてはその種類若くは範圍は今日よりは遙に狭く、主として敵國のためにする軍隊の輸送及び信書の傳達位を出でなかつた。乃ち中立船が敵國政府の備船となりて敵の軍隊の輸送又は信書の傳達に當る場合に限り、非中立的役務に従事するものとして制裁を之に加へたものである。然るに今日にありては、非中立的役務を以て論ぜらるる範圍は著しく擴がり、中立船にして苟も敵の支配の

非中立的役務は昔に比し大に擴



下に立つに至らば、その敢て敵國のために軍隊の輸送又は信書の傳達に従事するに非ずして、單に尋常の人又は物を輸送するものにおいて、之を非中立的役務に問ふやうになつた。

**二五八二** 倫敦宣言は非中立的役務を二類に區分する。一は比較的輕き性質の非中立的役務、即ち他の無害性の船客を輸送する間に於て、その傍らに行ふ一部分のものである。これは禁制品の輸送に準じて處分するものとする。他の一は中立船が全部的即ち専門的に非中立的役務に従事するもので、比較的重き性質に屬する。この場合には該中立船は敵船に擬して處分せられ、隨つて當然捕獲物となり、積載の敵貨は總て沒收となり、且一切の載貨は反證なき限り敵貨と推定せられる。その前者には間接的の軍事的幫助、後者には直接的のその名を附する學者もあり(例へば *Y. Le Jentel, L'Assistance Hostile dans la Guerre Maritime Moderne, p. 37* 以下)又その名に於て區別け立てたる立法例もある(例へば一九一七年制定の米國『海軍訓令』第三十六條乃至第三十九條)。

以上兩種の非中立的役務に關する制裁を倫敦宣言に就て云へば左の如くである。

**第四十五條** 中立船舶は左に掲ぐる場合には沒收せらるべく、且一般に戰時禁制品輸送の爲めに沒收せらるべき中立船の受くると同一の處分を受くべきものとす。

一。該船舶が敵國軍に編入せられたる乗客を輸送する目的を以て、又は敵を利用する爲め情報を傳達する目的を以て、特に航海する場合。

二。船舶所有者、全部船舶を備入れたる者、又は船長が情を知りて敵の軍隊の一部又は敵の作戰行動に對して航海中直接の幫助を與ふる一人若くは數人を輸送する場合。

前二號に規定したる場合に於て、船舶所有者に屬する貨物は同じく沒收せらるべきものとす。

船舶が海上に於て軍艦に遭遇するとき未だ開戰の事實を知らざるか、又は船長が戰爭の開始を知りたるも未だ其の輸送する人員を上陸せしむるを得ざる場合には、本條の規定は之を適用せず。船舶が戰爭開始後敵港を出發したるとき、又は中立港所屬國に對し適當の時期に於て戰爭開始の通告ありたる後該港を出發したるときは、右船舶は戰爭状態を知りたるものと看做す。

**第四十六條** 中立船舶は左に掲ぐる場合に於ては沒收せらるべく、且一般に敵國商船として取扱はるべきものとす。

一。該船舶が直接に戰鬪行爲に加はる場合。

二。該船舶が敵國政府に於て該船舶内に乗組ましめたる代理人の命令又は監督を受くる場合。

三。該船舶が全部敵國政府の爲めに備入れられたる場合。

四。該船舶が現に且専ら敵國軍隊の輸送又は敵を利用する爲情報の傳達に従事する場合。本條に規定せる場合に於て船舶所有者に屬する貨物は同じく沒收せらるべきものとす。

即ち右の兩條を平易に解説するため、その内容を別語にて言表はさば左の如くなる。

甲。一部の非中立的役務即ち禁制品の輸送に準じて處分するもの

(一) 敵國軍編入者の輸送の目的を以て特に航海する船。

(二) 敵に有利の情報の傳達の目的を以て特に航海する船。

(三) 船主、備船主、又は船長が情を知りて敵の軍隊の一部を輸送する船。

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



(四) 船主、備船主、又は船長が情を知りて敵の作戦に航海中直接の幫助を與ふる者を輸送する船。  
乙。全部的の非中立的役務即ち敵國船に擬して處分するもの

(五) 直接戰鬪行爲に加はるる船。

(六) 敵國政府の命令又は監督を受くる船。

(七) 全部敵國政府の備入となれる船。

(八) 現に且専ら敵國軍隊の輸送に従事する船。

(九) 現に且専ら敵に有利の情報の傳達に従事する船。

**二五八三** 倫敦宣言の右の類別は帝國海戦法規、その他米國の海軍訓令(一九一七年)及び佛獨兩國のそれにも採擇せられてある。帝國海戦法規は倫敦宣言第四十五條の第一項乃至第三項を第七十六條乃至第七十八條に於て、又同宣言第四十六條を第八十條及び第八十一條に於て、孰れも踏襲すること左の如くである。

第七十六條 中立船ニシテ左ニ掲グル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スベシ。

一。船舶ニシテ敵國軍隊ニ編入セラレタル乗客ヲ輸送スル目的ヲ以テ又ハ敵ヲ利スル爲情報ヲ傳達スル目的ヲ以テ特ニ航海スル場合。

二。船舶所有者、船舶全部ノ備船者、又ハ船長ニ於テ情ヲ知りテ敵ノ軍隊ノ一部又ハ敵ノ作戦行動ニ對シ航海中直接ノ幫助ヲ與フル一人若ハ數人ヲ輸送スル場合。

前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ戰時禁制品輸送ノ爲沒收セラルベキ中立船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ

得。

第七十七條 前條ノ場合ニ於テハ船舶及船舶所有者ニ屬スル貨物ハ沒收セラルベキモノトス。

第七十八條 第七十六條ノ規定ハ、船舶ニシテ海上ニ於テ帝國軍艦ニ遭遇シタル際ニ未ダ開戦ノ事實ヲ知ラザルトキ、又ハ船長ニ於テ開戦ノ事實ヲ知りタルモ未ダ其ノ輸送スル人員ヲ上陸セシムルヲ得ザルトキハ之ヲ適用セズ。

船舶ニシテ戰爭開始後帝國港、同盟國港若ハ敵港ヲ出港シタルトキ、又ハ中立港ノ所屬國ニ對シ戰爭開始ノ通知アリタル後相當ノ期間ヲ經テ該港ヲ出港シタルトキハ、該船舶ハ交戦状態ヲ知りタルモノト推定ス。

第八十條 中立船ニシテ左ニ掲グル場合ニ該當スルトキハ之ヲ拿捕スベシ。

一。該船舶ニシテ直接ニ戰鬪行爲ニ加ハル場合。

二。該船舶ニシテ敵國政府ニ於テ該船内ニ乗組マシメタル代理人ノ命令又ハ監督ヲ受タル場合。

三。該船舶ニシテ全部敵國政府ノ爲ニ備入レラレタル場合。

四。該船舶ニシテ現ニ且専ら敵國軍隊ノ輸送又ハ敵ヲ利スル爲情報ノ傳達ニ従事スル場合。

前項ノ船舶ニ對シテハ一般ニ敵商船ト同一ノ取扱ヲ爲スコトヲ得。

第八十一條 前條ノ場合ニ於テハ船舶及船舶所有者ニ屬スル貨物ハ沒收セラルベキモノトス。

**二五八四** 非中立的役務に従事する中立船は、右の甲乙の兩類共に通じて沒收せらるべく、その船主に屬する貨物も亦同様である。尤も全部的役務の場合即ち前掲の乙にありては、該中立船は敵として取扱はるの

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



甲乙兩種の制裁の異同

乙種の中立船は破壊を妨げず

制裁は自國船及び同盟國船にも適用

第十一章 海上捕獲(その三、中立船及び中立貨)

であるから、その船内にある敵貨は當然沒收となるが、一部の非中立的役務の場合即ち甲にありては、禁制品輸送に準ずる制裁を受くるに止まり、中立船としての取扱には變りないから、随つて中立船の享有する權利を主張するの權は依然認められ、且中立船に對して定められたる條件(倫敦宣言第四十八條以下)に依るの外、拿捕者に於て之を破壊するを得ない。又その船内に在る禁制品以外の敵貨は、巴里宣言第二條に依り捕獲を免除せられる。此に甲乙の各制裁の間に寛嚴の差がある。

且一步進んで云へば、右の乙に屬する中立船は、拿捕者に於て必しも之を先づ捕獲審檢所に送致するの常規を履むを須めず、必要と認めたる場合には直ちに之を撃沈するも妨げない。倫敦宣言第四十八條には「捕獲者は其の拿捕したる中立船を破壊することを得ず」とあるが(帝國海戦法規第二百二十五條にも同様の規定がある)、既に之を敵國船として取扱ふと爲す以上は、中立船としての破壊不許容の一般原則は適用せられないことになる。尤も第四十八條の一般原則と離れて之を撃沈するに就ては、第四十六條第一項の第一號乃至第四號記載の行爲ありたることの確證を要する譯であるから、その確證に少しなりとも疑惑ある場合には、後日該中立船の所屬國よりの賠償要求の關係もあるに鑑み、之を一應捕獲審檢所に送致するの妥當なることを論を俟たない。餘りに早まつて中立船を戰鬪行爲に加つたものと推定し、若くは之を敵艦と誤認し(若くは誤認せりと稱して)之を撃沈し、ために意外の難件を惹起したる例は、日露戰役中露艦の英國漁船を北海に於て撃沈したる謂ゆる北海事件(第一卷、第四五二節の註参照)にある。

二五八五 非中立的役務に従事の中立船に對する沒收の制裁は、國に依りては常に中立船にのみならず、之を自國及び同盟國の船にも適用するのがある。佛國及び我が日本の如きはその一例で(佛國の一九一六年

の海軍訓令第二十三條、帝國海戦法規第八十二條参照)、現に佛國の捕獲審檢所にては、第一次大戰中、我が汽船伊呂丸に對しその處分を加へた(註)。

註。伊呂丸は西宮市井口久米吉外一名の所有に係る六百有餘噸の汽船で、大正四年十一月上海より暹羅に向ふ際、一米人と稱する實は支那在勤の獨逸の一領事(Herr Heinke)が之に便乗した。彼は伯林政府の特命にて軍事的任務を帯び暹羅に出張する者で、重要書類を携帯せるが、同月十一日、印度支那沖にて佛國の一驅逐艦が本船に近寄り來れる際、彼はその書類の大部分を海中に投棄した。佛艦は本船を拿捕し、之を西貢に引致したるが、同地佛國官憲は取調の末、伊呂丸は該獨逸領事を盤谷へ輸送するを唯一の目的とし、彼の一友人の仲介に依り一ヶ月の期限にて(又は必要に應じその以上延長するを得るとして)日本にある獨逸關係の一會社の儲船となつて暹羅に向へるものなりと認定した。斯くして佛國捕獲審檢所にては一九一六年十一月、本船を以て「佛國が或留保の下に適用する所の倫敦宣言第四十五條第二號に觸るるものである。凡そ中立船にしても將た同盟國船にしても、苟も敵國の利益のために文書又は報道の傳達の任務を有する敵國の吏員を輸送する特殊目的の下に航海に従事するものは適法の捕獲物である。殊に一七七八年七月制定し尙ほ有効に屬する佛國海戦法規第三條「凡そ中立國旗を掲ぐる船たると同盟國國旗を掲ぐる船たるとを問はず、書類を海中に投棄し又は隠匿破壊したることが立證せられたる場合には、それが何人に依りて行はれ若くは如何なる書類なりしやを取調ぶるを須めず、該船は之を適法の捕獲物とす。」の規定に依り當然沒收すべきである。」との檢定を下した(Fauchille, Jurisp. Franç., pp. 323-6)。

二五八六 中立船にして海上に於て交戰國軍艦に遭遇したるとき、その船長が未だ開戰の事實を知らざるに於ては、即ち例へば開戰後に敵港を出發したるに非ず、又は交戰國政府より中立國政府に對し適當の時期に於て開戰の通告を爲したるその以後に於て該中立國の港を出發したるに非ずして、全然その事實を知るに

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨

船長が開戰の事實を知らざる場合

第一次大戰中の伊呂丸



由なかりし場合には(實際問題として今日無線電信機を装置せぬものとは殆どあるまいから、開戦後に於てその事實を知らずといふが如きことは事實殆ど有り得まいが)、非中立的役務を行ふの意思を推定するに理由が無いから、たとひ非中立的役務に觸るる行為ありとしても、該中立船に制裁を加ふるの妥當に非ざるは論を俟たない。將た假に開戦の事實を既に知つたにしても、然る上は非中立的役務を行ふ危険人物を速に上陸せしむべきであるが、航海の途中にありて事實未だ之を上陸せしむるに由なき場合にありては、會々船内に非中立的役務者あるとするも、之に伴ふ制裁を該船に加ふるは酷であるから、この場合にも非中立的役務に關する倫敦宣言第四十五條の第一項及び第二項の規定は適用しない。同條第三項はこの意を明かにしたものである。

然らば右の二つの孰れかの場合に於て、遭遇の軍艦は該船を如何に取扱ふべきか。之に就ては前掲の第四十五條には何等の規定が無い。けれども斯かる場合には、該船をして中立の一港に立戻らしむべしと爲すの説もある。別に記するハーヴァード大學案には爾く命じてある(第六十六條)。これは蓋し妥當の措置であらう。尤も立戻らしむべき港は必しも出發港たるを要しまい。燃料糧食等の關係などで、そこまで立戻るを得ざる場合もあらう。故に要は中立の一港であらば可いとする。而してその中立港に立戻つた上更に敵軍編入者を搭載するやうなことがあらば、それから先きは第四十五條の本則に依りて措置すべきである。

**二五八七** 非中立的役務は、その之を行ふ中立船の自由意思に因る行動たるときに成立する。(當事者の間の契約に基いて行ふ非中立的役務も、元々自由意思に因りて行はるるものと見るべきである)。オッペンハイムの『中立船が單に非中立的役務を爲しつゝありとの事實は未だ以て之を沒收と爲さしむるに足らず、之に

輸送の人員を上陸せしめ得ざる場合

これ等の場合に於ける該船の措置

非中立的役務は自由意思を要件とす

The Pontoporus, 1915

加ふるに *mens rea* [被告の意思]を必要とす。(Oppenheim, II, § 411, p. 598)と云へるは則ちその意味である。随つて敵の威壓の下に、己れの意思に反して已むなく非中立的役務に當らざるを得なかつたものは、非中立的役務を以て論ずる限りでない。第一次大戦中、英國捕獲審檢所の希臘船 *Pontoporus* (註一)、又伊國捕獲審檢所の同じく希臘船 *Chrysovalis* (註二)に關して下したる檢定は、孰れもこの原則を追ふたものである。

註一。希臘船 *Pontoporus* は英國の一商社の船で、開戦後程なき一九一四年九月、印度の北西鐵道行の石炭を積んでカルカタを發しカラチ港に向ふの途次、同月十日獨逸巡洋艦 *エムデン* の臨檢を受け、禁制品輸送の故を以て拿捕せられ、その儘同艦の石炭船として使役せられた。間もなく一英艦來りて之を奪回し(十月十二日)、軍事的幫助を敵に供與したものと之を海峽植民地所在英國捕獲審檢所に送致したが、同審檢所にては『本船は倫敦宣言第四十六條に該當するものでない。該宣言第四十五條乃至第四十七條に題する「非中立的役務」又は「軍事的幫助」とは、該中立船に對して權能を有する所の中立人の側に於ける中立違反の或行為を意味し、且交戦者と中立人との間に使用者と被使者のその如き或種の契約的關係の存在するを意味する。本件の場合には何等斯かる關係は存しない。倫敦宣言第四十五條は船主、備船主、又は船長の側に於て情を知ることとを要するに、第四十六條は之に就て規定なきが故に、之を要せざるものと解すべきであると云はるが、第四十六條の想定する犯行は第四十五條の規定するそれよりも一層重大なものである。予 [Woodward, Acting J. C.] はオッペンハイムの第四十六條の解釋、即ち「敵性を生ずる非中立的役務には *mens rea* が常に存在する。随つてそれが存在するものと推定すべきである。」(Vol. II, § 415) とあるに同意する。船はその擔任の人々から離れて之を沒收すべき「一體」と見ることは能きない。敵對行為に與かるのは船ではなく、その船を擔當する人である。將た船それ自身は何れの政府の命を受け、又は何れの政府の被使人と爲り得るものでない。本條全文は「非中立的役務」なる總題目に照して解釋すべく、而して予の所見にては、本件には「役務」なる語の意味するが如き關係が一方には船主、備船主、又は船長と他方には敵との間に曾て存在せ



ざりしが故に、本船は曾て何等非中立的役務に當りたることなしとの船長及び船員の證言は信據するに足るものと認め。』と爲して解放の檢定を下した (Cobbett, *Leading Cases*, II, pp. 604-5)。尙ほ本件には別に説く如く船の救助料の問題が附隨してある (*Ibid.*, p. 333 参照)。

註二。クリソポリスは、糧食その他雜貨を積んで一九一五年十二月アレキサンドリア港を發し、英國へ航行する途次、同月十日伊國驅逐艦の臨檢を受け、本船は伊國の一商船を襲へる獨逸兩國潛水艦にその朝糧食を供給することに依り軍事的幫助を與へたとの嫌疑の下に拿捕せられた。然るに伊國捕獲審檢所にて取調の結果、右の糧食供給とは、該獨逸潛水艦が本船に停船を命じ、載貨を尋問し、然る上載貨中の雞卵入りの箱幾箇かを水中に投下せよと強要し、船長は已むなく應じて之を投水したるに、獨逸は直ちに之を拾揚げ、然る上之を塊潛水艦に供與したといふ事實で、これは畢竟該獨逸艦の威壓の下に已むなく行へるもので、何等事前の約束に由れるものでないから、軍事的幫助に問ふは當らず、といふ理由で解放となつた (Fauchille, *Jurisp. Intl.*, pp. 163-5)。

二五八八 非中立的役務を敵に供與せんとする中立船も、拿捕を受くる以前にその意思を抛棄し、且事實之を敵に供與しなかつたならば、沒收の處分は之を加ふるを得ざるものとしてある。昔はストウエルは *The Nancy* (1870) の判決に於て『往航に虚偽の書類を以て又は詐偽的事情の下に之を遂行したる場合には、その船及び載貨は復航に於ても沒收せらるべきものとす。』と云へるが、第一次大戦役中英國捕獲審檢所にては曩に述べたる和蘭船アルウキナ (第二五〇三節参照) の檢定に於て、ストウエルの右の見解は之を肯定せるも、非中立的意圖が拿捕前既に抛棄せられたること明瞭なるが故に、本船及び載貨共最早や沒收すべき限りに在らずと爲して解放の決定を與へた (Fauchille, *Jurisp. Intl.*, II, pp. 131, 427 以下)。想ふに戦時禁制品の輸送とても、その遂行前に意圖を抛棄した以上は之を問はざること既に記せる如くである。非中立的役務

遂行前に  
意思を抛  
棄せしめ  
裁なし

The  
Olympic  
patrol  
1917

とても、その單なる意圖のみに止まり、之を曾て遂行するに至らなかつた場合には、之を罪科に問ふは當らない。況してその意圖を既に抛棄したるに於ては尙ほさらである。非中立的役務の構成には、その現實の遂行を要件とする。

## 第二項 非中立的役務の各種細檢

### 第一目 敵國軍編入者の輸送

二五八九 此に論題とする敵國軍編入者とは如何なる範圍の者を意味するかは、見解の往々相別れる難問題の一であるが、それは便宜上後節に於て細述することにし、由來中立船に依る敵國軍編入者の輸送は非中立的役務の尤たるものとし、交戦國孰れも之を妨遮するに容赦しない慣例である。敵國軍編入者——或は廣く軍人 (*militaires*)——は恰も戦時禁制品に似たものである。軍人の輸送を以て禁制品のそれと同一視するを得るやば、學說としては議論のある所で、例へばデュブイは『禁制品の輸送の目的は商賣上の利益を計るにあり。人間のそれは交戦國の一方に直接幫助を與ふるにあり。故にその目的及び結果に於て兩者相同じからず。』と説き (Dupuis, *see. I. c.*)、クリーンも亦大體同一の所見を表し (Keen, II, p. 455)、ホールは『禁制品の輸送にありては該禁制品を沒收するに止まり、その輸送船は概して時間、運賃、及び諸掛の損失以上の制裁を受けぬのであるが、通信若くは戦闘員の輸送にありては、通信は無論押收せられ、戦闘員は俘虜とし、船は沒收せらる。』 (Hall, *see. I. c.*) と論じ、孰れも兩者の間に區別の存することを明かにせんとし、

敵國編入  
者と戦時  
禁制品の  
類似性



殊にホールは、後に敘する南北戦役中のトレント事件に關し米國政府がその對英辯明中に於て『敵軍服役の海陸軍人は之を禁制品と認むること諸學者及び諸判決例の悉く一致する所なり。』と云へるを『その典據に就ては國務長官ニューワルドは何等之を示す所なし、ラッセル卿「英國外相」が人は禁制品たるを得との説を敢て論破するなかりしは惜むべし。』と評する (Hall, § 553, pp. 830, 832)。これ等の諸説孰れも一理なきに非ざれど、その區別は言はば理論に止まり、實際の結果に於ては兩者擇ぶ所ない。ないのみならず、その輸送の敵に與ふる利益から云へば、軍人の輸送は時には禁制品のそれに倍蓰することもあらう。故に理論は兎に角實際に於ては、軍人及び軍事通信の輸送は禁制品のそれに類すと視て、均しく之を妨避するに充分の理由があるべきである。

尤も軍人の輸送は戦時禁制品のそれに類すとの見地から、昔は禁制人 ("contraband persons") の語があつた。我國の明治三十七年三月大本營訓令の海上捕獲規程にも『戦時禁制人』及び『戦時禁制書』の語が用ひられてある(第十一條、第十二條、外若干條項)。けれども禁制人(及び禁制書)の語は、今日は最早法規の上にも學說の上にも殆ど見るなく、既に時代の廢語となつたやうである(第二四〇四節参照)。

二五九〇 されば中立船にして敵國の陸海軍人を専ら輸送するの任に當り、又は専らでなくとも、之に便乗せしむる軍人がその數に於て、或はその職掌に於て、將た或はその行先地の點に於いて、相當の重要性を帯ぶるものであり、且その輸送を以て敵軍を幫助するの意が船長なり船主なりにあつたものと推定すべき理由ある場合には、該船は事實敵國の運送船に化したものと看做され、沒收の制裁を受くるのが古來の慣例である。幾許の數を以て謂ふ所の重要性和認むるかは定則を立つるに難く、顯要の將官一名は普通の兵士幾十

禁制人の語

敵國軍編入者の輸送船は沒收

百名にも相當するであらうから、要はその時その場合に應じて判定するの外ない。勿論中立船が會々交戦國の軍人を便乗せしめたからとて、それは單に尋常の旅客としてのことで、毫も對戦國を幫助するの意に出でしに非ざることが明瞭である場合は別論である。ホールの『交戦國の人々を中立船が單なる旅客として便乗せしめたに過ぎざる場合には、彼等の身分が何なるにもせよ、該船は依然中立性を帯び、その中立性たることに於て便乗者を掩護す。』(Hall, § 553, p. 832) と云へるは、今日に於ても權威を失はない。けれども、その便乗が敵國の軍人としてであり、且之を便乗せしむることが敵國幫助の意圖に由るものとなると、交戦國は之を非中立的役務に問ふといふのが古來の慣例となつてある。

二五九一 英國には古來右の慣例を峻嚴に適用したる判決例がある。殊に船長に於てたとひ便乗者の敵國の軍人たることを承知せざりし場合に於ても、既に之を輸送するの事實ある以上は、情を知らざりしとの故を以て船長その責を免るるを得ずとは、遠き一八〇七年の The Orizumbo 事件(註) の判決例に於て高調せられた所である。

註。オロゼムボは米國船で、一八七〇年の英蘭交戦中、リスボンの一商人が澳門から蘭領バタヴィアを経て米國まで或貨物を輸送せんがため一時傭入れたものである。その便乗客十七名中にはバタヴィア行の和蘭の陸軍將校三名、外にバタヴィア政廳の文官二名(孰れも和蘭政府の命にて同地に赴くため和蘭より澳門に往ける者)があつた。英國軍艦は途上之を拿捕し、而して英國捕獲審檢所にては、本船は敵國たる和蘭の軍人の輸送に依りて敵國に幫助を與ふるものなりと爲し、沒收の宣告を與へた。ストウエルの同判決に曰く。

『敵國軍人の輸送のために敵國の傭入れたる船は敵の運送船と看做して之を沒收すること近時本廷の執り來れる既定の見解である。幾許の軍人を輸送せば以て爾く看做すべきは正確に之を限定すること困難なるも、數の如何は本問

之を峻嚴に適用せざる英國の判決例

The Orizumbo, 1807



題の原則を築く上に格別重きを成さない。なぜならば、顯要者の若干名はその重要性に於て下級者の數十名に勝るかである。パタヴィア所在の軍隊を指揮せしむべく本國から老練の將軍一人を派遣することは、一聯隊を擧げて輸送する以上に有害の行爲であらう。斯かる援助の齎らす結果はより重大であるから、隨つて交戦國は之を妨遮し之處分するに就てより強き權利を有するのである。本件の場合に於ては軍人は三名で、外にパタヴィア政廳の民政事務に従事すべき者二名ある。この人々にして公務に従事すべく公費に依りて派遣せられ、以て敵に相當重要な寄與を爲すものたるに於ては、恰も敵對行動に直接關係するの目的を以て派遣せらるる船に對すると相均しき沒收處分を以て之に臨むに理由ありと予は思惟する。

『或は云はん、船長はその使役せらるるに至れる任務の性質を承知して居らなかつた、船長にして處罰を免れずと爲すに就ては、船長又は船主の側に於ける義務懈怠の立證あるを要すべしと。予はその必要を認めない。船にして特定任務に使役せらるることに依りて交戦國が損害を受くるあらば、立證はそれにて足るのである。船長にして善意全く情を知らざりし場合には、現實の義務懈怠は無かるべけんも、その任務にして有害性のものであるならば、それだけにて交戦國は沒收の處罰を課することに依りて之が遂行又は再發を防ぐの權を有すと爲すに充分である。…予が本件を決定するに就て執らんとする原則は他なし、軍人を敵の植民地に輸送し、敵をして該地に於て之を軍務に使用するを得さしむるに於ては、その輸送は當然處罰に値することである。而して法廷は幾許の敵國軍人を以て之に當嵌ると見るべきかを算數的に精査すべき任あるものでない。敵國政府に彼等の赴くことが重大なる關係ありと認めらるるに於ては、對戦國は之を妨遮するの權利を行使するを得べき管で、船長に於てその情を知らざりしことは以て船主の利益のために辯解の理由と爲すに足らない。船主がその欺かれ又は強制せられたる場合に於て救済を求むるには、別に之を加へたる對手に向つて爲す途である。…予は之を法律の原則に鑑み、又事實の證據に徴し、本船を以て和蘭政府の役務に當る一の運送船と認め、隨つて之を沒收の處分に附すべきものと宣告するに躊躇せざるものである。』

(Cobbett, Leading Cases, II, pp. 589-590; Scott, Cases on Int. Law, pp. 865-7)

二五九二 我國にても、敵國軍人輸送の中立船を非中立的役務従事に問ひ、拿捕して之を捕獲審檢に附したる事件が過去に於て若干あつた。その著しき例の一は、日露戰役中に於ける米國の貨物船 *Vigetia* に係る事件である。本船は明治三十七年十月、上海より浦鹽港に赴く獨逸人と詐稱する露國海軍將校二名を乗せて同港へ向け進航中、對島水道にて帝國軍艦に拿捕せられ、佐世保捕獲審檢所にて沒收の檢定となり、而してその抗議を審檢せる高等捕獲審檢所に於ても

『本件汽船ニグレシア號は露國海軍大尉ブレン、同海軍大尉シェウエリヨフの二軍人を搭乗せしめ、且石油七萬箱を搭載して上海を發し浦鹽斯德に向ひたるものにして、抗議人は、前記二人は清國政府に對し將來戰闘に従事せざる旨を宣誓して解放せられたる者なれば、當然戰闘員たるの資格を脱却したるものにして戰時禁制人に非ずと主張すと雖も、宣誓して解放せられたる軍人は決して軍人たるの資格を失ひたるものに非ず、又一且宣誓を爲したればとて必しも之に違背せざるものにも非ず。現に二人は國籍氏名を詐稱して敵國軍人たる身分を隱蔽し、敵國軍港に密航せむとしたる行爲より見るも、其の軍用を帯び又は軍務に従事せむとする者なること明瞭にして、戰時禁制人たることを疑容するの餘地なし。而して本船の船主たるセレブレニック商會は右露國の軍人を搭乗せしむるに當り、故らに獨逸人ビルナセー及ゴルシアルキーと詐稱せしめ、貨物の陸揚監視又は勘定仕拂を委託する旨の書狀を與へて恰も自己の商業使用人なるが如く裝ひ、以て敵國軍人たる身分を隱蔽せしめたるの事實は、原審に於ける本船乗客ボレチカ、前記ブレン及シェウエリヨフ、竝本船船長の各尋問調書、セレブレニックがブレン及シェウエリヨフに交付したる書狀、備船契約書を綜合して之を認むるに餘りあり。此等の事實に依りて觀れば、本船航行の目的は戰時禁制人の輸送に在りと認定せざるを得ず。航行の目的が戰時禁制人の輸送に在る船舶は之を沒收し得べきことは國際法の認むる所な

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



るのみならず、本船船長が前記二人の露國軍人たるを知り居りたることは又前掲の證據書類に依りて之を認定し得べく、此の事實に依るも本船は沒收を免れざるものなるが故に、原審に於て本船を沒收と檢定したるは固より正當なりとす。從て個々の抗議理由に對しては別に説明を與ふるの要を見ず。…故らに船舶を戰時禁制人の輸送に供用したる者に屬する貨物にして其の船内に在るものは之を沒收し得べきことは國際法の認むる所なるを以て、原檢定に於て本件貨物を沒收したるは固より正當にして、抗議は其の理由なし。『日露戰役捕獲審檢誌』第一二二三頁以下)として本件抗議を棄却した。

その二は、大正三年の日獨戰役に於ける諾威船 *Christian Boks* に關する事件である。

本船は諾威の同名のクリスチアン・ポールス會社の所有船なるが、同會社は之を桑港のムーア會社に貸渡し、ムーア會社は更に之を同地のダラー汽船會社に轉貸し、ダラー會社船として米國の太平洋沿岸諸港と上海間の航海に従事して居つたものである。斯くて本船は大正四年一月末上海にて雜貨を積み、米國に向つて解纜せるが、唐津を経て神戸に寄港せる折、帝國軍艦の臨檢を受け、乗客中に敵軍幫助の任を帯ぶる容疑者ありて、しかも本船を操縦しつゝありし疑あること、且航泊日誌は不完全であるのみならず、船長の陳述には船舶書類と一致せざる點ありとの理由に於て拿捕せられた。その容疑者といふは、貨物上乗人たる瑞西人 I. Behasconic と稱せるも、實は獨逸の豫備軍醫たる G. Blumenstock と云ひ、本國軍隊に入るため歸國の途にある者であつた。

佐世保捕獲審檢所にては本件審理に際し、上海居住の瑞西人ベルナスコニーは既に四ヶ月以前に死去せる者なること、且本船は米國より上海への前航海に於ても支那駐割の獨逸公使を變名にて便乗せしめし事實あ

日獨戰役  
The  
Christian  
Boks

敵國軍編  
入者の範

豫後備軍  
籍者に含  
まざるの  
見解

りたることが發見せられた。これ等の事實に照し、審檢所にては帝國軍艦がベルナスコニーの變名に係る者を獨逸の一將校と判斷したるは無理ならず、隨つてその拿捕は適法なりと認めたるが、同時に船長の陳述の齟齬、即ち船員の數の帳簿面と實際符合せぬのは船員の若干名が唐津にて上陸したることを船長に於て臨檢士官に告げざりしに由ること、變名者は獨逸の豫備軍醫なること確なるも、彼は上海にて久しく醫業に従事し、今次本國の召集を受けて歸國する者なるが、本船を操縦せる事實は認め難きこと、且その變名は畢竟中途にて英國筋より抑留を受くるを避けんがために外ならざること、のみならず載貨中には禁制品は一も無きこと等の事情を參酌し、本船及び載貨共に解放すべきものと檢定した(大正四年二月二十六日)。

二五九三 扱て然らば溯つて、抑も敵國軍編入者なるものの範圍は如何。例へば開戰の際に中立國に在留する豫後備の軍籍者にして、軍隊に服役すべく本國政府の召集を受けて歸國の途に就きたるも、未だ正式に軍隊に編入せらるるには至つてない者までも之に含まるるか。簡単に云へば、豫後備の者も敵國軍編入者といふ中に含まるべきであるか。

この問題に關しては、以前は概して消極説が有力であつた。ブルンチュリは『平和的なる移出民の本國への輸送は、たとひ本國の軍隊に編入せらるべき筈の者であつても、交戦法規の禁する所に非ず。』(Blumtschli, *Droit Int. Cod.*, § 516, p. 474) と云へるが、クリーンは更に之を敷衍し、

『交戦國の軍務に服せんとする單なる意圖 (La seule intention) のみでは、現に軍務に服するの行爲を完了する以前にありては、それに依り軍人たるの性質を得るものでない。隨つて交戦に従事するため武器を取らんとする目的を以て某地に歸らんとする箇人の輸送は之を禁するを得ない。何となれば、中立國はその未だ軍人に非ざる個人が軍人と

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



なるべきか將た今後交戦に従事し得るかの問題に干渉するを要せぬからである。軍人の輸送を爲すべからざるの義務は、單に輸送當時既に慣行の手續に依り交戦國の陸海軍に編入せられ、その一部と成りたる個人を對象とするものである。この手續を履む以前にありては、箇人が果して軍隊に入るや否やは確定せるものでない。一八七〇年の普佛開戦の際、在米の獨逸人にして後備役(Landwehr)に屬する者は歸國して軍隊に服せんがため紐育より英船に乗り、歐洲の中立港に向つた。當時軍旗の下に召集せられたる者を輸送するための船舶は中立義務に反すとの論もあつたが(Calvo, § 1057)、吾等はこの論に賛しない。單なる召集は未だ兵を作らない。殊に年齢の條件もある。軍人たる資格は入隊(Enrôlement)即ち軍隊名簿の記入に依り始めて之を得るのである。この手續以前にありては、軍隊編入の承認又は約束は未定の事實に止まり、既定のものでない。右の英船は未來又は未定の軍人たる普通旅客を輸送したに過ぎない。けれども該旅客中に既に軍隊編入済のものあつたとせば、その輸送行爲は編入済者の關する限り不法のものである。(Kleen, Neutralité, I, pp. 463-4)

と論ずる。この見解は多數の學者の肯定する所であつたやうである。萬國國際法學會の一八九六年の決議にも、同様の見解が表示せられた(Annuaire, XV, p. 133, Art. 7)。その後第二回海牙平和會議の折にも、何やら討議の際に『軍隊の構成員(formationen de troupes)』の語が出でし時、その語義に關し質疑ありたるに、『豫備兵役者は單なる旅客にして軍人に非ず』、『軍隊構成員とは個人として便乗する豫備兵役者を含まず』等の説明もありて、つまり敵國軍隊編入者といふ中には、軍に編入せられたるに非ずして追て編入せらるべしといふ歸國中の者は之に包含せられずとの解釋に歸着したやうである。

倫敦宣言の該字句の解釋

二五九四 倫敦宣言第四十五條第一項の第一號には『敵國軍に編入せられたる乗客を輸送する目的を以て…特に航海する場合』の條句がある。その謂ゆる『敵軍に編入せられたる乗客』("Passengers individuals

該宣言の起草委員の見解は消極的

米國海戰法規の規定

incorporés dans la force armée de l'ennemi"; "individual passengers who are embodied in the armed forces of the enemy")の『乗客』とは、軍の部隊として非ざる個々の敵軍編入者を指すことは明瞭なるも(敵軍部隊を輸送することの重大なる中立違反なるは追て中立編に於て述べる)、それが豫後備の軍籍者をも含むや否やに關しては、該宣言の總報告書では消極的見解となつてあり、殊に『豫後備兵役者を敵國軍編入者といふ中には包含せしめざるが實際の必要に副ひ、且調和の精神に鑑みて全會一致を得たり。』と言明してある(Int. Nav. Conf., Proceedings of, p. 363)。オッペンハイムも『倫敦宣言第四十五條は「敵國軍に編入せられたる」("embodied in the armed forces...")の語を用ひたるに照し、豫後備兵の如き本國の軍隊に服役するの目的を以て歸國しつつある者は、中立船が非中立的義務に伴ふ處罰を免るることなしは輸送する能はざる所の敵人の種類に屬せざることは極めて明瞭となれり。』と説く(Oppenheim, II, § 408, p. 590)。米國の一九一七年の『海軍訓令』第九十條には "90. The persons referred to in Paragraph 89 must be actually embodied in the military service of the enemy. Reservists or other persons subject to military duty but not formally incorporated in military service are not included."とありて、即ち豫後備の軍籍者を含ませしめざることが特に明規してある。

想ふに敵國軍編入者なるものをば、その所屬部隊に事實編入せられたる者のみに限らず、召集は受けたが未だ部隊に編入せられざる者、即ち召集を受けたるその瞬間よりの者をも含むものとすれば、その人員は夥しき數に上るべく、之が便乗を中立船にて取締ることは事實容易であるまい。且中立國の船會社としても彼等は一切乗客に取る能はずとありては、營業上頗る迷惑な話である。將た國外所在の移民中には豫後備の軍



籍者も少なからずあるべく、而して戦時彼等の召集を受けて歸國するのを既に軍に編入せられた者として取扱ふに於ては、彼等は中立船にて歸國せんとしても事實歸國は不可能にならう。故に敵國軍に編入せられたる者とは、既に編入せられて現に軍役に就ける者と解するのが實際的見地からしても妥當と謂ふべきである。

**二五九五** 然るに第一次大戦中、佛國の捕獲官憲は右の消極的見解を排し、苟も兵役に堪ゆる年齢の者を便乗せしむる船は悉く非中立的職務に従事するものと看做すとの解釋を執つた。西班牙船 *Federico* (註一) 及び *Koshta* (註二) に關する檢定はその重なる例である。のみならず佛國の一九一二年の『海軍訓令』の第五十五條第一項に於ては、倫敦宣言の第四十五條と同様に、中立船にして『敵國軍に編入せられたる乗客』を輸送するの目的を以て特に航海するものは之を拿捕するを得と規定したるに、一九一六年には右の一句をば『敵國軍に服役すべく召集せられたる乗客』("passagers individuels appelés servir dans la force armée de l'ennemi")と改めた(註三)。伊國も之に倣ひ、一九一七年三月二十五日制定の捕獲權行使規程第五十四條の(f)に於て『敵國軍を行先とする者』(佛譯文では "des individus destinés aux forces armées ennemies")を輸送する中立船は敵國に軍事的幫助を供與するものとして之を沒收する旨を規定した (Fauchille, *Juris. Ital.*, p. lvi)。

註一。西班牙船 *Federico* は開戦後間もなき一九一四年十月、バルセロナからゼノアに向け地中海を航行中、同月十日佛國驅逐艦は之に臨檢搜索を行ひたるが、便乗者中に本國政府の召集を受けて歸國の途にある獨逸兩國人若干名あつたので、本船を拿捕して之をツローンに引致した。而して佛國審檢所にては、『本船は拿捕の際は定期的に旅客の

第一次大戦中佛國に積極的に變ず

The  
*Federico*,  
1915

運送に従事する客船ではなく、獨逸兩國政府の動員階級の年齢に屬し本國の召集に應ずるために歸國する者を特に送還するの任に當つて居つたもので、即ちまさに倫敦宣言第四十五條の「敵國軍に編入せられたる乗客を輸送する目的を以て……特に航海する」と認むべく、隨つて同條に依り船及び載貨共に沒收すべきものとす。』と檢定した。船主側は『本船は決して倫敦宣言第四十五條にいふが如き目的を以て航海するものでなく、畢竟船主に於て開戦のため不足となる船腹を補充せんがために買入れたもので、バルセロナとゼノア間の定期航海に従事する客荷船に外ならず。且敵國軍に編入せられる者とは本國の法律の下に召集を受けて現に所屬軍隊に参加したる者と解すべきこと倫敦宣言附屬の公的報告書の上に於て明瞭である。故に右檢定は誤れり。』と論じて高等捕獲審檢廷に抗告した。けれども却下となつた。その理由の要旨は、『この種類の人物を多數に輸送する船は、中立の甲港より乙港に航するものありても當然拿捕且沒收せらるべきである。彼等は倫敦宣言第四十七條の意味する敵國軍編入者なりと本廷に於ては解釋する。軍事的幫助に従事したる中立船の處分法は、倫敦宣言附屬の報告書よりも宣言の條文そのものに依りて決すべきである。殊に同宣言は佛國會て之を批准せざるものであるから、佛國は同宣言を自國の一方的宣言と看做し、その條文に對しては、他に如何なる關係文書があるにもせよ、佛國は妥當と認むる獨自の見解に依りて之を解釋し得るのである。且本船は前三回の航海に於て敵國の歸國軍人の送還に使用せられたるに徴し、特にこの目的を以て航海するものと認定すべきである。又獨逸兩國の法律に依れば、全乗客の殆ど全部を占むる該乗客は孰れも一時賜暇を得たもので、隨つて敵國軍編入者たるの資格が止んだ譯の者ではない。故に彼等は倫敦宣言第四十七條に依り佛國に於て悉く之を俘虜と爲すを得るもので、旁々その輸送の任に當りたる本船は當然沒收せらるべきものなり。』といふにあつた (Fauchille, *Jurisp. Franç.*, pp. 20, 289)

註二。ロシタは所屬國不明の一小帆船で、一九一五年四月二十一日地中海を漂流中、佛國の一商船之を救助し、馬耳寒港に引致したるが、ロシタは何れの國旗をも掲げず、船舶書類をも具有せず、而して乗客は悉く本國の軍隊に入

第三款 非中立的職務に従事の船及びその載貨

The  
*Koshta*,  
1915



るべき獨逸の豫備兵役者であつたので、佛國官憲は同港に於て之を拿捕し、捕獲審檢所に於ては右の理由にて之を沒收と檢定した(*Ibid.*, p. 108)。

註三。佛國の一九三四年改定の『海軍訓令』にも、舊法の『敵國軍編入者』を更に擴めて『敵の軍隊に服従するを得る個人旅客 (“des passagers individuels susceptibles de servir dans la force armée de l'ennemi”)』を輸送するの目的を以て、又は敵を利するため情報を傳送するの目的を以て、又は敵の作戦の成功に對しその他の凡ゆる手段に依り協力するの目的を以て、特に航行する一切の中立商船は之を拿捕すべし。』と規定してある(第六十二條)。

二五九六 佛國捕獲審檢廷の右の敵國軍編入者の見解に就ては、當時歐米の國際法學者の間に少なからず異論があつた。ガルナーは之を評し、『佛國審檢廷のフェデリコ沒收は、聊か沒收の法則を極端に適用したるの嫌なきを得ない。本船は敵が之を運送船に備入れたものとは思へず。反對に、本船は定期の航海業に従事し、獨逸動員受命者を尋常の旅客として輸送したものである。彼等は未編成の豫備兵役者で、倫敦宣言第四十七條の普通に解釋せらるるが如き敵國軍に編入せられたるものではない。』と云くが(Garner, *Int. Law & the W. W.*, II, § 545, pp. 372-3)。他の學者も多數は同様の見であつたやうで、即ち本國より召集を受けたるも普通の船客として中立船に便乗して歸國の途にある交戰國人は、之を『敵國軍に編入せられたる乗客』とは稱し難く、随つて之を輸送する船は、特にその目的を以て航海するに非ざる限り、沒收の責を之に問ふは當らず、といふのが多くの見解である。(この見解を執れる重なる學者としてガルナーは Bentwich, *The Declaration of London*, p. 89; Higgins, *The Hague Peace Conferences*, p. 504; Dupuis, *Le Droit de la Guerre Maritime d'après les Conférences de la Haye et Londres*, p. 339; Bluntschli, *Le Droit Int. Cod.*, §

佛國の前  
記捕獲檢  
定の當否

一九三  
年改定の  
海軍訓令  
の規定

815; Perels, *Treat Maritime Int.* (French trans. by Arande), § 47; Marguvarson, *For Treat Poll.*, ch. 10; Lawrence, *Principles of Int. Law*, 4th ed., p. 728; Klein, *Lois et Usages de la Neutralité*, I, p. 463; Montague Bernard, *Neutrality of Great Britain during the Amer. Civil War*, p. 223等を擧げた——Garner, *Ibid.*, p. 369)。

想ふに前掲のフェデリコ便乗の獨逸人は既に本國政府より召集を受けたるも、随つて歸國の上は軍に編入せらるべきものなるも、その本國歸着までは普通の船客として便乗した者であるから、之を便乗せしめたからとて該船を軍事的幫助に問ふなどは妥當と云へまい。萬國國際法學會の一九一三年に採擇したる海戦法規案に於ても、未だ本國の軍隊に現に編入せられたるに非ずして普通の船客として歸國する者は、たとひ歸國後入隊の意圖を有するにしても、敵の兵員の輸送禁止より除外してあるが、この法規案討議の際、佛國の國際法學者フォーシユは豫備兵役者は輸送禁止の中に入れるべしとの意見を提出したるが、それは倫敦宣言第四十七條に牴觸せずやと席上他の委員からの注意もありて、彼は右の意見を撤回したといふ事歴もある。殊に倫敦宣言の公的報告書には、敵國軍編入者の範圍を前述の如くに説明してあり、それが權威的解釋となつてあるに拘らず、佛國の高等捕獲審檢廷が自國の該宣言を批准せずとの故を以てその公的解釋の拘束を受けずと爲せるが如きは、餘りに形式に躡踏する三百的論法たるを免れまい。

二五九七 英國にては、この類の船は非中立的役務を以て論ぜざること疾く一八〇七年の *The Friendship* の判決例に見え(註一)、近くは第一次大戦中の *The Swithool* (註二) に関する樞密院司法委員會の裁定に於ても示された所である。

英國の消  
極的判決  
例



The  
Friend-  
ship  
1807

註一。米國船フレンドシップは一八〇七年、佛英交戦當時、英國より佛國ポルドウに向け雜貨を積んで航行中、英艦に拿捕せられた。その乗客九十名中には八十何名かの佛國陸海軍人があつた。(中には難船者や病人も少なからずあつた)。英國捕獲審檢所にては之を佛國の運送船と看做して没收の檢定を下したが、ストウエルはその檢定中に『軍人とても他の船客同様に普通の船客として自費にて便乗する場合には、問題は自ら別種のものたるべく、本廷も他の英國諸法廷も、未だ曾て没收の主義を斯かる場合にまで及ぼしたることは無い。然るに本件は之と異なり、敵國政府との契約の下に敵國軍の服従者と稱せらるる人々を軍事的性質を帶有するが儘に輸送し、その性質に於て之を本國に歸還せしむるものであるから、之を没收すべきものと躊躇なく宣言せざるを得ない。』と説いた(Stowell & Munro, II, p. 418)。

The  
Seehind,  
1920

註二。スウィチオドは瑞典船で、第一次大戦中の或時、亞爾然丁にて玉蜀黍を積み丁抹に向ふ途次、伯刺西爾の一港にて獨逸の海軍豫備士官たる商船の一運轉士は船長の默認の下に密かに本船に乗り、出港後發見せられ、その儘便乗を續けた。英國軍艦之を拿捕するや、船長は同人の便乗の事實を非認したが、本船は加奈陀のノヴァ スコチアに送致せられ、同地の捕獲審檢所にては、船長は情を知りて敵の作戦行動に資せらるべき者を輸送せるものとして、本船を沒收と檢定した。然るに英本國の高等捕獲審檢廷に抗告となるに及び、同廷にては該獨逸人は全然一個の資格に於て本國に歸還するものと認むべく、隨つて本船を非中立的役務に従事したるものと認むるには證據不十分なりと爲し、右の檢定を覆へして本船の解放を命じた(Garner, Prize Law, § 419, p. 617)。

一九二〇  
年の萬國  
國際法協  
會報告案

二五九八 然るに別に述べたる一九二〇年の萬國國際法協會報告の海戦法規案(第一七三二節參照) 附屬の非中立的役務に關する法規案には、倫敦宣言の第四十五條及び第四十七條に該當する條文案に對し『敵國軍に編入せられたる者』の次に『及びその本國政府の法律に依り之に編入せらるべき者』("or who are liable to serve therein by the law of their municipal Government") の一句が加はつてある(Int. Law Assoc.,

Report of the 21th Conf., 1920, pp. 205-6)。この法案は専ら英國の國際法學者の起草に係るものであるから、英國にては豫後備兵役者たる乗客の輸送も既に敵國軍に編入せられたる者と同樣に取扱ふことの主義が第一次大戦後に於て斯學者の間に勢力を得るに至つた結果であらう。

特に敵國  
軍編入者  
的輸送の目  
的の航海

二五九九 敵國軍編入者の輸送を非中立的役務として論ずるは、倫敦宣言第四十五條第一項の(一)に明規してあるが如く、該中立船が之を輸送するの目的を以て『特に航海する場合』に限らるのである。『特に航海する場合』とは、該船がその目的を果さんがため或は普通の航路を取らず、或は平常寄港せざる所に寄港するが如きを意味する。今日遠洋を航行する大汽船には幾百千人といふ乗客がある。然るにその中に會々敵國軍に編入せられたる二三名の乗客があればとて、殊にそれが船會社の一々明確に突止むるを得ないで便乗したといふ場合に於て、その汽船の之がために沒收せらるるといふのでは引合はない。されば倫敦宣言第四十五條の(一)は、敵國軍に編入せられたる乗客が單に偶然に便乗したといふのでは制裁を加へず、特に彼等を輸送するの目的を以て航海するといふ證據のある場合に於て始めて之が沒收を認むるのである。その證據を擧ぐることは時に困難の場合もあらんが、例へば該船が平素立寄ることなき港に立寄り、そこから問題の乗客を便乗せしめたといふが如きことあらば、茲に始めて之を輸送するの目的を以て特に航海するものとの認定が生ずるのである。

## 第二目 敵を利用する情報の傳達及び敵の作戦の直接幫助

二六〇〇 更に倫敦宣言第四十五條第一項の第一號には『敵を利用する爲め情報を傳達する目的を以て航海

敵を利用す

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



する場合」とあるが、それは如何なる場合であるか。

謂ふ所の『情報』とは、倫敦宣言の英文では *intelligence* なるも、佛原文では *nouvelles* である。後者の語には新しいといふことが要素である。前者の語に果して同様の要素が含まるるや否やは承知せざるも、兎に角此に謂ふ邦語の『情報』は佛原語に従ひ耳新しいことを意味し、随つて疾く過去のことと屬する舊聞は謂ゆる情報を以て論ぜざるものと解すべきであらう。

次には『特に』であるが、これは既に前目の末節に於て述べたる『特に』と同様に解釋すべきものとして措き、『敵を利用するため情報を傳達する目的の航海』とは、主として一は敵の發受する軍事關係の公私の書類を携帯する者、二は敵との間に同じく軍事關係の無線電信を交換する者、の輸送を指す。軍事關係の公私の書類にしても、それが普通の郵便信書として發受せしむるものならば、海戦捕獲權制限條約の規定する郵便信書の不可侵に依り、たとひ中立船が之を輸送したからとて非中立的役務には問はれない。之に問はるるのは、通常の郵便信書以外に、傳達者自身之を携帯する場合である。

軍事關係  
書類の傳  
達に對す  
る制裁

船長が情  
を知ら  
ざる場  
合

二六〇一 軍事關係の公私書類は、その簡單なものにありては傳達者に於て之を隱匿すること容易ならん

も、それが發見せられたる場合には、船長に於て情を知れるものであらば、その船は沒收の處分を受ける。

英國の古い判決例としては、一八〇八年の *The Albatra* 事件(註一)はこの點を明かにしたものである。

反對に、その公私書類が中立船内にて發見せらるるも、船長に於て全然情を知らざりしことが立證せられたるに於ては、該船は沒收せられずと爲すこと、これ亦英國の往昔の判決例たる *The Royalist* 事件(註二)といふのに示されてある。倫敦宣言第四十五條第一項の第一號には、船長の情の知否に關し何等規定する所なき

も、乗客の懐中より會々一通の軍事情報文書が發見せられたからとて、船長の全然情を知らざりしこと確實なるに拘らず、尙ほ且該中立船を沒收するなどは酷も甚しと謂ふべきで、斯かる場合にはラビッド事件の判決例は以てその非沒收主義に援用するを得るものである。

The  
Atlan-  
ta, 1808

註一。アタランタは一八〇七年、英佛交戦中、バタヴィアからブレイメンに向け航行中、英艦に拿捕せられたる一中立船である。本船は是より先き阿弗利加の東岸を東に距る佛領のマウリシユス島に立寄り、同島の駐在官から佛國海軍大臣行の書類を入れたる包物を受取り、之を茶の小箱内に密封し、更に之を一船員のトランク内に藏して居つたのを臨檢の英艦員に發見せられた。そこで英國捕獲審檢所にては、『軍需品二三梱の輸送も必然或限度の幫助たるものである。然るに情報の傳達に至りては、敵の全行動を打破するに足るべき作戦の全計畫を通報し得るものである。禁制品輸送の制裁はその品量の多寡に依りて決せらるるが、情報の傳達に至りては、小書類の齎す結果は小損害に止まるといふ譯ではないから、その多寡大小を問はず通じて一の大なる敵對的性質のものとして視るべきである。敵のために詐僞的に文書を輸送する罪の及ぼす影響は如何なる場合にも禁制品の比でないから、禁制品輸送に對する制裁以上の處罰を之に加ふることは絶対に必要であり、且至當のことである。禁制品輸送にありては、尋常の場合には沒收は載貨に止まり、船には及ばない。さればとて情報の傳達の場合に單にその文書を沒收すれば足ると爲すが如きは滑稽至極で、この場合には更に強き制裁を加ふるの必要がある。それは船そのものの沒收に外ならない。而して載貨に關しては、本件の場合に於ける犯罪は該載貨の代理人である所の人々の行爲であること猶ほ船長の行爲であると探ばない。故を以て沒收は併せてその載貨に及ぼすべきものである。』と爲して本船及び載貨共に沒收の檢定を下した(Cobbett, *Leading Cases*, II, pp. 582-3; Wheaton, p. 759)。

註二。米國船ラビッドのことは既に第一卷第五七〇節の註にも記したが、今本船の本節に關係ある部分を更に略述すれば、本船は一八一〇年の英蘭交戦中、紐育より和蘭へ向け航海の折に英艦の拿捕する所となり、その際船長(米

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨

The  
Rapid,  
1814



人)より取揚げたる書類の中には、和蘭の一商會に宛てたる商業信書の封筒内に蘭國植民大臣宛の公文書一通あるのが發見せられた。英國捕獲審檢所にては、檢察官は右の理由に於て本船を沒收すべきものと論告したが、船長は右公文書を入れてある商業信書を他の諸信書と共に或私人より受取りしも、その内容に就ては全然知る所なかりしものと認定の下に、ストウエルは本船を沒收すべきものに非ずと判決した(Cobbold, Ibid.)。

二六〇二 第一次大戦中、中立船にして敵のために情報傳達の任に當りて處斷せられたものは、尙ほ他にあつたかも知れぬが、その一にアルバニア國の一汽船 *La Fella Scutaria* と云へるのがあつた。本船は敵の潜水艦及び艦載飛行機にガソリンを供給する外、英佛諸國の艦船の位置や航路を敵に傳達するの役務に従事しつゝあつたもので、伊國の軍艦之を拿捕し、同國捕獲審檢所にては軍事的幫助の廉を以て沒收の檢定を之に下した(Fauchille, *Jurispr. Intl.*, p. 45)。

二六〇三 中立船の輸送する敵の文書が中立國駐在の敵國使臣又は領事官とその本國政府との間に送受せらるるものであらば、之を非中立的役務に問はず、隨つて沒收の制裁を該輸送船に加へないのを従來の慣例とする。けれども、その輸送する文書中に作戰關係のもの又は中立國の民心攪亂の宣傳文書類があると、例外的に之を沒收することもある。第一次大戦中、佛國の捕獲審檢所にて諾威船 *Lief Gundersen* (註)に沒收の檢定を下したるが如きはその一例である。

註。リーフ・グンデルセンは一九一七年十二月、米國から丁抹への航行中、佛艦之に臨檢したるに、キューバ及び南米駐在の獨逸公使及び領事官から伯林外務省へ送る文書が澤山あつた。然るにこれ等文書中には、作戰關係及び中立國の民心攪亂のためにする宣傳用ものが多數發見せられた。如何にして之を發見したかは詳でない。若しそれが普通の郵便信書であり而して之を開封してのことであつたとしたならば、封鎖侵破の場合以外には捕獲權制限條約第一

第一次大戦中の情報傳達の沒收例

The *Bella Scotia*, 1916

外交書類の輸送船は原則上沒收せず例外的に沒收する場合もある

The *Lief Gundersen*, 1918

航海中敵の作戦に直接の幫助を與ふる者

條の違反たるを免れない、尤も交戦國中に本條約の不加入國ありとの故を以て該條約は本戰役に不適用のものといふならば別論である。佛國捕獲審檢所にては尋常の例規を適用せず、非中立的役務に従事するものと爲し、本船沒收の檢定を下した(Fauchille, *Jurispr. Franç.*, p. 401)。

二六〇四 倫敦宣言第四十五條第一項の第二號に依れば、『敵の作戦行動に對して航海中直接の幫助を與ふる一人若くは數人を輸送する場合』にも、その中立船を非中立的役務の従事に問ふことにしてある。但しその幫助には、右にある如く『航海中』("pendant le voyage")と『直接』("une assistance directe")の二つの限定的條件が附してある。故に航海中の幫助でも間接のもの、又直接の幫助でも航海中に爲すに非ざるものは之に該當せず、隨つて此に意味する幫助とは、例へば船中より敵の艦船に信號にて合圖するといふが如き類を出でない。これでは範圍狹隘に失する嫌があるまいか。敵地に着してから敵の作戦行動に直接の幫助を供與するの目的を以て航海する者も、航海中に行ふ幫助に比し敵を利する點に於て重かればこそ軽くはあるまい。然るに斯かる輩を輸送することは非中立的役務の従事に該當せずと爲すのは、論理一貫しないやうに思ふ。倫敦宣言の右の條項の解釋は別とし、國際立法論としては、この點別に考究を要する問題であるまいか。

二六〇五 之に關する一参考例として、讀者の記憶を日清戰役中の *The Gaucha* 及び *The Sydney* 事件(相關聯せる一事件)に喚起したい。この事件は、當時我が政府の毅然たる態度と、對手國殊に佛國政府の法理の前に無理を固執せざりしとて、幸に妥結を得たが、一時は列國の注意を惹ける大問題であつた。事の始末は、時の我が外交當局者たりし陸奥自身の當年の手記に係る『領事裁判制度と戰爭の關係』の左の一節詳に

第三款 非中立的役務に従事する船及びその載貨

日清戰役中の *Gaucha* 及び *Sydney*



叙して餘蘊なきを覺える。

『明治二十七年十月二十五日を以て在米國栗野公使の來電に據れば、米國駐在の清國公使館員某は、英國海軍大尉にして現今米國の民籍に在る水雷製造業者ジョージ・カメロン及電氣作用上一種の發明者と稱する米國人ジョージ・ワイルドの兩名を傭入れ、之と同伴して十月十六日桑港出帆、英國船ゲリックク號にて歸國の途なりと。且つ恰も同船にて歸朝したる在墨西哥總領事島村久は、船中に於て略右の清米兩國人の關係を探聽し、其次第を余に告げたるに由り、余は一應之を海軍省に通知し置きたり。然るに此米人二名が如何なる技能ありて清國に傭用せられたるかを聞くに、其事頗る魔法的技術に屬し、即ち彼等は一も船舶砲銃の軍器を假らず、單に陸上より敵國以外の海面に在る敵船を擊沈す可しと云ふのみ。現今の學術界に於て到底斯る奇術の許さるべきものに非るも、清國政府が刻下の苦惱に紛れ、此の如き投機師をも傭用するに至りしは唯憫笑すべきのみ。然れども彼等は兎も角も敵國の軍事を幫助する目的を以て我領海を通過するものなり。我軍衛は之を默視するを肯せず。十一月四日を以て廣島大本營より野村内務大臣に宛て右の三名は重要な戰時禁制人なり、直に英船ゲリックク號より勾引すべしと來電せり。然るに該清國人に關しては無論何等の故障の生ずべき筈なけれども、領事裁判管轄の存在する間は我政府が歐米國人の身體を勾引し、若くは船舶を繋留する爲め普通行政の處分を以てするは、平時と戰時との別あるに拘らず、必ず多少の紛議を惹起するの虞あり。余は野村内務大臣と協議の上、寧ろ之を軍事處分に一任するに如かずとし、直に廣島に在る伊藤總理に發電し、大本營が戰時禁制人と認むる米人二名は實に魔法的奇術を行ふといふ者なれば、縱令彼等を敵國に放ち入れしむるも實際何等の危険なかる可しと思へども、是非共に彼等を勾引するの必要ありとせば寧ろ之を軍事處分に一任するを得策とすとの旨を以てせり。因て十一月五日横濱に於て我海軍武官は英船ゲリックク號に臨檢したり。然るに右の清米兩國人は其前日佛國郵船シドニー號に轉乘し、既に神戸へ向け出帆したる後なれば、此英船の臨檢は表面儀式に止まりたり。然れども在東京英國公使は尙ほ之を不問に措かず、同月八日を以て余に一の公文を送れり。其概要は、

日本政府が英國の商船に臨檢したる理由の辯明を要求し、且つ該船は今中立港(香港)に向ひ航行するものなるに、日本政府が之に對し臨檢したるは最も不法の處置なりと云へり。因て余は海軍當局者と協議を盡し、英國公使に左の回答を發したり。ゲリックク號は桑港より一の清國人と其同伴したる外國人二名とを乗せ横濱に入港せり。然るに此三名は日本に敵對する行爲を目的として清國に赴くの嫌疑あるが故に、日本海軍士官は該船に臨檢せり。而して來意に依れば、ゲリックク號は横濱出帆後中立港に向て航行するの故を以て日本政府は之に對し檢問の權を有せずと云ふ、是れ帝國政府の首肯する能はざる所也。況や該船の積荷中には上海陸揚の荷物甚だ少なからず、該船の仕向港が中立港たる香港なりとの一事を以て帝國政府が交戰國として有する權利の上に消長を來すものに非ずとの旨を以てせり。英國公使は尙ほ余の回答を以て満足せず、其後彼此難問往復したる後、其事は先づ双方言分れの姿となりたれども、本件は更に一轉して我國と佛國との間に一の紛議を生じたり。其所以は、右戰時禁制人たるの嫌疑ある清米人が佛國郵船シドニー號に便乘して神戸に寄港したる時、同港に碇泊し居りたる我軍艦筑波艦長は直に該船に臨檢し、彼等三名の間に締結したる契約書を沒收し、且つ彼等の上陸を命じて之を拘引せり。而してシドニー號船長の言ふ所に據れば、船長は全く其事實を知らず、右三人に便乘を許したる由に付、同船は之を解放せり。然るに在東京佛國公使アルマンは十二月五日外務次官林董に面會し、痛く本件に關する日本政府の行爲を非難し、且つ其辯解を求めたり。林次官は同公使に對し、本件は元來軍事處分に出でたるを以て未だ詳細の事情を確知せざれども、必竟戰時禁制人を意味する爲めに中立國の船舶に臨檢するは交戰國の權利に於て誠に已むを得ざる次第なりと答へ、アルマンは直に其顛末を本國政府へ通知すべき旨を述べて歸れりと。因て余は佛國公使に電訓し、豫め佛國政府に照會する所あらしめたり。其概要は、佛國公使アルマンはシドニー事件に付き大に抗議し、本國政府の訓令を乞ふと云へり、因て貴官は時機を見計らひ、佛國政府へ左の如く説明す可し、日本政府が勾留したる人員は軍事上我敵たる位置資格を具有する者なり、日本政府は之に對し自衛手段として交戰國たる權利を行ふの已むを得ざるに出でたり、(第一)清國が傭用する

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



人物の技術は特別なる軍事上の技術なり、(第二)日本海軍が右三名を捕獲したる船舶は一の交戦國の港(日本神戸を指す)より他の交戦國の港(清國上海を指す)に航行する途中にあり、(第三)右三名の捕獲は交戦國の港内に於て之を執行せり、右等の理由なるを以て日本政府の處置は國際公法に準據する所たるを疑はずと附言せしめたり。而して此間筑波艦長が捕獲したる清國人は無論戰時捕虜として之を取扱ひ、他の米人二名は彼等をして日清兩國の平和恢復に至る迄は決して清國に旅行せざるべし、又爾後清國政府と何等の契約をも爲さざるべしとの旨を宣誓せしめ、之を放還したり。佛國政府は此説明に満足せしものと見え、其後在東京同國公使をして我政府に告ぐるに、同政府は法律家の意見を取調べたるに、今回日本政府の處置は正當なるものと認むるに依り、茲に本件は圓滑に終了し、再び提起せざるべき旨を以てせしめたり。是より先きに神戸メサジユリー、マリテーム會社は佛國領事を経て我政府に對しシドニ一號臨檢の爲め蒙りたる損害の要償を要求し居りたれども、現に本國政府に於て日本の處置を正當なりと公言したるに付、右訴訟は何等の結果もなく立消となりたり。又米國政府も、當初の程は其國人が日本政府の爲め拘留せられたるを見て其理由の辯明を要求したれども、其後事情分明と爲りたるに由り、同國々務大臣は在米栗野公使に向ひ、日本政府の處置は寛大公明にして毫も異存なき旨を宣言せり。』

右にあるシドニ一號臨檢事件に關し佛國政府が日本政府の處置を正當なりと公言したとの一條に就ては、曩に論述したる治外法權に關するルノールの所見の一節(第二卷、第一四一七節)を讀者に於て併せ参照せられんことを希望する。

### 第三目 中立船の直接戰闘行爲參加又は敵國政府の管理に移屬

情狀最も  
重き非中  
立的役務

二六〇六 單に戰時禁制品輸送の中立船に擬するのでは足らず、一步進んで敵船に擬して取扱はるる所の中立船の非中立的役務の中において、その情狀の最も重き性質のものは、倫敦宣言第四十六條第一項の第一號に掲ぐる直接に戰闘行爲に加はることである。直接に戰闘行爲に加はるとは極めて廣い語で、必しも敵艦と共に戰闘線に立つことのみとは限らず、或は敵のために哨艦の任務に當り、或は對戰國の艦船の出沒を敵の封鎖艦隊に内報し、或は敵のために水雷を敷設し、或は對戰國のその除去に従事するが如きことも之に包含する。(尤も海戰後交戦國の負傷者や遭難者を救助することは赤十字原則海戰應用條約の規定に依り非中立的役務を以て論すべき限りでない)。これ等戰闘行爲に直接に加はるる中立船は對戰國の砲彈の制裁の下に立つは勿論で、撃たれば自業自得としてそれ迄であるが、幸に免れたるにしても、對戰國の權内に陥らば當然敵船同様に處分せらるるのである。

二六〇七 倫敦宣言第四十六條第一項の第二號には、中立船にして『敵國政府に於て該船舶内に乗組ましめたる代理人の命令又は監督を受くる場合』には之を敵國商船として取扱ふとある。これは畢竟該中立船が事實的に敵國政府の専用となり、事實的に敵軍の勢力の増大となるが故である。第一次大戰中、之に觸れたる事件の一に埃及の英國捕獲審檢所にて沒收の檢定を下したる希臘船 *Proton* があつた(註)。本件は論點には多少込入つた所もあるが、結論は孰れにしても簡單に片付けらるべきものである。

註。プロトンは獨逸生れの歸化希臘人クルメチスなる者之を一獨逸人より買取り、希臘國旗を掲げて専ら伊太利より物資を土耳其に輸送することに従事せるものであつたが、實の船主は獨逸政府を代表する獨逸人某で、クルメチスは表面の案山子に過ぎなかつた。一九一五年五月、本船は土耳其の一港にて石油の荷揚に従事中、英艦之に臨檢

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨

The  
*Proton*,  
1916

敵の命令  
又は監督  
を受くる  
中立船



し、右の事情が判明したので之を拿捕し、之を在埃及英國捕獲審檢所に送致した。船主側からは『本船は拿捕を受けたる際は英國政府が未だ倫敦宣言第五十七條を廢棄せざりし以前である。廢棄は溯及力を有しないから、随つて本船は同條に依り當然中立船として取扱はるべきものである。』と抗辯した。然るに同審檢所長 (Judge Caton) は『右の抗辯は理由なきに非ず。けれども既に本船を以て中立船とすれば、船主クレーメチスは、獨逸に商業的定住所を有し而して特に本船の眞船主を晦ますための目的にて希臘に歸化したる獨逸政府の代理人であるから、當然倫敦宣言第四十六條の第二號に觸れ、この點に於て中立船たるの性質を喪へるものである。しかも事實は獨逸人所有の船であるから、中立船たるの權利義務は之を問ふを須みず、當然敵船を以て論すべきである。孰れにしても本船は沒收すべきものとす。』と檢定した (Cobbett, Leading Cases, II, p. 605; Garner, Prize Law, § 381, p. 371)。

**二六〇八** 中立船にして敵の備船となれる場合は、これ亦一の重き非中立的役務に従事するものとし、交戦國は之を敵船に擬して取扱ふのである(前記條項の第三號)。これも該船が前掲の『敵國政府に於て該船船内に乘組ましめたる代理人の命令又は監督を受くる場合』と同じく、要は事實的に敵國政府の専用となり、敵軍勢力の増大の具となるが故である。敵の備船となりて例へば敵の軍隊輸送に従事するものにおいて、敵國軍編入者の輸送が現にその輸送中に於てのみ非中立的役務となり、輸送既に終らば、恰も禁制品の輸送既了と同様に、最早やその責を問はれざるのとは異なり、たとひ敵軍隊の輸送を終つた後にありても、即ち現に軍隊輸送を爲しつづあるに非ずとするも、苟も敵の備船である限りは非中立的役務が繼續的に行はるるものと見るべきである。

敵の備船となれる中立船をその備船期間は擬するに敵船を以てすることは、英國にてはストウエルの *The Rebecca* (1811)、米國にては南北戦役中の *The Hunt* に関する各判決以來、疾く既定の原則となつてあるが、

敵の備船  
となれる  
中立船

*The  
Rebecca,  
1811*

我國の關するものもありても、日清戦役の發端に於ける有名なる高陞號の撃沈、日露戦役中の廣南號の捕獲、孰れもこの原則を追へるものであつた。

**二六〇九** 高陞號の撃沈始末は日清戦役に關する幾多の文獻之を敍して詳であるが、事は帝國の海戦史に長へに傳はる空前の(絶後ではないとしても)大資料たるに顧み、茲に本船の撃沈を決行したる當年の浪速艦長東郷平八郎大佐(後の元帥侯爵)の報告とホルランドの本件に關し當時タイムスに寄せたる有名なる批判の要旨を抄録し、後世の史料に留むることにしたい。

日清戦役  
發端の高  
陞號

*The  
Hunt,  
1865*

之を撃沈  
せる東郷  
浪速艦長  
の報告

『……此時英商船仁川口に向ひ我右舷を通過し去らんとす。之を望むに清兵運送船の如き疑あるを以て、九時十五分「直に止め」の信號を爲し、且空砲二發を發し我船首を彼に轉じ、更に「直に錨を投ぜよ」の信號を以て投錨を命ぜしに、彼は我命令に従て停止投錨せり。同四十七分、旗艦より降伏敵船を根據地に連れ行けとの命あり。因て我より敵船とは何れなるやを問ひしに、敵船とは商船なりとの答信あり。乃ち吉野秋津洲は濟遠を追躡し、我船は轉じて商船の臨檢に向ふ。時に十時八分なり、十時四十分、人見大尉(通譯として藥谷少機關士)をして商船を檢査せしむ。彼れ能く我命に従ひ、其船籍書類等を示したり。之に因るに該船は英所轄印度支那スチーム、ナビゲーション會社のカウシン「高陞」號にして、此度臨時支那政府の雇に應じ清兵千百名、大砲十四門、及び之に應ずる武器を太沽より牙山に運送する者なることを確認せるを以て、直に我船に従て航行すべきを命ぜり。彼は始め大に躊躇する處ありしも、遂に之を承諾せしめ歸艦せり。依て直に「錨を揚げよ、少しも猶豫する勿れ」の信號を以て揚錨を命ず。少時にして彼れ「肝要の事あり、談する所あらんとす」との信號を爲し、且我より端艇を送らんことを乞ふ。因て再び前の如く端艇を送る。我以爲らく、これ清兵の船員に對し暴動脅迫を爲し、我命に應ぜざる者なりと信じ、人見大尉に訓令するに彼若し我命に應ぜずんば船員洋人に肝要の事は如何なる事なるやを問ひ、若し船長以下歐人にして本艦に來



らんことを欲せば之を端艇にて連れ歸るべしと。大尉至れば船長曰く、清將等は我を要して貴艦の命に服する能はざらしむ、而して清將の言ふ所は、出發の當時未だ開戦の宣言に接せざりしを以て願くは太沽に引返さんと要求すと。船内頗る不穩の色あるを認め、大尉歸りて之を報告す。因て茲に最後の決心を取り、船員に向て「直に船を去れ」と

「成るべく早く船を見捨てよ」の信號を爲したりしに、彼再び我端艇を要求せり。今や時機已に危迫、清兵の意計る可からず、容易に本艦員を派遣すべき時に非ざるを以て「端艇を送り難し」と通知せしに、彼は「許されず」と應ぜり。我再び「早く船を見捨てよ」の信號を爲し、且つ我橋頭に赤旗を掲げ、次で右舷前部水雷を發射し且舷砲を以て發射を始む。第一發の榴彈先づ汽罐に命中し、蒸煙船内より起る。敵國兵一千餘、一同悲叫號哭、争て海中に投ず。我艦砲擊虛發なし。清兵小銃を以て應戦す。是れ一時一分なり。同十五分カウシン號僅に後部より沈没し始む。因て同十七分發砲を止め、同三十七分溺者救助の爲め第一第二カッターを出す。同四十七分全く沈没し了る。其位置ショツバイオール島の南約二哩なり。同二時頃我八重山、大島、武藏及運送船一艘來り會す。因て之に狀況を報じ、八重山に命じて本隊に報告を爲さしめ、各艦も亦根據地に會すべき旨を命ぜり。而して八重山は運送船に命じて仁川に航行し報告せしめたる者の如し。之より先き我出す處の端艇は船長ガルスオーヂー、一等運轉手タムブリン、及舵手一名を救助し歸る。我士卒此を遇する甚だ懇切を極む。彼等大に其厚誼を謝し、且清兵の暴狀を憤る。』

本件(の始末は右の公報にて盡せるが、尙ほ當時東郷浪速艦長の幕下にありし今の有馬良橘大將の『英商船高陞號擊沈の真相』と題せる講話——雑誌『創造』昭和九年九月號所載——も、その詳細を知るに就て獲易からざる好資料であらう)に關し英國の輿論が我國に向つて極めて不利に進展しつつありし際、八月六日(一八九四年)付にて特にタイムスに一書を寄せてその妄を辯じたるホルランドの批判は左の如くであつた。

『……故に高陞號は、第一の水雷發射を受くる前、交戦國の兵員輸送の任務に従事する中立船たりしもので、又その

高陞號事  
件に對し  
ホルラン  
ドの批評

ことを自身知つて居つたものである。(本船の英國旗掲揚が奇計たりしものなるや否やは全然關係が無い)。斯かる船としての高陞號は二重の責務を負へるものである。即ち(一)之を運送船に非ざる獨立的の一船と見れば、本船は停船命令及び臨檢を受け、日本の捕獲審檢港に引致せらるべきである。且事實の示せる通り捕獲士官を本船に移乗せしむること實際不可能なりとし、浪速艦長がその命令を強要するため必要なる武力を用ゆることはその權内に屬する。

(二)又本船を支那兵の輸送に従事する一運送船として見れば、本船は敵船として取扱ひ得るもので、日本の艦長はそれが目的地に到達するのを防止するため、凡ゆる必要の武力を用ゆるに妨げなきものである。艦長の現に用ひたる武力は、以上の目的のため適法に用ゆるを得べき限度を超えたるものとは思へない。救助せられたる士官も相當期間に解放せられて自由の身となりしに於て、予は中立人の權利が何等侵害せられしものあるを見出し得ない。日本政府は我が政府に向つて何等陳謝するを須みず、又本船の船主も生命を失へる歐洲人職員の家族も何等賠償を要求すべき限りでない。日本が水中の支那兵を射撃したといふ文明國の交戦慣例(本件に關係なきゼネヴァ條約のことではない)の違反なるものに就ては、予は何も言及しない。そはこの點に關する證據が今尙ほ不充分であるが故のみでなく、假に事實が立證せられたるにしても、事は交戦者間だけの問題で、本寄書の専ら論題とする中立人の權利に關するそれではないが故である。且予の見解は専ら問題の法律的視角よりするもので、日本艦長の行動を武俠的又は人道的法則より批判するは他にその人ありと信ずる。(高橋、英文日清戰役判例、第四一二頁に據る)

日露戰役  
中の廣南  
號

二六二〇 日露戰役中の廣南號(The Quang-nam) 事件といふは、本船は巴里に本店を置き佛領交趾西貢を定繫地と爲せる支那沿岸航海會社なるものの所有に屬し、佛國旗を掲ぐる貨物船であつた。本船は明治三十八年四月中、西貢にて酒類八百箱を積み、カムラン灣に航して當時同灣に碇泊中なりし露國太平洋第二艦隊に之を引渡し、程なく同灣を發して上海に到り、燃料として石炭百三十噸を積入れたる外、何等の貨物を

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



積まずして翌五月某日上海を發し、マニラに向ふと稱して臺灣及び澎湖島間の航路を取り、轉じて八罩水道に進入し、更に虎井島の北方を遊弋し居りし所を帝國軍艦に發見せられ、敵國のため偵察の任務に従事するものとして拿捕せられた。而して佐世保捕獲審檢所にては、本船は露國政府の備船となれること、その上海よりマニラに向ふと稱して臺灣及び澎湖島間の難航路を故さら取り、轉じて八罩水道に進入したのは、一同島附近に於ける我が防備の状況及び艦隊の動靜を偵察するの目的なりしこと、西貢に於て本船が曾て使用したることなきカルヂツフ炭を積入れ、又一の載貨なくしてカムラン灣より上海に到り、同港にても亦何等貨物を積込まず、却つてマニラに航して尙ほ餘りあるほどの多量の石炭を貯藏しながら更にカルヂツフ炭百三十噸を積入れたること等の事實に徴し、本船は露國政府に備はれ敵國を利用するため我が防備及び艦隊の動靜を偵察するの任務に従事したるものとの理由に於て没收の檢定を下し、高等捕獲審檢所に於ても、この檢定を正當として抗告を棄却したものである(『日露戰役捕獲審檢誌』第一二〇六頁以下參照)。

二六一 第一次大戦中にも、敵の備船たる中立船を論ずるに敵船を以てしたる事件は少なからずあつたが、その顯著なる一二の例としては、英國捕獲審檢所の諾威船 *Thor* (註一)、獨逸審檢所の丁抹船 *Island* (註二)、同じく諾威船 *Drumner* (註三) の檢定などを擧ぐべきであらう。

註一。諾威船トルは米國の一汽船會社 *The Inter-American S. S. Line* の備船となり、英獨開戦の前日たる一九一四年八月三日、南米の一港にて石炭を積んで將にウルグアイに向け航出せんとする折、獨逸の海軍豫備將校某なる者本船に來り、船長に向つて本船は更に漢堡亞米利加汽船會社の備船となりたることを告げ、自分は載貨販賣掛として本船に乗込むべく、船長は自分の指圖に従つて行動すべしとの旨を傳へた。斯くて船長は彼の命するが儘に、獨逸

第一次大戦中の事

The *Thor*, 1914

の石炭船二隻及び獨逸の一商會の備入に係る中立國の一石炭船と共に、西印度の *Parana Cays* 附近を徘徊し、獨逸艦隊の來會を俟ちて之に各船積載の石炭を供給せんと用意し居りし際、英國軍艦の拿捕する所となり、*St. Lucia* 所在の英國捕獲審檢所にては『中立船にして交戰國に備はれ又は使用せられ、該交戰國のために貨物を輸送し、且その國の政府又は代理人の指揮命令の下に行動するものは敵船と看做し、載貨と共に之を没收することは、往昔の *The Rebecca* 事件の判決例以來英國の一法則となつてある。…倫敦宣言第四十六條は、中立船が敵船として取扱はれて没收せらるる場合を「二。該船が敵國政府に於て該船内に乗組ましめたる代理人の命令又は監督を受くる場合」又は「三。該船が全部敵國政府の爲めに備入れられたる場合」と規定するも、予 [Chief Justice Collier] はこの規定に依る英國法則の更正を敢て賀せず、又この新規定が必しも明晰の文字なりとは思はない。予の所見にては、本規定は宜しく「該船が敵國の政府又はその代理人に依り運送又は供給の目的を以て備入れ又は使用せらるる場合」と書くべかりしものと思惟する。然れども倫敦宣言の公的報告書を參照すれば、運送船は没收せらるべき諸船の中に包含せらるること何等疑惑の餘地を存しない。即ち敵の艦隊に隨伴する石炭船は、同報告書に於て明かに運送船と認められてある。且本件の場合に於ては、本船は敵の艦隊に「隨伴」したるものではないが、既に敵に使用せらるるの意思ある以上は、その文字通りの達成なしと雖も犯行は成立せらるものと謂ふべく、隨つて本船は載貨と共に適法の捕獲物とす。』と檢定した (*Gobbelt, Leading Cases, II, p. 604*)。即ち英國の同捕獲審檢所にては、密に中立船の敵國政府に備入れられたる場合のみならず、苟も貨物運送船として敵國の政府又は代理人に依りて使用せらるる場合には、之を擬するに敵船を以てするもので、倫敦宣言第四十六條第一項の第二號及び第三號よりは範圍を聊か廣く解するものと見られる。

註二。丁抹船 *アイランド* は一九一四年十二月コーペンハーゲン所在の『*アイランド* 汽船會社』之を舊船主より買取り、舊船名の *Estrom* を現船名に改めたもので、一九一五年七月、同じくコーペンハーゲン所有の『*大西洋* 汽船會社』

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨

The *Island*, 1917



に之を讓渡した。而して本船は一九一五年十月、米國より北歐に復航中、之に遭遇したる英艦は本船を以て全部又は一部獨逸人の所有に屬するものと認定して拿捕したが、その審檢に先だち英國海軍省は、船主及び丁抹政府の抗議を排して之を御用船に徴發し、一九一六年一月より七月に至る約半年間、英國旗を掲げて海軍に使役し、同年八月、本船を英國の Furness, Withy & Co. なる一會社の儲船とすることの條件にて一旦之を大西洋汽船會社に還附するの形式を取り、同時にファーネス會社の儲船に移し、丁抹の國旗掲揚の儘之を主として佛伊兩國への物資輸送用に充てたるが、その間に同一九一六年十二月、本船は丁抹にて修理を了へて英國に向へる途次獨逸に拿捕せられた。

本船主たる大西洋汽船會社は、本船は曩に六ヶ月間英國旗を強制的に掲げしめられたるも、依然として中立國たる丁抹の國籍を有するものであり、随つて拿捕せらるべきものに非ずと主張し、在キール捕獲審檢所に對し本船の解放か又は船價の賠償孰れかを得たと訴願した、然るに同審檢所にては、英國海軍省が自國の捕獲檢定を下すに先だちて行ひたる違法の徴發、及び引續き英國旗の下に之を使用したことは以て本船の國籍を變更せしむるに足らざるものであるから、この點に關する訴願人の論旨は肯定すべきも、本船が事實英國政府の手先であることの明瞭なるファーネス會社の儲船となりたるの一事は、これ則ち英國政府の儲船となれると同じで、随つて本船は丁抹の國籍を掲ぐるも敵の役務に従事するものであると爲し、本船を沒收と檢定した。訴願人は服せずして抗告した。その抗告の理由の一には、非中立的役務なるものは船主が任意に船をその役務に提供したる場合に於て始めて成立する、然るに本船は、儲船契約に調印せずんば英國政府之を解放せざるが故に已むなく調印した迄で、一に強制の結果であるから、この場合に非中立的役務を以て論ずるは當らず、といふのがあつた。けれども伯林高等捕獲審檢所にては抗告に理由なしとし、殊に儲船契約の強制云々の點に關しては、儲船提供に依りて儲かるべき利益を棄てんとさへすれば之に應ぜざるを得る譯で、之に應じたのは畢竟利益の打算に由れるものであるから、必しも強制と謂ふべからず。本船は船主の意思に反してのことなるにもせよ、英國海軍のために儲船となつて行動したものであるから、凡そ敵國政府の儲船

The  
Draup-  
ner,  
1918

となれる船は敵船に擬し總て適法の捕獲物とすと規定する所の獨逸捕獲令第五十五條に依り、本船は沒收すべきものなりと檢定した(Fauchille, Jurisp. Allem., p. 8)。

註三。諾威船ドラウプナーは一九一五年八月佛國の或石炭會社の儲船となつたもので、その儲船契約に依れば、本船は専ら佛英間の石炭輸送に使用すとありて、儲船期間は幾たびか延長せられ、結局一九一七年一月末日迄となつてあつた。その期限の切れる二ヶ月前、本船はバラストにて佛國のサン・ナゼイル港を發しカルヂフに向ふの途次、獨逸潛水艦の臨檢を受け、次で撃沈せられた。同艦長の報告に依れば、本船は一見佛國の一私設會社の儲船たるが如きも、英國政府が主として佛國への石炭供給の義務を果たすために使用する所の全然同政府の管理の下にあるもので、之を私設會社の儲船としたるは、單に獨逸捕獲令第五十五條のC號の適用を免れんがため體裁を繕へるに過ぎずと認めたるが故とあつた。

在漢堡捕獲審檢所にては右の報告と同様に、本船は専ら英國政府が佛伊兩國への石炭供給の義務履行のために使用するものなること、英國にては如何なる船も英國官憲の許可なしには英國港を出發する能はざる制なること、故に石炭受渡の當事者双方が假に私設會社であるにしても、それは英國政府の許可なしには不可能なること、戦時にありては敵國の政府自らは儲船當事者とならず、専ら私人を之に當らしむるのが常で、これは日露戦役にも露國の儲船に屢次その例ありたること、故に獨逸捕獲令第五十五條C號と一致する倫敦宣言第五十五條に謂ふ所の敵國政府とは、單に政府が儲船當事者として表面現はれてある場合のみに限らず、苟も該船にして儲船契約に依り敵國政府の管理の下に置かれ、而して中立人たる船主がその情を知れるが如き一切の場合を意味すと解すべきものなること等の理由にて、本船は適法の捕獲物なり隨つてその破壊は適法行爲なりと檢定した。船主側は服せず、殊に非中立的役務に従事すと認めたる船を破壊するには、その事實の確然動かすべからざる證據のありたる場合に限りべく、漫然たる認定の下に破壊を爲すを得ざることは獨逸捕獲令第一百二十二條第二項の明規する所で、この規定に鑑み本船の破壊は違法であり、



随つて破壊者に損害賠償の責任ありとして伯林高等捕獲審檢所に抗告した。この抗告に對しては、備船契約に於て敵國の政府がその當事者として記載しあると否とは問ふ所に非ず、要は實際敵國政府の管理の下に立ち、政府の役務に従事するの如何を突止むべきこと既にアイルランド事件の檢定に於て設ける如くで、この點に於ては漢堡審檢所の見解は當を得たるも、本船は既に敵國に禁制品を輸送し了りて後の航海中に於ての拿捕に係るものであるから、最早や之を沒收するを得ざるもので、随つて本船破壊のことは違法として船主に對し賠償の責ありと爲し、尙ほ本件に附帶して關係保險會社の申請せる損害賠償要求の件は之を棄却すと裁定した (Fauchille, *Ibid.*, p. 162)。

二六一一 敵を利する情報傳達のための航海も、船長に於て全然情を知らざりし場合には、英國にては該船を沒收とせざること前掲のラビッド事件の檢定の示す所であるが、敵の備船となりたるものにおいて、たとひ船長に於て情を知らざりしとするも沒收を免除せずと爲すこと、第一次大戦中に同じく英國の *The Zambesi* 事件の上に見えた(註)。この判決の中に『本請求者が情を知らざりしにもせよ、本船は獨逸政府の備船となりて情報傳達の役務に従事したるものなるが故に當然沒收すべきものとす』とあるは可なりとし、『非中立的役務に従事する船の沒收となるべきや否やを決するには、之に従事しつつあることを船主に於て知り居りしや否やには關係なく、その従事に由りて拿捕國が損害を受けたるや否やを一に標準に取りて裁斷すべきもの』と云へるは、船主又は船長の情の知否は一切問ふを須みずと原則的に論斷したもの如くに響き、ガルナーが『特別に峻嚴の感を人に與へざるを得ず』と評したるが如く (Garner, *Prize Law*, § 448, p. 614)、確に峻嚴の感なきを得ない。

註。ザムベシは英國船で、船主は之を太平洋獨逸群島の一たるナウラに支店を有する英國の一商店に貸渡して居

備船の情  
報傳達と  
船長の情  
の知否

The  
*Zambesi*,  
1914

つたが、開戦直後の一九一四年八月六日、折柄本船のナウラに碇泊中、同島の獨逸官憲は同支店主任に獨逸は露國との間に開戦となれりと告げ(但し獨逸が英國との間にも既に開戦となりし事實は故さら告げず)、且同じ獨逸屬領のラパウル島所在獨逸政廳へ書信を送りたきに付、その使者を同地に派遣したしとして、同地への往復のため本船の一時下傭入方を交渉し、その承諾を得、斯くて本船は獨逸官憲の下傭船となり、該使者某を乗せてナウラを出帆したるに、同月十二日その遭遇せる一英艦より臨檢搜索を受けた。この時該使者は携帶書類を海中に投棄せんとしたが、成らずして差押えられ、本船も拿捕となりてシドニーに送致せられた。同地の英國捕獲審檢所にては、船長は一にナウルの支店主任の命するが儘に航海し、情を知らざりしこと、船主も原傭船主も亦之に與かり知る所なかりしことと之を認むるも、『たとひ本請求者が情を知らざりしにもせよ、本船は獨逸政府の備船となりて情報傳達の役務に従事したるものなるが故に當然沒收すべきものとす。凡そ適法の主任者の行爲に依り敵國政府の役務に従事することのため事實上敵對の具に化したる船は、たとひ該主任者及び船主若しくは傭船主にして德義的憐愍の責なしとするも、沒收の制裁は之に伴ふものとす。非中立的役務に従事する船の沒收となるべきや否やを決するには、之に従事しつつあることを船主に於て知り居りしや否やには關係なく、その従事に依り拿捕國が損害を受けたるや否やを一に標準に取りて裁斷すべきもので、これは既に一八〇七年のオロゼムボ事件に關するストウエル卿の判決に先例あり。』と論じ、本船及び載貨共に沒收と檢定された (Cobbett, II, p. 602; Garner, § 448, p. 614 參照)。

二六一三 敵の備船となれる中立船を敵船と看做すのは敵國の政府に備船となつたものに限られ、敵の個人の備船その他軍事的用途に全然關係なきものは敢て敵船と看做すの要なく、又爾く看做さないのが従前の慣例である。然るに第一次大戦中、獨逸は個人の傭入に係る中立船にても之を敵船と看做すことの規定を設けた。即ち獨逸は一九一七年七月十六日を以て一九〇九年の捕獲令の一部を改正する勅令を發布し、先づ前

敵の個人  
の備船と  
なれる中  
立船

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



文に於て『英國及びその同盟國が海戰の法則に關する倫敦宣言を廢棄することに依りて執りたる措置に對する新報復手段として、朕は本戰役中、一九〇九年九月三十日の捕獲令、一九一四年十月十八日、十一月二十三日、及び十二月十四日、一九一五年四月十八日、一九一六年六月三日及び七月二十二日、並に一九一七年一月九日及び六月二十五日の各補足令に左の改正を加ふることを裁可す。』と記し、二ヶ條の追加及び改正を爲せるが、その一たる第五十五條の改正は『中立船は左の場合には敵の利益のために軍事的幫助を與ふるの犯行ありたるものと看做す、(C)敵國政府の備船となりたる場合。』と爲し、その(C)を『敵國政府の備船となり又は敵國の作戦の利益のために航海する場合。』と改め、更に加ふるに『左の場合は、反對を立證すべき事情あるに非ざる限り、敵國の作戦の利益のために航海するものと看做す。即ち敵國人、敵國在留人、又は本戰役中敵國政府の代理人の備船となりて敵の領土又は占領地より又は之に向け航海する場合。』の一項を以てした。而して更に一九一八年四月二十四日の勅令に依り、右の次に左の一項が追加となつた。即ち『敵國との間に船腹貸契約を取結びたる中立國の所屬船、及び所有商船の大部分が敵の利益のために使用せらるる國の所屬船は、孰れも敵の軍用に供與せらるるものと看做す。』といふのである。

獨逸のこの新規定の下にありては、敵國の個人の備船たる中立船も之を敵國政府の備船に擬し、その他敵の軍用に全然無關係のそれすら敵船として取扱はるる場合もある譯で、從來の非中立的役務の觀念とは著しく背馳するものとなつた。獨逸は之をば敵の倫敦宣言廢棄に對する報復手段と稱したが、敵にして右様の背馳方針に出でたとしたならば、同様の措置を以て之に對抗することは一の報復手段として辯護し得られぬでもないが、獨逸のこの場合に於ける報復なるものは、聊か報復の濫用たりし嫌なきを得ない。

### 第三項 中立船便乗の敵國軍編入者の拉致及び抑留

前書き

二六一四 敵國軍に編入せられたるものにして海路歸國の途に就くに方り、中立船に便乗することは有り得る話である。而して中立船とても、特に彼を輸送する專一の目的を以て航海するものでなく、單に之を便乗せしむるに過ぎぬのであらば、非中立的役務とは全然没交渉である。然るに倫敦宣言(及び帝國海戰法規)は、斯かる場合の敵國軍編入者の取扱を『軍事的幫助』(非中立的役務)の章の下に於て律定する。これは程序その宜しきを得たものと思へない。けれども既にさうなつて居るのであるから、參照の便を計り本講に於ても之を本款中的一项として論述する。

二六一五 従前にありては、拿捕するを得ざる中立船の内にある敵國人は、臨檢の交戰國軍艦に於て之を拉致するを得ずといふのが一般の慣例であつた。曾ては南北戰役中、米國の一軍艦が英船トレントに臨檢し、同船便乗の南軍の英佛兩國行の外交使節を拉致して之を俘虜とするや、英國政府は強硬の抗議を米國政府に提し、國交を賭して之を争つたことがある(註)。降つては一九一二年の伊土戰役中、伊國軍艦の佛國商船マノウバより土耳其の軍人若干名を拉致したことも、これ亦佛伊兩國間の一問題となつた。特にトレント事件は、その以前に殆ど據るべきの先例に乏しかりしだけ、英米兩國當局者の各主張は孰れも先人の學說を己れの有利に援用して論據を新に組立てたものの如く、又之に對する世評も區々で、是非の論は斯學者の間に大に鬭はされたものである。

中立船便  
乗の敵國  
人の取扱

註・英船トレントは、南北戰の勃發後程なき一八六一年十一月八日、ハバナを發し西印度の英領ナッサウに向け航



行中、米國軍艦之に臨檢し、本船便乗の南軍より英佛兩國に相赴かんとする Mason 及び Shidell なる二名の外交使節をその隨員二名と共に引卸し、然る上本船の進航を許し、該使節及び隨員は俘虜として之をボストンに押送した。報が倫敦に達するや、英國の輿論は沸騰し、殊に本船乗組の郵便物主任者たる英國の一退役士官の現場目撃談に「艦員は該兩使節を拉致するに方り銃剣をその一人スライデルの娘の胸に擬して威嚇したので、自分はその間に立ち塞がり、同艦員を叱咤して漸く彼女を救つた」とあるのが新聞紙上に傳へらるるや、國民の激怒は彌が上加はつた。英國政府は右の拉去を違法として強く抗議し、嚴重の照會を發した。英國外相ラッセルがこの照會發送方に關し在華府同國大使ライオンに發したる訓令(一八六一年十一月三十日付)中に「以上の事實に照し、本船即ち中立國たる英國の船が適法且無害の航海を爲しつづつある際に於て船内より或者は強制的に拉致せられた。これ英國の國旗に對する凌辱であり、國際法違反の暴行である。……本政府は米國政府が自發的に本政府に對し英國國民を満足せしむるが如き救濟、即ち本件四名を解放して之を貴官に引渡し、以て再び之を英國の保護の下に置き、且その行へる侵略的行爲に對し相當の陳謝を爲すべきことと信ず。國務長官にして之を申出でざるに於ては、貴官はこの要求を彼に提示せらるべし。」とあり、更に追訓するに「國務長官にしてこの重大且悲むべき事件を篤と考慮するに就て猶豫を求むるあらば、貴官は七日間を超えざる猶豫に同意せられて可なり。その期間を過ぎ何等回答なく、又は女皇陛下の政府の要求に同意する以外の回答を差越したる場合には、貴官は館員の總てを伴ひ華府を引揚げ、直ちに倫敦に歸還せらるべし。」との指針を以てせるが如き(R. W. Page, *Dramatic Moments in American Diplomacy*, p. 155) 其の要求は事實に於て最後通牒に類するものであつた。

この要求は同年十二月二十日を以て米國政府に提示せられた。而して之に對する國務長官シューアルドの同十二月二十六日の回答は、先づ「本件南軍使節及び隨員は言はば戰時禁制品類似のものである。敵の役務に従事する海陸軍人は之を擬するに禁制品を以てすべきことは學說及び判決例の一致する所で、フアマテルは戰は敵の一切の資源を絶

たしめ、援助を國外に要求せんとする使節の派遣を妨遮せしむと云ひ、サー ウェリアム スコットも、敵の使節はその途上に於て塞止するを得と説く。信書もその明かに禁制品たることに譲らず、之を携帶し又は傳達を企圖する使者も亦同様の制裁の下に立つ。或は交戦國も中立國も未だ正當に承認せざる所の纂奪國の僭稱使臣は擬するに禁制品を以てするを得るやの疑問もあらんが、法の精神に訴へて考ふれば、その均しく然る所以を知るに難からず。」と述べて本件四名拿捕の敢て不法に非ざる所以を辯明し、一轉して「本艦艦長は本船の臨檢捜査に方り禁制品積載のことを知悉したるが故に、之を捕獲審檢港に引致すること艦長の權利にして且義務なるも、艦長は本船便乗の船客及び積載の郵便物に對する敬意のためか將た之を引致するに力足らざりしがためか「トレント」の船長以下船員は拿捕に一切助力を拒絶したとあるので、事實後者の理由であつたやうである。」本船を解放したるが、船を捕獲審檢港に送致することなくして本件四名を拉致したるは國際法に遵依せざるものにして、手續上に誤ありしを認む。仍て本件四名は茲に釋放すべく、尤もこの釋放は敢て英國の主張に屈したるが故ではなく、米國自身の傳統的正義觀に發するものに外ならず。」と述べ、英國大使に於て彼等を受取る時と場所を取定めて通報ありたしと覆照した。即ち釋放の理由は、英國の抗議したるが如く中立船は中立國に向ふ外交使節を輸送すること自由なりとの主張に承服したが故ではなくして、拉致の手續上に誤りありしといふにあつたのである。英國政府は、彼等は英佛兩國共に之を接受するの權ある所の外交使臣であり、その行先は敵地に非ずして中立國であるから、彼等を擬するに禁制品を以てするは當らず、その拉致は確に違法なりとの見解を尙ほ固持したが、既に米國政府に於て本人を釋放と決したので、それ以上追究する所なく、結局本件は右にて解決を告げた(Moore, *Digest*, VII, § 1265, p. 769 以下)。尤も英國の抗議に就ては佛、奧、普、伊、露等を始めとし、之に理ありと視る國が少なからずあつたので、右の釋放は米國政府が一は斯かる外交的空氣に顧みた關係もあつたのであらう(D. Jordan & E. J. Pratt, *Europe and the Amer. Civil War*, p. 202 以下)。斯くして彼等四名は英米兩國當局者協議の末、程なく英國の一軍艦にてトレントの拿捕當時の行先地



たりしナッサウに送還せられた。

二六一六 トレント事件の経過は大要上叙の如くであるが、之に關しては歐米國際法學者の間に當否の論が少なからずある。ホワルトンは、英國外相の本件に對する主張は實質上重なる歐洲諸國の採擇する所で、隨つて之を米國國務長官の辯明と彼此參照し、之より歸納して左の一般的法則を立て得べしと見た。即ち

『(一)交戰國の一方より中立國に派遣する外交使節は、それ自身必しも戰時禁制人ではないが、但し中立船に便乗するにしても、公海に於てならば交戰國の他の一方は之を拿捕するに妨げない。交戰國の外交使節はその代表する國の作戰計畫を増進すべき文書を帶有すべく、果して然らば斯かる文書は禁制品たるべきもので、之を帶有する使節に於てその情を知り且交戰の目的の遂行に之を利用したるに於ては、同じく之に感染し、同じ運命の下に立つ。さればとて中立船に便乗し中立國の一港に向ふ交戰國の外交使節は、必しも作戰計畫の遂行を任務とする者のみとは限らず、或は平和の使命を有することもあらう。…中立船に便乗する斯かる使節にして公海に於て逮捕せられ、而して帶出品中にその代表する國の作戰を助くる何等書類なきに於ては、之に尙ほ且禁制人の性質を附し得るか。トレント事件に於てラッセル卿の主張、即ち他の歐洲列強に依りて支持せられ米國政府も遂に讓歩するに至れる卿の主張は、之に禁制人の性質を認むべきに非ずといふにある。その理由は明瞭で、即ち第一に、使節が或特殊の點に於てのみ違法を構成すべき任務に従事する場合には、その違法の點の存在が立證せらるるに非ざる限り、逮捕は適法に非ざること、第二には、假に右の論法を採らずとするも、元來外交は平和の警察であるから、公海に於ける外交使節は反證あるに非ざる限り平和の使命にあるものと推定すべきである。』

『(二)外交使節にして叛徒の政權を代表し、而してその政權は該使節を輸送する船の所屬國政府に依りて交戰團體と認められ(主權は未だ認められざるも)、而して彼れ會々該船内に於て逮捕せられたる場合の如き、問題は亦右と同様である。西班牙とその南米植民地との間の久きに亘れる戰亂の末期の頃、該植民地は夫々華府に非公式の代表使節を有した。米國船に乗り米國に向ふ該使節の一人にして假に中途西班牙に依り逮捕且拉致せらるるに於ては、米國は之を甚しく不快視したに相違なく、即ち彼の使命が國際法に反し軍隊の徵募又は禁制品の獲得にありと立證せらるるに非ざる限り、その逮捕を默認すべしと思へない。』

『(三)交戰國より中立船に乗り中立國へ赴く使節の使命が明かに作戰の目的に存すと疑ふべき理由ありて、對戰國の之を該船内に於て逮捕したる場合には、該船及び該使節共に捕獲審檢所へ送致するを要する。物を審檢する法廷にて人を審檢するは先例なきことならんも、彼にして作戰上の任務を有すること明瞭なる限り、この措置は今日一般に是認せらるる所と見るべきである。但し捕獲審檢所に於て該使節を禁制人として檢定するありとしても、逮捕の行はれたる船の屬する中立國が逮捕を行へる國に對し中立國の權利の侵害として訴追することは、右の檢定のために妨げらるるものではない。』

(Wharton, Digest, III, § 374, pp. 451-3)

更にムーアは、トレント事件に對する國際法の二三大家の所説を要約して之を左の如く紹介する。

『ダナがそのホカートン版に於て示せる見解に曰ふ、假にトレントにして米國の捕獲審檢廷に廻されたならば、メーソン及びスライデル兩人をば同廷に於て有罪とも釋放とも決定するを得ず、ただ疑もなく之を俘虜として抑留せしに相違あるまい。而して本船に關しては、該兩人にして外交使節たるの特典を有せざりしとするも、之を沒收すべきものと爲す所の決定的判例は英米共に未だこれあるを見ない』(Wharton, Dana's, pp. 650, 651, n.)。ペレルの意見はヘフターのそれを追ひ、交戰國の外交使節の中立港への輸送は、そのみにて中立違反と認むべきものに非ず、使節の目的は交戰の遂行と密着すべく、然る場合にはその逮捕及び拉致は必しも違法でないと説き、ゲッスマナーのたとひ斯かる場合にありても該使節にして二つの中立港間を航する際に之を逮捕することは違法なりとの區別的見解には



彼は贊しない(Parels, Das Internationale Öffentliche Seerecht, 1882, § 47, cit. Heffter, § 161a)° ヲルナー  
 ドは、敵人輸送の故を以て中立船を沒收するには、該船は事實敵の運送船として行動しつゝありしことを立證するを  
 要す、之がためには、輸送する敵人の員數、彼等の任務の性質、その重要性、及び彼等の直接又は終局の行先地は右  
 立證の要素となるべく、且船主又はその代理者若しくは船長の側に於ける意思の存在、若しくはその意思を依つて以て正  
 當に推測するを得べき覺知あるを要する……凡そ中立性の利益を喪失せりとのことが法的に立證せらるるに非ざる  
 中立船からは、公海に於ては何人を問はず俘虜として之を拉致することは適法に非ずと説く(Bernard, Neutrality  
 of Great Britain, Chap. 9)° トラントは先づ之を捕獲審檢所に送致すべかりしものとの國務長官シューアルトの  
 見解に對しつは North American Review (July, 1862) 1. に批評の載れるものがあるが、更に 5 American Law  
 Review, 269. に「トレント事件が決定的に解決したる一事あるは他なし、禁制人の航行を妨遮する場合には、彼  
 を船内より引卸し而してその船の進航を許すことは違法で、即ち船そのものを拿捕し、捕獲審檢のため之を交戦國港  
 に送致せざる可らざることである。」とある。

『メーソン及びスライデルの拉致に關しウールジの説に曰ふ、本船そのものは彼等を抑留せる士官が自ら認めたる  
 如く、權利を抛棄してその進航を許したものであるが、何等文書は之を發見しなかつた。本件に就て注意すべきは他  
 なし、(一)一國が公海に於て中立船より敵國の使臣、叛逆者、その他如何なる性質の犯罪人を拉致することに關して  
 は國際法上何等手續の知れたるものなく、又凡そ中立船を斯かる人物の便乗するの故を以て審檢のため拉致するは爲  
 し得ざるものなること。(二)敵性の文書を船内に發見したるときは、該船は之を拿捕して港に引致するを得べく、而  
 して我が領水内に入りたるときは、叛逆の嫌疑者として本件四名は之を我が法律に依り處斷すべきも、該船を拿捕す  
 べき適法の理由は無いやうで、彼等嫌疑者を活ける文書と見るは不合理なること。(三)本船の如き郵便物及び旅客を  
 中立國の甲港より乙港に輸送する郵便船としての船の性質は殆ど有罪の可能性を排除すべく、たとひ敵人の之に便乗

するものありとするも、彼にして中立の甲國より乙國に行くものたるに鑑み、その便乗が以て該船を有罪性たらしむ  
 るやは疑問なること。(四)由來中立國の權利を主張するに熱心なる米國としては、公海に於て中立船よりその船員を  
 拉致する従前の英國の慣例を學ぶが如きは甚だ不似合なること。然しながら以上を外にし、トレント事件は英國をし  
 て海上に於ける中立國の權利の擁護者側に引入れたる點に於て、世界に對し有益の資料を供したるものと謂ふべきで  
 ある。』と(Woolsey, Int. Law, § 190)』

(Moore, Digest, VII, § 1265, pp. 777—8)

近代にありては、オッペンハイムは『メーソン及びスライデルの兩名は嚴正なる意義に於ての外交使節と  
 は云へない。なぜならば、彼等は南軍聯邦より派遣されたる者とは云へ、當時南軍は單に一の交戦團體と認  
 められたものに過ぎないで、外交使節を外國に派遣するを得る國とは認められてなかつたからである。けれ  
 ども彼等は准外交的性質の政治的使節であつたが故に、この點に於て英國の抗議の論點は蓋し當を得たるも  
 のと云へやう。佛塊普の三國政府がその在米各公使を通じ米國政府に抗議したる事實は、中立船は交戦國の  
 外交使節を、該交戦國の領水内は別とし、少なくとも公海に於ては無礙に輸送し得るものたるを示すものであ  
 る。』と説く (Oppenheim, II, § 408, p. 530, n. 4)°

要するにトレント事件に於て問題となれる中立船内の敵國人を公海にて拉致することの當否に關しては、  
 學者の多數は否定説であつたのみならず、特に英國がその非を力説強調したることは、倫敦宣言以前の學説  
 及び慣例を尋ねる上に於て須く注意すべきである。

二六一七 斯の如く倫敦宣言以前にありては、中立船より敵人を拉致するを得ずといふのが學説及び慣行  
 に由る一般的原则となつてあり、ただ之に對し唯一の例外として認められたるものは、中立船内の敵の傷病者

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



又は難船者は交戦者に於て之が引渡を請求するを得ることである(赤十字原則海戦應用條約第三條)。然るに倫敦宣言は、中立船内に發見せられたる敵人中の敵國編入者は、該船を拿捕するを得ざる場合と雖も尙ほ且總て之を俘虜とするを得と爲す所の第二の例外が新に設けられた。その條文左の如くである。

第四十七條 敵國軍に編入せられたる一切の人員にして中立商船内に在る者は、該船舶を拿捕するを得ざる場合と雖も之を俘虜と爲すことを得。

この規定は畢竟は交戦者としては該中立船を捕獲審檢所に送致して之を審檢に附することに伴ふ煩を省き、一は該船側に取りてもその煩雜を免るることの便宜があるといふ趣旨に出でたものである。而して同時に、中立船にして拿捕すべからざるものなるときは該船より敵國の何人をも拉致するを得ずと英國がトレント事件に於て力説したるその主張を今や英國は讓歩し、敵國軍編入者であれば、又敵國軍編入者である限りは、之を拉致するを得るといふ例外的新規定に折合つたものである。

二六一八 帝國海戦法規も第八十二條に於て倫敦宣言第四十七條の規定をその儘に踏襲せるが、更に同宣言に規定なき左の二ヶ條を八十三條以下に設けてある。

第八十三條 前條の場合ニ於テハ臨檢士官ハ艦長ノ命ヲ承ケ其ノ引渡ヲ艦長ニ請求スルコトヲ得。  
艦長引渡ヲ拒絶シタルトキハ臨檢士官ハ該人員ノ收容ニ着手シ、乗員之ニ抵抗シタルトキハ該船舶ヲ拿捕スベシ。

第八十四條 前條ノ場合ニ就テハ臨檢士官ハ書式第七ニ依リ引渡ニ關スル調査ニ通ヲ作成シ、内一通ヲ艦長ニ交付スベシ。

人員引渡の請求と拒絶の場合の措置

帝國海戦法規に依る書式

右の書式第七とは左の如きものである。

書式第七(第八十四條)

敵國軍隊ニ編入セラレタル人員ノ引渡ニ關スル調査

船名 何國汽(帆)船何々  
船長氏名 何 某

一。何年何月何日經度何々、緯度何々、何處ニ於テ、官氏名(臨檢士官)ハ帝國軍隊何々艦長官氏名ノ命ニ依リ前記船舶ヲ臨檢シタリ。

二。本官ハ其ノ船舶書類ヲ檢査シ、尙船内ヲ檢査シタル結果、前記船舶ハ何年何月何日何港ヲ出港シ、何地ヲ到達地トシテ何地ニ向フモノニシテ、該船舶ニ搭乘セル乗客中左ニ記載シタル者ハ敵國軍隊ニ編入セラレタル人員ナルコトヲ認メタリ。

氏名 官階 年齢 所屬軍  
.....  
.....  
.....  
(乗客名簿ニ記載シタル氏名ガ實際ノ氏名ト異リタルトキハ其ノ旨ヲ附記シ、其ノ他必要ト認ムル點アラバ併セテ之ヲ記入スベシ)

三。船長ハ前記人員ノ引渡ヲ承諾シタルヲ以テ、本官ハ艦長ノ命ニ依リ之ヲ俘虜ト爲シタリ。  
(船長ガ引渡ヲ拒絶シタル場合)

船長ハ前記人員ノ引渡ヲ拒絶シタルガ故ニ、本官ハ船長ニ對シテ船長又ハ乗員ニ於テ抵抗ヲ爲ストキハ船舶ヲ拿捕スベキ旨ヲ豫告シタルニ、船長ハ遂ニ引渡ヲ承諾シタルヲ以テ、本官ハ艦長ノ命ニ依リ前記人員ヲ俘虜ト爲シタリ。(尙船長異議ヲ申立テタルトキハ其ノ異議ノ要領ヲ附記スベシ)。

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



四。本官ハ俘虜及其ノ私有物ヲ收容シ、私有物ニ付テ左ノ目録ヲ作成シタル後之ヲ軍艦何々ニ轉載シタリ  
俘虜私有物目録

- 一。何々
- 一。何々

五。本調書ハ二通ヲ作成シ、一通ハ署名(船長署名ヲ諾シタルトキハ連署)シテ之ヲ船長ニ交付シタリ。  
年月日

帝國軍艦何々乗組 臨檢士官 官氏名印

注意。船長又ハ乗員引渡ニ抵抗シタル爲船船ヲ拿捕スルニ至リタルトキハ書式第十五ニ依ルベシ。

二六一九 前掲の帝國海戦法規第八十三條の第二項にあるが如く、船長に於て當該人員の引渡を拒絶し、而してその拒絶を排斥して人員の收容に着手せんとする臨檢士官に向つて乗員が抵抗すれば(抵抗するのでなければ拒絶は有名無實であるから抵抗する場合あるものと推定すべきである)、該船は拿捕せらるるを免れない。この規定は他の國々の慣例とも一致することと思ふ。追て記する昭和十五年一月二十一日の淺間丸臨檢事件の際には、同船船長は臨檢士官の在船獨逸人引渡の要求を飽くまで拒絶せざりしとの故を以て我が國論の非難を招き、遂に船長の職を抛つた不幸となつたと聞くが、假に彼にして飽くまでも之を拒絶し、言辭の拒絶は實力の拒絶となり、臨檢士官の拉致人收容に抵抗するありしとせば、同船は拿捕を受くるに至つたかも知れず、又拿捕を受くるの覺悟あるのでなければ拒絶するを得ざる譯で、船長たる者はその拒絶と己れに託せられたる船の損失との利害得失を較量せねばならぬ責任がある。之を想へば、該船長に對する國民の當年の非難は、必しも正鵠を得たものとは思へない。

拒絶せば  
船は拿捕  
さるるを  
免れず

伊土戰役  
のThe  
Mann-  
bat

二六二〇 倫敦宣言が出来てから(但し不批准となつたが)後に本條の關する第一の問題となつたものは、

一九二二年の伊土戰役に於ける佛國マノウバ事件である。

本船は馬耳塞とチュニス間の定期航海に従事する佛船で(佛國のCompagnie de Navigation Mixte と云ふ汽船會社の所有)、伊土戰役中の一九二二年一月、同國船 Le Carthage と共に馬耳塞を發しチュニスへ航行中、伊國の一驅逐艦の臨檢搜索を受け、マノウバの船内には土耳其人二十九名が発見せられ、本人等は赤半月社(他國の赤十字社に當る)の救護班員と自稱したるも、臨檢士官は之を戰場に赴任する陸軍將校と判斷し、本船をカルタージュと共にカリアリ港(サルジニア島の南部の Cagliari)に引致した。是に先だつ數日前、佛國政府は土耳其政府より該救護班のチュニス經由にて戰地に赴くに就ての便宜供與方の依頼を受けて之に同意したるに、在巴里伊國大使は之に異議を挟んだ。之に對し佛國政府は、該土耳其人の身分の救護班たることを信するも、尙ほ念のためチュニス官憲をして之を突止めさせしと答へたので、伊國大使は異議を撤回し、その旨を羅馬に報告したが、之と行違に右の引致は行はれたのである。而して本船は船長が該土耳其人の引渡を拒みたるの故を以て抑留となりしも、報に接したる羅馬の佛國大使館は在カリアリ佛國領事に命じ、翌日彼等を伊國官憲に引渡さしめたので、本船は進航を許された。

佛國政府は伊國驅逐艦の措置に關し伊國政府に向つて強硬に抗議し、佛國の國旗凌辱に對する陳謝、該土耳其人の解放、捕獲權制限條約及び赤十字條約の違反竝に船主の受けたる損害等に對する賠償を要求した。伊國政府は、問題の土耳其人に關しては在カリアリ佛國領事に於て尙ほ調査を遂げ、その果して戰闘員たる場合にはチュニスよりトリポリに向ふこと勿らむべしとの了解の下に之を同領事に引渡したが、損害賠償

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨



に關しては、自國軍艦は單に倫敦宣言第四十七條の規定に遵由して行動したるのみと稱し、その要求を拒絶した。

その後本件は外交交渉にて妥結を得なかつたので、之を仲裁裁判に附議して(一)伊國軍艦が本船を拿捕して一時抑留し、船内の二十九名の土耳其人乗客を逮捕したことは伊國海軍官憲の權利に由る行動と認むべきや、(二)右の決定に伴生する金銭上その他の結果如何、の二論點の裁決を求むることになつた。而してその附託を受けたる海牙常設仲裁裁判所にては、翌一九一三年五月之が裁定を下した。その要旨は、右の(一)に就ては、伊國軍艦の本船に對し臨檢搜索を行ひたるは適法なること、敵國軍人と認むるに充分確證ある者に就ては、その引渡を強制的に要求するの權も亦これあること、但し船を拿捕し及び強制的に針路の變更を命ずることに就ては、船長にして右の要求を拒絶するに非ざる限り之を行ふの權なきこと、然るに本件の場合に於て、伊艦は敢て彼等の引渡を要求したのではないから、本船の拿捕及び引致は違法なること、尤もその違法たることは、在カリアリ伊國官憲が該土耳其人の引渡を要求し且之を抑留するの權、竝に船長にして之に應ぜずんば本船を抑留するの權を敢て非認するものに非ざること、隨つて本船のカリアリ港に於ける留置及び該土耳其人の抑留は適法なること、又(二)に就ては、伊國は本船引致に伴ふ船主への賠償として四千萬ランを佛國に支拂ふべきこと等で、この賠償を外にしては大體に於て佛國に取り有利の判決であつた。尙ほ本件に關しては、當初兩係争國間に倫敦宣言の拘束力の問題が論議せられたるも、仲裁裁判所にてはその決定中に態とこの點に觸るるを避けたやうである。

この判決には法理上多少曖昧の點ありて、要するに理義を斷する司法的裁判といふよりも、双方の顔を立てんとする妥協的解決たるに近きものであつた。これは畢竟多くの仲裁裁判を通じて往々見るが如く、本件に於ても仲裁裁判の性質に外交的考慮が多分に加味せられたる妥協的結果であらう。

二六二一 倫敦宣言第四十七條にある「敵國軍に編入せられたる一切の人員」とは、同第四十五條の同じ言句の解釋に於けると等しく、現に敵國軍に編入となつて居る者を意味し、隨つて軍役に適する壯齡の敵國人にしても、その未だ敵國軍に編入せられたるに非ざる個々の者であれば、以て之を俘虜と爲すを得ずと解釋すべきである。又倫敦宣言以前にありても、それが一般の慣例であつた。稀には例外もあつた。南北戦役中、北軍の將シアーマンが南軍占據のアトランタ市に侵入したる折に、南軍の議會にては同市の壯丁全部に動員令を下したること、隨つて彼等は何時にも武器を操りて北軍に敵抗するの用意を有する者なること、の理由の下に北軍では彼等の多數を俘虜としたものである。けれども一般の慣例としては、之を俘虜とせざるものと認められてあつた。一八七〇年に普佛開戦となるや、米國在留の獨佛兩國人中には各本國の軍に服役せんがため歸國の途に就ける者頗る多く、或時は紐育解纜の船二隻に豫備役の佛人千二百人から乗込んだ(但し孰れも普通の乗客として)。斯く彼等が相率ゐて歸國するに方り、兩交戦國は曾て互に中途之を妨害することなかつた。尤も一は海上捕獲に力を注ぐだけの餘裕が双方共に不充分であつたにも由らるが、兎に角彼等は交々大手を振つて歸國するを得たのである。

二六二二 第一次大戦に於ても、英佛兩國政府は當初は倫敦宣言の上記の解釋を素直に守つて居つた。然るに獨逸が白佛兩國の占領地より軍役に適する壯齡の者を概ね本國に拉致するの舉あるに及び、英國政府は一九一四年十一月一日、英國は自今倫敦宣言第四十七條の拘束を受けず、苟も軍役に適すと認めたる敵國人



軍役に適  
する敵國  
は總て拉  
致す

第十一章 海上捕獲(その三、中立船及び中立貨)

一一四四

にして中立船内に在らば悉く捕へて之を拉致且抑留すべき旨を聲明し、且實行した。佛國政府も同月三日同様の聲明を爲せるが、更に同十一月二十九日には、佛國海相は自今十八歳以上五十歳以下の敵國男子にして兵役に適する者は悉く之を敵國軍に編入せられたる者と看做すべき旨を部内に令達した。のみならず英國外相は、翌々一九一六年三月十二日を以て重ねて『英國は開戦の初めに於ては倫敦宣言第四十七條に遵由し、且同宣言起草委員會の本條に關する解釋(即ち「敵軍に編入せられたる」の語は敵の軍隊に未だ編入せられざる豫備兵役者に適用すべき限りにあらずと云へる)を受諾した。然るに獨逸官憲が佛白兩國の占領地の壯丁を拉致するに至れるに及び、英國政府は本條の原解釋を抛ち、公海に於て中立船内に發見せる敵の豫備兵役者は、その公海の何れの地點にて遭遇するを問はず、悉く之を引卸すことに決せり。』と聲明した。英佛の右の方針は獨逸に對する報復手段として行つたものと云はれたから、必しも故さら第四十七條を曲解したものであるまじく、即ち正しき解釋は解釋とし、別に本條の規定とは離れて臨機の權道に出でたものと見れば見られぬではないが、その結果よりせば、謂ゆる敵國軍編入者の範圍を倫敦宣言の規定以上に擴大したるに於ては一である。

二六三三 中立船内に在る敵國人にして苟も軍役に適すと認むる壯丁は悉く敵國軍編入者に準じて之を抑留するといふ英國(及び佛國)の新方針の結果として、米國の參戰前、米英(及び米佛)兩國間に起りし一爭議にビーペンブリンク事件といふのがあつた。

ヤーペンブリンク(A. Piepenbrink)といへるは獨逸生れの米國の准歸化人である。(米國に歸化するの意思を既に表示したるも、當時未だその手續が完了されてなかつたので、暫く准歸化人と稱して置く)。彼は米

英佛の  
新關  
に關  
する  
米國  
の  
争議

Piepen-  
brink  
事件

國の一商船(The Windber)の司厨を勤務中、一九一四年十一月、同船が一中立港へ向け西印度シアマイカの沖を航行の折、佛國の一軍艦の臨檢搜索を受けたる際に敵國人として引卸され、シアマイカの在キングストン英國官憲に依り俘虜として抑留せられた。

米國政府は之を以て不法の措置と爲し、英佛兩國政府に對し同人の釋放方を要求した。英國政府は『本人は米國市民となることの意味を表示したりとは云へ、法律的には今尙ほ依然獨逸臣民なるが故に之を釋放するを得ず。』と回答した(一九一五年一月四日)。米國政府は重ねて『本人は米國市民となることの意味を表示して以來、現に米國商船の任務に従事し居る。米國の法律(改正市民法第二一七四節)に依れば、米國市民たるの意思を表示したる外國人にして米國の商船に服務する者は、その保護に關しては米國市民と看做さるべしとなつてある。且暫く本人の國籍問題を離れて考ふるも、本人を米國船より拉致するは不法である。本人は倫敦宣言第四十七條に謂ふ所の敵國軍に編入せられたる者ではない。假に之に含まれるとしても、倫敦宣言は國際條約たるの效力を有せざるのみならず、中立港に向ふ中立船から之を拉致するの不法なることは現に南北戰役中のトレント事件に於て英國政府の強く主張した所ではないか。』と駁し(同年三月二日)、別に佛國政府に對しても同様の趣旨を以て抗議した。

その後本件は、同一九一五年四月英佛兩國政府に於て、主義の論點を離れ米國に對する友誼的措置としてビーペンブリンクを釋放したので、一先づ解決を告げた。けれども潮つて本件爭議の曲直を案するに、本人は米國の法律に於て保護に關しては米國市民と看做されて居る者であるとすれば、本人を中立船から拉致したる一事は妥當とは云へまい。然しながら本人にして假に敵國軍編入者であるにしても、中立港に向ふ中立



船から之を拉致するを不法なりと云へる米國政府の主張は、これ亦當を得たる見解とは思へない。倫敦宣言は明かに斯かる輩を俘虜と爲すを得と規定し、之を輸送する中立船が敵港に向ふものなると中立港に向ふものなるとを問はない。倫敦宣言の法的效力の如何は問題とするに足らず、要はその精神に鑑み、敵國軍編入者はその輸送の仕向地が中立港であつても、それが結局敵地に入る者なるに於ては、之を戰時禁制品に準じて取扱ふのが古來の慣例で、隨つて之を拿捕するを非とすべき理由は無い筈である。

二六二四 右のビーペンブリック事件に類似する問題は、第一次大戦中米國と英佛兩國との間に尙ほ別に若干あつた。米船 *Barrington* から佛國軍艦の拉致したる同船事務長の塊人某に關する事件もその一である。彼も亦米國に歸化するの意思を既に表示し、米國にては之を米國市民として保護するものと爲したのであるから、ビーペンブリック事件と殆ど同性質の問題であつた。隨つて之に關する米國と英佛兩國との照覆も、該事件のそれと大同小異に過ぎない。(同人も米國政府の抗議に依り間もなく釋放となつた)。これ等を外に、比較的に爭議の囂しかりしものは米船 *China* 便乗の獨塊人の拉致問題であつた。

米船 *チャイナ* は、これも米國の參戰前の一九一六年二月、上海よりマニラへ向け航行の途に就ける折、揚子江口を距る約十哩の公海にて之に臨檢搜索を行へる英國の一軍艦は、同船便乗の獨逸人二十八名、塊太利人八名、土耳其人二名を船長の抗議を排して拉致し、之を香港の俘虜收容所に送つた。中には醫師や商人もありしといふ。米國國務長官ランシングは同年四月二十日在倫敦大使に電訓し、『公海に於て中立艦より拉致するを得る者は陸海軍人に限らること不動の法則である。木件被拉致人は孰れも敵國軍編入者ではなく、殊にビーペンブリック事件に於ても主張したる如く、中立港に向ふ中立船から敵國人を拉致することは、た

之に類似の事件

The  
China,  
1916.

とひ敵國軍編入者であつても公海に於ける米國船の主權の侵害で、隨つて明かに國際法違反である。』との趣旨を以て英國政府に抗議せしめた。

之に對し英國政府は長文の覆牒を以て之に答へ、中に於て

『倫敦宣言第四十七條に謂ふ所の「敵國軍に編入せられたる」の字句は、同宣言起草委員會の報告に依れば、未だ軍隊に屬するに至らざる豫備兵の如きは之を含まざるものと解釋になつてあるが、この解釋は法的理由よりも實際的理由から來りたるもので、倫敦宣言加入國は、その廢棄の場合には、國際法の一般的原則に背馳せざる限り、別種の措置を執るの自由を有する。獨逸政府が佛白占領地に於ける壯丁を俘虜として拉致するに及び、英國政府は倫敦宣言第四十七條の本來の制限的解釋より離れ、凡そ中立船便乗の敵國の豫備兵役者は、公海の何れの部面に於て遭遇するを問はず、總て之を拉致するの已むなきを感じるに至り、既に一九一四年十一月一日付を以て之を中立諸國政府に通牒してある。今次の戰に於ては、敵人に一の新型が現はれた。即ち國外に送られたる密使で、中立國の主權を無視して害敵の策動を行ふ者がそれである。隨つて適法に逮捕すべき敵國臣民の正確なる意義も、これ亦之に伴うて自ら變化するなきを得ない。チャイナから拉致したる者は即ちこの型に屬する。彼等は印度に叛亂を惹起すべく上海にて種々の畫策を運らした。而してその畫策の發覺せんとするや、その策源地を將に上海よりマニラに移さんとしつたこと、現實の狀況と信據すべき情報とに依り確知するを得た。斯の如くにして彼等は、その既往の行動と將來の意圖は以て便乗の中立船の國旗の保護を享受するの權を事實喪はしめたる者として、英艦に於て之を拉致したのである。一八六一年のトレント事件は事情を之と異にする。當時は敵人を中立船から拉致することに關し何等協定は無かつた。又トレントから拉致せられたる人物も、今回のチャイナのそれとは全然別であつた。トレント便乗のスライデル及びメーソン兩人は、交戰國の一方の外交代表者として歐洲に航行中の者であつた。外交代表者はその任地の中立國領土内に於て陰謀團を組織することを一任務とするといふが如きことは、當時會で聞く所なかつた。斯かる人物



と、將た中立地をば英國領土内に叛亂を鼓吹せんがための庇蔭所と爲し、陰謀の策源地と爲すことを目的とする獨逸の密使たるチャイナ便乗の輩とは、その間に區別の存すること明瞭である。』

と縷述した。けれども米國政府はこの辯明を肯せず、殊に『被拉致者はマニラに行くにもせよ、汽船チャイナにて行くのではなく、英國の盟邦たる日本の法権の下にある長崎に於て他船に轉乘して然る上行くのであるから、愈々以て彼等をチャイナから拉致したることは、實に不法であるのみならず不必要のことなり。』と反駁し、殊に十一月二十六日付(一九一六年)の抗議に於ては、『假にチャイナから拉致せられたる人員の全部が軍事的性質の者とするにもせよ、米國旗を掲ぐる米國船より之を逮捕且拉致するが如きは國際法は之を正當視せず、隨つて米國政府の容認すら能はざる所なり。』と論じ、その即時の解放方を要求した(以上の照覆 *U. S. For. Rel.*, 1916, Supp., pp. 637-8, 666-7 に據る)。斯くて本件照覆は米國の參戰後まで引續いて行はれたが、英國政府は結局何程か折れ、彼等三十八名中兵役年齢満了の者若くは事實豫備兵役者と認むるに及ばざる者は之を解放し、餘は依然俘虜として抑留した。

**二六二五** 第一次大戦中にありては、我國は中立船内敵國人の拉致問題に關しては、交戦國ながら事實殆ど無關心的地位にありしが、第二次大戦に於てはこの問題に直面し、英國との間に重大なる交渉案件を迎へた。淺間丸事件がそれである。第二次大戦にありても、交戦國が敵國の兵役適齡者を中立船内より拉致したのは淺間丸のみではなく、その前後に若干の類例はあつた。開戦後間もなく獨逸軍艦が北海に於て瑞典の一隻に臨檢し、獨逸潛水艦に依り撃沈せられトロウル船から救助されて之に乗つて居りたる英人漁夫十一名を拉致したのを始めとし、次で間もなく英國軍艦は蘭船 *Nieuw Amsterdam* より獨人三十四名を、同年(一

九三九年)十二月八日葡船 *Carvalho* より二十五名を、淺間丸事件の直後の二月六日に同じく葡船の *Yuzon* より六名を、又佛國軍艦が前年十二月四日伊國(當時尙ほ中立の)の商船 *Saurina* より十九名を、孰れも拉致したのはそれである。けれども淺間丸事件は、右の諸例の拉致地點の概して沿岸を距ること稍と遠き公海でありしに反し、公海ながら帝都に極めて接近の地點に於て起つたので、遂に日英兩國の大問題となつた。その始末は概略左の如くである。

昭和十五年二月二十一日、英國の一軍艦が千葉縣野島崎の沖合約三十五哩の地點に於て、折から米國より歸航中の日本郵船會社の淺間丸に臨檢し、是より先き巴奈馬所在の米國スタンダード石油會社の一備船より下船して更にロスアンゼルスより本船に便乗し、日本及び西比利經由にて歸國の途にありし獨逸人四十一名中その二十一名を船長をして引渡さしめ、之を拉致したることである。(外に引渡の要求ありたる獨逸人二名は煙突附近に身を匿して遂に難を逃れたと報ぜられた)。その引渡要求の様子は、本船船長渡部喜貞氏が翌二十日外務省に出頭して報告したる所左の如しとあつた(翌々二十三日『東京朝日』所載)。

『本船は二十一日午後零時五十四分、英國軍艦より本船に對し探海燈を差向け、且空砲一發を放つて停船を命ぜられたため、四本の機關全部を停止した。英軍艦は「我が短艇を送るべし」と信號し、午後一時十八分内火艇一隻差向けた。同艇は本船に横付けとなるや、大尉の服装をした年齢卅二三歳の艇長以下士官三名、水夫九名が乗船し來り、余に面會を求めた。その間内火艇には下士官一名、水夫五名が警戒のため居残つてゐた、右の艇長は余に對して「英國政府の命に依り敵國人を引渡して貰ひたい」と申出したので、余は「敵國人とは誰か」と問ふと、彼は「獨逸人なり、國際法上引渡しを求む」と答へた。』



『余は「國際法上といふも當方の見解では引渡すことは出来ない、獨逸人を以てコントラバンドと認めることは出来ない。獨逸人と言つても一般市民もあるし、婦女子もある筈だ」と答へると、彼は重ねて「然しながら英國政府が昨年發布した獨逸拿捕令に依り交戦國の權利を以て引渡しを要求するのである」と言ひ、余は更に「昨年自分は樺名丸の船長として歐洲から歸國の途中、多數の獨逸人を乗せて新嘉坡にも立寄つたが、斯かる要求には接しなかつた」と反駁すると、彼は黙して答へず、ただ「一應取調べさせて貰ひたい」と言ふので、余も「それはよからう」と許可を與へた。すると彼等は一等社交室に獨逸人船客全部を集め、豫て用意してゐたらしいリストと本船の船客名簿とを照し合せて、その中から二十一名をチェックし、まづ一等船客中の米國スタンダード石油會社のタンカー船長 H. H. Cross にパスポートの提出を命じた。寫眞と本人を見較べた上簡單に「これは連れて行く」と言つたので、彼はビツクリして集つた大勢の獨逸人にこのことを獨逸語で傳へるや、一同は騒然となつた。

『すると豫て警戒中の九名の水兵は一齊にサックからピストルを取出し萬一に備へたが、獨逸人は別に反抗的な態度に出でず、問題は收まつた。斯くて艇長は二十一名の獨逸人を二班に分け、午後二時九分先づ十五名を軍艦へ運び、次で残る六名を運び、二時三十六分軍艦は本船を離れ漸く出航を命じた。

『それで本船は全速力を以て横濱に向つた。拉致された獨逸人の職業は、名簿に依るとオフィサーと稱するものの全部とエンヂニア及び水夫數名であるが、何れも敵國人として能率的なものと認められたものと思はれる。ただ最後に本船を取調べた英國士官の態度は丁寧で、不遜脅迫はなかつた。又本船の無線電信室が武力で閉鎖されたといふこと及び獨逸人軍人が煙突の中に逃げ込んだといふことは、私の知る限りでは事實でなかつた。』

二六二六 右の事件ありたる翌二十二日の夜、谷外務次官は在本邦英國大使の來訪を求め、本件に關する帝國政府の抗議を申傳へたる由で、その抗議の趣旨は、右會談後の同夜半、外務省情報部長の都下諸新聞紙を通じて發表したる左の陳述書の上に明かである。

帝國政府  
の對英抗  
議

『廿一日午後房總半島沖に於て行はれた英國軍艦の我淺間丸臨檢事件に付、谷次官は廿二日午後十一時クレイギー在京英國大使を外務省に招致し、左の通り本件に關する帝國政府の見解及び抗議を申入れた。

『一。一月廿一日午後零時五十分千葉縣野島崎沖五海里の地點に於て一英國軍艦はホノルルより横濱へ歸航の途次に在りし帝國船船淺間丸に對し停船を命じたるを以て、右帝國船船は零時五十四分、北緯卅四度卅四分、東經百四十四度卅一分の地點に停止せる處、右英國軍艦は士官及び水兵數名を淺間丸に派し、國際法上の權利なりとして詳細の理由を説明せず、且同軍艦の艦名すら明示する所なくして乗船獨逸人廿一名の引渡を要求せり。淺間丸船長は右要求を拒絶したるも、英艦の強力に依る前記獨逸人船客の抑留措置を防止し得ざりしものなり。

『二。從來帝國は一般に承認せられたる所に従ひ、公海に於て交戦國の一方が引渡を要求し得る中立國船舶上の交戦國の他方の國民は現に軍隊に編入せられ居る者に限らるべしとの原則を執り來たれること既に英國側に於ても十分承知の通なり。右帝國の態度を十分承知し居るにも拘らず帝國の近海に於て英國軍艦が帝國船舶に對し前項の如き強力處置を執りたることは、英國側の帝國に對する重大なる非友誼的行爲なりと看做さざるを得ず。帝國政府としては本件を極めて重視するものなり。

『三。帝國政府としては今回英國海軍の執りたる處置は之を容認し得ざる所にして、右に關し至急英國政府の十分に於て且根據ある説明を要求するものなり。帝國政府は右抑留せられたる獨逸人を帝國政府に引渡すべきことを要求するの權利を豫め茲に明白に留保し置くものなり。

『四。今次英國側の處置が既に帝國輿論に甚大なる衝撃を與へつつある事實に鑑み、斯かる行爲が今後も繰返へざるに於ては帝國國民の對英感情は益々惡化すべきこと必至にして、帝國政府は茲に日英國交の大局より英國側の深甚なる考慮を要請するものなり。』

二六二七 本件の起るや、我が國論は極度に硬化した。その硬化したる理由には多々あつたが、之を煎じ

第三款 非中立的役務に従事の船及びその載貨

本件の争  
點



つめれば(一)本船の臨検がたとひ公海とはいへ日本近海で、しかも東京灣の直ぐ鼻先に於て行はれたること、(二)平和的航海に従事する中立船より敵國人を拉致したること、(三)その敵國人は敵國の軍人でなき非戦闘員であること、の三點にあつた。けれども右の(一)は、純理論から云へば、交戦國軍艦は苟も中立國の領水外の公海であらば、たとひ中立國の近海にても中立船に對し交戦者權を行使するを得るのであるから、國民的感情の刺戟は別とし、法律的には問題になるまい。之を日英の友好關係に照し非友誼的とは云ひ得られる。けれども國際法上の違法行爲として咎責するには論據薄弱たるを免れない。尙ほ交戦國軍艦が中立領水近接の公海を交戦者權行使のため巡邏することの當否、及びその論議に援引せらるる先例に關しては、追て中立篇に於て論述する。(二)も敵國人の種類如何に依りては平和的航海に従事する中立船より之を拉致するを得ること既定の慣例となつてあるから、一概に凡そ敵國人の拉致を不法なりとは云へない。ただ(三)に至りては議論の餘地ある問題で、前掲の外務省情報部長發表の陳述書にある抗議の主點も此にあつた。この陳述書に『從來帝國は：：現に軍隊に編入せられ居る者に限らるべしとの原則を執り來れること既に英國側に於ても十分承知の通なり』とあるのは、是より先き英國政府が同一月九日在倫敦帝國大使館附海軍武官を通じて、英國軍艦にては獨逸の現役軍人の外、獨逸人技術者又は徵兵適齡者(英國政府の見解では十八歳以上五十歳まで)をも中立船より拉致すべき旨を申越したるに、之に對し我方にては、中立船上に於ける交戦國の現役軍人の場合に於てのみ抑留され得るが、その他の場合は之を爲し得ず、との見解を以て之に答へたこと當時の諸新聞に傳へられ、又有田外相も一月二十四日衆議院各派代表者の招待會に於てこの回答の次第を披露した。

程なく一月二十五日、在東京英國大使は都下新聞記者團を引見し、左の陳述書を朗讀發表した。(これは『東京朝日』所載のものであるが、デアパン アドヴァタイザ一紙所載の英文と對照するに大體同じやうである)。帝國政府の抗議に對し英國政府が正式の回答を寄越すに先だち同大使に於てこの陳述書を發表したことは、我が外務當局者は外交の常例に反すと爲して不満の意を洩らしたが、その手續の是非は別とし、本件に關する英國側の所見は、後に記する英國政府の公文と共に、之に依り窺ひ知ることが能きる。

『日本諸新聞に發表されたる記事及び當大使館に多數日本國民諸氏の來訪に依り表示されたる意見に基きて判斷するに、今回の淺間丸事件に關する諸點に付幾多の誤解ありとの印象を受けたのであつた。例へば日本船を單に停船せしめるといふ一事が日本に對する侮辱なりとする論議の如きものである。余は我が日本の友人諸氏に對して我が英國が、日本國の名譽に對し毀損的行爲に出づるが如きは實にあり得べからざるものであると考へる。

『交戦國が臨検のために中立國船を停船せしめ得る權利は國際的に十分樹立せられ、且日本に於ても確認せられる次第である。事實今次事變中に於て日本海軍は英國船を停船せしめ且臨検すること百九十餘回に及んでゐる。故にこの權利の行使に關しては、兩國間に尠くとも異議はないのである。

『然し日本に於ては、淺間丸が日本沿岸を距る僅々三十五哩の地點に於けるが如き近接せる海上に於て停船せらるべきではなしとも主張するものがある。國際法に従へば、交戦國が中立國船を公海上即ち領海外如何なる地點に於て停船せしむることも合法行爲と認められてゐる。而してこれは日本海軍の慣例とする所である。例證を擧ぐれば、一九三九年五月中、英國定期船ランプーラ號は香港沿岸を距る四哩の、英國領土内より觀望し得る海上に於て、日本海軍に依り停船せしめられ、臨検された。余はこのランプーラ號事件に依りて、淺間丸事件と等しく、何等侮辱的意志の存在せざりしことを確信する。勿論二つの事件には何等直接の關係は存在しないのである。